【仕様書たたき台】標準仕様書（機能）_01_個人住民税

機能名称		仕様書たたき台	業務フローとの対応	選定地方団体_機能要件 B市	C市	D市	E市	H市	I市	標準化候補検討 要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	構成員　WT前ご意見（集約） 検討項目（論点）
1. 当初賦課準備												
1.1. 基本情報管理												
1.1.1.	基本情報管理	賦課期日現在の他業務情報（住記情報、住登外情報、国保情報、介護情報、生活保護情報、後期高齢情報など）や前年度の課税情報などに基づいて、課税の根拠となる新年度基本情報を抽出し、一括で更新・管理（登録、修正、削除）できること。 個別で更新・管理（登録、修正、削除）もできること。 【凡例】 ・黒字　　　：事務局案で必須 ・赤字（太字）：事務局案で実装不可 ・青字（斜体）：事務局案でオプション ・緑字（下線）：必要性について疑義がある	No.1_2 No.3_12,16,20,28 No.4_19	【賦課期日住民確定】 10.住民基本台帳から自動的に賦課期日住民情報を作成できること。また、必要に応じ、修正・追加が容易に出来、入力時に反映されること。 11.賦課期日時点の情報として、氏名・住所・町名コード・続柄・生年月日情報が保持できること。 14.賦課期日時点の外国人情報を反映でき、また賦課期日現在にさかのぼる転出入、出国情報を自動的に反映できること。 28.外国人情報を反映できること。 【他部門情報収集】 40.国民健康保険税（料）の収納額は特徴分、普徴分のｼｽﾃﾑに取り込みができること。また、個別入力もできること。 41.また、誰が、該当の社会保険控除を適用しているか特定、確認が出来ること。（国保情報取り込み） 43.領収日の期間を区切って収納額の取り込みができること。 44.後期高齢者医療保険料の収納額は特徴分、普徴分のｼｽﾃﾑに取り込みができること。また、個別入力もできること。 45.また、誰が、該当の社会保険控除を適用しているか特定、確認が出来ること。（後期高齢情報取り込み） 47.領収日の期間を区切って収納額の取り込みができること 48.介護保険料の収納額は特徴分、普徴分のｼｽﾃﾑに取り込みができること。また、個別入力もできること。 49.また、誰が、該当の社会保険控除を適用しているか特定、確認が出来ること。(介護情報取り込み) 51.領収日の期間を区切って収納額の取り込みができること 52.身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳情報の取り込みができ、対象者の一覧表を作成及び申告書への印刷ができること。 53.手帳所持者だけでなく、介護認定分についても対応し、手帳と認定が重複する人については、優先順位（より重度な方）を自動判定すること。	6.1.1.個人／事業者基本情報作成（3、5、6、10、11、13、15、17、19、20、21、23、24） ■住民基本台帳システムから、1月1日の住民登録データを自動取り込みし、1月1日時点の賦課期日データが作成できること。 ■自動で昨年の住登外課税者についても併せて賦課期日データの作成ができること。 ■1月1日時点の賦課期日データについては、各市任意の日付で処理を行えること。（遡って処理ができる） ■前年度に遺族・障害年金の受給をしている者については、受給フラグを現年度データへ引き継げること。（T） ■引き継いだ遺族・障害年金の受給者については、データ出力できること（T） ■1月1日時点の生活保護情報の取込ができること ■取込をした生活保護情報の該当者については生活保護フラグが付与されること。 ■障害種別、等級、障害者手帳の交付日及び障害者手帳の有効期限情報を障害システムから自動で連携できること。 ■取込んだ障害情報については、システム画面で確認ができること。 ■住登外課税者の宛名が作成できること。 ■住登外課税者の住民登録地情報及び個人番号が登録できること。 ■賦課期日データの氏名、住所については、修正ができること。 ■賦課期日データが作成された該当者については、データの削除ができること。 6.1.3.申告受付登(86、88、90、92、94) ■国民健康保険料の収納状況データを取り込み、取り込んだデータを確認できること。 ■後期高齢者保険料の収納状況データを取り込み、取り込んだデータを確認できること。 ■固定資産税の収納状況データを取り込み、取り込んだデータを確認できること。 ■障害認定状況データを取り込み、取り込んだデータを確認できること。 6.2.3.承継人登録（471、473） ■住基と連携し、本籍地/筆頭者が参照できること。 ■住基と連携し、世帯員の異動履歴が追えること。 6.3.3.更正（税額変更）（666） ■住民税システム内だけの宛名および住民税システム外の他システムとも共通利用できる宛名が作成できること。 6.7.3.個人／事業所課税情報参照（963、991、1002） ■個人情報（カナ氏名/漢字氏名/住所/賦課期日住所/行政区/世帯番号/宛名番号/性別/生年月日/年齢/続柄/口座情報）が参照できること。 ■個人収納状況（各期/月別税額/納付額/未納額/通知書番号/指定番号）が普徴/特徴/年金特徴ごとに参照できること。 ■以下①～⑪の画面に遷移できること。①最新の住民基本台帳情報（戸籍、世帯情報、異動履歴を含む）②発行制限登録画面③メモ機能画面④事業所課税情報参照画面⑤世帯情報、世帯課税画面⑥国税連携データの確認画面⑦画像管理システム⑧管理人登録、送付先登録画面⑨納通発行画面⑩年金特徴の通知結果画面⑪証明発行画面⑫障害情報⑬生活保護情報	［世帯調査票入力・照会］ （21）「住民票」の情報をもとに、１月１日の在住者を正確に把握できること。 （22）１月１日の世帯構成と実態が異なる場合は、世帯構成の変更がオンラインによりできること。 ［確定申告書入力・全般］ （82）確定申告受付時の社会保険料控除対象となる国保税（料）暦年納付額が出力可能であること ［各照会画面・全般］ （167）各照会画面から、メニューに戻ることなく、宛名情報や送付先情報、口座情報などが照会できること。 ［当初課税前処理・全般］ （207）外国人についても、基本台帳ファイルの作成を行えること。 （208）賦課準備処理で作成した基本台帳の索引簿（五十音順・生年月日順）を出力できること。 ［当初課税前処理・全般］ （215）生年月日から、老年者控除・未成年者を自動修正できること。 （240）申告受付における資料として、国民健康保険税（料）・介護保険料の納付額（前年に納付された保険料の集計）の一覧表を出力できること。 ［当初異動処理・未成年者チェックリスト出力］ （283）個人課税情報より、未成年課税対象者のリストを出力できること。 ［当初課税前処理・家屋敷課税管理情報前年繰越］ （251）指定された賦課年度の前年の家屋敷課税管理情報を繰り越して家屋敷課税管理情報を作成できること。	［課税対象者管理・対象者個人］ （26）課税年度ごとに賦課期日の住所、氏名、生年月日、年齢、性別、続柄を保持し、それぞれの年度の情報を個別に登録・修正できること （27）賦課期日の居住状況を、市内居住者、市外居住者、死亡者、遠隔地被扶養者、賦課期日前転出者、その他に区分して登録・修正できること ※複数の項目でも上記内容が管理できれば可 ※他の画面でも簡単な操作で確認できれば可 （28）賦課期日現在の住民記録・住登外情報・前年度課税対象者情報から新年度課税対象者情報を一括で登録できること （29）課税権がないと判断した人を、翌年度以降の課税対象者一括登録で課税対象者に登録されないようにする機能があること （30）住記システムから賦課期日に関係する住所異動情報を取得し、一括で課税対象者の登録・修正・消除ができること ［課税対象者管理・生活扶助入力］ （36）生活扶助の該当者かどうかがが分かること 生活扶助手当受給開始～終了日が登録・修正できること ［課税対象者管理・障害者入力］ （37）障害者の区分情報（特別障害or普通障害）が登録・修正できること ［課税対象者管理・寡婦入力］ （38）寡婦（夫）情報（死別or離別）が登録・修正できること ［課税対象者管理・未成年・成年擬制入力］ （39）未成年または成年擬制であることが登録・修正できること ［扶養・専従者管理・障害者区分入力］ （50）障害の区分（特別or同居特別or普通）を選択し、登録・修正できること ※設定入力時に、扶養区分が未設定だと入力できないなどの整合性をチェックし、誤りがある場合はエラーメッセージを表示すること ［当初課税資料台帳・課税台帳参照］ （70）賦課期日の住所、氏名、生年月日、年齢、性別、続柄が課税年度ごとに表示できること ［給与支払報告者管理・受給者情報］ （241）給与受給者の受給者番号・氏名・徴収方法等画面照会できること	19:新年度課税事務の対象となるべき住民及び非居住者を捕捉し、その年度における当該対象者に係る情報を管理するための基礎情報を登録できること。 20:課税資料が届く可能性を考慮し、課税事務対象者には、前年中の死亡・転出・消除者を含めて登録できること。 さらに、以下の対象者についても同様に課税事務対象者とできること。 ・前々年１２月に転出した者。（１２月分給与が年明け１月に支給され給報が届く可能性を考慮） ・前年課税において課税資料登録のある非居住者（市内で事業を行っている市外住登者の確定申告書が届くことを考慮） 21:新年度課税事務対象者の基本情報として、賦課期日時点の氏名・住所・続柄・個人番号・住基世帯番号・状態区分(死亡・転出・住登外など）を管理できること。 22:課税事務対象者の登録と削除をすることができること。 28:賦課期日時点に障害者に関する情報(種別・等級もしくは特別障害・普通障害区分)を外部データから移入・登録し、オンライン画面で確認することができること。 また、障害者区分はオンライン入力により変更できること。 (注)この情報は資料合算時において、障害者控除の適用可否の検査に用いることを想定。	【1.1.1.基本情報管理】 賦課期日現在の他業務情報（住記情報、住登外情報、国保情報、介護情報、生活保護情報、後期高齢情報など）や前年度の課税情報などに基づいて、課税の根拠となる新年度基本情報を抽出し、一括で更新・管理（登録、修正、削除）できること。 個別で更新・管理（登録、修正、削除）もできること。 【1.1.40.課税台帳作成】 住登者は住民基本台帳をもとに、住登外者は前年度の課税台帳を複製して新年度課税台帳を作成できること。ただし、住登外者全てを引き継ぐか、前年課税のある対象者のみを引き継ぐかを選択できること。 未申告者がいた場合は、住登者か住登外者か確認できること。 【10.1.2.他システム連携（入力）】 他システム（統合宛名　国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、生活保護等）と連携し、情報（住登宛名情報、住登外・法人宛名情報、口座情報、送付先、納税承継人・納税管理人・成年後見人情報、年金特徴、高額療養費支給情報、生活保護受給情報等）を入力できること。	課税客体の情報を把握し正確な課税を実現するため、課税の根拠となる台帳情報の管理機能は、必須の想定です。 管理項目については、住記情報情報、住登外情報で指す項目は自明であり詳細な記載は不要と判断しています。 また、国保情報、介護情報、生活保護情報、後期高齢情報は、課税の根拠となる法令に規定された必要情報を管理できれば良いため、詳細な記載は不要と判断（法令に基づくため管理項目は自明と判断）しています。 機能の記載粒度について、選定団体の機能要件では、他業務情報の業務ごとに必要な情報を列挙することで記載粒度が細かくなっている認識です。 ただし、団体間で管理すべき情報に本質的な差異はなく、また、上記の管理項目についてに記載のとおりに、保持すべき項目が自明な情報は詳細な記載は不要と判断しております。	＜確認事項＞ 他業務システムとの連携状況について確認させていただきます。 [対象と想定する情報] ・住民記録 ・国保情報 ・介護情報 ・生活保護情報 ・後期高齢情報 ・障害者情報 ※以下について確認させてください。 その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①取り込み対象とする他業務情報 2団体よりデータ取り込みによる他業務システム情報の取得を実装している旨ご回答いただきました。 下記情報の取り込機能をオプション機能として追加いたします。 ［対象とする情報］ ・住民記録 ・国保情報 ・介護情報 ・生活保護情報 ・後期高齢情報 ・障害者情報 ②他業務情報の取り込み方式について 取り込み方式（実施頻度、実施手法）について下記のとおりとして、業務上問題がないかを確認いたします。 ※J市のご回答を基に整理しています。 ［対象とする情報］ ・住民記録　　（実施頻度：即時　実施手法：自動） ・国保情報　　（実施頻度：即時　実施手法：自動） ・介護情報　　（実施頻度：即時　実施手法：自動） ・生活保護情報　（実施頻度：随時　実施手法：手動） ・後期高齢情報　（実施頻度：即時　実施手法：自動） ・障害者情報　　（実施頻度：随時　実施手法：手動） ③「住登外者全てを引き継ぐか、前年課税のある対象者のみを引き継ぐかを選択できる」機能が必要（全住登外者を引き継ぎたい）かを確認いたします（必要な場合は、業務上必要な理由も併せてご回答ください） ④質疑回答 （Q-1）口座情報は、宛名の管理という理解でよいか。 ⇒住民税業務で必要な情報として、口座情報を明記いたします。 （Q-2）「前年中の死亡・転出・消除者を含めて登録できること」は、課税資料の関連付けや被扶養者の関連付け（主に前年中死亡者）のために必須ではないか ⇒以下の機能を別要件として、追加いたします。 「課税資料の関連付けや被扶養者として課税対象者との関連付けを行うため、前年中の死亡・転出・消除者を含めて、基本情報を登録できること」 （Q-3）課税対象者または住登外被扶養者を課税対象外者として管理し、課税されないようにする機能は必要ないか。 ⇒下記の例示以外に想定する業務上の管理の必要性がないか確認いたします。 ◆例１：住民登録があるが非居住者であるため課税すべきでない者を課税対象外者とする機能 ⇒「2.3.3. 他自治体課税対象者管理」が該当する想定です（第2回WTでご確認いただく予定です）。 ◆例２：住登外被扶養者は基本的に課税対象者ではないが、何らかの原因で課税資料が提出された場合に、誤って課税されることを防ぐ機能が必要ではないか。 ⇒課税資料登録チェック、資料合算チェックのアラート条件として整理する想定です。 (Q-4)何を照会画面に表示するかは、画面操作性に関する事項のため本仕様書では取り扱わない、との理解でよいか。 ⇒ご認識の通りです。 （Q-5）住民記録情報について賦課期日後の異動情報が自動更新されること。生活保護情報については、賦課期日現在だけでなく、賦課期日後の開始や終了等、異動情報も参照できること。 ⇒賦課期日時点の情報とは分けて管理する必要があるか(異動履歴を管理できれば分ける必要はないか）を確認いたします。 ⑤その他対応事項 ・「管理」の記載に参照を追加 ・他業務情報として「障害者情報」を追加 ・課税情報がある対象の削除操作にかかるアラート機能を追加
1.1.2.		課税対象者個人に対して、メモを管理（登録、参照、修正、削除）できること。メモは複数個登録ができること。		【更正処理】 342.毎年引き継ぎができるメモ、世帯で共通のメモ、個人のメモの入力、管理が可能なこと。 343.メモがある場合ははっきりとあることが一目で分かるようになっていること。 【問い合わせ】 370.課税前後において、共通して管理できる個人メモ、世帯メモ、DV情報があること。 381.特徴事業所毎にメモ機能を有すること。	6.7.4.メモ作成・管理（1027-1034） ■宛名番号ごとにメモ機能があり、年度に関係なく、全件表示及び保持されること。 ■メモの修正/削除ができること。 ■メモが複数登録できること。 ■メモ登録がある場合、課税情報参照画面等において、メモ登録していることがわかること。 ■①課税資料や課税情報参照画面等を開いた際、メモ内容がユーザー側でわかるよう表示されること。 ■①のように表示されるかどうかは、ユーザー側で表示/非表示の選択ができること ■登録したメモの登録年月日及び登録者の履歴（記録）が残ること。 ■宛名番号ごと、かつ、単年度単位でのみ登録でき、表示されるメモが別にあること。 ■国税データごとに、メモの登録/修正/削除ができること。	［共通・メモ情報］ （17）メモ情報の管理が行えること。 （18）メモ情報の入力は、課税資料の無い人においても、入力することができること。 （19）メモ情報は照会や異動の各画面から随時呼び出しができ、入力・照会ができること。 ［当初課税前処理・メモ情報前年繰越］ （250）指定された賦課年度の前年のメモ情報を繰り越してメモ情報を作成できること。	［共通・メモ機能］ （22）個人ごとでメモの登録・修正・照会ができること		【1.1.3.基本情報管理】 課税対象者個人に対して、メモが登録・修正・削除できること。メモ（100文字程度）は複数個登録ができ、時系列順に表示できること。	メモ機能は必須の想定です。（台帳項目で管理しきれない情報や引継ぎ内容等を記録するため） その際、右記の詳細について確認させていただきます。	＜検討事項＞ ①メモを入力している場合に、画面・リスト等の何かしらの手段でその旨を確認できる機能を必須とするか。（台帳の画面に限られた文字数の特記事項を登録できるケースと、画面展開して文字数を確保するケースがあると想定されるため） ＜追加要件（案）＞ メモ情報の登録有無が容易に確認できること。 ＜確認事項＞ メモの実装方式として以下のような機能詳細の要望について確認させていただきます。 ・メモの管理単位（1.1.3.に記載した管理単位以外に「課税資料単位での管理」等の要望があるか） ・分類の機能（情報の種類）の要否 ・重要度の設定機能の要否 ・公開範囲（自業務のみ、全業務共通、利用者権限で指定等）の設定機能の要否 ・管理期限の設定の要否 ・1件ごとの必要文字数 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①メモ機能の要件として、以下の整理となる認識です。 ◆必須としたい機能 ・課税対象者個人に対してのメモ情報を管理する機能 ・メモを複数個登録できる機能 ・賦課年度単位にメモを管理する機能 ・重要度の設定機能 ・メモ情報の登録有無が容易に確認できる機能 ◆オプションを許容する機能 ・課税資料単位にメモを管理する機能 ・個人単位（通年）でメモを管理する機能 ・個人単位（通年）で管理するメモの再転入時の紐づけ機能 ・登録したメモの分類を設定する機能 ◆提供側・技術的な観点での意見確認が必要 ・メモ1件当たりの文字数の実装可能な上限を確認 （100文字以上、200文字以上、500文字以上、無制限） ⇒要件としては最大値で必須とする想定です。 ・メモの公開範囲の実装可能な設定 （権限単位、税目単位、ユーザ単位） ⇒実装可能な仕様を整理し、オプション機能での要件化の想定です。 上記について、個人住民税業務での必要性の整理結果としてAPPLICに提示し、データ移行の阻害要因とならないか、実現性のある仕様かを確認いただき、必要に応じて修正案の作成を依頼する想定です。 ②確認事項 ・登録者・管理者以外の削除・変更を不可とする保護機能について、利用を想定する運用確認させていただきます。
1.1.3.		*賦課年度単位、個人単位（通年）でメモを管理（登録、参照、修正、削除）できること。メモはそれぞれ複数個登録ができること。*			6.7.4.メモ作成・管理（1026） ■宛名番号ごとにメモ機能があり、年度に関係なく、全件表示及び保持されること。	［共通・メモ情報］ （20）登録されたメモ情報は、必要に応じて翌年に継承することができること。				B,C,D市及びY社において、通年もしくは年度引継ぎ機能が記載されているため、一定程の必要性が認められることから、オプションとしての要件化が妥当と考えます。	※上記1.1.2.と合わせ、メモの実装方式を確認いたします。 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①確認事項 ・一括登録機能について、利用を想定する運用を確認させていただきます。 ・登録年月日、登録者名の管理について、利用を想定する運用を確認させていただきます。 ・世帯単位のメモ管理について、利用を想定する運用を確認させていただきます。 ②質疑回答 （Q-1）メモに題名を付ける機能は検討しなくてよいか。メモ複数登録を記載すれば、見分けのため題名がつくことは自明か。 ⇒題名の登録は見やすさを確保するための機能と想定しております。画面上の表示にかかる機能であるため要件化は原則不要と判断しております。
1.1.4.		資料番号に対する検索結果から個人を指定し、基本情報の修正・削除・照会ができること。					［賦課更正管理・課税資料連携］ （177）課税資料を検索・特定し、課税台帳と課税資料の紐付けができること ※課税資料（確定申告書・市申告書・公的年金報告書・給与支払報告書・異動届出書・切替届出書・その他各種課税資料に添付されている資料等）をオンライン操作で課税台帳と関連付けできること ［賦課更正管理・課税資料イメージ参照］ （178）すでに登録されている課税資料のイメージファイルを照会できること		【1.1.4.基本情報管理】 資料番号に対する検索結果から個人を指定し、データの修正・削除・照会ができること。	課税資料（紙資料に記載した資料番号等）から個人を特定するための機能として必須の想定です。 E市の記載は課税原票イメージ管理システムにかかる記載である認識です（本業務の対象外）。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①オプション機能として記載を修正いたします（全団体で必須の判断とはならないため）。 ②質疑応答 （Q-1）仕様の意図が不明です。 ⇒要件の考え方・根拠に記載した通り、課税資料の資料番号から個人を特定し、該当する個人の基本情報（1.1.1.）を参照、更新する機能を想定しております。

機能名称		仕様帯たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点）	検討項目（論点）
1.1.5.		社会保障税番号制度対応を実施していること。 ・個人番号（マイナンバー）の管理 ・他自治体等との所得情報の照会事務 ・マイナンバー真正性確認事務　　など ※個人番号（マイナンバー）の管理については、社会保障税番号制度対応必要な機能を実装できていれば、団体内統合宛名等のサブシステムでの管理を想定する仕様も可とする。			6.2.4. 当初通知書交付（575, 577） ■個人番号をキーとして住金外課税者の住基ネット一括照会用データが出力できること ■住基ネット一括照会結果データを取り込み、宛名登録の修正ができること 6.3.3. 更正（税額変更）（675, 677, 679, 681） ■個人番号をキーとして住金外（市外）被扶養者の住基ネット一括照会用データが出力できること ■住基ネット一括照会結果データを取り込み、宛名登録の修正ができること ■個人番号をキーとして家屋敷課税者の住基ネット一括照会用データが出力できること ■住基ネット一括照会結果データを取り込み、宛名登録の修正ができること				【1.1.5. 基本情報管理】 社会保障税番号制度対応を実施していること。 ・個人番号（マイナンバー）の管理 ・他自治体等との所得情報の照会事務 ・マイナンバー真正性確認事務　　など	社会保障税番号制度対応は必須の想定です。 D市が要件化している住基ネット経由での照会データ作成はマイナンバー真正性確認事務に含まれる認識です。 その他団体については、要件の記載がなく、機能の記載粒度としては、制度対応に必要な機能を実装する必要があることが明示的であるため、本記載で問題ないと考えます（なお、中間サーバとの連携仕様も自明であるため、詳細化は不要と判断しています）。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①社会保障税番号制度対応するための機能の実装を要求する仕様として、記載粒度が適切であるか、APPLICに対して、提供側・技術的な観点での意見確認を実施します。 記載の粒度に問題がある場合は、共通的な解釈が可能な記載例の提示も併せて依頼します。
1.1.6.	世帯管理	配偶者、被扶養者、専従者等の関連付けを行い、世帯の管理（登録、参照、修正、削除）ができること。	No. 2_15 No. 3_3 No. 8_13	【賦課期日住民確定】 15. 外国人の混合世帯は同一世帯として管理ができること。 【賦課期日住民確定】 13. 賦課期日時点の同一世帯内の配偶者を判定できること。同一世帯に子が2人、子の妻が2人というような場合もそれぞれの夫婦をリンク付けできること。	6.1.1. 個人／事業者基本情報作成（7） ■前年中に死亡、転出が同一世帯にいる際には、世帯情報画面から扶養の選択を行えること。 6.1.3. 申告受付登（85） ■被扶養者の所得が確認できること。 6.2.2. 扶養否認登録（428） ■同世帯内で、専従者控除あり専従者給与なし/専従者控除なし専従者給与ありのチェックができること。 6.7.3. 個人／事業所課税情報参照（972-974） ■配偶者控除（控対配/老控対配）と配偶者特別控除（配偶者の合計所得）の扶養状況が参照できること。 ■扶養人数が区分（特定/老人/同居老親/一般/年少/特別障害/同居特別障害/普通障害）ごとに参照できること。 ■該当の本人条件（本人特別障害/本人普通障害/老年者/寡婦/寡婦特/寡夫/勤労学生/未成年/夫有/妻有/生活保護/乙欄/租税条約/寄附特例）が参照できること。	【扶養・専従者入力・全般】 （189）扶養情報の管理が行え、「扶養者」と「被扶養者」の関係を管理する機能があること。 【扶養・専従者・扶養】 （333）扶養一覧の出力が可能なこと。	【課税対象者管理・扶養・専従者・配偶者表示】 （40）登録されている扶養者・事業専従者・控除対象配偶者が表示できること 【扶養・専従者管理・扶養・専従者住所】 （45）扶養者の就課期日情報（住所、氏名、生年月日、年齢、性別、続柄）が課税年度ごとに登録・修正・照会できること 【扶養・専従者管理・専従者区分入力】 （51）専従者の区分（配偶者専従or その他専従）を選択し、登録・修正できること 【扶養・専従者管理・被扶養者住所参照】 （52）被扶養者が遠隔地扶養該当の場合、被扶養者の住所地を同一画面又は簡単な操作で表示できること 【扶養・専従者管理・控除者区分入力】 （47）控除者の区分（扶養者or専従者or控除対象配偶者）が登録・修正・照会できること （48）控除対象配偶者の区分（一般or老人orなし）を選択し、登録・修正できること ※設定入力時に配偶者生年月日から老人・一般をチェックし、誤りがある場合はエラーメッセージを表示すること （49）扶養者の区分（一般or特定or老人or同居老親or年少orなし）を選択し、登録・修正できること ※設定入力時に扶養者生年月日から扶養区分をチェックし、誤りがある場合はエラーメッセージを表示すること	23:就課期日住所の行政町ごとに世帯単位で連番で付番する台帳番号を管理できること。 （注）住基上の世帯番号とは異なる個人住民税独自の番号である （注）主要帳票の出力順の制御や帳票への表示を想定 30:課税事務対象者に対し、住基世帯内における続柄情報から判断して、課税事務対象者同士の配偶者関係を登録できること。 また、配偶者関係はオンライン入力により変更できること。	【1.1.6. 世帯管理】 配偶者、被扶養者、専従者等の関連付けを行い、世帯の管理（登録、修正、削除）ができること。	配偶者、被扶養者、専従者を課税対象者と紐づけて管理する機能は、控除の判断に必要な情報であり、正確な課税の実現のために必須の想定です。 C,E市については、画面での参照項目や操作性にかかる記載を詳細化しておりますが、税世帯として配偶者、被扶養者、専従者を関連付けて管理する機能が必要であるため、記載粒度は仕様書叩き台の記載で問題ないと考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①確認事項 下記要件が必要かについて確認いたします（不要とする団体がある場合はオプション機能での追加とします）。 「被扶養者等の二重登録（被扶養者として登録済みの個人を別の課税対象者の被扶養者として登録すること）ができること」
1.1.7.		世帯外被扶養者の情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 また、住金外被扶養者についても管理（参照、登録、修正、削除）できること。			6.1.1. 個人／事業者基本情報作成（9） ■前年度、結ついている世帯外被扶養者がある場合には、世帯情報画面から扶養の選択を行えること。 ■被扶養者（市外）について、宛名情報が作成できること 6.3.3. 更正（税額変更）（667, 668） ■市内別世帯の該当を被扶養者として登録でき、被扶養者ひも付け画面に表示されること。 ■住金外（市外）の該当を被扶養者として登録でき、被扶養者ひも付け画面に表示されること。 6.3.3. 更正（税額変更）（683, 685, 689） ■被扶養者のひも付け登録/解除ができること。 ■被扶養者のひも付け画面で、被扶養者の合計所得金額が、控配/配特/扶養の所得制限を超える場合、ひも付けができないよう制御されること。 ■登録後の個人課税情報参照画面に扶養OK/NGが表示されること。	【異動処理・全般】 （39）世帯外の扶養・専従者・配偶者を登録することができること。	【扶養・専従者管理・被扶養者登録】 （53）被扶養者が世帯外の場合は、宛名情報から検索・引用して被扶養者の追加ができること		【1.1.7. 世帯管理】 世帯外被扶養者の情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 また、市外被扶養者についても管理（参照、登録、修正、削除）できること。	上記の機能と同様の理由から、世帯外、住金外者であっても被扶養者情報の管理は必須の想定です。 C市については、画面での参照にかかる記載を詳細化しておりますが、税世帯として配偶者、被扶養者、専従者を関連付けて管理する機能が必要であるため、記載粒度は仕様書叩き台の記載で問題ないと考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。
1.1.8.		基本情報から、世帯情報が容易に確認できること。				（各照会画面・全般） （168）個人照会機能から、世帯照会機能へ遷移することができること。			【1.1.8. 世帯管理】 個人照会機能から、世帯照会機能へ遷移することができること。	原則画面表示は検討対象外ですが、本機能がない場合、業務効率の著しい低下が想定される（個人と世帯情報の切替（メニュー画面を経由した切替を想定）の都度、対象の検索が必要となる）ため、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。
1.1.9.		世帯情報から、個人の基本情報を容易に確認可能なこと。					【扶養・専従者管理・賦課管理画面遷移】 （67）世帯情報管理から世帯員の賦課状況を照会する画面に遷移できること		【1.1.9. 世帯管理】 世帯照会機能から、世帯員の個人照会機能へ遷移することができること。	原則画面表示は検討対象外ですが、本機能がない場合、業務効率の著しい低下が想定される（個人と世帯情報の切替（メニュー画面を経由した切替を想定）の都度、対象の検索が必要となる）ため、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。
1.1.10.		被扶養者の所得情報や被扶養者から扶養情報を見た場合、誰の扶養者になっているのか確認できること。							【1.1.11. 世帯管理】 同一世帯内での扶養重複や世帯相互間の扶養重複が確認できること。被扶養者の所得情報や被扶養者から扶養情報を見た場合、誰の扶養者になっているのか確認できること（扶養チェックは当初賦課処理以外でも実施できること）。	要件化しているのは1団体のみですが、本機能がない場合、業務効率の著しい低下（該当又は被扶養者の個人情報と世帯情報の切替（メニュー画面を経由した切替を想定）の都度、対象の検索が必要となること）が想定されます。原則画面表示は検討対象外ですが、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。
1.1.11.		同一世帯内や世帯相互間の扶養重複を確認できること（扶養チェックは任意のタイミングで実施できること）。			6.2.2. 扶養否認登録（395, 396） ■扶養重複がシステム上管理できること。（世帯画面で二重でひも付けができること） ■芯処理の結果重複して扶養の紐付けがされた該当者について抽出、出力されること。 6.3.3. 更正（税額変更）（686） ■重複して被扶養者の登録がされている該当のエラー表示ができること。	【扶養・専従者入力・全般】 （190）所得要件超えや二重扶養などのエラーチェックが、入力時点でできること。 （191）登録されている扶養情報について、一括処理によるエラーチェックを行い、エラーデータをリストアップできること。 【当初課税前処理・全般】 （209）基本台帳ファイル内の、世帯主無し、及び世帯主重複チェックを行い、結果リストを出力できること。			【1.1.11. 世帯管理】 同一世帯内での扶養重複や世帯相互間の扶養重複が確認できること。被扶養者の所得情報や被扶養者から扶養情報を見た場合、誰の扶養者になっているのか確認できること（扶養チェックは当初賦課処理以外でも実施できること）。	複数の課税対象者に対して、同一人を被扶養者とすることは出来ないため、扶養重複のチェックは必須の想定です。 具体的な機能（運用）イメージについて確認をさせていただきます。	<確認事項> 構成員のシステム運用を確認した上で、下記のいずれでも問題ない場合は左記の要求事項で問題ないかを確認させていただきます。なお、画面遷移については、詳細な定義を行わない想定です。 ①特別な機能がない運用 ・被扶養者の情報をオンラインで照会し、職員が扶養情報を目視確認してチェックするパターン （チェック機能による重複確認ではないため、マンパワーが必要かつヒューマンエラーが発生するリスク高い。） ②個別登録の流れで確認できる機能 ・扶養登録の際に既に被扶養者となっている場合はアラートが上がるなど、個別登録の流れでチェックが効くパターン ③一括登録処理時にチェックされる機能 ・扶養登録処理（資料取込み等）で扶養重複するものがエラー出力されるパターン（個別に登録する情報については①のとおり目視でチェック） ④帳票等で事後的にチェックする機能 ・登録済みの扶養情報をもとに、重複リストを出力するパターン ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①機能の修正 任意のタイミングの一例として下記を記載いたします。 ＜想定する重複判定のタイミング＞ ③扶養登録の際に既に被扶養者となっているかを判定（登録は可能） ②資料情報取り込み等の一括登録処理時判定 ③登録済みの扶養情報をもとに判定
1.1.12.		*個別に扶養情報を登録する場合、過去の扶養者情報から引き継いで登録できること。*				【扶養・専従者入力・全般】 （192）扶養情報の登録時には、入力作業を効率よく行うため、前年情報や世帯情報からの引用ができること。 （193）前年の扶養マスタから前々年の死亡者と転出者以外の情報を当年データとして引き継げること。 【扶養・専従者・扶養専従者情報前年継越】 （337）前年の扶養専従者情報を指定年度に継越すことができること。扶養主に世帯調査表がないデータは継続さない。				扶養情報の個別登録が多い場合は必要性が高い機能です。 扶養情報登録を電子データ取込みを主体とする場合は、必要性は低くなる想定であるため、オプションとしての要件化が妥当と考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①機能の修正 扶養者情報の引き継ぎについて補足するため下記の通りに表現を修正いたします。 「個別に扶養情報を登録する場合、過去の扶養者情報から引き継いで（過去の扶養者情報から、任意の情報を選択して）登録できること」

機能名称		仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討項目（論点）
1.1.13.		住記世帯とは別に税世帯を管理（登録、修正、削除）できること。							【1.1.13.世帯管理】 住記世帯とは別に税世帯を管理（登録、修正、削除）できること。	1団体のみ要件化しておりますが、課税計算を正確に実施するために住登外被扶養者や世帯外扶養者を課税対象者と紐付けて、税世帯を管理する機能は、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。 ※ご質問にある「税世帯＝扶養情報という認識でよろしいでしょうか」については、ご認識の通りです。 1.1.6.の機能にある通り、「配偶者、被扶養者、専従者等の関連付け」をした情報となります。
1.1.14.	事業所情報管理	事業所情報として、納入区分（特別徴収・普通徴収）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 任意に納入区分の変更ができること。	No.1_6		6.1.1.個人／事業者基本情報作成（47） ■事業所徴収区分（特別徴収/普通徴収）、納入書作成フラグ（作成する/作成しない）、総括表作成フラグ（作成する/作成しない）、納入書特徴税額印字フラグ（印字する/印字しない）の登録/変更ができること。				【1.1.14.事業所情報管理】 事業所情報を納入区分（特徴・普徴）別に管理（参照、登録、修正、削除）できること。 任意に納入区分の変更ができること。	特別徴収義務者としての事業所以外に、普通徴収切替理由書提出により特別徴収がない事業者等を管理するため、事業所情報として納入区分（特別徴収・普通徴収）の管理は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。
1.1.15.		事業所情報には、基本情報（法人番号、事業所名（漢字・カナ・アルファベット・数字））、代表者氏名、連絡先、所在地、本店（所在地、郵便番号、電話番号）、送付先）、特別徴収義務者指定番号、eLTAXの納税者ID、特記事項（メモ）を管理（登録、参照、修正、削除）できること。	No.1_6,8	【給報収集】 65.eLtax給報の特徴対象者を特徴事業所指定してある事業所番号に結び付けができ、その事業所が正しいか抽出し確認が出来ること。また、結び付けをした納税者IDと特徴事業所指定番号を次年度以降に引き継ぐことが出来ること。 【外部媒体連携】 172.特徴対象者を特徴事業所指定してある事業所番号に結び付けができ、その事業所が正しいか抽出し確認が出来ること。また、結び付けをした特徴事業所指定番号を次年度以降に引き継ぐことが出来ること。 【問い合わせ】 378.特徴事業所の調定情報が照会できること。 379.事業所調定の内訳（個人別明細）が照会できること。 385.特徴事業所の調定情報が照会できること。 386.事業所調定の内訳（個人別明細）が照会できること。 387.特徴事業所毎にメモ機能を有すること。	6.1.1.個人／事業者基本情報作成（32-35、37、38、40-43、45、48、51-55、57） ■既存事業所の検索、特定ができること。 ■既存事業所のデータが修正できること。 ■新規事業所の登録ができること。 ■eLTAXの連携端末から取り出した利用届のデータが取り込めること。 ■eLTAXの利用届と、事業所の宛名をひも付けできること。 ■住民税事業所の登録/変更ができること。 ■事業所の法人番号/個人番号が登録/変更ができること。 ■法人登記住所の登録/変更ができること。 ■部署名/屋号名の登録/変更ができること。 ■備考欄（任意入力できる項目）の登録/変更ができること。 ■電話番号の登録/変更ができること。 ■送付先の登録/変更ができること。 ■他税目システム（固定資産税（土地、家屋、償却））、法人住民税、事業所税、軽自動車税、収納管理、滞納整理）と連携し他税目システムにて使用をしている事業所宛名については他税目システムで使用していることが確認できること。 ■個人事業主の作成をする際に、個人番号の入力ができること。 ■入力をした個人番号と紐づく住基の個人を関連づけできること。 ■住基の個人と個人事業主が個人番号でひも付いていることがわかること。 ■法人住民税システムと住民税システムで共通の宛名が使えること。 ■事業所情報の削除ができること。 6.1.2.申告書出力（70） 6.3.3.更正（税額変更）（714） ■事業所課税情報参照画面にデータが反映されること。 6.7.3.個人／事業所課税情報参照（1023） ■以下①～⑤の画面に遷移できること。①メモ機能画面②電話番号登録画面③事業所の住登外宛名照会画面④送付先登録画面⑤画像管理システム		［給与支払報告者管理・事業者種別の登録修正］ （228）事業所種別（特別徴収事業所or普通徴収事業所）の登録・修正ができること ［給与支払報告者管理・納税者IDの登録修正］ （229）eLTAXの納税者ＩＤを登録・修正ができること ［給与支払報告者管理・代表義務者管理機能］ （231）市域に支店が複数あり、全ての支店分を給報業務を総括する部署がある場合、連絡先や書類の送付先を管理する機能があること ［給与支払報告者管理・除籍事業者の入力］ （232）特別徴収事業者でなくなった理由（除籍区分）及びその年月を登録・修正できること ※除籍区分：廃業or倒産or合併　など ［給与支払報告者管理・特徴事業所の指定拡大対象の把握］ （245）特徴事業所の指定のため、受給者総人員（本市在住の在職者だけでなく他市町村の在職者も含む事業所全体での在職者人数）が３人以上の事業所で普徴事業所となっている事業所を抽出し、データ出力できること		【1.1.15.事業所情報管理】 事業所情報には、基本情報（法人番号、事業所名（漢字・カナ・アルファベット・数字）、本店（所在地、郵便番号、電話番号））、送付先（名称、所在地、電話番号、郵便番号）、市の指定番号事業所番号、eLTAXの納税者ID、給報の個人明細件数、特記事項（メモ）を管理（登録、修正、削除）できること。 【1.1.19.事業所情報管理】 eLTAX税額通知対象の事業所について、電子正本及び副本の送付先としてメールアドレスを管理できること。	特別徴収義務者の基となる情報であるため、事業所情報の管理は必須の想定です。 また、4団体、全事業者で関連機能が定義されています。定義のない団体についても他の要件で事業所情報を前提とした一覧作成等の記載があることから基本的な機能と認識しております。 ※事業者情報として、通年で管理する情報（年度単位では管理が不要な情報）を管理するための機能を想定しています。 C市の機能要件では、管理項目ごとに（登録、参照等）を記載しているため、記載粒度が細かくなっていますが、団体間で管理すべき情報に本質的な差異はないことから、仕様書叩き台の粒度で問題ない者と判断しています。、 なお、eLTAXのIDとの紐づけは4団体の対比表にあり、1ベンダが定義しています。また、全ての団体・ベンダでeLTAXの運用が在ることから、記載されていない機能要件・機能一覧でも前提事項として管理できるものであり、必須機能と想定しています。 （ID管理が必要な機能） ・1.4.4.、1.4.8.eLTAX給報取込 ・4.1.6.eLTAX特別徴収税額通知	<確認事項> 事業所情報として、本店情報が必須か確認させていただきます。 （特別徴収義務者、給与所得者の異動届出や給与支払報告書に記載のある事業所情報を管理できれば良い認識です。） ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①本店情報はオプションでの管理項目といたします。 ②オプション機能の追加 ・特別徴収税額決定、変更通知の送付希望を管理する機能をオプションとして追加いたします。 <送付希望> 電子媒体での受取希望（eLTAX以外）、早期発送希望、手渡し希望（同じ市役所関係の特徴）、特別徴収税額決定通知の納税義務者用（３号別表）のみ希望 ・下記の機能をオプション機能として追加いたします。 「他税目で作成した事業所情報を反映して、個人住民税の事業所情報を登録できること。」 ③確認事項 ・以下の項目を必須の管理項目として違和感がないか（管理項目としていない項目がないか）確認いたします。 メールアドレス、個人事業主・法人の区分、電子申告、返戻有無、休業、除籍区分（法人成、廃業、解散、取消）、除籍年月、異動入力日 ・「提出された給与支払報告書の情報を事業所ごとに確認できる画面が必要」とのご意見を頂戴しておりますが、資料登録情報を「提出した事業所で検索」出来ればよいか、「事業所情報として給与支払報告書の特定の項目を管理する」必要があるかを確認いたします。
1.1.16.		*事業所情報から送付先の設定有無を容易に確認できること。*							【1.1.16.事業所情報管理】 事業所情報を修正する際に同一画面上で送付先の設定有無を確認できること	原則画面表示は検討対象外ですが、事業所情報の異動登録（所在地変更、代表者変更等）の際に送付先情報の修正漏れを防ぐための実装が望ましい機能であり、オプションとしての要件化が妥当と考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①実装必須の機能とすべきかを確認させていただきます。
1.1.17.	特別徴収義務者情報管理	事業所情報から特別徴収義務者情報を容易に確認できること。			6.1.1.個人／事業者基本情報作成（46、56） ■特徴指定番号の付番ができること。（自動付番もできること。） ■照会画面において異動履歴の確認ができること。 6.3.3.更正（税額変更）（707、777） ■該当事業所の検索、特定ができること。 6.7.3.個人／事業所課税情報参照（969） ■指定番号/事業所名/受給者番号/整理番号が参照できること。 6.7.3.個人／事業所課税情報参照（1005、1007、1008） ■事業所名/住所/郵便番号/指定番号/法人番号/宛名番号/電話番号/総括表作成フラグ/納入書作成フラグ/徴収区分が参照できること。 ■納期特例事業所の場合、その旨が参照できること。 ■特徴月割と退職所得の画面表示がタブ等により切り替えできること。	［当初異動処理・給報未提出事業所一覧出力］ （252）事業所管理情報より抽出されたデータの給報未提出事業所一覧を出力できること。	［給与支払報告者管理・給与支払報告者の登録・修正］ （226）課税年度ごとに登録・修正・照会ができること ［給与支払報告者管理・特別徴収個人明細］ （227）課税年度ごと事業所ごとに特徴対象者の一覧・対象者ごとの月割額・事業者の月額納付額・特徴総額（年額）の照会ができること		【1.1.23.特徴義務者情報管理】 事業所情報管理画面から特別徴収義務者の情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 また、履歴管理ができること。 【1.1.28.特徴義務者情報管理】 産業分類を管理（参照、登録、修正、削除）できること。	原則画面表示は検討対象外ですが、本機能がない場合、業務効率の著しい低下が想定される（事業所情報と特別徴収義務者情報の切替（メニュー画面を経由した切替を想定）の都度、対象の検索が必要となる）ため、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。
1.1.18.		特別徴収義務者情報には、基本情報（給報の個人明細件数、特記事項（メモ））を管理（登録、修正、削除）できること。	No.1_6,8	【給報収集】 65.eLtax給報の特徴対象者を特徴事業所指定してある事業所番号に結び付けができ、その事業所が正しいか抽出し確認が出来ること。また、結び付けをした納税者IDと特徴事業所指定番号を次年度以降に引き継ぐことが出来ること。 【外部媒体連携】 172.特徴対象者を特徴事業所指定してある事業所番号に結び付けができ、その事業所が正しいか抽出し確認が出来ること。また、結び付けをした特徴事業所指定番号を次年度以降に引き継ぐことが出来ること。 【問い合わせ】 378.特徴事業所の調定情報が照会できること。 379.事業所調定の内訳（個人別明細）が照会できること。 385.特徴事業所の調定情報が照会できること。 386.事業所調定の内訳（個人別明細）が照会できること。 387.特徴事業所毎にメモ機能を有すること。	6.1.1.個人／事業者基本情報作成（32-35、37、38、40-43、45、48、51-55、57） ■既存事業所の検索、特定ができること。 ■既存事業所のデータが修正できること。 ■新規事業所の登録ができること。 ■eLTAXの連携端末から取り出した利用届のデータが取り込めること。 ■eLTAXの利用届と、事業所の宛名をひも付けできること。 ■住民税事業所の登録/変更ができること。 ■事業所の法人番号/個人番号が登録/変更ができること。 ■法人登記住所の登録/変更ができること。 ■部署名/屋号名の登録/変更ができること。 ■備考欄（任意入力できる項目）の登録/変更ができること。 ■電話番号の登録/変更ができること。 ■送付先の登録/変更ができること。 ■他税目システム（固定資産税（土地、家屋、償却））、法人住民税、事業所税、軽自動車税、収納管理、滞納整理）と連携し他税目システムにて使用をしている事業所宛名については他税目システムで使用していることが確認できること。 ■個人事業主の作成をする際に、個人番号の入力ができること。 ■入力をした個人番号と紐づく住基の個人を関連づけできること。 ■住基の個人と個人事業主が個人番号でひも付いていることがわかること。 ■法人住民税システムと個人住民税システムで共通の宛名が使えること。 ■事業所情報の削除ができること。 6.1.2.申告書出力（70） ■事業所情報の登録/変更ができること。 6.3.3.更正（税額変更）（714） ■事業所課税情報参照画面にデータが反映されること。 6.7.3.個人／事業所課税情報参照（1023） ■以下①～⑤の画面に遷移できること。①メモ機能画面②電話番号登録画面③事業所の住登外宛名照会画面④送付先登録画面⑤画像管理システム		［給与支払報告者管理・事業者種別の登録修正］ （228）事業所種別（特別徴収事業所or普通徴収事業所）の登録・修正ができること ［給与支払報告者管理・納税者IDの登録修正］ （229）eLTAXの納税者ＩＤを登録・修正ができること ［給与支払報告者管理・代表義務者管理機能］ （231）自治体内に支店が複数あり、全ての支店分を給報業務を総括する部署がある場合、連絡先や書類の送付先を管理する機能があること ［給与支払報告者管理・除籍事業者の入力］ （232）特別徴収事業者でなくなった理由（除籍区分）及びその年月を登録・修正できること ※除籍区分：廃業or倒産or合併　など ［給与支払報告者管理・特徴事業所の指定拡大対象の把握］ （245）特徴事業所の指定のため、受給者総人員（本市在住の在職者だけでなく他市町村の在職者も含む事業所全体での在職者人数）が３人以上の事業所で普徴事業所となっている事業所を抽出し、データ出力できること		【1.1.15.事業所情報管理】 事業所情報には、基本情報（法人番号、事業所名（漢字・カナ・アルファベット・数字）、本店（所在地、郵便番号、電話番号））、送付先（名称、所在地、電話番号、郵便番号）、市の指定番号事業所番号、eLTAXの納税者ID、給報の個人明細件数、特記事項（メモ）を管理（登録、修正、削除）できること。 【1.1.19.事業所情報管理】 eLTAX税額通知対象の事業所について、電子正本及び副本の送付先としてメールアドレスを管理できること。	特別徴収義務者情報の管理は、必須の想定です。 なお、選定団体で基本情報として記載されている情報は、1.1.14.-1.1.22.で網羅できているため、本機能での列挙は不要と判断しております。 ※特別徴収義務者情報として、課税年度単位で管理が必要な情報を管理するための機能を想定しています。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①オプション機能の追加 オプション機能として下記の機能を追加いたします。 ・給報の個人別明細の内訳件数（特徴・普徴（退職）・普徴（その他））を管理（登録・修正・削除・照会）できること。 ・個人別明細なしの給報について、受付の有無を管理（登録・修正・削除・照会）できること。 ・個人事業主について、特徴義務者情報と事業主個人の基本情報は分けて管理できること。 ・特別徴収義務者単位での調定情報（月割額、、特別徴収総額（年額）、退職分の調定額）を容易に確認できること。
1.1.19.		事業所ごとに①納入書や総括表送付の要・不要、②eLTAX税額通知の正本・副本送付を設定できること。	No.1_6,8		6.1.1.個人／事業者基本情報作成（47） ■事業所徴収区分（特別徴収/普通徴収）、納入書作成フラグ（作成する/作成しない）、総括表作成フラグ（作成する/作成しない）、納入書特徴税額印字フラグ（印字する/印字しない）の登録/変更ができること。	［給報受付入力・更新］ （60）事業所からの提出状況を「報告人員」「次年度総括表の要否」「特別徴収納付書の要否」「納期特例事業所であるかの区分」等の情報の登録機能があること。	［給与支払報告者管理・給報提出分類の登録修正］ （230）給与支払い報告書の提出方法（給報分類）の登録・修正ができること ※電子媒体 or eLTAX or 紙		【1.1.18.事業所情報管理】 また、事業所ごとに①納入書や総括表送付の要・不要、②eLTAX税額通知の正本・副本送付を設定できること。	総括表の作成対象、特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化対象の事業者を特定し、効率的に必要書類の送付を実施するために、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①機能要件の追加 「eLTAX税額通知の正本・副本送付の設定及びeLTAX税額通知用のメールアドレスを給与支払報告書の情報に基づき更新できること。」

機能名称		仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討項目（論点）
1.1.20.		納期特例の対象、承認日、承認取消日を管理（登録、参照、修正、削除）できること。	No.1_6,8		6.1.1.個人／事業者基本情報作成（49） ■納期特例の対象/対象外、納期特例の開始/終了期間の登録/変更ができること。 6.3.3.更正（税額変更）（778-780、782、784、785） ■事業所ごとに納期の特例の該当として登録ができること。 ■登録した場合には任意の開始期間と終了期間が設定できること。 ■納期の特例の該当/非該当の変更ができること。 ■納期の特例の事業所について事業所課税情報参照画面に「納期特例」と表示されること。 ■当年度に納期の特例の該当として登録した事業所について、翌年度課税登録時において納期の特例の事業所として納期限が自動で変更されること。 ■納期の特例の事業所の抽出及び出力ができること。 ■納期の特例の承認通知が印刷できること。	［納期特例・全般］ （32）納期特例の情報を、年度ごとに管理できること。 （33）納期の特例申請があった場合、または納期特例の適用がなくなった場合に、事業所の設定を年度途中からでも変更できること。			【1.1.20.事業所情報管理】 登録した納期特例情報が参照できること。	納入書作成、納期限管理、納期ごとの納入金額管理のために納期特例情報の管理は必須の想定です。 承認日の管理にかかる運用について、右記を確認させていただきます。	＜確認事項＞ 納期特例情報の登録時に承認可否をチェックする運用としているかを確認させていただきます。 ※原則は、納期特例情報の登録時点では、納期特例の条件（給与所得者の人数、前年度の納入状況等）確認が完了しているため、チェック機能は不要と認識しています 業務上、承認日、承認取消日（開始日、終了日）を管理する必要性がなければ、納期特例の適用情報（適用・解除）のみを管理できれば良い認識です。 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①機能の修正 以下の通り、機能の記載を修正いたします。 「納期特例情報（適用、解除）、納期の特例の開始月、終了月を管理（登録、参照、修正、削除）できること」 ②オプション機能の追加 オプション機能として、「納期特例承認通知書」及び「納期特例取消通知書」の出力機能を追加いたします。
1.1.21.		特別徴収義務者情報に紐づく、異動のあった個人確認できること。			6.3.4.異動情報受付登録（特別徴収者）（791） ■該当者/該当事業所の検索、特定ができること。		［給与支払報告者管理・受給者人員］ （236）給報総括表の受給者総人員を登録・修正ができること ※他に判断できる項目・内容があれば、できなくても可（具体的な対応方法を記述すること） ［給与支払報告者管理・報告人員］ （237）給報総括表の報告人員（在職者・退職者）を登録・修正ができること ※指定番号の入力ミスなどをチェックするため、報告人員が前年度と大きく違う法人の抽出に使用 ※他の方法でチェックが可能であれば、この機能は無くても可		【1.1.21.事業所情報管理】 事業所照会機能から、異動のあった個人を事由ごとに表示できること。 問合せや通知発送作業の際に、特徴事業所内で異動（退職・転勤・税額更正等）があった人だけを表示して、問合せ対応や通知書引き抜き作業等を行うケースを想定。	原則画面表示は検討対象外ですが、特別徴収義務者の納入額の変更があった場合などで、特別徴収義務者単位に異動のあった個人の課税情報を確認することは日常的に発生する業務であるため、個人を容易に特定する機能は、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①確認事項 ご意見にある「所属人数が多い事業所に対する確認を容易にするための機能（毎回全件チェックでは効率が上がらない場合も考えられるため）」について、想定する運用と必要な機能を確認させていただきます。 確認した結果を踏まえて、必要な機能を追加いたします。
1.1.22.		特別徴収義務者情報から、個人の基本情報を容易に確認できること。			6.7.3.個人／事業所課税情報参照（1016、1017） ■特徴している個人が参照できること（非課税者含む）。 ■該当者を選択すると、個人課税情報参照画面に遷移できること。				【1.1.22.事業所情報管理】 事業所照会機能から、個人照会機能へ遷移することができること。	原則画面表示は検討対象外ですが、上記の要件で特定した個人の基本情報等を確認するための機能であるため1.1.22.と合わせて、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。
1.1.23.	年金特別徴収義務者情報管理	年金特別徴収義務者の情報（年金特徴義務者名、eLTAX年金保険者コード、年金特別徴収義務者指定番号、送付先）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。							【1.1.32.年金特徴義務者情報管理】 年金特別徴収義務者の情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。	要件化は1団体、1事業者のみですが、年金支払報告書情報との紐付けや年金特別徴収税額の通知等に必定な情報であるため、年金特別徴収義務者の管理は必須の想定です。 ただし、右記について確認させていただきます。	＜確認事項＞ 現行の年金特徴義務者の管理方法について確認させていただきます。 ①年金特別徴収義務者として管理している（特別徴収義務者（給与）とは分けて管理（登録先のマスタが異なるイメージ）している） ②特別徴収義務者（給与）とは区別せずに登録している（登録先のマスタは同じで区分等で管理するイメージ） ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。 ※確認事項について、②の実装方式のみであれば、特徴義務者情報管理として統合することも想定しておりましたが、①の実装とする団体も混在しており、統合は不要と判断いたしました。 （機能として要求すべき内容は仕様書たたき台の記載で不足がなく、実装方式を制限する表現ともしていないため問題ない認識です。）
1.1.24.	遡及（予定）転出・遡及転入者管理	遡及（予定）転出・遡及転入者の情報を自動または任意で抽出し、基本情報（賦課期日現在住民）として個別／一括にて管理（参照、登録、修正、削除）できること。 ただし、既に課税情報の登録があるものについては、自動での基本情報の削除は行わず、対象者を確認できること。	No.1_1		6.1.1.個人／事業者基本情報作成（22、25、26、28、29） ■賦課期日データの作成をされなかった該当者については、賦課期日データへ該当者の追加ができること。 ■1月1日異動日の遡り転出入者については、転出入の入力日で期間を指定した上で抽出ができること。 ■抽出をしたデータについては出力できること ■抽出をした1月1日に遡って転出をした該当者については、手動で賦課期日データから削除できること ■抽出をした1月1日に遡って転入をした該当者については、手動で賦課期日データへ追加ができること	［世帯調査票入力・更新］ （23）１月１日以前に遡って転入や死亡などの異動が行われた個人を、オンラインにより追加できること。 ［異動処理・全般］ （37）処理対象者、課税対象年度、課税年度を指定して、徴収方法の変更ができること。 ［当初課税前処理・全般］ （210）前年に転出した人の一覧表を出力できること。 （211）前年に職権消除された一覧表を出力できること。		24:住基異動連携に基づき、賦課期日状態区分が変更となる遡及異動（転出・転入・出生・死亡等）者を捕捉できること。 （注）遡及異動把握において、住民登録事務担当課における異動日入力誤りを異動入力後に訂正入力している場合があるため、訂正後の状態で遡及判定すること 25:捕捉した遡及異動者について、賦課期日住所等の基本情報を一括して変更できること。また、その結果についてデータ出力または一覧表出力により対象者を確認できること。 26:捕捉した遡及異動者について、賦課期日住所等の基本情報をオンラインで変更することができること。	【1.1.33.遡及（予定）転出・遡及転入者管理】 遡及（予定）転出・遡及転入者の情報を自動または任意で抽出し、基本情報（賦課期日現在住民）として個別／一括にて管理（参照、登録、修正、削除）できること。	住民記録システムの情報を基にした遡及異動（データ取込みによる一括処理を想定）は必須の想定です。 個別に把握した遡及異動情報に対応するために個別の管理機能も必須となる認識です。 ただし、課税情報が登録されているものについては、職員が確認の上、対応するものと考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。
1.1.25.	納税承継人・納税管理人等管理	納税承継人・納税管理人・成年後見人等の情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。	no.12_3		6.2.3.承継人登録（469、478、482、485-488、490-492、495、496） ■承継人を登録している場合、課税情報参照画面等において承継人登録していることがわかること。 ■承継人の登録ができること（複数人）。 ■承継人の取り消し/変更ができること。 ■承継人情報（氏名）が登録できること。 ■承継人情報（住所）が登録できること。 ■承継人情報（続柄）が登録できること。 ■承継人情報（個人番号）が登録できること。 ■納税管理人の登録ができること。 ■承継人と区別できること ■郵便の宛先に管理人情報が反映されること。 ■納税管理人の登録期間が設定できること。 ■納税管理人を登録している場合、課税情報参照画面等において納税管理人登録していることがわかること。				【1.1.34.納税承継人・納税管理人等管理】 納税承継人・納税管理人・成年後見人等の情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。	納税義務者を正確に把握し、納税通知書の送付等を確実に実施するため、納税承継人・納税管理人・成年後見人の情報管理は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①確認事項 ・「納税承継人・納税管理人・成年後見人等」の記載を「納税承継人・納税管理人・成年後見人、保佐人、補助人、相続人、相続人代表者」に修正いたします。 管理対象のうち必須とする必要がないものがないか確認いたします。 ・宛先の印字について下記の機能を追加いたします。 「納税管理人等に送付する場合、宛先を「［納税管理人等氏名］様(［課税対象者氏名様］分)として印字できること。」 必須機能としてよいか確認いたします。 ※「納税管理人等が登録されているものの抽出機能が必要」とのご意見がございましたが、リストや一覧の出力についてはEUC機能、対象者の抽出後の画面操作を目的とする機能であれば検索機能での実装を想定しています。
1.1.26.	生活保護情報管理	*生活保護システムとデータ連携し、生活保護情報が更新されること。*	No.1_3	【他部門情報収集】 生活保護者の情報が他システムから提供されるとき、自動的に取込みができること。また、個別入力もできること。		［資料合算入力・全般］ （111）生活保護情報の取り込みを行うため、一括処理による取り込み機能があること。 ［当初異動処理・生保情報パンチ取込］ （284）生活保護情報パンチデータより、個人課税の生活保護区分及び開始日付・終了日付を更新できること。			【1.1.36.生活保護情報管理】 生活保護システムとデータ連携し、生活保護情報が更新されること。 【1.1.37.生活保護情報管理】 扶助の種類（生活扶助・生活扶助以外）も管理（参照、登録、修正、削除）できること。	連携機能の必要性は、各団体の生活保護システムの導入状況によるため、オプションとしての要件化が妥当と考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。 ※その他の他業務情報との連携は1.1.1.で整理した結果を踏まえて、機能を追加します。
1.1.27.	送付先管理	個人住民税の送付先を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 「特別徴収義務者」と「納税義務者」それぞれ別の送付先を設定できること。	No.1_1,6,8	【返送分処理】 303.個人住民税についての書類発送先を管理できること。（税目毎に設定できる）		［世帯調査票入力・更新］ （24）各納付書の送付先変更登録機能があること。	［共通・送付先管理］ （23）納税通知書等の送付先を納税義務者ごとに設定できること （24）納税管理人・成年後見人等を区分して個別送付先を登録・修正できること ※送付先をコード等で管理していなくても、通知文の宛名に納税管理人〇〇・成年後見人〇〇と区分して印字できれば可		【1.1.38.送付先管理】 個人住民税の送付先を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 「特徴義務者」と「納税義務者」それぞれ別の送付先を設定できること。	各種通知書作成等に必要となるため、送付先情報の管理は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①機能の修正 送付先として管理が必要な情報を記載いたします。 「送付先（名称、所在地、電話番号、郵便番号）」 ※「送付先が登録されているものの抽出機能が必要」とのご意見がございましたが、リストや一覧の出力についてはEUC機能、対象者の抽出後の画面操作を目的とする機能であれば検索機能での実装を想定しています。
1.1.28.	送付先期間の管理	*送付先を変更する期間(変更開始日及び変更終了日)を管理し、通知書等に反映できること。*			6.1.2.申告書出力（74） ■送付先設定がある場合、郵便の宛先に反映されること。 6.2.4.当初通知書交付（554、555） ■送付先設定がある場合、郵便の宛先に反映されること。 ■住民税事業所の設定がある場合、郵便の宛先に反映されること。		［当初特徴通知書等作成・通知書等送付先指定］ （159）住所地と異なる送付先指定がある場合、宛て先を送付先に変更できること ［当初普徴通知書等作成・送付先設定］ （168）住所地と異なる送付先指定がある場合、宛て先を送付先に変更できること ［給与支払報告者管理・総括表印刷送付先指定］ （235）所在地と異なる送付先指定がある場合、宛て先を送付先に変更できること		【1.1.39.送付先期間の管理】 送付先を変更する期間(変更開始日及び変更終了日)を管理し、通知書等に反映できること。	送付先の移転、移設、転居等の予定を把握している際の設定漏れを防ぐために必要な機能と考えますが、期間設定による制御を規定しているのはI市のみであるため、オプションとしての要件化が妥当と考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。
1.2. 給与支払報告書（総括表）作成管理												
1.2.1.	総括表発送対象抽出	*一定の条件（前年度情報等）を指定し、給与支払報告書（総括表）発送対象者を抽出できること。*	No.2_1			［当初課税前処理・全般］ （232）総括表の発送を不要とする事業所を事前に設定することができます。また、その一覧を作成できること。	［給与支払報告者管理・新年度給与支払報告者情報作成］ （247）給与支払報告者の前年度の給与支払報告者情報を元に一括で新年度の給与支払者情報の作成ができること ※除籍となっている事業者は給与支払報告者情報が作成されないこと ［給与支払報告者管理・総括表発送区分の継承］ （248）前年度の給与支払報告者情報から、新年度分の総括表を作成できること ※宛名情報・指定番号・徴収区分の情報が印刷されること ※総括表の発送区分（発送するor発送しない）が新年度に継承されること	1:一定の基準に基づき、新年度の給報総括表の発送が不要と判断される事業所については自動的に総括表を作成しないように設定できる、または該当事業所を抽出してデータ出力もしくは一覧表出力ができること。 (例)前年の報告が退職給報のみである事業所 (例)前年報告受給者(従業員）の全員が市外転出した事業所 (例)過去２年において給報の提出がない事業所 (例)法人住民税事務で閉鎖されている事業所 2:所在地・名称・送付先等の総括表記載項目の情報を抽出したデータを出力もしくは一覧表を出力できること。 4:事業所のうち市内の個人事業主について、当該個人の確定申告書において、青色専従者を有しているが、総括表の発送対象となっていない者を抽出して、データ出力あるいは一覧表を出力することができること。 5:事業所のうち市内の個人事業主について、住民登録における当該個人の宛名番号を管理することができること。 13:事業所ごとに直近の年度において提出された給報が手書きであったか否かを管理できること。	【1.2.1.総括表発送対象抽出】 一定の条件（前年度情報等）を指定し、給与支払報告書（総括表）発送対象者を抽出できること。	抽出日時点の給与支払報告書（総括表）発送対象者（送付設定の抜け漏れ）を確認するために必要な機能と考えます。 特別徴収義務者数が多い場合は効率化のために必要性は高い認識ですが、EUC等の汎用抽出機能での運用も可能と考えられるため、オプションとしての要件化が妥当と考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①機能の修正 抽出条件の例として下記の記載を追加いたします。 ＜抽出条件の例＞ ・退職者のみの事業所、廃業・休業中の事業所、電子媒体での提出事業所以外の前年度給報提出事業所 ・給報（明細書）の出力希望
1.2.2.		給与支払報告書（総括表）の発送情報（発送/停止希望情報）を管理（登録、参照、修正、削除）し、総括表作成処理に反映（停止希望のある事業者作成対象から除外し、発送希望としたものは作成対象として処理）ができること。	No.2_1,6	【給報総括表作成】 5.総括表の発送が必要、不要な事業所について別途強制的に指定ができること。 8.強制的に発送を必要とした事業所一覧が作成できること。（ＥＵＣによる代替運用でも可。） 9.強制的に発送を不要とした事業所一覧が作成できること。（ＥＵＣによる代替運用でも可。）		［給報受付入力・更新］ （60）事業所からの提出状況を「報告人員」「次年度総括表の要否」「特別徴収納付書の要否」「納期特例事業所であるかの区分」等の情報の登録機能があること。 ［当初課税前処理・全般］ （231）抽出した総括表発送対象事業所を加除できること。	［給与支払報告者管理・総括表発送状況管理］ （233）給与支払報告書総括表の発送区分（発送するor発送しない）を登録・修正できること	3:事業所のうち市内の個人事業主について、当該個人の住民登録情報を参照して氏名、住所等の変更や死亡等を確認するためのデータを出力もしくは一覧表を出力することができること。 6:誤って事業所情報を重複して登録したものがないかを確認するため、重複が疑われる事業所の情報を抽出し、データ出力もしくは一覧表を出力できること。 (例)名称が同一である事業所 (例)所在地が同一である事業所 7:事業所ごとに総括表を作成する・しないの区分を管理できること。	【1.2.2.総括表発送対象抽出】 一定の条件（発送/停止希望情報等）を指定し、総括表の送付停止処理ができること。 eLTAXを利用している事業所、特徴対象者がいない事業所には総括票を送付しないため、対象者から除外する。	給与支払報告書（総括表）の発送、発送停止の設定を管理し、出力要否を制御する機能は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①オプション機能に変更いたします（全団体での必須とは判断できないため）。 ②オプション機能の追加 オプション機能として以下の機能を追加いたします。 「給報（明細書）の出力希望（発送希望/発送希望なし）を管理し、総括表作成処理に反映（発送希望としたものは作成対象とし、発送希望なしの事業者は作成対象から除外して処理）ができること。」

機能名称		仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討項目（論点）
1.2.3.	総括表作成	給与支払報告書（総括表）を一定の出力条件を指定し、作成できること。 *データで一括出力もできること。*	No.2_2	【給報総括表作成】 1.前年度中の課税台帳情報（個人住民税賦課データ）をもとに給報総括表の作成ができること。 3.普通徴収分についてもマスタで管理でき、特徴同様に作成ができること。 4.特徴分と普徴分を分けて出力できること。 6.総括表を作成した事業所の一覧表が作成できること。	6.1.2.申告書出力（71、76） ■ユーザー側で総括表発送対象事業所の条件を指定できること。（条件については別紙「総括表発送対象事業所抽出条件.xlsx」参照） ■ユーザー側で指定した条件で一括抽出し大量帳票印刷用の総括表発送対象事業者一覧データが出力できること。 ■指定した総括表様式に印字されること。	［当初課税前処理・全般］ （230）事業所に送付する総括表のデータの抽出、作成処理、及び総括表の作成が行えること。また発送対象事業所は前年度のデータから抽出可能なこと。 （242）賦課年度を指定して、ソート番号の指定順に並んだ給報総括表と事業所一覧を出力できること。事業所調定情報から賦課年度をマイナス１したデータを抽出できること。また事業所管理情報に総括票を出力した事業所を更新できること。 （243）発送用の封筒・タックシール等を作成できること。	［給与支払報告者管理・給与支払報告書受付データ作成］ （244）給与支払報告者データ（宛名番号、指定番号、事業所名、事業所名カナ、事業所所在地）を出力できること。 ※給与支払報告書の提出受付事務を委託する際に委託事業者に提供 ※年１回（１２月ごろを想定） ［給与支払報告者管理・総括表印刷データ作成］ （249）外部プリンタで新年度の総括表を印刷するために、PDF等の汎用的な形式で印刷データの一括作成ができること	8:総括表作成対象となっている事業所について給報総括表を出力できること。 総括表には指定番号、所在地、名称のほかに、郵送先の郵便番号・住所・宛先及び郵便バーコードが印字できること。 9:給報資料登録時の事務負荷軽減のため、総括表によってその事業所が特徴事業所か普徴事業所かを識別することができること。 (例)特普区分を印字する (例)特徴・普徴で別用紙を利用する 10:発送時の同封物の内容を変更するために、当該事業所の前年度の給報提出方法が紙・電子媒体・eLTAXのいずれであったかを識別する内容を総括表に印字することができること。 11:発送時に同封する個人別明細表の枚数を識別するために、当該事業所の前年度の報告において、給報が手書きであったか否か並びに受給者人員を識別する内容を総括表に印字することができること。 14:総括表は市の発送事務の効率性を考慮し、市で異なった出力順で出力することに対応できること。 (例)事業所所在地の市内・市外区分、または郵便番号 (例)事業所の特徴・普徴区分 (例)提出方法(紙・電子媒体・eLTAX)区分 15:総括表作成事業所について、出力内容に関する情報をデータ出力できること。 16:事業所ごとに関与税理士情報を管理できること。また、その情報をデータ出力できること。 17:総括表が発行できること。 18:次年度の総括表発送が不要となる事業所である旨を管理できること。 (注)総括表発送後、既に廃業している等の連絡が入ることがある。その時点において、当該事業所に対し次年度以降総括表が作成されないように管理することができること。	【1.2.3.総括表作成】 給与支払報告書（総括表）を一定の出力条件を指定し、作成できること。 データで一括出力もできること。	選定団体の全団体で要件化されており、当初課税対象者分の給与支払報告書の作成機能は必須の想定です。 データ出力については、印刷委託等の運用により必要性が異なる（自庁内で大量印刷する場合は必須ではない）と考えられるため、オプションとしての要件化が妥当と考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。
1.2.4.		総括表を再印刷することができ、その時点での事業所登録状況により事業所指定番号を指定して印刷できること。		【給報総括表作成】 2.出力する項目の設定・修正及びレイアウトの修正ができること。（事業所番号等、事業所を管理する画面で所有するデータについて） 3.総括表を再印刷することができ、その時点での事業所登録状況により事業所指定番号を指定して印刷できること。	6.1.2.申告書出力（75） ■ユーザーによる個別印刷に対応していること。				【1.2.4.総括表作成】 総括表を再印刷することができ、その時点での事業所登録状況により事業所指定番号を指定して印刷できること。	印刷設定、住所登録の誤りや総括表の汚損などへの対応のため、再印刷機能は必須の想定です。 また、初回印刷後に情報の修正を実施している場合、総括表送付までの期間で異動があった事業者等については、印刷時点での情報を反映する機能も必須と考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①オプション機能に変更いたします（全団体での必須とは判断できないため） ②再印刷を随時印刷可能とする表現に修正します。
1.3. 申告書作成管理												
1.3.1.	申告書発送対象抽出	*一定の条件（前年度情報、年齢、未申告者、発送希望者、生活保護の有無等）を指定し、個人住民税申告書発送対象者を抽出できること。*	No.2_6	【個人住民税申告書作成】 29.賦課期日住民情報を前年の個人住民税課税台帳から自動抽出ができること。抽出条件は、毎年の条件変更にもシステム設定（パラメータ等）で対応できること。 30.住民基本台帳に記載のある人については、指定日現在の住民記録からの抽出も行えること。 32.個人住民税申告書の作成対象一覧が作成できること。 33.個人住民税申告書の送付対象者の宛名ラベルが印刷出来ること。（抽出条件も設定できること） 34.家屋敷課税対象者抽出分で申告書が作成できること。 35.宛名情報や賦課期日住民情報を前年の個人住民税課税台帳から家屋敷課税対象者の抽出ができ、家屋敷課税対象者一覧が作成できること。		［異動処理・全般］ （46）賦課準備の申告書発送者抽出により抽出した申告書発送対象者のデータを変更できること。 ［当初課税前処理・全般］ （236）住民税申告書の発送対象者の抽出が行えること。 ［当初課税前処理・住民税申告書出力］ （249）世帯調査票情報の申告書出力区分が”出力する”であるデータを抽出し、住民税申告書を出力できること。	［課税対象者管理・市申告書発送者抽出］ （43）条件を指定し、住民税申告書を発送する課税対象者を抽出できること ※税務署から提供される確定申告書送付者を発送対象外にできること	34:新年度の課税事務対象者のうち、予め指定した条件に該当する者を抽出し、住民税申告書発送対象者として設定できること。 35:住民税申告書発送の対象／非対象の管理は、オンライン入力により変更できること。	【1.3.1.申告書発送対象抽出】 一定の条件（前年度情報、年齢、未申告者、発送希望者、生活保護の有無等）を指定し、住民税申告書発送対象者を抽出できること。	抽出日時点の個人住民税申告書発送対象者（送付設定の抜け漏れ）を確認するために必要な機能と考えます。 チェック作業の効率化のために必要性は高い認識ですが、EUC等の汎用抽出機能による運用も可能と考えられるため、オプションとしての要件化が妥当と考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①オプション機能のままとします（全団体での必須とは判断できないため）
1.3.2.	申告書発送情報管理	申告書の発送/停止希望情報の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。 また、前年の発送/停止希望情報を引継できること。		【個人住民税申告書作成】 36.発送が必要、不要な該当者について別途強制的に指定ができること。	6.1.2.申告書出力（61） ■一括抽出前に個別に、発送の要/不要のフラグが設定できること。 6.1.3.申告受付登録（127） ■確申不要者については、その旨が表示されること（自動判別ができること）。	［世帯調査票入力・更新］ （25）「申告書」の印刷を『強制的に行う』『強制的に行わない』を制御するための登録ができること。 ［異動処理・全般］ （47）住民税申告書を発送する対象となる者を管理するテーブルに、発送対象の個人データを追加できること。 （48）住民税申告書を発送対象となっている個人を管理するテーブルから、発送対象の個人を取消すことができること。 ［当初課税前処理・全般］ （237）住民税申告書発送対象者を抽出する際に強制追加・強制削除が可能なこと。		39:老人ホーム所在地など、予め指定した住所に居住する住民に対する申告書は別グループで出力できること。（申告書発送時に施設長宛でまとめて発送するため） 40:申告書を作成した対象者について、作成日を一括登録するなどして、申告書を作成(発送)した旨が識別できるようにすること。また、オンライン画面照会により確認できること。 (注) 発送後に市民からの問い合わせに対応することを目的としている。 41:当初賦課後の８月頃に未申告者に対し改めて申告書を送付する事務を行っているため、発送日が画面照会により確認できること。 42:住民税申告書の破損や再発送に対応できるよう、課税事務対象者について住民税申告書がオンラインで出力できること。 43:住民税申告書発送に係る次年度向けの情報が管理できること。 (例)例年確定申告をしていた者が次年以降確定申告が不要となり、住民税申告書の提出が必要となることが判明した場合などを想定。	【1.3.2.申告書発送情報管理】 申告書の発送/停止希望情報の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。 また、前年の発送/停止希望情報を引継できること。	不要な申告書の出力を防ぎ、効率的な帳票印刷を実現するため、個人住民税申告書の発送、発送停止の設定を管理する機能は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。
1.3.3.		発送/停止希望情報に応じて、申告書の作成処理（発送希望者分は出力し、停止希望分は出力しない制御）ができること。							【1.3.3.申告書発送情報管理】 一定の条件（発送/停止希望情報等）を指定し、申告書の送付停止処理ができること。	1団体のみの要件化となりますが、上記で指定した通り、個人住民税申告書の発送、発送停止の設定に応じて、出力要否を制御する機能は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	①オプション機能の追加 オプション機能として下記の機能を追加いたします。 「申告書発送希望者で、前年の営業・農業・不動産の所得がある対象者を抽出できること」 ②確認事項 オプション機能として、「税務署から提供される確定申告書送付者を住民税申告書の発送対象外に設定できること」の追加要望がございますが、具体的な運用について確認させていただきます。 <想定する運用> ・税務署から提供される確定申告書送付者の「データ」を取り込んでいる ⇒取り込み機能の追加が必要です。また、機能の記載として、取り込み項目、個人住民税システムとの突合条件を規定する必要があります。 ・税務署から提供される確定申告書送付者の「一覧（紙）」に基づき、手入力で発送対象者から除外している。 ⇒発送希望（本人からの要望）とは別に確定申告書送付者を管理する必要があるかを確認いたします。
1.3.4.	申告書作成	住民税申告書（家屋敷課税含む）を一定の出力条件（申告書発送希望情報）を指定し、作成できること。 *データで一括出力もできること。*	No.2_7	【個人住民税申告書作成】 31.個人住民税申告書の作成ができること。また、必要に応じ様式変更が容易に出来ること。 【他部門情報収集】 42.国民健康保険税（料）の収納額取込み、及び申告書への印刷ができること。 46.後期高齢者医療保険料の収納額取込み、及び申告書への印刷ができること。 50.介護保険料の収納額取込み、及び申告書への印刷ができること。 52.身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳情報の取り込みができ、対象者の一覧表を作成及び申告書への印刷ができること。 54.要介護認定による障害者控除の該当情報の取り込みができ、対象者一覧を作成及び申告書への印刷ができること。 55.介護認定分だけでなく、手帳所持者についても対応し、1画面で状況確認できること。	6.1.2.申告書出力（60、62、64、65、67） ■ユーザー側で市申発送該当者の条件を指定できること。（条件については別紙「市申発送該当者抽出条件.xlsx」参照） ■ユーザー側で指定した条件で一括抽出し大量帳票印刷用の申告書発送対象者一覧データが出力できること。 ■ユーザーによる個別印刷に対応していること。 ■指定した申告書様式に印字されること。 ■申告受付補助用に、あらかじめ定めた表示方法により前年度課税実績（本人障害/寡婦/寡夫/扶養人数/所得金額）を申告書余白に印刷できること。（例　本人障害：該当なし→＊　特別障害→A　普通障害→B　寡婦→Ｃ　寡婦特→Ｄ　寡夫→Ｅ　扶養人数→数字（扶養人数分の数字）　所得金額→数字（合計所得金額の数字）） 6.1.3.申告受付登録（128、130） ■申告書に合わせた印字ができること（申告書の様式変更への対応を含む。）。 ■印字項目が選択できること。	［当初課税前処理・全般］ （238）申告書発送対象者一覧リストの出力が可能なこと。 （239）申告対象者への連絡用のハガキを出力できること。 ［当初異動処理・家屋敷課税申立書・申告出力］ （274）家屋敷課税管理情報の指定年度の申立書・申告書を出力できること。	［課税対象者管理・市申告書一括作成］ （44）抽出した個人住民税申告書発送該当者に送付する申告書を一括で作成できること ※発送年月日の指定ができること ※発送状況の照会ができること。 ［家屋敷課税・申告書・送付案内文作成］ （261）家屋敷課税対象者に、家屋敷課税の個人住民税申告書が作成できること	36:住民税申告書を発送する課税事務対象者について、住民税申告書が出力できること。 出力する住民税申告書には、対象者の現住所、氏名、宛名番号のほか、郵送先の郵便番号、住所、宛先及び郵便バーコードが印字できること。 37:出力する住民税申告書には、対象者の台帳番号や前年所得区分(前年度課税台帳でいかなる種類の所得があったかを識別できるもの)を印字することができること。 (注)発送に際し、対象者の所得種類に応じて同封する資料が異なるため、申告書に印字された前年所得区分によって封入封緘作業を実施する。 38:住民税申告書は市の発送事務の効率性を考慮し、両市で異なった出力順で出力することに対応できること。 (例)郵送先の市内・市外区分、または郵便番号 (例)前年所得区分 (例)台帳番号	【1.3.4.申告書作成】 住民税申告書を一定の出力条件を指定し、作成できること。 データで一括出力もできること。また、発行履歴の管理ができること。 【1.3.5.申告書作成】 申告書の余白に国保・後期・介護の特徴分また普徴分の支払額を印字できること。 申告支援システムを提案し、当該システム上の画面で前年情報を確認できれば問題ない。 【1.3.6.申告書作成】 申告書の余白に、前年の各控除区分（障害・扶養人数等）を、アルファベットや番号等で印字できること。 申告支援システムを提案し、当該システム上の画面で前年情報を確認できれば問題ない。 申告書対象者の前年情報をEUCから抽出して確認を行う代替運用を可とする。	当初課税対象者分の個人住民税申告書の作成機能は必須の想定です。 データ出力については、印刷委託等の運用により必要になる（自庁内で大量印刷する場合は必須ではない）ため、オプションとしての要件化が妥当と考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①オプション機能の追加 オプション機能として下記の機能を追加いたします。 「家屋敷課税の申告の発送/停止希望は、通常の申告書の発送/停止希望とを分けて管理できること」
1.4. 申告情報等登録処理												
1.4.1.	各種資料登録	各種資料について、電子データ（パンチデータ、申告支援システムデータ等）を取り込み、該当する個人、特別徴収義務者の基本情報と紐付けて、一括更新・管理（参照、登録、修正、削除）ができること。 また、個別更新・管理（参照、登録、修正、削除）もできること。 各種資料・・・確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、退職所得、公的年金等支払報告書、年金受給者リスト、寄付金の特例申請書	No.2_13,16,18,20	【賦課期日住民確定】 12.賦課期日時点の情報として、住宅ローン控除に係る基本情報（居住開始年月日や控除期間）を保持できること。 併せて、当該情報は翌年度に引継ぎ、控除期間が終了した場合は自動削除されること。 25.家屋敷課税における、管理番号をカスタマイズできる条件により引き継ぐことが出来ること。 26.各種の情報を集約し管理出来ること。 ・扶養者照会、他市照会、294通知等の発送、回答状況 ・住宅ローン居住開始日、控除期間、控除区分の情報 ・住所等を個別調査した場合にその結果をフリー入力できるスペース ・配偶者、扶養者、専従主の情報（個人番号及び氏名等） 等 27.ｵﾝﾗｲﾝで家屋敷課税情報を登録できること。 【給報収集】 57.総括表発送済みで、提出がない事業所の抽出、一覧表の作成ができること。 58.どの名簿と比較して未提出（前年？、全事業所？等）なのか条件抽出できるようにすること。 59.総括表発送済みで、提出があった事業所の抽出、集計、一覧表の作成ができること。 60.個人特定は、生年月日および氏名かなでできること。 （該当者が２人以上いるような場合は一致させず、候補者抽出にとどめ、手動で特定ができること。） 73.給報の登録はｵﾝﾗｲﾝでもできること。 81.当初バッチ処理で前職分の給与支払額の金額の取り込みができること。 87.退職日の記載がなくとも前職の給与支払い金額の	6.1.3.申告受付登(82、83、96、99、102、133、134、139、140、145、147、148、151、158、159、162、164、168、169、172、179、180、184、187、195、196、198、201-203、205、212、214、216、226-229) ■申告者の名前、生年月日、住所、宛名番号により検索、特定ができること。 ■前年の申告状況を確認できること。 ■確定申告A/確定申告B（分離申告含む）の項目の入力ができ、入力をした内容の確定申告A/確定申告B（分離申告含む）がレーザープリンタで印刷できること。（M、T） ■確定申告A/確定申告B（分離申告含む）の項目の入力ができ、入力をした内容の確定申告A/確定申告B（分離申告含む）がドットプリンタで印刷できること。（I） ■申告者一覧（全体/受付会場別/申告内容別/受付日別等）の抽出、出力及び印刷ができること。 ■所得/控除ごとに受付内容のデータが抽出できること。 ■住民税申告書/収支内訳書（一般・不動産・農業）/家内労働特例計算書/住宅借入金等特別控除計算書/政党等寄付金特別控除額の計算明細書/認定NPO法人等寄付金特別控除額の計算明細書/公益社団法人等寄付金特別控除額の計算明細書/所得の内訳書/医療費の明細書/特定証券投資信託にかかる配当控除額の計算書/株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書の項目の入力ができ、入力をした内容の住民税申告書/収支内訳書（一般・不動産・農業）/家内労働特例計算書/住宅借入金等特別控除計算書/政党等寄付金特別控除額の計算明細書/認定NPO法人等寄付金特別控除額の計算明細書/公益社団法人等寄付金特別控除額の計算明細書/所得の内訳書/医療費の明細書/特定証券投資信託にかかる配当控除額の計算書/株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書がレーザープリンタで印刷できるこ	［給報受付入力・照会］ （59）事業所からの「給与支払報告書」提出状況を把握できること。 ［給与支払報告書入力・全般］ （61）１人で複数枚の「給報」を有する場合は、「給報」１枚を１件として登録できること。 （63）「給報パンチデータ」の取り込みにおいて、カナ氏名と生年月日によって住民コードの編集ができること。 （66）「給報」の登録については、外部データによる一括取り込みと画面入力による即時登録の両方の機能があること。 ［年金入力・全般］ （72）１人で複数枚の「年報」を有する場合は、「年報」１枚を１件として登録できること。 （78）「年報」の登録については、外部データによる一括取り込みと画面入力による即時登録の両方の機能があること。 ［確定申告書入力・全般］ （81）「確定申告書パンチデータ」の取り込みにおいて、カナ氏名と生年月日によって住民コードの編集が行えること。 （85）「確定申告書パンチデータ」の取り込みにおいて、住民コードが不明のアンマッチデータに対して、住民コードを引き当てる機能があること。 （86）「確定申告書」の登録については、外部データによる一括取り込みと画面入力による即時登録の両方の機能があること。 ［住民税申告書入力・全般］	［当初課税資料台帳・課税台帳参照］ （71）個人の課税資料情報として、資料番号、資料区分（確定申告、住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書など）、所得金額、給与支払者名称が、年度ごとに一覧表示できること ※簡単な操作で参照できれば同一画面でなくても可 ［当初課税資料台帳・課税資料データ修正］ （75）同画面または簡単な操作で課税資料データを修正できること ［当初課税資料台帳・国税連携資料区分修正］ （91）誤って分離や損失申告がB申告として送られて場合は、資料情報を修正できること ［当初課税資料台帳・課税資料区分］ （95）課税資料の種別ごとに資料区分（確定申告書or住民税申告書or給与支払報告書or公的年金等支払報告書　等）の設定ができること ［当初課税資料台帳・入力データの積算ベース］ （96）控除額等の算出基礎を所得税ベースでオンライン入力で登録できること （97）控除額等の算出基礎を所得税ベースで外部データから一括登録できること （98）控除額等の算出基礎を住民税ベースでオンライン入力で登録できること ※申告支援システムや換算ツールなど他に方法がある場合は具体的に記述すること	44:各課税資料（市申告書、確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書、法定調書等）の内容についてオンラインで画面照会ができること。 45:登録取消資料についてもオンラインで画面表示できること。 46:課税資料に種別毎の資料番号を自動付設できること。 47:一個人の課税資料の資料番号及び資料種別をオンライン画面で一覧表示できること。 48:オンライン画面で資料を一覧表示する際に、各資料に登録されている給与額・年金額を表示できること。 50:事業所・年金保険者ごとに提出方法(紙、電子媒体、eLTAX)を管理できること。また、資料登録時に提出方法が異なっている事業所・年金保険者を検出できること。 51:資料ごとに報告書の提出者情報を管理できること。 53:登録時に事業所単位で徴収方法に関する検査ができること。 (例)普徴事業所に対し、特徴給報が存在する場合 (例)特徴事業所内における在職普徴者の件数検査 54:１事業所が訂正分給報を「訂正」を明記せずに提出したため、当該給報を当初分としてパンチ委託してしまう事例があるため、この疑いがあるデータを検出する仕組みを設けること。 55:オンライン画面照会により、以下の各項目が表示できること。 ①特別徴収、普通徴収の区分、②就職、退職の区分、③乙欄適用区分、④受給者番号 56:オンライン画面照会により、１事業所の受給者情報を一覧表示ができること。 57:受給者情報の一覧表示をオンライン画面照会する際、条件順（受給者番号順やカナ氏名順）に並び変え	【1.1.24.特徴義務者情報管理】 退職一時金（退職所得）の申告情報についても管理（参照、登録、修正、削除）できること。また、入力画面の権限を他課に付与することができること。 収納システム側で対応していれば可とする。 【1.4.1.各種資料登録】 以下の各種資料について、パンチデータを取り込み、一括更新・管理（参照、登録、修正、削除）ができること。 また、個別更新・管理（参照、登録、修正、削除）もできること。 各種資料・・・確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、年金受給者リスト、寄付金の特例申請書 今後追加のあった場合は、対応できること。 【1.4.23.資料取込み】 給報番号を指定して、一括で事業所番号を登録できること。 （個人別明細の登録時の運用を想定） 【1.4.36.配当】 私募証券、外貨建証券投信、その他証券投信など配当控除率の異なる種目の入力ができること。 【1.4.42.給報】 住宅借入金等特別控除可能額の入力欄があること。 【1.4.45.総合譲渡】 控除後の金額を手入力できること。 【1.4.50.一時】 控除後の金額を手入力できること。 【1.4.55.分離長短期譲渡】 控除前後の金額を手入力できること。 【1.4.56.分離長短期譲渡】 複数本の入力ができること。	課税資料情報を各種基本情報と紐づけて管理する機能は、正確な課税を実現するために必須の想定です。 なお、選定団体では、各種資料単位や各種資料の項目単位に登録機能等を定義しているため、要件が増えているものを認識しておりますため、仕様書叩き台の記載粒度で問題ない認識です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①確認事項 「個人に対して、紐づけられている年度ごとの資料が一覧で表示できる機能が必要」とのご意見について、「資料情報を課税対象者（個人住民税の宛名番号等の個人を特定する項目を想定）で検索」できればよいか、「課税対象者ごとに登録資料状況を確認する（登録のある資料名がわかる機能のイメージ）」ことが必要か、確認させていただきます。 ②質疑回答 （Q-1）家屋敷課税対象住登外登録者に課税資料が登録された場合に、アラートが出る仕組みについて、要件化できるか検討する必要 ⇒資料登録のアラートについては、1.4.14.-1.4.17.の機能として整理いたします。 （Q-2）年金受給者リストは、年金機構からの00通知のことでしょうか？ ⇒ご認識の通りです。

機能名称		仕様帯たたき台	処理フローとの対応	B市	C市	D市	E市	F市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点）	検討項目（論点）
1.4.2.	確定申告書データ登録	*確定申告書1表、2表、3表、4表の申告情報について、電子データ（パンチデータ、申告支援システムデータ等）を取り込み、一括更新・管理（登録、修正、削除）ができること。* *確定申告書2表、3表、4表の申告情報について、電子データ（パンチデータ、申告支援システムデータ等）を取り込み、一括更新・管理（登録、修正、削除）ができること。*	No.2_16 No.4_17	91.当初バッチ処理で前職分の給与支払報の金額の取り込みができること。 【公的年金収集】 93.個人特定は、生年月日および氏名かなでできること。 （該当者が2人以上のような場合は一致させず、検補者抽出にとどめ、手動で特定ができること。） 【公的年金取集】 94.公的年金一覧の取り込みが出来ること。 102.年金報告（一覧）の登録はわりあいもできること。 110.扶養控除人数、社会保険料の項目について取り込みができること。 【住民税申告書収集】 115.個人特定は個人番号（個人を特定する キーとなる番号）もしくは生年月日及び氏名かなでできること。 【住民税申告書収集】 130.当該年と前年度住民税申告者のうち、赤課税該当者事項について、前年該当、当該年該当部分がブランクなどの方を抽出ができること。 【確定申告書収集】 133.個人特定は個人番号、もしくは生年月日・氏名かなのいずれかでできること。 149.確定申告書の登録はわりいでもできること。 150.申告書は、2表・分離分等複数報告をセットで管理できること。 149.確由ｸﾞﾙｰﾌﾟ事業都道府ﾏｽﾀ生年月ﾖﾘｰﾄ(KSK1ｴﾝﾊﾝｽﾄﾞ) 【外部媒体連携】 182.当初バッチ処理で前職分の給与支払報の金額の取り込みができること。 186.就・退職欄の退職区分に記載があれば退職日の記載がなくとも前職の給与支払い金額の取り込みが出来ること。 190.当初バッチ処理で前職分の給与支払報の金額の取り込みができること。 【電子申告】 196.個人特定は、生年月日および氏名かなでできること。 （該当者が2人以上のような場合は一致させず、検補者抽出にとどめ、手動で特定ができること。） 【電子申告】 208.当初バッチ処理で前職分の給与支払報の金額の取り込みができること。 【農業所得】 388.農業経営者の情報を住民基本台帳と連動して管理できること。 389.フラグ管理により簡易申告書の対象者を管理できること。 390.マスタ保守の内容から、簡易申告書の対象農業経営者を抽出し、印刷およびデータでの出力ができること。また、任意に多様な抽出条件・項目を指定できること。 391.農業経営者の宛名ラベルが印刷出来ること。（抽出条件も設定できること） 392.農業経営者の郵送ラベルのデータについて、CSV	【市所得法上/地方税法上のすべての申告に対応できること。 ■申告内容の削除ができること。 ■収給者の名前、生年月日、住所、宛名番号により検索、特定ができること。 ■給報項目の入力ができること。 ■取り込みデータ一覧の出力ができること。 ■パンチデータが取り込めること。 ■宛名情報と取り込みデータが自動でひも付くこと。 ■取り込んだデータをもとに扶養親族が自動でひも付くこと。 ■年給項目の入力ができること。 ■申告項目の入力ができること。 ■扶養親族/事従者が自動でひも付くこと。 ■税務署への閲覧予定者及び閲覧理由を登録することができる。 ■登録した閲覧予定者一覧で印刷をすることができる。 ■印刷をすると閲覧予定者から除外される。 ■検索者の名前、生年月日、宛名番号、住所により検索、特定ができること。 ■寄付特例通知内容の項目の入力ができること。 ■寄附特例対象者について、フラグで管理できること。 ■使用しない課税資料については削除フラグを付与できる。 ■付与した削除フラグについては、ユーザー側で削除フラグの解除ができる。 ■処理保留中であることを確認できるフラグを立てられること。 ■登録後のデータ検索時に、処理保留中フラグでの検索や、検索結果のソートができること。 6.2.1.当初課税（合算含）（235） ■合算前及び合算後において、常に課税資料データの確認ができること。 6.3.3.更正（税額変更）（661、662、664） ■家屋敷課税であることがフラグで管理でき、画面上確認できること。 ■寄附特例（ワンストップ特例）対象者がフラグで管理でき、画面上確認できること。 ■寄附特例（ワンストップ特例）対象者フラグが付与された該当の寄附金税額特別控除額の内訳（ワンストップ特例分）が画面上で確認できること。 6.7.3.個人／事業所課税情報参照（981-986、998） ■家屋敷課税区分が参照できること。 ■均等割強制課税区分が参照できること。 ■青色/白色申告の区分が参照できること。 ■青色/白色事従者の区分が参照できること。 ■専従者人数内訳（配偶者/配偶者以外）/専従者控除額が参照できること。 ■居住開始年月日/住宅借入金控除区分/住宅借入金控除特定取得区分が参照できること。 ■年金特徴の状況（年金特徴の対象の有無/停止区分/停止状態/判定事由/事由発生日）が参照できること。	（90）「住民税申告書パンチデータ」の取り込みにおいて、カナ氏名と生年月日によって住民コードの編集ができること。 （94）「住民税申告書」の登録については、外部データにより一括取り込みと画面入力による即時登録の両方の機能があること。 【住民コード付与入力・全数】 （116）「給報パンチデータ」「年報パンチデータ（ｅＬＴＡＸ分を含む）」「確定申告書パンチデータ」「住民税申告書パンチデータ」の各取込みにおいて、住民コードを引き当てる機能があること。 （117）パンチデータの取り込みにおいて、住民コードが編集できなかったアンマッチデータに対して住民コードを引き当てる場合、「生年月日のみ一致」「名と生年月日の一致」等の各条件より、システムが自動的に候補者を表示する機能があること。 【当初課税前処理・全数】 （216）賦課資料に記載されている カナ氏名・生年月日・事業所番号情報より個人番号を特定できること。 （220）特徴給報データを取り込む際に、給報表の事業所番号を同時に取込めること。 【当初異動処理・住民税申告パンチデータ受入】 （261）住民税申告のパンチデータを資料情報に登録できること。 【当初異動処理・住宅借入金等特別控除可能額パンチ取込】 （271）住宅借入金等特別税額控除申告パンチデータを取込み、住宅借入金特別控除可能額を個人課税情報へ更新できること。 【当初異動処理・住宅借入金等特別控除見込額パンチ取込】 （272）住宅借入金等特別税額控除申告パンチデータを取込み、住宅借入金特別控除見込額を個人課税情報へ更新できること。	【当初課税資料台帳・入力データの雛形ベース】 （99）控除額等の算出基礎を住民税ベースで外部データから一括登録できること ※申告支援システムや換算ツールなど他に方法がある場合は具体的に記述すること 【当初課税資料台帳・控除額参照機能】 （101）遡けとなる確定申告に控除額全ての控除額がかかれていない場合があるため、同一課税対象者の給報データから確定申告データに、控除額取込の可否を判断し自動取り込みすること 【個人特定・個人特定】 （103）取込みで作成した課税資料データと課税対象者データを一括で突合し、個人を特定できること 【退職金分離課税・退職金分離課税】 （263）課税年度、事業所ごとに退職金の分離課税の登録・開会ができること ※該当月、入員、退職手当等支払金額、特別徴収税額（個人住民税、都道府県民税）、受付年月日の登録・修正ができること 【当初異動処理・住民税申告パンチデータ受入】 （261）住民税申告のパンチデータを資料情報に登録できること。 【当初異動処理・住宅借入金等特別控除可能額パンチ取込】 （271）住宅借入金等特別税額控除申告パンチデータを取込み、住宅借入金特別控除可能額を個人課税情報へ更新できること。 【当初異動処理・住宅借入金等特別控除見込額パンチ取込】 （272）住宅借入金等特別税額控除申告パンチデータを取込み、住宅借入金特別控除見込額を個人課税情報へ更新できること。	58.給与支払報告書について、報税条件該当者に係る情報を管理し、課税計算時において、条約該当給与収入を課税標準額の算定から除外することができること。 59.給報パンチデータを資料情報として登録できること。 60.総括表情報をパンチによりデータ化して、給報登録時に個人別明細書データ件数（在職/退職ごと）の検査ができること。 61.事業所ごとに収給者人員、報告人員等の総括表情報並びに給報提出の有無を一括して登録できること。 また、その情報をオンライン入力により更新できること。 62.普通徴収事業所の給報は在職給報であっても普通徴収扱いとして資料登録できること。 63.給報をパンチ委託する際に1個人の給報を誤って正/副両方を出している、あるいは他の年度分を混入している可能性があるデータを検出することができること。 64.給報データの就職欄若しくは退職欄にチェックのあるもの、乙欄にチェックのあるもの又は特別徴収事業所の該当した給報の内容理由のものについて、資料番号、いずれに該当するのかを示した記号を一覧にしてリスト出力またはデータ出力できること。 (注)パンチ漏れ確認作業用として使用 76:年金報告書パンチデータの取込ができること。 77:総括表情報をパンチによりデータ化して、年報登録時に個人別明細書データ件数の検査ができること。 78:年金保険者ごとに報告人員等の総括表情報並びに年報提出の有無を一括して登録できること。 また、その情報をオンライン入力により更新できること。 79:年報データ取込結果の読み合わせリストまたはデータを出力できること。 (注) 年金支払報告書の支払金額のパンチミスは電算で検知できないため、登録資料全件の受給者氏名及び金額を一覧出力して、報告書原本との読み合わせ作業を実施している。 80:年報をパンチ委託する際に1個人の年報を誤って正/副両方を出している、あるいは他の年度分を混入している可能性があるデータを検出することができること。 85:住民税申告書・確定申告書では課税明細以外に、被扶養・専従特定のための生年月日情報を登録・変更できること。 86:専従者情報(支払金額)の登録・変更ができること。 87:課税資料に記載されている、本人の徴収希望を管理できること。 88:住民税申告書パンチデータを資料情報として登録できること。 89:住民税申告書についても、取り込みデータは所得税ベースで控除額等を保持できること。 90:国税連携資料について、国税連携管理項目(利用者識別ＩＤや国税整理番号など)を用いた個人特定ができること。 100.給与支払報告書資料について、前年資料における指定番号と受給者番号の組み合わせを利用した個人特定ができること。 101:外国人に係る資料について、本国名(漢字氏名)カナ、通称名カナ、氏名英字のいずれの情報についても個人特定ができること。	【1.4.59.分離長短期譲渡】 特例条文の入力ができること。 【1.4.60.分離長短期譲渡】 特定居住用財産の譲渡損失の入力欄があること。 【1.4.63.株式譲渡】 上場株と非公開株の入力を区別できること。 【1.4.73.医療費控除】 医療費控除、医療費控除の特例（セルフメディケーション）を別項目で入力できること。両方登録できないこと。 【1.4.75.医療費控除】 控除額の金額を手入力できること。 【1.4.76.社会保険料控除】 国保、介護、後期高齢者の収納額・納付年（月日）の参照ができること。 【1.4.77.寄附金税額控除】 ふるさと納税、ふるさと納税ワンストップ特例、条例寄附金、日赤・共同募金など種別ごとに入力できること。 ワンストップ特例は寄附数、ワンストップ非該当も自動で登録できること。 控除額として所得税寄付金控除額、政党等寄附金の税額控除額も入力できること。 【1.4.78.寄附金税額控除】 ワンストップ特例の電子データを取り込めること。 【1.4.80.寄附金税額控除】 ワンストップ特例の無効通知を出力できること。 【1.4.83.扶養控除等】 配偶者または被扶養者を選択したときに、その方の合計所得を参照できること。 【1.4.84.扶養控除等】 本人・配偶者・その他扶養者の合計所得の要件により控除対象（配偶者控除・配偶者特別控除）の区分及び控除額の判定ができること。 【1.4.85.扶養控除等】 同居特障は、特障該当で同居となっていなくても設定できること。 【1.4.86.扶養控除等】 世帯外の方を配偶者控除または扶養控除に取ることができること 【1.4.87.扶養控除等】 続柄を訂正できること。 【1.4.88.扶養控除等】 配偶者の合計所得が実際の申告（給報）の所得と一致しない場合、それを警告できること。 【1.4.90.扶養控除】 別居している扶養実族に登録することができること。 【1.4.95.本人控除】 寡婦の理由の判定ができない場合は、申告値で設定できること。 【1.4.96.本人控除】 上記の対象者のリストが出力できること。 寡婦で扶養者がいない場合にエラーが出ることでも差支えない。 【1.4.97.障害者控除】 障害者控除を適用した人を世帯構成画面で確認することができること。 【1.4.99.配当控除】 上記課標が関にまたがる場合に控除率適用の優先順位を正しく待っていること。 【1.4.101.住宅借入金等特別税額控除】 住宅借入金の明細データをもとに可能額、使用額、所得額、税額の管理ができること。 【1.4.102.住宅借入金等特別税額控除】 住宅借入金の明細データをもとに所得額からの残り分を個人住民税控除額として管理できること。 【1.4.106.住宅借入金等特別税額控除】 控除の金額を手入力できること 【1.4.107.住宅借入金等特別税額控除】 特定取得の区分、居住開始年月日の登録・管理（修正・削除）ができること。 特定取得の適用者を抽出できること。 過年度分の税法改正分を計算できること。 【1.4.111.外国税額控除】 外国税額控除の入力ができること(なお、税更正画面において法所得税額・個人住民税額・都道府県民税値)。 【1.4.120.免税所得】 免税所得（肉用牛の売却に係る事業所得の課税の特例）の管理ができること。 【1.4.121.その他】 純損失繰越控除の入力ができること(繰越の種類ごとにコード等で別々に入力できること)。	紙の確定申告書分やＫＳＫ分の第二表等のイメージデータをパンチデータ化等の電子データ化が可能な場合に取込み機能が必要となると考え情報を管理。 ただし、登録画面から個別に入力する運用（パンチデータ化せずに、入力作業の委託や職員による対応等）も考えられるため、オプションとしての要件化が妥当と考え示す。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①実装必須の機能に変更いたします。
1.4.3.	専従者情報登録	申告書のデータから専従者情報のみを抽出し、専従者の情報として自動更新・管理（登録、修正、削除）できること。		【確定申告書収集】 139.専従者がある旨の申告書データを取込んだ際、当該申告書データ及びイメージを専従者給報として自動作成すること。	6.1.3.申告受付登録（116） ■被扶養者及び専従者のひも付けができること。 6.2.2.扶養否認登録（429、431、433、440、451） ■①事業主の申告書の2表で特定された専従者が同一世帯内にいた場合自動で専従者の紐付けされ紐付けされた事業主、専従者一覧が出力できること。 ■①で紐付けされなかった事業主一覧が出力されること。 ■①で紐付けされなかった専従者が被扶養者である場合その一覧が出力されること。 ■手動で専従者のひも付/解除ができること。 ■専従者をフラグ（青色専従者・白色専従者）で管理できること。	【扶養・専従者入力・全数】 （194）各資料の扶養人数及び扶養区分より、世帯内の扶養対象者を判定し、扶養情報を自動登録できること。	【当初課税資料台帳・専従者給報作成】 （102）申告に専従者の記載があるが、専従者給報がない場合は自動的に専従者給報等のデータが作成される機能があること ※自動化でない場合は、作成方法を記載すること	154:事業主申告資料情報の専従者生年月日を基に専従者を特定し、当該専従者給与支払額を専従者の合算資料として情報管理することができること。 (注) 専従者特定を別方法により行う場合は、必ず専従者生年月日を照合して、自動特定により別人に登録されない仕組みを考えること。 155:事業主申告資料情報の専従者生年月日を基にした専従者を特定できない場合には、課税資料登録事務に準じた枝補者情報の提示できること。 また、オンライン入力による個人特定情報の登録を行うことができること。 (例) 確定申告書に記載された専従者生年月日が誤っている場合を想定 156:専従主の提出した申告書より派生作成された専従者資料を、給報として提出された資料へ置換更新できること。 158:専従者資料により給与支払報告書レイアウトのイメージを出力できること、または、イメージファイリングシステムで画像生成するためのデータを出力できること。 事業主申告資料情報から派生作成された専従者資料を、専従者の課税資料として給報レイアウトのイメージを作成し、イメージシステムに登録できること。	【1.4.3.専従者情報登録】 申告書のデータから専従者情報のみを抽出し、専従者の情報として自動更新・管理（登録、修正、削除）できること。 対象者についてリスト表示ができること。また、納税義務者宛に専従者を特定させるための照会文書を作成できること。 【1.4.4.専従者情報登録】 任意の時期で専従設定されている人に専従者給与が一括反映する事ができること。	事業主の確定申告情報等から、専従者を把握し、個人の基本情報や世帯情報を更新する機能は必須の想定です。 ただし、1団体にて関連する機能が見受けられなかったため、検討後にて、右記の想定する運用について確認のうえ、要件に不足がないかを検討したいと考えます。	<確認事項> 登録済みの申告書情報を確認しながら個別に更新する方法も運用としてはあり得ると考えます。 申告書データからの自動生成での運用をしていない場合は、機能の追加が必要となる可能性があります。 自動生成以外の場合、以下の想定する運用のいずれであるか確認させていただきます。 想定する運用 ①申告書情報を画面表示しながら、専従者情報を個別に登録する。 →申告書情報と専従者情報を同時に表示させて編集する機能が必要 ②申告書情報を出力し、課税資料の帳票を確認しながら、専従者情報を個別に登録する。 →申告情報の登録日等を指定して、一括出力による確認用帳票作成の効率化の機能が必要 ③その他 →詳細運用を確認し、必須機能の検討が必要 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①オプション機能の追加 団体により運用が異なることから、下記の機能をオプションとして追加いたします。 ・関連する申告書情報を確認しながら、専従者情報の登録、参照、修正ができること。 ・任意の条件を指定し、該当する申告情報（専従者情報の登録に必要な情報）の出力ができること。 ・専従者情報の自動更新ができないかつ対象（専従者の特定不可）を抽出し、関連する申告情報を出力できること。
1.4.4.	電子データ給報登録	電子データ給報（OCR・パンチ・光ディスク・磁気ディスク・eLTAX）による申告情報を取り込み、一括更新・管理（登録、修正、削除）できること。	No.2_13,16	【給報収集】 63.eLtax給報の取り込みが出来ること。 【外部媒体連携】 170.総務省指定様式での給報データ（FD、MO、CD）の取り込みができること。	6.1.3.申告受付登録（143、145、147） ■光ディスクデータが取り込めること。 ■宛名情報と取り込みデータが自動でひも付けること。 ■光ディスクデータが取り込めること。（年金報）	【給報受付入力・全数】 （58）システム上、給与支払報告書の特別徴収事業所と磁気媒体によるデータ交換が可能であること 【当初課税前処理・全数】 （229）賦課資料(給報・年金)のOCR取り込みができること。 【当初異動処理・給報パンチデータ受入】 （253）給報のパンチデータを資料情報に登録できること。 （254）事業所から提出された総務省指定レイアウトの給報磁気データを資料情報に登録できること。 （255）事業所から提出された総務省指定レイアウトの給報磁気データ（ＭＴ）を資料情報に登録できること。	【当初課税資料台帳・給報データ取込】 （78）給与支払報告書から提出された給与支払報告書のデータを取り込み、課税資料データとして登録できること 【当初課税資料台帳・eLTAX給報取込】 （84）eLTAX給与報告書データを取り込み、課税資料データとして登録できること 【当初課税資料台帳・eLTAX給報イメージ作成】 （85）取り込んだeLTAX給与支払報告書データから給与支払報告書のイメージを作成できること 【当初課税資料台帳・eLTAX給報（総括表）取込】 （86）eLTAX給与支払報告書総括表データから、連絡者の氏名・所属課・電話番号を取り込み登録ができること ※会計士・税理士等の連絡先を把握したいため ※連絡先をシステムで確認できれば方式は問わない 【当初課税資料台帳・給報データの修正】 （100）課税資料データの特別徴収義務者指定番号が変更できること 課税資料データの受給者番号が変更できること ※大雑把事業者からの依頼 ※出向者等で給報提出事業者と特徴事業者が異なることが明らかな場合の特徴を円滑にするため	65:電子媒体及びeLTAXにより提出された給報データを取込できること。 66:電子媒体及びeLTAXにより提出された給報データを複数回に分けて取込ができること。 67:事業所ごとにeLTAXにおける納税者ＩＤを管理できること。 納税者ＩＤはオンラインで変更入力できること。 68:eLTAXにおける納税者ＩＤで事業所情報を画面検索できること。 69:eLTAX給報において、納税義務者ＩＤと指定番号の組み合わせが正当であるかの検査ができること。 (例)A事業所の報告において、指定番号欄に誤ってＢ事業所の番号が記載されていた場合を検知するため。 70:eLTAX給報において、事業所指定番号が空欄であるデータに対し、システムに登録してある情報から自動的に事業所指定番号を設定できること。 71:資料登録する給報データの中に、異なる支払年の情報が入っていないか検査できること。 72:税制改正等により、データ仕様が変更された場合、資料登録する給報データの中に旧レイアウトのレコードが入っていないか検査できること。 73:訂正データ、取消データを検知し、自動的に原データへの変更を処理できる、または資料合算時に重複計算を回避する仕組みがあること。 74:個人別明細の作成を報告人員として事業所基本情報に記録できること。また、給報提出の有無を管理できること。 75:摘要欄記載内容と他の項目の整合性を確認するため、資料番号を付した給報データを出力することができること。 (目視確認例) ・摘要欄に「普徴希望」などの記載があるが、普通徴収区分に値が入っていないもの ・摘要欄に「租税条約」などの記載があるが、租税条約区分に値が入っていないもの	【1.1.30.特徴義務者情報管理】 光ディスク等による提出があった場合に取込テストができること。 【1.4.5.電子データ給報登録】 電子データ給報による申告情報を取り込み、一括更新・管理（登録、修正、削除）できること。 年次・月次の申告情報の取込を含む 【1.4.22.資料取込】 テスト データ取り込みを行った事業者のフラグ管理ができること。 当該フラグを条件に対象事業者の抽出ができること。	電子データ給報（光ディスク・磁気ディスク・eLTAX）の取込みは、取込のデータ仕様も全国共通であり、利用も推進されているため、必須の想定です。 OCR・パンチデータの取込みは、団体毎の運用により異なりますが、作成した電子データの取込み機能の必要性は高いと認識しており、オプションとしての要件化が妥当と考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かやなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①機能の修正 ・「申告支援システムデータ」をオプションの取り込み対象として追加いたします。 ②質疑回答 (Q-1) eLTAX給報データを、媒体を使わずに取り込むことを要件化するか、検討してもよいかもしれない。 ⇒システム間の連携手段（ネットワーク経由、媒体経由）については検討範囲外となります（システムの機能ではなく、システム環境の要件となるため） (Q-2) 取り込み時に必要な情報の自動追加（例：eLTAX給報データにはしばしば事業所指定番号が入力されていない場合が多いが、システム登録の利用者ID等をもとに自動で指定番号を補記入力する機能は必要と考えられる）は、この仕様書に包含されていると理解でよいか ⇒包含されておりません。要件化する場合は、必要な情報の自動追加の対象となる条件、自動追加する情報（どのデータ項目を対象とするか）と情報の取得元（システムで管理しているどのデータを追加するか）を具体的に規定する必要があります。 自動追加機能の要否及び機能追加する場合は具体的な条件を確認させていただきます。 ③オプション機能の追加 以下の機能をオプションとして追加いたします。 「電子データ給報は、個人別明細だけでなく、総括表データも申告情報として取り込めること。」
1.4.5.		摘要欄についても一括更新・管理（登録、修正、削除）できること。	No.2_13,16					【1.4.6.電子データ給報登録】 摘要欄についても一括更新・管理（登録、修正、削除）できること。 ※対応可とする。	1市のみの要件となりますが、前職分所得、16歳未満の扶養情報等の課税計算に必要な情報が含まれるため、摘要欄情報の管理は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かやなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しとしたします。

機能名称		仕様書たたき台	処理フローの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討項目（論点）
1.4.6.		*取り込んだ電子データ給報の疑似イメージ生成ができること。* *作成した疑似イメージは印刷ができること。* *また、疑似イメージには最新時点での事業所指定番号が表示されること。*		【給報収集】 64.eLtax給報の疑似イメージ化及び印刷が出来ること。		【当初算勘処理・指定事業所給報出力】 （25）指定された事業所の給与支払報告書及び一覧表を出力できること。	【当初課税資料台帳・給報イメージ作成】 （79）取り込んだ給与支払報告書データから、給与支払報告書のイメージを作成できること 【当初課税資料台帳・給報イメージ印刷】 （80）給与支払報告書イメージを印刷できること		【1.4.7.電子データ給報登録】 取り込んだ電子データ給報の疑似イメージ生成ができること。 また、疑似イメージには最新時点での事業所指定番号が表示されること。	電子データを格黒の疑似原票と同等の機能で確認するためには必要となる認識です。 業務の効率化や確認漏れの防止等の観点から必要性は高い認識であるため、オプションとしての要件化が妥当と考えます。 また、課税原票を紙で保管することが義務上必須の場合は、電子データの印刷機能が必要と想定されるため、検討余に運用について確認させていただきます。 なお、課税資料のイメージ管理は検討対象外となります。 ※本要件は、1.4.9.と併せて検討します。	【確認事項】 原票を紙で保管することが業務上必須か（方針として、電子保存に対応することが可能か）を確認させていただきます。帳票での保存が業務上必須の場合は、疑似イメージ化した資料の出力機能が必要と考えます。 ①原票は電子での保管も認めているため、電子データの印刷は不要となる。 ②原票の紙保管は必要だが、課税原票イメージ管理システムで実装しているため、業務システム機能としては不要となる。 ③原票の紙保管が必須であり、電子データ分の印刷は業務システムで実施する必要がある。 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①資料回送時、住民への説明のため出力が必要なケースが想定されるため、「作成した疑似イメージの印刷」を含めてオプション機能としたいします。 ※「電子データ給報の疑似イメージだけでなく、電子データ年報も疑似イメージ化が必要」とのご意見については、1.4.7.の検討項目（論点）に記載した通りです。
1.4.7.	電子データ年報登録	年金支払報告書データによる申告情報を取り込み、一括更新・管理（登録、修正、削除）できること。		【公的年金収集】 109.eltaxで送信されてくる公的年金等支払報告書（電子データ）をシステムに取り込んだ後、その取り込んだデータ（個人特定できなかったものを含む）は、1データ単位（過去の紙媒体のように、複数のデータで1単位としない）で管理、出力が可能であること。 【問い合わせ】 382.年金特徴者の通知取り込み状況が照会できること。	6.1.3.申告受付登録（117） ■社会保険料の収納状況の取り込みができること（一部取り込み機能含む）。	【年金入力・金額】 （73）ｅＬＴＡＸを経由した社保庁年報データの取込が行えること。 （74）年報の外部委託については、原票に補筆を行うなどの作業が発生しないよう考慮されていること。 （75）「年報パンチデータ（ｅＬＴＡＸ分を含む）」の取り込みにおいて、カナ氏名と生年月日によって住民コードの編集が行えること。 【当初異動処理・年金パンチデータ受入】 （259）年金のパンチデータを資料情報に登録できること。 【年金特別徴収・公的年金データ受入（編集）】 （339）経由機関から提供された公的年金支払報告書電子データの受入を行えること。 【年金特別徴収・公的年金データ受入（更新）】 （340）経由機関から提供された公的年金支払報告書電子データの更新を行できること。	【当初課税資料台帳・年報データ取込】 （81）公的年金支払報告書から提出された公的年金支払報告データを取り込み、課税資料データとして登録できること 【当初課税資料台帳・年報イメージ作成】 （82）取り込んだ公的年金支払報告データから公的年金支払報告イメージを作成できること 【当初課税資料台帳・年報イメージ印刷】 （83）公的年金支払報告イメージを印刷できること	81:エルタックス・電子年報の取り込みができること。 （注） eLTAX年金保険者コードからシステムが管理する年金保険者指定番号を自動導出できること。 82:フックレコードに記録されている報告件数が個人別明細書データ件数と一致するかの検査ができること。 83:報告人員を事業所基本情報に記録できること。また、年報提出の有無を管理できること。	【1.4.8.電子データ年報登録】 年金支払報告書データによる申告情報を取り込み、一括更新・管理（登録、修正、削除）できること。	公的年金支払報告書データ（光ディスク、磁気ディスク等）の取込み機能がない場合は、電子データを確認しながら個別登録する必要があり、団体規模によっては現実的ではないと考えます。また、電子データでの申告の利用も推進されていることもあるほか、データ仕様は共通であり、全国で同様機能の実装が可能と考えられるため、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かやなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①機能の修正 ・1.4.4.の記載と合わせ表現を修正します。 「電子データ年報（OCR・パンチ・光ディスク・磁気ディスク・eLTAX）を取り込み」 ・「申告支援システムデータ」をオプションの取り込み対象として追加いたします。 ②オプション機能の追加 年金支払報告書の疑似イメージ化、印刷機能をオプション機能として追加いたします。
1.4.8.	電子申告情報登録（eLTAX連携）	eLTAXと連携して電子申告情報を取り込み、一括更新・管理（登録、修正、削除）できること。また、当該情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。	No.2_13 No.4_9	【電子申告】 195.令後のeITAX電子申告に対応できる（データ連携）こと。エラー分に関しては他のエラー処理と同じくエラータ分だけを画面で連続的に呼び出しで即時修正ができること。	6.1.3.申告受付登録（141、160、166） ■eLTAXデータが取り込めること。 ■「90通知」が取り込めること。	【年金入力・金額】 （73）ｅＬＴＡＸを経由した社保庁年報データの取込が行えること。 （74）年報の外部委託については、原票に補筆を行うなどの作業が発生しないよう考慮されていること。 （75）「年報パンチデータ（ｅＬＴＡＸ分を含む）」の取り込みにおいて、カナ氏名と生年月日によって住民コードの編集が行えること。 【当初異動処理・年金パンチデータ受入】 （259）年金のパンチデータを資料情報に登録できること。	【当初課税資料台帳・eLTAX年報取込】 （87）eLTAX公的年金支払報告データを取り込み、課税資料データとして登録できること 【当初課税資料台帳・eLTAX年報取イメージ作成】 （88）取り込んだeLTAX公的年金支払報告データから公的年金支払報告イメージを作成できること 【当初課税資料台帳・eLTAX年報イメージ印刷】 （89）取り込んだeLTAX公的年金支払報告データから公的年金支払報告イメージを印刷できること	81:エルタックス・電子年報の取り込みができること。 （注） eLTAX年金保険者コードからシステムが管理する年金保険者指定番号を自動導出できること。 82:フックレコードに記録されている報告件数が個人別明細書データ件数と一致するかの検査ができること。 83:報告人員を事業所基本情報に記録できること。また、年報提出の有無を管理できること。	【1.4.9.電子申告情報登録（eLTAX連携）】 eLTAXと連携して電子申告情報を取り込み、一括更新・管理（登録、修正、削除）できること。また、当該情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。	選定団体の全団体で要件化されており、eLTAX経由の電子申告データの取込み機能がない場合は、電子データを確認（電子申告端末より印刷等）しながら個別登録する必要があり、団体規模によっては現実的な運用ではないと考えます。 また、eLTAXとの連携仕様は共通であり、全国で同様機能の実装が可能と考えられるため、公的年金支払報告書データ（eLTAX経由）の取込み機能は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かやなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①確認事項 1.4.1.や1.4.3.の機能要件との内容の差がわかりにくい文言であると思われるため、文章の修正は必要と考える。 ⇒ご認識の通り、大きくは、1.4.1.で要件化できていると考えております。本要件を含め具体的な取り込み情報ごとの詳細を記載する構成としております。 具体的に修正が必要な箇所（要件のご認識が曖昧される表現）について確認させていただきます。
1.4.9.	国税連携関連	*当初・例月・通年、共にＸＭＬデータ（決算書データ、法定調書等も含む）を疑似イメージ化し、システムへの取り込み日等の任意の条件を指定し、印刷することができること。*		【確定申告書収集】 167.ミドルウェアを介した国税連携データが取込め、パンチ委託済みデータ同様にエラーチェック処理ができること。 確定申告書データの取込みにあたっては、申告書区分別の管理だけでなく、KSKデータについては「"業務区分"や"TIFF(orXML) ファイル持ち"のデータ」等、直ぐに課税できないデータも別管理できること。 また、過年分の申告書も別管理が必要。 現状だおり、KSK第2表をパンチ委託でデータをする場合、現状のミドルウェアには無いが、申告書の様式別（（例）平成23年分以降用、平成22年分以降用等）に管理する機能が必要となる。	6.1.3.申告受付登録（193） ■国税連携データのイメージ画像が表示、印刷できること。 6.3.3.更正（税額変更）（698、700、701） ■国税連携システムから出力したデータの取り込みができること。 ■税名情報が取り込みデータにひも付くこと。 ■ひも付いたデータについては、税名情報がひも付いた法定調書データが出力されること。		【当初課税資料台帳・国税連携取込】 （89）国税連携データを取り込み、課税資料として登録できること ※扶養・寡婦・年少等の一部（人数）のみ取込の場合は、取込人員を超えた明細があることを把握できること 【当初課税資料台帳・e-TAX国税連携分イメージ作成】 （90）取り込んだeLTAX国税連携データから確定申告書イメージを作成できること 【当初課税資料台帳・国税連携法定調書取込】 （92）平成25年から国税連携で送られてくる法定調書データを、要不要の選別を行うことが出来、資料形式で印刷できること ※法定調書を取り込み、より効率的な資料整理方法があればなお良い ※資料印刷以外の方法がある場合は、具体的に記述すること 【当初課税資料台帳・確申イメージ印刷】 （93）確定申告書イメージを印刷できること	90:国税連携により送付されるデータを利用して、資料情報として登録できること。 91:課税明細に関する情報のみでなく、国税連携における管理情報(利用者識別ID、整理番号、台帳番号等)も資料情報として登録・変更できること。	【1.4.10.電子申告情報登録（eLTAX連携）】 国税連携に対応（データの取込・管理・受選、e-tax、KSK（国税総合管理）のデータ形式への対応等）できること。 【1.4.12.国税連携（eLTAX連携）】 eLTAXと連携して国税連携データ（e-tax、KSKの1～4表及び(e-taxの添付資料データ）を取り込み、一括更新できること。また、当該情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。	選定団体の全団体で要件化されており、eLTAX経由の電子申告データの取込み機能がない場合は、電子データを確認しながら個別登録する必要があり、現実的な運用ではないため、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かやなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①資料回送 （Q-1）1.4.10と1.4.11の記載内容の違いがわからなかったため教えてください ⇒1.4.11.の要件の考え方・根拠に記載した通り、1.4.10.を詳細化した機能として想定しております。 （Q-2）1.4.4と同様、イメージ生成が必要であることから、直接取込み以外に申告支援システム等からの取込みも想定されますが、オプションになりますでしょうか。 ⇒1.4.2.の要件に包含されるものと想定しております。
1.4.10.	国税連携（eLTAX連携）	eLTAXと連携して国税連携データ（e-tax、KSKの1～4表及び(e-taxの添付資料データ）を取り込み、一括更新できること。また、当該情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。	No.2_13 No.8_5	159.KSKからeTaxを指定し確定申告書別(A、B、青色、分離、損失、準確定、訂正、修正、分離・損失、分離・修正、損失・修正、分離・損失・修正）を指定して印刷ができること。 160.KSKからeTaxを指定し様式別(第1表、第2表、第3表、第4表、第5表)を指定して印刷ができること。 161.国税連携データから選付対象者に対して、選付額を指定しての抽出、印刷ができること。	6.1.3.申告受付登録（181） ■国税連携システムで受信した確定申告書データを取り込めること。	【異動処理・金額】 （40）国税連携について、エルタックスベンダーとのデータ連携ができること。	【当初課税資料台帳・国税連携取込】 （89）国税連携データを取り込み、課税資料として登録できること ※扶養・寡婦・年少等の一部（人数）のみ取込の場合は、取込人員を超えた明細があることを把握できること 【当初課税資料台帳・e-TAX国税連携分イメージ作成】 （90）取り込んだeLTAX国税連携データから確定申告書イメージを作成できること	90:国税連携により送付されるデータを利用して、資料情報として登録できること。 91:課税明細に関する情報のみでなく、国税連携における管理情報(利用者識別ID、整理番号、台帳番号等)も資料情報として登録・変更できること。 150:申告系資料(確定申告書、住民税申告書)が複数登録されている課税事務対象者について、申告書の資料番号等、目視確認のために必要となる情報を一覧表出力するまたはオンライン画面で一覧表表示することができること。 また目視確認によって不要となる申告資料に対し、無効となる入力をオンラインで入力することができること。 151:申告系資料が複数登録されている課税事務対象者について、登録されている申告系資料が全てe-tax確定申告である場合は、国税連携管理項目のe-tax受付番号から最新の申告書を検知して、他の申告を自動的に無効とすることができること。 処理結果について、一覧表またはデータ出力により確認することができること。	84:複数税申告書が提出された場合に、データ内のフラグによって自動削除及び重複チェックリスト等が出力できること。	【1.4.20.資料取込み】 住民番号を特定できないかったデータの一覧が出力できること。 光ビ・転出等のエラー内容が表示されること。 【1.4.16.登録情報エラー修正、削除】 登録情報にエラーがある場合には、エラー抽出結果を一覧等で確認し、必要に応じて修正、削除できること。 また、エラーについては市の指定する任意の条件設定により抽出できること。 【1.4.38.給報】 給報の一括取り込み時に重複給報のチェックができること。 【1.4.41.給報】 給報の一括取り込み時に扶養の人数チェックができること。 【1.4.43.給報】 各種控除の合計と給報に記載された控除計が異なる場合にエラー表示できること。 【1.4.67.退職】 退職所得があるとワーニング表示できること。 所得税の確定申告で申告していても、住民税では源泉分離課税として取り込まないようにする目的です。 【1.4.89.扶養控除等】 配偶者の合計所得が実際の申告（給報）の所得と一致しない場合、どちらが多額となっているかを警告メッセージで表示できること。	個別一括処理での資料登録情報に対してデータの整合性を確認し、アラートが発生した情報には必須の想定です。 アラートがかからない場合は、情報の抽出漏れ、整合性、重複確認等を目視で実施が必要となり、作業効率の低下、作業誤り等のリスクが増えると考えます。 選定団体においては、アラートとしての記載項目や画面表示項目を詳述しておりますが、原則画面表示は時計対象外と一紙でのリスト出力は機業要件での検討と判断し、詳細化はしておりません。 また、整合性の確認観点については、1.4.15.~1.4.17.にパターン化して記載しているため、本要件での詳述は不要と判断しております。 その他、業務上必要なアラート対象条件がないかについて確認させていただきます。	<確認事項> 資料登録時のアラートについて、チェック観点から1.4.15.~1.4.17.にパターン化して記載しておりますが、その他に業務上必要なチェック観点がないか確認させていただきます。 【要件化しているチェック観点】 1.4.15.：登録する資料内での矛盾がないか（所得額、控除額の記載等）確認する機能を想定 1.4.16.：登録する資料の記載が、登録済みの各種基本情報（個人（生活保護、国保収納情報等）、世帯（扶養・配偶者等）、事業所（所在地、特別徴収義務者指定番号等））と矛盾がないか確認する機能を想定 1.4.17.：登録した資料の個別の項目からシステムで算出した値と資料原本の情報を比較して、矛盾がないか確認する機能を想定 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かやなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか ※帳票一覧でも詳細を確認します。	①確認事項 ・アラートの内容については検討対象外であると思われるが、アラートの中で自動修正が可能なものがある場合には、それを行えるようにし、自動修正を行ったことを通知（表示）することといった内容を、オプションでもいいので記入しておいたほうがよいのではないか。 ⇒自動修正の対象となる条件、自動修正の方法（どのデータ項目を対象とし、何の情報に基づき修正するか）を具体的に規定する必要があります。 自動修正機能として想定する具体的な仕様を確認させていただきます。 ・アラートをオンライン（画面）から修正した場合に、修正記録を確認できるような機能を備えておく必要はないか。修正がエレいか、後から検証する必要がある場合に、紙リストであれば追うことも可能だが、画面からのみであると、システム内に記録がないと追うことができなくなる可能性もある。修正結果をチェックする機能が必要と考える。 ⇒修正前の情報については、履歴情報として確認する想定です。 申告情報ごとの履歴による修正内容の確認とは別に、修正結果チェックリスト（資料登録のブルーフリストを想定）が必要とのご意見であるかを確認させていただきます。
1.4.11.		国税連携処理により受信した確申のOCRデータ（1表以外も含む）、OCR処理により作成した確申データ（1表以外も含む）を取り込めること。	No.2_12	【確定申告書収集】 135.確定申告書、住民税申告書を受付・印刷機能（パラメータ設定）を有すること。また、国税連携データの取り込みが出来ること。				90:国税連携により送付されるデータを利用して、資料情報として登録できること。 91:課税明細に関する情報のみでなく、国税連携における管理情報(利用者識別ID、整理番号、台帳番号等)も資料情報として登録・変更できること。	【1.4.13.国税連携（eLTAX連携）】 国税連携処理により受信した確申のOCRデータ（1表以外も含む）、OCR処理により作成した確申データ（1表以外も含む）を取り込めること。	3団体で明確な要件化はされていませんが、1.4.10.に包含される機能として、詳細化されていないものと考えます。 eLTAX経由の電子申告データの取込み機能がない場合は、電子データを確認しながら個別登録する必要があり、現実的な運用ではないため、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かやなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。
1.4.12.		国税連携（KSK分）データに含まれる納税者番号(税務署整理番号)を管理（参照、登録、削除）できること。		【確定申告書収集】 152.国税連携KSKデータをOCRにより、数値化および取り込みが出来ること。また、OCR値と国税連携KSKデータとの比較が出来ること。 153.国税連携KSKデータをパンチ委託により、数値化及び取込みが出来ること。 155.国税連携データが複数ある場合、申告書の申告日、ファイル名内の税務署パッチ作成日等から申告日の時系列を判断でき、優先申告書を選択し取り込みが出来ること。 156.国税連携の数値データのうち過年度の申告書について確認だけで、年分ン五十音ごとに印刷ができこ				90:国税連携により送付されるデータを利用して、資料情報として登録できること。 91:課税明細に関する情報のみでなく、国税連携における管理情報(利用者識別ID、整理番号、台帳番号等)も資料情報として登録・変更できること。	【1.4.14.国税連携（eLTAX連携）】 国税連携（KSK分）データに含まれる納税者番号(税務署整理番号)を管理（参照、登録、削除）できること。 最新情報の管理ができれば問題ない	3団体で明確な要件化はされていませんが、1.4.10.に包含される機能として、詳細化されていないものと考えます。 電子申告データの取込み機能がない場合は、電子データを確認しながら個別登録する必要があり、現実的な運用ではないため、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かやなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①オプション機能に変更いたします（全団体での必須とは判断できないため）
1.4.13.	年金特別徴収情報登録（eLTAX連携）	eLTAXと連携して年金特別徴収情報（新年度年金特別徴収対象者の情報等）を取り込み、一括更新・管理（登録、修正、削除）できること。	No.2_17.18		6.2.1.当初課税（会算含）（314、316、318、319） ■他システムにて受信した「00通知」を取り込めること。 ■取り込んだ00通知をもとに取り込んだ内容を画面に表示し、確認用データとして出力できること。 ■取り込んだ00通知データと照会データの突合を行い、ひも付けを行うこと。 ■取込処理結果が表示されること。 6.7.3.個人/事業所課税情報参照（1000） ■年金特徴対象者情報として「00通知」の情報（年金の種類/支払者名称/支払金額/保険者整理No等）が参照できること。	【年金特徴対象者入力・金額】 （118）地方税電子化協議会から受け入れた年金特徴対象者情報に対して、一括処理で住民コードの付設ができること。 （119）一括処理にてエラーとなったデータの住民コード付設や、付設済のデータの訂正ができること。 【年金特別徴収・年金特徴対象者情報受信処理（編集）】 （341）経由機関から提供された年金特徴対象者データの受入を行い、受信データンプリスト出力及びコード変換を行えること。 【年金特別徴収・年金特徴対象者情報受信処理（更新）】 （342）新年度の年金特徴対象者情報に前年度の年金特徴対象者情報等より住民コードを付設し、結果を年金受給者管理情報に更新できること。 【年金特別徴収・年金特徴対象者情報チェック処理】 （343）年金特徴対象者情報の住民コードを重複チェック、再転入者チェック、住民コード未付設者の特別徴収区分チェックを行えること。	【年金特別徴収管理・年特対象者情報取込】 （266）地方電子化協議会の年金特別徴収対象者情報（通知内容コード：00）を取り込み特徴情報をで作成できること 【年金特別徴収管理・固付記録参照】 （289）地電協から送られてくる年金特別徴収の固付記録を参照できること	255:年金保険者から通知された対象者情報(氏名、生年月日、住所、郵便番号、年金保険者、年金種類、年金管理番号、年支払額)を一括登録し、オンライン画面での内容を確認できること。 256:年金保険者から受信した年金特徴対象者情報に対し、該当する納税義務者を特定できること。 257:年金特徴対象者情報に対する納税義務者の特定において、氏名カナ＋生年月日を用いて特定を実施できること。 258:年金特徴対象者情報にたいする納税義務者の特定において、前年度の年金特徴対象者情報の特定結果を用いて特定を実施できること。 259:年金特徴対象者情報に対し該当する納税義務者を特定できたものについて、その正当性を確認するためのリストまたはデータを出力することができること。 （注） 正当性の確認とは、氏名、生年月日、住所が一致しているかの確認を指し、住所においては外字による違いや地番表記の違い（１丁目１番１号と１－１－１など）を考慮して、確認作業を絞り込む仕組みを有すること。 260:年金特徴対象者情報に対し対象者特定が決定できなかったものについて、オンライン画面上での一覧表示または一覧表のリスト出力ができること。 261:年金特徴対象者情報に対し該当する納税義務者を特定できなかったものの確認表示において、課税資料登録事務と同等の特定税機者を提示することができること。 262:オンライン入力により、年金特徴対象者情報に対する納税義務者の特定を登録・変更・解除できること。	【1.4.15.年金特徴情報登録（eLTAX連携）】 eLTAXと連携して年金特徴情報（新年度年金特徴対象者の情報等）を取り込み、一括更新・管理（登録、修正、削除）できること。	eLTAX経由の電子データの取込み機能がない場合は、電子データを確認しながら個別登録する必要があり、団体規模によっては現実的な運用ではないと考えます。 また、eLTAXとの連携仕様は共通であり、全国で同様機能の実装が可能と考えられるため、必須の想定です。 H.D市については、取込項目や取込みのエラー条件等の記載があり詳細化されておりますが、eLTAX経由のデータ仕様等は自明であり、詳細化は不要の認識です。 また、エラーチェックにつきましては、1.4.14.~1.4.17.にて要件化しております。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①「1.4.1各種資料登録」の表現に合わせて、「年金受給者リスト」に表現を統一します。
1.4.14.	登録情報アラート修正、削除	資料登録時に、アラートがある場合にはオンライン（画面）・リスト（帳票）等で出力（画面・帳票）できること。	No.2_20.23	【給報収集】 66.パンチ委託済みのデータを取り込み、エラーチェック処理ができること。 68.収入から自動計算できる給与所得等については、パンチやオンラインによる入力値の他に計算値を保持し、エラーチェック処理に活用できること。 80.当初パッチ処理で取り込んだデータを生年月日（課税資料でなく住中由来のデータ）で判定し未成年フラグを自動でセット後、寡婦（夫）、及び配偶者の判定を行い、未成年フラグを削除することができること。また、成年者に振って未成年フラグがある課税資料について未成年フラグをチェックする、もしくは削除することができること。 81.乙欄給報により特徴落ちをした対象者を抽出、修正が容易に出来ること。 88.前期分の給与支払い金額に対して、さらに前期分の給与支払い金額の記載がある場合、取込まれた対象者のエラー抽出が出来ること。 90.わりて入力したデータを生年月日で判定し未成年フラグを自動でセット後、寡婦（夫）、及び配偶者の判定を行い、未成年フラグを削除することができること。 【公的年金収集】 98.パンチ委託済みのデータを取り込み、エラーチェック処理ができること。	6.1.3.申告受付登録（125、126、149、153、170、174、188、190、207、215） ■入力の際、所得税法上のエラーが表示されること。 ■その他、注意喚起のためのエラー（事業収入又は不動産収入が1,000万円を超えた場合、寄附特例対象者等）が表示されること。 ■取り込みデータ又は入力データについて、ファイルレイアウトに不正があればエラー等が表示されること。 ■登録件数やエラーの確認及び出力ができること。 ■エラー内容で、登録済資料が検索、特定できること。 6.2.1.当初課税（会算含）（320、322） ■取込できなかった該当者が発生した際には、エラー該当者が表示され、出力されること。 ■税名アンマッチ該当者が表示され、出力できること。	【異動処理・金額】 （44）確申書等管理のデータを追加する際に重複チェック等ができること。 【給与支払報告書入力・更新】 （64）「給報パンチデータ」の取り込みにおいて、同姓同名・同生年月日者についてはエラーリストに出力されること。 （65）「給報パンチデータ」の取り込みにおいて、住民コードが不明のアンマッチデータに対して、住民コードを引き当てる機能があること。（68）「給報」の入力画面においては、誤ったデータが登録されないよう、各種エラーチェック機能があること。 【年金入力・金額】 （76）「年報パンチデータ（ｅＬＴＡＸ分を含む）」の取り込みにおいて、同姓同名・同生年月日者についてはエラーリスト出力されること。 （77）「年報パンチデータ（ｅＬＴＡＸ分を含む）」の取り込みにおいて、住民コードが不明のアンマッチデータに対して、住民コードを引き当てる機能があること。 【年金入力・更新】 （78）「年報」の入力画面においては、誤ったデータが登録されないよう、各種エラーチェック機能があること。	【個人特定・個人未特定リスト(チェックリスト）】 （104）個人特定の結果から個人未特定リストを作成すること　また、個人未特定リストを一覧で印刷できること ※一覧表には、資料番号・資料区分・生年月日・氏名カナが印刷されること 【個人特定・未処理資料抽出】 （111）個人未特定リストから未処理分を検索し、該当データと該当データ数を画面表示できること ※画面表示でなくリスト印刷でも可 【個人特定・事業所照会文書一括印刷】 （113）事業所照会となっている課税資料データについて、資料提出先事業所宛の照会文書を印刷できること ※照会対象者であることを画面で確認できること （114）事業所照会対象者リストを印刷できること 【個人特定・特定未処理データ抽出】 （115）個人特定が未処理な課税資料を抽出し、印刷できること 【課税資料修正・課税資料表示】 （116）登録された課税資料データを課税年度ごとに表示できること （117）データ入力間違いの防止等のため、入力画面レイアウトが提出される課税資料のレイアウトに合わせて配置されていること（給報・年報　等）	【1.4.20.資料取込み】 住民番号を特定できなかったデータの一覧が出力できること。 光ビ・転出等のエラー内容が表示されること。 【1.4.16.登録情報エラー修正、削除】 登録情報にエラーがある場合には、エラー抽出結果を一覧等で確認し、必要に応じて修正、削除できること。 また、エラーについては市の指定する任意の条件設定により抽出できること。 【1.4.38.給報】 給報の一括取り込み時に重複給報のチェックができること。 【1.4.41.給報】 給報の一括取り込み時に扶養の人数チェックができること。 【1.4.43.給報】 各種控除の合計と給報に記載された控除計が異なる場合にエラー表示できること。 【1.4.67.退職】 退職所得があるとワーニング表示できること。 所得税の確定申告で申告していても、住民税では源泉分離課税として取り込まないようにする目的です。 【1.4.89.扶養控除等】 配偶者の合計所得が実際の申告（給報）の所得と一致しない場合、どちらが多額となっているかを警告メッセージで表示できること。	個別一括処理での資料登録情報に対してデータの整合性を確認し、アラートが発生した情報には必須の想定です。 アラートがかからない場合は、情報の抽出漏れ、整合性、重複確認等を目視で実施が必要となり、作業効率の低下、作業誤り等のリスクが増えると考えます。 選定団体においては、アラートとしての記載項目や画面表示項目を詳述しておりますが、原則画面表示は時計対象外と一紙でのリスト出力は機業要件での検討と判断し、詳細化はしておりません。 また、整合性の確認観点については、1.4.15.~1.4.17.にパターン化して記載しているため、本要件での詳述は不要と判断しております。 その他、業務上必要なアラート対象条件がないかについて確認させていただきます。	<確認事項> 資料登録時のアラートについて、チェック観点から1.4.15.~1.4.17.にパターン化して記載しておりますが、その他に業務上必要なチェック観点がないか確認させていただきます。 【要件化しているチェック観点】 1.4.15.：登録する資料内での矛盾がないか（所得額、控除額の記載等）確認する機能を想定 1.4.16.：登録する資料の記載が、登録済みの各種基本情報（個人（生活保護、国保収納情報等）、世帯（扶養・配偶者等）、事業所（所在地、特別徴収義務者指定番号等））と矛盾がないか確認する機能を想定 1.4.17.：登録した資料の個別の項目からシステムで算出した値と資料原本の情報を比較して、矛盾がないか確認する機能を想定 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かやなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか ※帳票一覧でも詳細を確認します。	①確認事項 ・アラートの内容については検討対象外であると思われるが、アラートの中で自動修正が可能なものがある場合には、それを行えるようにし、自動修正を行ったことを通知（表示）することといった内容を、オプションでもいいので記入しておいたほうがよいのではないか。 ⇒自動修正の対象となる条件、自動修正の方法（どのデータ項目を対象とし、何の情報に基づき修正するか）を具体的に規定する必要があります。 自動修正機能として想定する具体的な仕様を確認させていただきます。 ・アラートをオンライン（画面）から修正した場合に、修正記録を確認できるような機能を備えておく必要はないか。修正がエレいか、後から検証する必要がある場合に、紙リストであれば追うことも可能だが、画面からのみであると、システム内に記録がないと追うことができなくなる可能性もある。修正結果をチェックする機能が必要と考える。 ⇒修正前の情報については、履歴情報として確認する想定です。 申告情報ごとの履歴による修正内容の確認とは別に、修正結果チェックリスト（資料登録のブルーフリストを想定）が必要とのご意見であるかを確認させていただきます。

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討項目（論点）
			【住民税申告書収集】 117.住民税値ベースのパンチ委託済みのデータを取り込み、エラーチェック処理ができること。 118.住民税値ベースの金額（パンチデータ）を取り込み後に、市で指定した計算方法で所得税値ベースに変換し、データ保持できること。 （例）旧生保控除 35,000円→42,500円 131.当初バッチ処理で取り込んだデータを生年月日（課税資料でなく住基由来のデータ）で判定し未成年フラグを自動でセット後、寡婦（夫）、及び配偶者の判定を行い、未成年フラグを削除することができること。また、成年者に誤って未成年フラグがある課税資料についてフラグをチェックする、もしくは削除することができること。 132.ｵﾝﾗｲﾝで入力したデータを生年月日で判定し未成年フラグを自動でセット後、寡婦（夫）、及び配偶者の判定を行い、未成年フラグを削除することができること。 【確定申告書収集】 136.パンチ委託済みのデータを取り込み、エラーチェック処理ができること。 157.国税連携データの数値データもしくは画像がないため取り込みが保留になっているものを抽出・チェックが出来ること。 164.当初バッチ処理で取り込んだデータを生年月日で判定し未成年フラグを自動でセット後、寡婦（夫）、及び配偶者の判定を行い、未成年フラグを削除することができること。 165.ｵﾝﾗｲﾝで入力したデータを生年月日で判定し未成年フラグを自動でセット後、寡婦（夫）、及び配偶者の判定を行い、未成年フラグを削除することができること。 【外部媒体連携】 181.当初バッチ処理で取り込んだデータを生年月日で判定し未成年フラグを自動でセット後、寡婦（夫）、及び配偶者の判定を行い、未成年フラグを削除することができること。 185.乙欄給報により特徴から普徴に変更になった対象者を抽出、修正が容易に出来ること。 187.前職分の給与支払い金額に対して、さらに前職分の給与支払い金額の記載がある場合、取込または対象者のエラー抽出が出来ること。 189.ｵﾝﾗｲﾝで入力したデータを生年月日で判定し未成年フラグを自動でセット後、寡婦（夫）、及び配偶者の判定を行い、未成年フラグを削除することができること。 【電子申告】 203.当初バッチ処理で取り込んだデータを生年月日で判定し未成年フラグを自動でセット後、寡婦（夫）、及び配偶者の判定を行い、未成年フラグを削除することができること。 207.ｵﾝﾗｲﾝで入力したデータを生年月日で判定し未成年フラグを自動でセット後、寡婦（夫）、及び配偶者の判定を行い、未成年フラグを削除することができること。 215.当初バッチ処理で取り込んだデータを生年月日で判定し未成年フラグを自動でセット後、寡婦（夫）、及び配偶者の判定を行い、未成年フラグを削除することができること。		［確定申告書入力・全般］ （84）「確定申告書パンチデータ」の取り込みにおいて、同姓同名・同生年月日者についてはエラーリストに出力されること。 （87）「確定申告書」の入力画面においては、誤ったデータが登録されないよう、各種エラーチェック機能があること。 ［住民税申告書入力・更新］ （95）「住民税申告書」の入力画面においては、誤ったデータが登録されないよう、各種エラーチェック機能がありること。 ［当初課税前処理・全般］ （213）穿孔洩れを防げるように、賦課資料の枚数と取込んだデータの件数チェックが可能なこと。 （214）一括取込時に、所得・控除のエラーチェック・自動修正が可能なこと。 （217）個人番号の特定ができなかったデータは、再度入力し直すことですなく、個人番号の付番し直しによりデータの取込ができること。 （225）所得税入力・住民税入力の振分けが可能なこと。 ［当初異動処理・住民コード付設入力済データ論理チェック］ （275）住民コード付設入力済のデータに対して論理チェックを行い、エラーチェックリストを出力できること。 ［当初異動処理・資料エラーチェックリスト出力］ （276）資料データに対して論理チェックを行い、エラーチェックリストを出力できること。	［課税資料修正・整合エラー画面表示］ （118）課税資料データに整合しない数値等がある場合は、画面上にエラー表示をすること ［課税資料修正・課税資料データオンライン登録］ （119）画面操作で課税資料データの新規登録・修正・取消ができること ［課税資料修正・資料イメージ参照］ （120）課税資料のイメージを参照しながら課税資料データの修正等ができること ［課税資料修正・課税資料データ復活］ （121）誤って削除した課税資料データの復活ができること ［課税資料修正・個人特定付替］ （122）個人特定が誤っていた場合、画面操作で課税資料の付け替えができること ［課税資料修正・合算除外機能］ （123）精査の結果合算不要と判断した場合に、画面操作で合算処理の対象から外す機能があること ［課税資料修正・入力整合性チェック］ （124）データ入力・修正後、その更新を確定させる前に入力・修正の内容の整合性チェックを行う機能があること ［課税資料修正・課税資料データオンライン登録］ （119）画面操作で課税資料データの新規登録・修正・取消ができること ［課税資料修正・資料イメージ参照］ （120）課税資料のイメージを参照しながら課税資料データの修正等ができること ［課税資料修正・課税資料データ復活］ （121）誤って削除した課税資料データの復活ができること ［課税資料修正・合算除外機能］ （123）精査の結果合算不要と判断した場合に、画面操作で合算処理の対象から外す機能があること ［課税資料修正・課税資料確認リスト］ （127）訂正資料の確認や、金額または摘要欄のよくある誤りデータをリスト化できること（具体的な機能があれば提案すること） ［年金特別徴収管理・保留情報の検索］ （273）特定保留した年金特別徴収対象者情報を抽出し、画面表示またはリスト印刷できること ※該当件数を表示できること ［年金特別徴収管理・未処理情報の検索］ （274）特定未処理状態の年金特別徴収対象者情報を抽出し、画面表示またはリスト印刷できること ※該当件数を表示できること ※特定放棄のものは検索結果から除外されること		【1.4.91.扶養控除等】 同居老親の続柄による自動判定及び判定結果に応じて警告できること。 反映結果の即時反映は行わないこと。 【1.4.92.本人控除】 勤学の要件判定を行って、エラーがでるようにできること。 【1.4.93.本人控除】 寡婦一般、寡婦特別、寡夫の区別ができること。 【1.4.94.本人控除】 上記の場合、寡婦の理由を判定できること。基本情報を基に論理チェックエラー（性別が男性で寡婦が選択されている場合）やワーニング（続柄に妻・夫の登録がされている場合）が出せること。			
1.4.15.	帳票内での整合性チェックの結果、アラートの対象がある場合には、必要に応じて個別/一括で修正できること。	No.2_20,23	【給報収集】 67.エラー分だけを画面で連続的に呼び出して即時修正ができること。 72.エラー修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。（原票を出さずに確認ができること。） 【公的年金収集】 99.エラー分だけを画面で連続的に呼び出して即時修正ができること。 101.エラー修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。（原票を出さずに確認ができること。） 【住民税申告書収集】 121.エラー分だけを画面で連続的に呼び出して即時修正ができること。 123.エラー修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。 （原票を出さずに確認ができること。） 【確定申告書収集】 146.エラー分だけを画面で連続的に呼び出して即時修正ができること。 148.エラー修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。 （原票を出さずに確認ができること。） 【外部媒体連携】 175.エラー修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。（原票を出さずに確認ができること。） 176.エラー分だけを画面で連続的に呼び出して即時修正ができること。 修正ができること。 212.エラー分だけを画面で連続的に呼び出して即時修正ができること。	6.1.3.申告受付登録（217） ■計算エラーの修正ができること。		［当初課税資料台帳・取込データの整合チェック］ （94）取込みで作成した課税資料データの整合性をチェックし、誤りがある場合はエラーリストを出力できること ［課税資料修正・整合エラー画面表示］ （118）課税資料データに整合しない数値等がある場合は、画面上にエラー表示をすること ［課税資料修正・入力整合性チェック］ （124）データ入力・修正後、その更新を確定させる前に入力・修正の内容の整合性チェックを行う機能があること ［課税資料修正・課税資料入力整合性チェックエラー未処理リスト］ （125）課税資料取込データの整合性チェックで出力されたエラーリストの処理漏れを把握するため、未処理リストが出力できること。 ※対象リストは帳票・データ出力・画面表示のいずれでも可 ※現時点のエラー対象が把握できれば、未処理リストでなくても可 ［課税資料修正・課税資料入力整合性チェックエラー未処理リスト］ （126）課税資料取込データの整合性エラー対象件数と処理済件数が確認できること	152:申告系資料において、事業主の専従者給与合計欄と、各専従者への給与の合計額が異なるものを検出し、リスト出力又はデータ出力できること。 (注) 専従者給与情報を抽出する前に、事業主登録資料に誤りがないか最終的な点検を行うことを目的とする。 153:前年度、専従者給与があった者の一覧が作成できる、またはデータ出力できること。 (注) 事業主申告資料において専従者情報の記載を漏らしている場合を想定し、前年に専従をもつ事業主について、再確認する運用を想定。	【1.4.16.登録情報エラー修正、削除】 登録情報にエラーがある場合には、エラー抽出結果を一覧等で確認し、必要に応じて修正、削除できること。 また、エラーについては市の指定する任意の条件設定により抽出できること。	課税資料の単票内で情報が不整合となっている場合のエラーチェック機能は必須の想定です。 エラーがかからない場合は、情報の抜け漏れ、整合性、重複確認等を目視で実施が必要となり、作業効率の低下、ヒューマンエラー等のリスクが増えると考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①「帳票内での整合性チェック」の文言を「課税資料単票内でのチェック」に修正いたします。 ②オプション機能の追加 以下の機能をオプションとして追加いたします。 「資料登録後のデータ内容チェック結果を出力でき、資料登録時のアラートリストも確認用に出力できること」
1.4.16.	基本情報、世帯情報、事業所情報、特別徴収義務者情報等との整合性チェックの結果、アラートの対象がある場合には、必要に応じて個別/一括で修正できること。	No.2_20,23	【給報収集】 75.氏名かな・生年月日で特定できなかった方をエラー修正画面で個人振付できること。 76.氏名かな・生年月日で特定できなかった方をエラー修正画面で個人振付する場合、その情報を学習し、次年度から同一事業所からの送付分については学習機能で個人特定ができること。 77.個人特定時に共有宛名を使用しないよう制御できること。 【公的年金収集】 104.氏名かな・生年月日で特定できなかった方をエラー修正画面で個人振付できること。 105.氏名かな・生年月日で特定できなかった方をエラー修正画面で個人振付する場合、その情報を学習し、次年度から同一事業所からの送付分については学習機能で個人特定ができること。 106.個人特定時に共有宛名を使用しないよう制御できること。 【確定申告書収集】 140.氏名かな・生年月日で特定できなかった方をエラー修正画面で個人振付できること。 141.氏名かな・生年月日で特定できなかった方をエラー修正画面で個人振付する場合、その情報を学習し、次年度から同一事業所からの送付分については学習機能で個人特定ができること。 142.個人特定時に共有宛名を使用しないよう制御できること。 【外部媒体連携】 173.個人特定は、生年月日および氏名かなでできること。 （該当者が２人以上いるような場合は一致させず、候補者抽出にとどめ、手動で特定ができること。） 177.氏名かな・生年月日で特定できなかった方をエラー修正画面で個人振付できること。 178.氏名かな・生年月日で特定できなかった方をエラー修正画面で個人振付する場合、その情報を学習し、次年度から同一事業所からの送付分については学習機能で個人特定ができること。 179.個人特定時に共有宛名を使用しないよう制御できること。 【電子申告】 199.氏名かな・生年月日で特定できなかった方をエラー修正画面で個人振付できること。 200.氏名かな・生年月日で特定できなかった方をエラー修正画面で個人振付する場合、その情報を学習し、次年度から同一事業所からの送付分については学習機能で個人特定ができること。 201.個人特定時に共有宛名を使用しないよう制御できること。	6.1.3.申告受付登録（115） ■登録済課税資料と申告者を紐付け、紐づいた登録済課税資料との突合ができ、その上で申告支援システムへの取り込みができること。 6.2.1.当初課税（合算含）（324、326、327） ■資料重複該当者が表示され、出力できること。 ■ひも付けができなかったデータについては手動でひも付けができること。 ■1人に複数の対象者情報があった場合に、指定した一方の対象者情報を削除できること。	［当初課税前処理・全般］ （219）1月1日時点に市内に存在しない住記の個人番号と賦課資料を突合できること。	［個人特定・個人特定支援機能］ （105）個人特定できないデータの、氏名カナ・生年月日などを参考に、個人特定候補を作成できること （106）個人特定候補者リストから高率的に個人特定作業ができること （107）課税資料のイメージを参照しながら、個人特定作業ができること ［個人特定・特定放棄］ （108）個人特定を不要と判断した場合は、課税資料データに特定放棄として登録できること ※同意味を表す区分名称であれば提案システム標準区分で可 ［個人特定・特定保留］ （109）個人特定作業を保留する旨の指定をし、作業を行っていない未特定者と保留者を未特定リスト上で区分できる機能があること ※特定保留者は未特定リストから除外されることが望ましい ［個人特定・保留資料抽出］ （110）特定保留した課税資料データを抽出し、画面表示またはリスト印刷できること ［課税資料修正・個人特定付替］ （122）個人特定が誤っていた場合、画面操作で課税資料の付け替えができること ［年金特別徴収管理・年特対象者個人特定］ （267）年金特別徴収対象者情報と課税対象者データを一括で突合し、個人を特定できること ［年金特別徴収管理・未特定リスト］ （268）年金特徴の個人特定結果から未特定リストを作成すること　また、個人特定リストを一覧で印刷できること ※一覧表には基礎年金番号、年金保険者、年金種別、氏名カナ、生年月日が印刷されること ［年金特別徴収管理・個人特定支援］ （269）個人特定できないデータについて、氏名カナ・生年月日などを参考に、個人特定候補を作成できること ［年金特別徴収管理・個人特定支援］ （270）個人特定候補リストから個人特定できること	96:宛名番号の記載がある資料について、宛名番号の記入誤り(別人の番号を記載する事例)の疑いのある資料を氏名カナ・生年月日等から判別し検出できること。 97:課税資料の氏名カナが当該個人のシステム上のカナと以下の事例で異なる場合には、個人特定候補として対象者を提示できること。 ・濁点の有無の違いによるもの ・同一発音（ｽﾞとﾂﾞなど)の違いによるもの ・拗音(ｷｬ、ｷｭ、ｷｮなど)における小さい「ｬ」「ｭ」「ｮ」や促音(ﾊｯﾄﾘなどの「ｯ」)の違いによるもの ・氏と名のブランクが２つ以上である違いによるもの ・氏または名の文字列の中にブランクが存在している違いによるもの 98:生年月日の年誤り、月誤り、日誤り等がある資料について、個人特定候補として対象者を提示できること。	【1.4.19.資料取込み】 住民番号の特定ができなかったデータは、再度入力し直すことなく、住民番号の付番し直しによりデータの取込ができること。 【1.4.21.資料取込み】 1月1日時点に市内に存在しない住記の住民番号と賦課資料を突合しないこと。 【1.4.24.資料取込み】 事業所番号が未設定のものについて、任意に設定できること。 また、その際に入力ミス等による番号重複を防ぐ仕組みを有すること。（チェックデジット等）	登録済みの各種基本情報と課税原票の情報が異なる場合は、正確な情報を確認する必要があるため必須の想定です。 チェックがかからない場合は、情報の抜け漏れ、整合性、重複確認等を目視で実施が必要となり、作業効率の低下、作業誤り等のリスクが増えると考えます。 なお、B,E市については、管理情報ごとに整合性確認を要件化していますが、本質的に必要な機能は仕様書叩き台の記載に包含されるため、詳細化は不要と判断しています。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。
1.4.17.	資料情報から自動算出した値（住民税控除額計・所得税額・所得額・所得税控除額計等）と、計算の基となるデータ（パンチデータ等の取り込んだ電子データ）との整合性チェックができること	No.2_20,23		6.1.3.申告受付登録（150、171、189） ■データ内容について計算し、計算値及び税法上の計算エラー等が表示されること。（エラー条件については別紙「計算エラー一覧.xlsx」参照）	［当初課税前処理・全般］ （221）住民税控除額計を自動算出し、穿孔資料のデータと突合チェックが可能なこと。 （222）所得税額・所得額・所得税控除額計を自動算出し、穿孔資料のデータと突合チェックが可能なこと。			【1.4.25.資料取込み】 住民税控除額計を自動算出し、穿孔資料のデータと突合チェックができること。 【1.4.26.資料取込み】 所得税額・所得額・所得税控除額計を自動算出し、穿孔資料のデータと突合チェックができること。	提出された課税資料の誤りを抽出するために必須の想定です。 チェックがかからない場合は、情報の抜け漏れ、整合性、重複確認等を目視で実施が必要となり、作業効率の低下、作業誤り等のリスクが増えるため、必須の機能と考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。

機能名称		仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討項目（論点）
1.4.18.		*一括入力の際、アラートの内容及び徴収区分等からアラートのある該当者を絞り込み、アラート表示画面を見ながら連続修正ができること。*	No.2_20,23			［当初課税前処理・全般］ （228）一括入力の際、エラー内容及び徴収区分等からエラーのある該当者を絞り込み、エラー表示画面を見ながら連続エラー修正ができること。			【1.4.32.資料取込み】 一括入力の際、エラー内容及び徴収区分等からエラーのある該当者を絞り込み、エラー表示画面を見ながら連続エラー修正ができること。 【1.4.33.資料取込み】 賦課資料データを修正して更新を行う際、更新前データと更新予定データの比較ができること 誤って別の項目を消していないか目視できるようにする目的です。 【1.4.34.資料取込み】 賦課資料データを修正して更新を行ったとき、都度メニューに戻らずに次の人の賦課資料データの修正もできること。	原則画面表示は検討対象外ですが、データ取込み等による大量処理の結果について対応する場合は、効率的な運用に必要な機能と考えられるため、オプションとしての要件化が妥当と考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①機能の修正 「一括入力の際」の文言を削除し、連続修正のタイミングを制限しない表現に修正いたします。
1.4.19.	資料取込み	賦課資料の資料番号の自動付番ができること。	no.2_13,16	【給報収集】 61.給報のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力ができること。 62.賦課資料ごとに資料番号を指定の桁数、番号体で自動付番でき、追加や削除が容易に出来ること。 85.給報のｵﾝﾗｲﾝ入力で資料管理用の資料番号の入力ができること。 【公的年金収集】 96.公的年金一覧を指定した桁数・番号体で自動付番、追加、削除できること。 97.年金のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力ができること。 113.年金のｵﾝﾗｲﾝ入力で資料管理用の資料番号の入力ができること。 【住民税申告書収集】 116.市申告書のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力ができ、資料の識別もできること。 124.市申告書、簡易申告書の登録はｵﾝﾗｲﾝでもでき、資料の識別もできること。 【確定申告書収集】 134.確定申告書のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力が出来ること。 162.確定申告書のｵﾝﾗｲﾝ入力で資料管理用の資料番号の入力ができること。 【外部媒体連携】 171.外部媒体による給報のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力が出来ること。 【外部媒体連携】 174.給報のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力ができること。 191.外部媒体による給報のｵﾝﾗｲﾝ入力で資料管理用の資料番号の入力ができること。 【電子申告】 197.電子申告のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力ができること。 210.電子申告書のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力が出来ること。 211.賦課資料ごとに資料番号を指定の桁数、番号体で自動付番でき、追加や削除が容易に出来ること。 214.電子申告書のｵﾝﾗｲﾝ入力で資料管理用の資料番号の入力ができること。		［当初課税前処理・全般］ （223）賦課資料の整理用番号（連番）の自動付番ができること。		95:各課税資料に対してカナ氏名＋生年月日を用いた宛名コードを自動付番できること。	【1.4.28.資料取込み】 賦課資料の資料番号の自動付番ができること。	データ取込みによる資料登録では、個別の付番は困難であるため、必須の想定です。 なお、B市については賦課資料毎に要件を記載しておりますが、取り込み対象となる資料については、1.4.1-1.4.13.に記載しているため詳細化は不要と判断しております。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①機能の修正 「資料番号」の記載を「資料番号（賦課資料ごとに個人を特定する番号）」に修正します。 ②オプション機能の追加 下記要件をオプション機能として追加いたします。 「サブステムで付番した資料番号を取り込み、該当する個人と資料情報を紐づけて管理できること」
1.4.20.		電子データ（パンチデータ等）の再取込みができること。	no.2_16			［当初課税前処理・全般］ （224）穿孔入力したファイル取込みのやり直しができること。			【1.4.29.資料取込み】 穿孔入力したファイルの再取込みができること。 パンチデータの再取り込みはSE対応可	選定団体における要件化は、D,I市のみですが、Z社の機能の記載にある通り、取込データの全体に修正が必要な状況（取込ファイルの資料番号の付番誤り等）で、再取り込みができない場合、取込済みデータを個別に修正する必要が発生するため、対応が困難であることが想定されます（特に当初課税では短期間に大量の処理が発生する認識です）。 上記の理由により、エラーデータ修正後の再取り込み等、再処理は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①オプション機能 以下の機能をオプションとして追加いたします。 「県庁や警察・市役所など4月に大規模な人事異動を行った事業所分の電子データ給報について、新年度の受給者番号の取り込み（前年度とは異なる受給者番号の紐づけ）ができること」
1.4.21.		給与収入金額より給与所得を自動算出できること。	no.2_13,16			［当初課税前処理・全般］ （226）給与収入金額より給与所得を自動算出できること。			【1.4.30.資料取込み】 給与収入金額より給与所得を自動算出できること。	給与支払報告書の給与所得控除後の記載と比較して、申告情報の整合性確認等に使用し、正確な課税業務を実施する情報とするため、機能としては必須の想定です。 ※個別入力は対象が多く現実的ではないと考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。
1.4.22.		年金収入金額より年金雑所得を自動算出できること。	no.2_13,16			［当初課税前処理・全般］ （227）年金収入金額より年金雑所得を自動算出できること。			【1.4.31.資料取込み】 年金収入金額より年金雑所得を自動算出できること。	税額計算に必要な情報となるため機能としては必須の想定です。 ※個別入力は対象が多く現実的ではないと考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。
1.4.23.	他団体回送	他団体回送用に、1月1日時点に市内に存在しない住記の住民番号と賦課資料を突合し、回送対象を抽出できること。	No.2_24		6.1.3.申告受付登録（219） ■住基その他の情報があった宛名について、他市回送登録及び資料削除ができること。 ■住基その他の情報がない場合、事業所照会及び個人照会を行う対象資料が抽出及び出力できること。		［個人特定・他市回送票一括印刷］ （112）資料回送となっている課税資料データについて、一括で他市町村宛の回送票を作成し印刷できること ※回送対象者であることが画面で確認できること ※回送該当データ一覧表に加え、回送該当の課税資料イメージも一括で作成できることが望ましい ※回送票とイメージが分かれていても、組み合わせやすい工夫があれば可	137:回送が必要となる資料について、回送の状態(回送予定、回送済)、並びに回送先団体名または納税義務者住登地等をオンラインで登録することができること。 141:資料回送文書の作成において、確定申告書については他の資料と切り分けて文書を作成することができること。 (注) 確定申告書データの回送については紙資料を郵送するのではなく、国税連携システムを利用した電子回送の運用を想定	【1.4.115.他市回送】 他市回送用に、1月1日時点に市内に存在しない住記の住民番号と賦課資料を突合し、回送情報を自動セットできること。	他団体回送が必要な対象の情報を基に回送業務を実施するため、必須の想定です。 ※電子データでの回送に対応しきれない団体もあり（回送資料の電子データ化の対応が困難等）、オプションと位置付けることは現実的ではないと考えます。 ※1.4.24.、1.4.25.とあわせて要件の過不足について確認させていただきます。	<確認事項> 他団体回送の運用に関して以下の観点を確認させていただき、要件に不足がないかを検討します。 1. 回送方法 ①他団体回送は紙の資料を作成して対応している（紙対応のみ）。 ②eLTAXの回送機能を利用して対応している（電子対応のみ）。 ③紙とeLTAXの双方を利用して対応している。 2. 回送資料（紙）の作成 ①送付文書、送付資料を回送対象者ごとに作成し対応している。 ②送付文書は回送先ごとに作成し、送付資料は回送対象者ごとに作成して対応している。 ③送付文書は回送先ごとに作成し、送付資料は取得した課税資料をそのまま回送している。 3. 送付対応 ①送付先の団体ごとに回送資料をまとめて送付している。 ②回送対象者ごとに個別に送付している。 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①機能の修正 「回送対象を抽出できること」を「回送対象として設定できること」に修正いたします。 ※1.4.23.-1.4.25の確認結果のご意見より、システム対応が可能であれば原則電子回送とするものと認識しております。 ※必要な機能としては、電子回送用に回送対象として設定される機能と判断いたしました。
1.4.24.		国税連携システムで回送可能なデータ形式でも出力できること。	No.2_24					137:回送が必要となる資料について、回送の状態(回送予定、回送済)、並びに回送先団体名または納税義務者住登地等をオンラインで登録することができること。 141:資料回送文書の作成において、確定申告書については他の資料と切り分けて文書を作成することができること。 (注) 確定申告書データの回送については紙資料を郵送するのではなく、国税連携システムを利用した電子回送の運用を想定	【1.4.116.他市回送】 紙だけでなく、国税連携システムで回送可能なデータ形式でも出力できること。 【1.4.117.他市回送】 回送先の自治体ごとにイメージデータファイルを管理できること。回送資料１ファイルと回送先自治体ごとのファイルの両方作成できること。	国税連携システム経由で取得した課税資料を国税連携システムで回送処理対応するための機能として、必須の想定です。 ※本機能がない場合は、電子データを送付用資料として出力し、郵送することとなるため効率化の観点から現実的ではないと考えます。 ※回送の運用については、1.4.23.と併せて確認させていただきます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①確認事項 ・下記の機能の追加を想定しております。追加する場合は必須機能でよいかを確認いたします。 「給報、年報について、総務省形式のCSVレイアウトでも出力できること。また、確定申告書については回送先のほか、国税連携システムで回送処理に必要な情報（年分、局署番号、整理番号、カナ氏名、生年月日、台帳番号、連携データ作成年月日等）を出力できること」 ・電子データでの回送対応とする場合、上記の情報以外に必要な情報がないかを確認いたします。

機能名称			仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点）	検討項目（論点）
		1.4.25.	*投入資料が他団体回送に該当する場合、システム上で回送設定を行い、「回送先」「送付文書」「送付資料」が出力できること。*		【給報収集】 78.振り付けできず、他市回送する場合に、回送先等の履歴を次年度以降に引き継げること。 79.市外回送者分の一覧表が作成できること。 82.市外回送用の連絡票が作成できること。（取り込んだイメージ(スキャナ・eLtax)の印刷と、個人の現住所印刷も可能とする）市町村コード順に出力可能とする。 また、他市回送する場合に、回送先等の履歴を次年度以降に引き継げること。 83.市外回送者分の一覧表が作成できること。また、その情報も氏名かな や生年月日などで検索可能であること。 【公的年金収集】 107.振り付けできず、他市回送する場合に、回送先等の履歴を次年度以降に引き継げること。 108.市外回送者分の一覧表が作成できること。 111.市外回送用の連絡票が作成できること。（取り込んだイメージ(スキャナ・eLtax)の印刷と、個人の現住所印刷も可能とする）市町村コード順に出力可能とする。 また、他市回送する場合に、回送先等の履歴を次年度以降に引き継げること。 【住民税申告書収集】 127.市外回送者分の一覧表が作成できること。 128.市外回送用の連絡票が作成できること。（取り込んだイメージ(スキャナ・eLtax)の印刷と、個人の現住所印刷も可能とする）市町村コード順に出力可能とする。 また、他市回送する場合に、回送先等の履歴を次年度以降に引き継げること。 144.市外回送者分の一覧表が作成できること。 145.市外回送用の連絡票が作成できること。（取り込んだイメージ(スキャナ・eLtax)の印刷と、個人の現住所印刷も可能とする）市町村コード順に出力可能とする。 また、他市回送する場合に、回送先等の履歴を次年度以降に引き継げること。 【外部媒体連携】 180.振り付けできず、他市回送する場合に、回送先等の履歴を次年度以降に引き継げること。 183.市外回送用の連絡票が作成できること。（取り込んだイメージ(スキャナ・eLtax)の印刷と、個人の現住所印刷も可能とする）市町村コード順に出力可能とする。 また、他市回送する場合に、回送先等の履歴を次年度以降に引き継げること。 184.市外回送者分の一覧表が作成できること。 【電子申告】 202.振り付けできず、他市回送する場合に、回送先等の履歴を次年度以降に引き継げること。 204.市外回送用の連絡票が作成できること。（取り込んだイメージの印刷と、個人の現住所印刷も可能とする）また、市回送する場合に、回送先等の履歴を次年		6.1.3.申告受付登録（220） 他市回送情報登録した課税資料を抽出及び出力ができること。		【課税資料管理・課税資料回送管理】 （33）他市町村に回送する課税資料について、納税義務者ごとに発送区分（発送する or 発送しない）及び発送の有無を登録修正できること 発送年月日が登録・修正できること。 ※回送したことを他の画面でも確認できれば可 ※回送一覧を印刷できること ※回送一覧は市区町村コード順で印刷されることが望ましい 【個人特定・他市回送票一括印刷】 （112）資料回送となっている課税資料データについて、一括で他市町村宛の回送票を作成し印刷できること。 ※回送対象者であることが画面で確認できること ※回送抽当データ一覧表に加え、回送抽当の課税資料イメージも一括で作成できることが望ましい ※回送票とイメージが分かれていても、組み合わせやすい工夫があれば可	138:資料回送日を管理し、オンラインで画面参照できること。 139:資料登録時の一括個人特定処理において、市外居住者に個人特定された資料について、自動的に回送対象とするよう設定できること。 また、設定された対象者を確認するための一覧表またはデータを出力できること。 140:回送対象資料のうち未だ回送していない資料を抽出し、回送先自治体住所・名称を記載した資料回送文書を作成できること。 142:他市回送文書において、政令市の区ごとに送付先となる相手先市税事務所の情報が出力できること。 143:回送時に添付する課税資料のイメージを一括で印刷できること。 （注） 既似イメージは報告内容の原本性を担保すること。 144:回送対象資料のうち未だ回送していない資料について、オンラインで一件ずつ、資料回送文書及び添付用資料イメージを作成できること。	【1.4.35.資料取込み】 基幹系システムで個人特定が出来ること。 また以下の帳票が出力できること。 回送先一覧 送付文書 送付資料 【1.4.118.他市回送】 投入資料が他市回送に該当する場合、システム上で回送設定を行い、「回送先一覧」「送付文書」「送付資料」が出力できること。	回送対象の抽出時に、回送先ごとに出力が可能であれば、回送先の出力は必須ではないと考えます。 送付文書については、回送資料に同封する資料であり、システムからの出力は必須ではない認識です。 送付資料については、投入資料の原票の回送により、代替も可能と考えます。 上記より、回送に必要な出力資料は運用により異なるため、オプションとしての要件化が妥当と考えます。 ※回送の運用については、1.4.23.と併せて確認させていただきます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①確認事項 ・本機能は紙での回送が必要な場合の帳票出力機能を想定しております。1.4.23.に記載した通り、原則電子での対応であれば帳票出力の機能は不要（要件として定義しない）として問題ないか確認いたします。 ※本機能を残す場合、「システム上で回送設定を行い」は、1.4.24.に包含されるため、文言を削除いたします。
2. 徴収収納													
2.1. 所得・税額決定													
	2.1.1.	合算処理	各種資料の名寄せ、自動合算処理を行い、徴収区分（特別徴収、普通徴収、併用徴収）の設定ができること。 また、任意で合算処理結果の修正、削除ができること。 自動合算後、個別の合算処理も行えること。	No.3_1	【就課資料決定】 217.①複数の給報資料を個人で一件に合算できること。 218.②給与収入（一般・専従）、社会保険料控除（小規模企業共済等金控除別）、源泉徴収税額について合算ができること。 219.③複数の公的年金資料を個人で一件に合算できること。 220.④公的年金収入、社会保険料控除、源泉徴収税額について合算ができること。 221.⑤給報・公的年金・申告書の各データを個人で１件の課税前データに合算できること。 222.⑥申告書は重複登録ができ、この場合も合算処理の判断ができること。 223.①～⑥の就課資料に対して、各就課資料の取込時ごとに随時、自動合算処理がされること。 224.給報・年報合算と申告書合算は、別処理とすること。（必要に応じ、運用方法についても自治体と調整すること。） 225.申告する所得が年末調整を受けた給与所得のみの場付申告（所得控除欄省略）について、年調済給報に記載されたそれぞれの控除額データを移送できること。 226.確申・市申の生命保険料支払額が "源泉票のとおり" の場合、年調済給報から支払額データを移送できること。 236.課税する宛名番号が年度異なっていたとしても、名寄せされていれば同年度処理対象者とする。	6.1.3.申告受付登録（186） ■二表の所得内訳より、二表の所得内訳が課税資料登録済の給与/年金支払報告書と紐付けできること。 6.2.1.当初課税（合算含）（232, 236, 237, 238, 283, 285, 288） ■自動で合算できるものについては自動で合算できること。 ■特徴/著徴/併徴について自動判定及び登録ができること。 ■自動合算処理後、手動合算をされないよう該当者に保留のフラグが付与できること。 ■手動で合算する際に、資料ごとだけでなく、その資料内の所得や控除を個別に合算対象として選択できること。 ■自動合算ができなかった資料について個別に手動合算ができること。 ■受給者番号変更ファイルを取り込み、取り込んだファイルをもとに受給者番号の差替え処理及び並べ替えが一括で変更ができること。 ■差替え処理及び並び替えの一括変更処理結果について出力できること。 ■個別で受給者番号の変更ができること。	【資料合算入力・金額】 （98）個人の「課税資料」が複数登録されている場合は、一括処理による自動合算が行え、１人１件の所得データを作成する機能があること。 （99）「給報データ」の自動合算において、前期分給与が記載されている給報がある場合、合算を行う・行わないの判断を自動的に行える機能があること。 （104）申告書に併徴税額の記載がある者を、合算時に併徴とできること。 【資料合算入力・更新】 （112）所得税の税額は、入力値と再計算値の両方を管理することができる。入力値と再計算値の比較チェックができること。 （113）個人に登録されている全ての課税資料情報を名寄せし、１つの画面に表示できること。 （114）上記名寄画面において、即時に合算結果の修正入力が行える機能があること。 （115）上記名寄画面において、給報や申告書などの各入力画面へ直接遷移することができること。 【当初異動処理・給報各算】 （256）資料情報から給報データを抽出し合算を行えること。 （260）資料情報から年金データを抽出し合算を行えること。 （262）資料情報から住民税申告データを抽出し合算を行えること。		【合算処理・合算処理】 （128）課税資料データから一括で個人ごとの合算処理を行い、合算後データが作成されること 【合算処理・合算処理】 （129）合算処理と課税資料データ修正を複数回行なう等、合算精度を高める工夫があること 【合算後修正・合算後データの修正】 （133）合算処理後、納税通知書データ作成前に、合算した結果の修正ができること ※税額計算の前でも後でも事務処理上で問題が無ければ可	102:登録した課税資料に対し対象者特定が決定できなかった資料について、オンライン画面上での一覧表示または一覧表のリスト出力ができること。 また、画面照会または リスト出力によって、候補者に係る情報を記載できること。 103:個人特定が完了していない課税資料に対し、オンライン入力により個人特定入力ができること。 104:課税資料に対して個人特定された納税義務者の情報(氏名、生年月日)をオンライン画面で表示できること。 105:資料登録時に個人特定できず候補者も提示できなかった資料に対し、その後の調査により個人特定された課税事務対象者について、次年度以降、同様の資料が提出された際に、当該対象者を候補者として提示できる等、個人特定作業の精度を向上させるための仕組みを有すること。 （注） なお、この仕組みによって個人特定を自動決定はせず、候補者提示にとどめること。自動決定する場合はその対象者を確認できるよう一覧表またはデータ出力すること。 106:登録されている全資料の中から個人特定がされていない資料を抽出して、一覧を作成又はデータを抽出できること。 (98) 資料の個人特定漏れがないか否かを確認する作業を当初課税計算前に実施する想定。 （注） 出力データの中に既に他市回送している資料が存在する場合は、その旨を識別できるようにすること。 107:資料入力データ中の住登外者の一覧表またはデータを出力できること。	【1.1.25.特徴義務者情報管理】 役員で勤務年数5年以下の人や公務員などの退職所得金額計算時に1/2控除を適用しないで計算できること。 【1.1.26.特徴義務者情報管理】 退職日の年度に応じた計算方法で計算できること。 【1.1.27.特徴義務者情報管理】 退職者の分割納付の入力に対応できること。 【2.1.1.合算処理】 各種資料の名寄せ、自動合算処理を行い、徴収区分（特徴、普徴、併徴）の設定ができること。 また、任意で合算処理結果の修正、削除ができること。 自動合算後、個別の合算処理も行えること。 【2.1.2.合算処理】 申告書にて合算区分（徴収希望）を普徴で申告している者について、資料合算において特徴給報の給与以外の給与所得がある場合に、給与分全て を特徴で処理できるか、給与特徴とはしないで別管理（普通徴収）できるか選択できること。	税額計算等のため、名寄せした資料の合算処理は必須の想定です。 なお、選定団体の要件については、各種資料毎に合算の要件を記載している、合算結果の画面表示について規定していることから関連要件が多くなっていたため、可さかとしての詳細化は不要と判断しています。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①機能の追加 以下の機能を必須機能として追加いたします。 「年末調整済みの給与支払報告書から所得控除の内容（1表の控除額・2表の各種支払額や扶養の情報・本人該当区分等。ただし住宅借入金等特別控除や住民税に関する事項（同一生計配偶者や年少扶養は含まない））が反映できること」
	2.1.2.		専従者給与、ワンストップ納税制度、配当割額、株式等譲渡所得割額における控除額等についても自動合算処理ができること。	No.3_1	【給報収集】 69.生命保険料控除額に対し支払額の記載がない場合、逆算で支払額を自動セットできること。また新・旧制度どちらで逆算するかパラメータ設定できること。 70.支払額から算出する生命保険料控除（住民税値）は、控除額が最大になること。 【住民税申告書収集】 119.生命保険料控除額に対し支払額の記載がない場合、逆算で支払額を自動セットできること。また新・旧制度どちらで逆算するかパラメータ設定できること。 120.支払額から算出する生命保険料控除（住民税値）は、控除額が最大になること。 【確定申告書収集】 137.生命保険料控除額に対し支払額の記載がない場合、逆算で支払額を自動セットできること。また新・旧制度どちらで逆算するかパラメータ設定できること。 138.支払額から算出する生命保険料控除（住民税値）は、控除額が最大になること。	6.2.2.扶養否認登録（441, 442, 444, 445, 447, 449） ■給与収入が0円の場合2表専従者情報から専従者給与を作成し登録されること。 ■3で登録された該当者の一覧が出力されること。 ■2表の専従者給与と同額の給報を持つ場合、自動で一般給与から専従者給与に変換される。 ■4で変換された該当者の一覧が出力されること。 ■給報があるが、2表の専従者給与と同額の給報が無い該当者の一覧が出力されること。 ■2表の専従者給与と同額の専従者給報をもつ該当者の一覧が出力されること。	【当初異動処理・寡婦金額確認表の出力 】 （270）個人課税情報、または、資料情報より指定された就課年度に寡婦金額があるデータを抽出し「寡婦金額確認表」を印刷できること。 【当初課税処理・配当割・株式割対象者一覧】 （304）配当割・株式割対象者一覧を出力できること。		159:課税資料が複数ある者(申告系資料は単一化したものを利用)について、合算可否を一定の基準により判断し、合算後の金額を求め課税額を計算できること。 また、合算結果に対し目視確認が必要となる事例については、対象者とその内容を記載したリスト出力できる、またはオンライン画面で確認できること。 （注） この事務を行う時期は４月上旬を想定しているが、資料登録時ごとにこの作業を行う仕組みであっても可とする。 160:合算処理後に、新たな課税資料を登録することにより、資料追加対象者に限定して再度合算処理を行うことができること。合算結果を確認のため一覧表を出力またはオンライン画面で確認できること 161:合算結果確認作業用の一覧表は、その確認内容（エラー内容）ごとにグループ化して出力することができること。 合算結果確認作業の対象者を一覧表提示ではなくオンライン画面から抽出できる場合には、確認内容（エラー内容）ごとにフィルタリングできること。 （注） 納税義務者単位で全ての確認内容を記述する方式ではなく、確認内容ごとに必要な項目を出力することにより、確認作業の単純化を図ることを目的としている。 162:資料合算の計算過程において、給報・専従者資料のみを合算、年報資料のみを合算したのち、申告系資料を合算する仕組みである場合には、その単一資料について合算可否を一定の基準により判断し、その単一資料合算結果を確認できること。また、単一資料合算結果に対し目視確認が必要となる事例については、対象者とその内容を記載したリストを出力でき、オンライン入力により単一資料合算結果を修正することができること。 163:税法に規定する各所得・所得控除・税額控除・課税標準など、及びその合計金額を表示できること。 164:税法に規定する各項目については、所得税ベースでの金額と住民税ベースでの金額をそれぞれ表示できること。また、所得税と住民税で規定金額が異なる項目の入力は所得税ベースで入力し、住民税規定額を自動計算できること。 165:各所得・所得控除・税額控除のうち、他の入力項目からの計算で導き出せるものや各種合計金額については、自動計算による値を保持できること 166:純損控除、純雑損失額、外国税額控除繰越額等の年度を跨ぐ管理が必要な項目について、これらの整合性 を確認するための仕組みを構築できること。167:上記の年度間管理が必要な項目がある対象者の課税計算に異動を行うときは、入力時に注意を促すことができること。 168:給与支払報告で住宅借入金の適用がある者で住民税申告がある場合に、住民税での住宅控除の計算ができること。 （注） 年調済給報で所得税住宅ローン控除を適用しており、住民税申告で医療費控除を申告した事例において、住民税申告書に住宅ローン控除に関する記載箇所はないが、課税計算では年調済給報から住宅控除に関する情報を適用することを想定。 169:就課期日資格情報に登録されている生活保護区分に従い、就課期日生活保護受給者に対しては非課税とすることができること。 170:就課期日未成年者に対し合計所得が基準額以下の場合は非課税とすることができること。 171:就課期日未成年者のうち、障碍度がある対象者を累積管理し、当該対象者については所得が基準額以下の時の非課税措置を適用しない仕組みを設けること。	【1.4.37.配当】 入力した配当収入額に応じて、配当控除の自動計算ができること。 【1.4.39.給報】 給報の一括取り込み時に前職分の給報を合算処理できること。 【1.4.40.給報】 給報の一括取り込み時に合算済みの前職分の給報を処理から除外して計算できること。 【1.4.44.総合譲渡】 特別控除の自動計算ができること。 【1.4.46.総合譲渡】 短期、長期があった場合に特別控除の優先順位が正しく計算できること。 【1.4.47.総合譲渡】 マイナスが発生する場合に長期１／２を正しく計算できること。 【1.4.48.総合譲渡】 マイナスが発生する場合に他所得との損益通算ができること。 【1.4.49.一時】 特別控除の自動計算ができること。 【1.4.51.一時】 マイナスが発生する場合には０止めし、正しく計算できること。 【1.4.52.一時】 他所得のマイナスとの損益通算ができること。 【1.4.53.一時】 損益通算順序を正しく計算できること。 【1.4.54.分離長短期譲渡】 特別控除の自動計算ができること。 【1.4.58.分離長短期譲渡】 同種目や譲渡所得内の損通前処理の損益計算ができること。 【1.4.61.分離長短期譲渡】 上記損失が長期一般該当であっても譲渡内損通を正しく計算できること。 【1.4.62.株式譲渡】 マイナスの他所得との通算が出来ないようになっていること。 【1.4.64.先物取引】 マイナスの他所得との通算が出来ないようになっていること。 【1.4.65.山林】 他所得との損益通算ができること。 【1.4.66.退職】 退職所得特別控除の自動計算ができること。 【1.4.68.退職】 障害起因の割り増し控除が計算できること。 【1.4.69.退職】 勤続年数の設定で控除額が算出できること。 【1.4.70.退職】 総合課税分の退職所得を入れて計算できること。 【1.4.71.雑損控除】 控除額の自動計算ができること。 【1.4.72.雑損控除】 所得が変動しても再計算ができること。 再計算の際には、警告等を行い所得の変更内容（控除）を確認できること。 【1.4.74.医療費控除】 上記で入力した種類に応じて控除額上限値を自動で判断できること。申告情報と自動計算値が異なる場合は、支払額を基に控除額が自動で修正できること。	正確な税額計算のため、合算処理における控除額の計算は必須の想定です。 H.I市については、所得の種類ごと、控除の種類ごとに要件が記載されている認識ですが、所得額の算出や所得控除額、税額控除額等の計算は法令に拠るところであり、自明であるため、詳細化は不要と判断しております。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。

機能名称			仕様書たたき台	新旧フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点）	検討項目（論点）
									172:前年死亡者については、合算処理を行った後、非課税とすること。 (注) 扶養確認作業や当初課税以降の事務において、死亡者を扶養する他の納税義務者がいた場合、当該死亡者に３８万を超える所得金額がある場合、扶養否認できるように所得・控除情報を保持する必要があると想定 173:海外居住者・市外居住者に係る課税資料がある場合には、合算処理を行わず、該当資料の一覧表を出力またはオンライン画面で確認することができること。 (注) 海外居住者については、短期的な出国で賦課期日以降に再入国していないかを確認する運用を想定。 市外居住者は回送漏れがないかどうかを確認する運用を想定。 174:期日資格情報に登録されている障害者区分を用いて、障害者控除に対する正当性を検査できること。また、検査結果を一覧表に出力できるまたはオンライン画面で確認することができること。	【1.4.57.分離長短期譲渡】 他所得との損益通算ができること。 【1.4.79.寄附金税額控除】 ワンストップ特例通知データの登録～個人特定～訂正区分に応じた合算処理ができること。 【1.4.81.寄附金税額控除】 控除額は自動で計算できること。寄附金税額控除額とワンストップ特例の所得税分控除額は合算ではなく併記されること。 【1.4.82.扶養控除等】 控除額を合計所得から判定し自動で計算できること。 【1.4.95.未入控除】 寡婦の理由の判定ができない場合は、申告値で設定できること。 【1.4.98.配当控除】 課標１０００万を境に控除率が変わる計算ができること。 【1.4.100.住宅借入金等特別税額控除】 給報・確申より住宅借入金等特別税額控除を自動計算できること。 【1.4.103.住宅借入金等特別税額控除】 住宅借入金の明細データをもとに新築計算ができること。 【1.4.104.住宅借入金等特別税額控除】 住宅借入金の明細データをもとに増改築計算ができること。 【1.4.105.住宅借入金等特別税額控除】 住宅借入金の明細データをもとに両者混在の計算ができること。 【1.4.108.住宅借入金等特別税額控除】 特定取得の区分に応じて控除額の計算ができること。 【1.4.109.住宅借入金等特別税額控除】 過年度分の計算ができること。 【1.4.110.住宅借入金等特別税額控除】 過年度分の税法改正分を計算できること。 【1.4.119.均等割の軽減】 均等割の軽減措置に対応できること。 【1.4.122.その他】 各所得の損益通算順序を正しく計算できること。			
2.1.3.			合算時に採用する各種資料の優先順位を指定できること。			6.2.1.当初課税（合算含）（233） ■自動合算する課税資料の組み合わせを選べること	【資料合算入力・全般】 （102）合算時に採用する賦課資料の優先順位を指定できること。			【2.1.7.合算】 合算時に採用する各種資料の優先順位を指定できること。	原則は納税義務者が申告した資料を優先する認識です。 実務上、優先順位を変更して取り扱う必要があるかを確認します。	＜確認事項＞ 資料の優先順位を変更する機能がない場合、運用不能となる影響があるかを確認させていただきます。 ①資料の優先順位を任意に設定できない場合、運用不能となる可能性がある。 ※理由も併せてご回答ください。 ②資料の優先順位を任意に設定する必要はない。	①機能の追加 資料の優先順位にかかる機能として、本機能は削除し、下記2件を追加いたします。 「確定申告＞個人住民税申告＞年末調整済給与支払報告＞年末調整未済給与支払報告書＞年金支払報告書の優先順位で合算処理ができること」 「任意の課税対象者を指定して、個別に課税資料の優先順位を設定して合算処理を実施できること。」
2.1.4.			賦課資料毎に異なる所得の合算方法が設定できること。				【資料合算入力・全般】 （103）賦課資料毎に異なる所得の合算方法が設定されること。			【2.1.8.合算】 賦課資料毎に異なる所得の合算方法が設定できること。	上場株式等の配当等に係る申告分離課税制度を想定した機能と認識しております。 上記の対応は正確な税額計算に必要であるため、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。
2.1.5.			併用徴収データの自動作成ができること。	No.3_1			【資料合算入力・全般】 （106）一部特徴者のデータ作成が行えること。			【2.1.9.合算】 併徴データの自動作成ができること。	合算処理の結果として、併用徴収データの作成は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。
2.1.6.			合算後、追加資料を入力した際は、随時に再合算処理ができること。	No.3_1			【資料合算入力・全般】 （107）合算後、追加資料を入力した際は、随時に再合算処理ができること。		197:合算結果・徴収方法決定結果に誤りがある場合には、その内容をオンライン入力により修正することができること。 198:新たな課税資料の取得により、合算結果・徴収方法の変更をオンラインで入力できること。 (注) 入力方法は当初課税以後の更正入力と同様の入力方法であること。	【2.1.12.合算】 合算後、追加資料を入力した際は、随時に再合算処理ができること。	合算処理後に修正資料等が提出されることは通常あり得るため、機能としては必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①機能の修正 「随時」を「任意のタイミング」に修正します。 ②質疑回答 （Q-1）2.1.1.の個別の合算処理とに違いは何か ⇒2.1.1.は全体の自動合算処理後に個別対応が必要なケースを想定しておりました。 本機能は、業務上の要求として、1度合算処理を実施した対象でも再度合算処理の対象とできる機能として要件を記載しております。 事業者によっては、個別の合算処理として、実装される機能は同
2.1.7.	合算アラートチェック		合算チェックを行い、的確なアラート（重度のアラート（要修正）、軽微なアラート（要確認））を出力することができること。 また、アラートについては指定する任意の条件設定により抽出できること。	No.3_1	【賦課資料決定】 228.申告書２表の住民税に関する事項の読み取り、エラーチェックの強化に努め、納付区分と住民税納付方法の整合性チェックが十分に行えるようにすること。 229.合算済みの課税データに対しての論理的な異データチェックができること。 230.課税計算前に任意のあらゆる抽出条件設定により、対象者を電子ｆｏｌｄｅｒで抽出でき、その電子データをもとに個人画面に連移出来ること。 231.住民税申告・確定申告者のうち、給報の取り込みがないものを抽出できること。	6.2.1.当初課税（合算含）（243、244、246-248、250-252、254-256、258-260、262-264、266-268、270239、298、299） ■手動で合算する際に、計算エラー等が生じた場合にはエラー内容が表示されること。 （エラー条件については別紙「計算エラー一覧.xlsx」参照） ■合算の漏れがないか確認できること。 ■併徴の不成立がないか確認できること。 ■複数の課税資料と結びついている、課税資料がある該当者を抽出できること。 ■複数の課税資料と結びついている、特徴の課税資料がある該当者を抽出できること。（M、I） ■複数の課税資料と結びついている、特徴ダブリ該当の課税資料がある該当者を抽出できること。 ■複数の課税資料と結びついている、前徴のある該当の課税資料がある該当者を抽出できること。（M、I） ■複数の課税資料と結びついている専従者給与を持つ該当の課税資料がある該当者を抽出できること。（M、I） ■複数の課税資料と結びついている併徴確定分を除く該当の課税資料がある該当者を抽出できること。 ■複数の課税資料と結びついている保徴のある該当の課税資料がある該当者を抽出できること。（M、I） ■抽出された該当者についてリストが出力されること。 ■抽出された該当者については画面上に表示され、画面上の該当者を選択し、手動合算ができること ■合算されたものについて、合算の解除ができこ	【資料合算入力・全般】 （100）自動合算を行った結果、各課税資料間に矛盾があったものについて、リストアップする機能があること。 （101）合算した結果に対して、論理チェックを行い、エラーリストを出力する機能があること。 （108）配偶者、扶養者、均等割のチェックを行い、チェックリストを出力できること。 【当初異動処理・資料合算チェック】 （266）資料合算のチェックを行い、資料合算確認表を出力できること。 【当初異動処理・当初データチェック】 （267）合算済の個人課税情報のデータに対してエラーチェックを行い、所得税・譲渡チェックリスト、前年度比較チェックリスト、徴収区分比較チェックリストを出力できること。 【当初異動処理・住宅借入金等特別控除来申告一覧】 （273）個人課税情報より、住宅借入金等特別控除可能額があり、見込額がない者を抽出し、住宅借入金等特別控除対象の申請書及び対象者一覧を出力できること。	【合算処理・合算エラーチェック】 （130）合算処理で２重カウント等の整合チェックを行い、誤りが予想される場合はエラーリストを作成し、一覧表で印刷できること ※どのような内容の整合チェックを行なうか可能な範囲で記述すること	157:専従者資料と給報が重複している者について、給与の差換更新した内容に確認が必要なものについて、必要な情報を抽出し、リスト出力するまたはオンライン画面で一覧表示ができること。 145:資料登録時に課税資料単体でのデータ整合性検査を行い、検査の結果資料の修正または確認が必要である資料について、検査結果と共に一覧表出力または オンライン画面で検索することができること。	正確な税額計算を実施するため、合算結果の整合性確認は必須の想定です。 選定団体においては、アラートリストの記載項目や画面表示項目を詳述しておりますが、原則画面表示は検討対象外とし、紙でのリストについては機業要件での検討と判断し、詳細化はしておりません。 また、アラート対象として抽出すべき条件については、ベンダ仕様を踏まえた設定が必要（資料登録時のアラート等、当初賦課処理全体での検討が必要な認識）であるため、本案件では、任意の条件設定として抽象化しております。 業務上必須となるチェック観点について、確認させていただき、必要に応じて条件を詳細化します。	＜確認事項＞ 資料合算時に業務上必須となるチェック観点について、確認させていただきます。 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか ※帳票一覧でも詳細を確認します。	①確認事項 ご意見いただいたエラー条件について下記確認いたします。 ・課税資料業務内でエラーがないか？ ⇒資料登録時での実施でも問題ないか。（1.4.15.） ・申告書が複数枚提出されている場合、最新の資料を元に作成されているか？ ・同一事業所から複数枚同一人物の給報が提出されていないか？ ・同一事業所から提出された給報・年報が複数ある。 ・特別徴収給報が複数提出されている。・同額の給報・年報の提出がある。 ・前職合算給報が複数ある。 ⇒資料の重複登録のチェック観点と整理してよいか。 ・申告書と給報・年報の所得金額の合計に違いがないか？ ・確定申告・住民税申告の給与収入額＜給報給与収入額 ・確定申告・住民税申告の給与収入額＞給報給与収入額 ・確定申告・住民税申告の年金収入額＜年報分年金収入額 ・確定申告・住民税申告の年金収入額＞年報分年金収入額 ・前職合算給報の登録があり、かつその他の給報の登録がある。 ⇒資料間の整合性確認のチェック観点として整理してよいか。 ・乙欄給報のみで合算処理された人がいないか？ ・前職分の給報を合算していないか？ ⇒合算処理誤りの確認用の理解でよいか。 ※システムの仕様により発生する問題か、資料登録時の操作誤りにより発生する問題かを確認いたします。 ・確定申告書で年調済み給報の控除額計のみ記載して、内訳が記載されていない場合、同じ控除額計の給報が提出されていない対象者がいるか？ ・確申・住申の申告書の提出がないが、給報が複数提出されている。 ⇒提出資料不足の確認のチェック観点として整理してよいか。 ・寡婦・寡夫の登録があるのに所得基準額を超過している（扶養者がいないものの一緒にチェック）。 ⇒登録済みの各種基本情報との整合確認と整理してよいか（1.4.16.） ・扶養関連付けについて採用資料（優先度により自動判定）以外に関連付けがある資料がある。 ⇒採用資料の妥当性確認の観点として整理してよいか。 普通徴収給報社会保険料チェック～当市のシステム上、一部特別徴収申告者で給報が複数あり、かつ普通徴収給報に社会保険料控除がある場合、給与収入は全額給特となるのに、給報分社会保険料が普通徴収分に計上されるという仕様であるため、給報分社会保険料を給特分に計上するためのチェックを行っている。 ⇒システム上、給報分社会保険料を給特分から控除できればチェック不要の認識でよいか。
2.1.8.			賦課資料不明分から、賦課資料が、給報、年金分、確定申告分において住民番号が不明分として残っていたデータを確認できること。	No.3_4			【資料合算入力・全般】 （105）個人番号が不明のまま残っていたデータの一覧表を出力できること。 （110）賦課資料不明分テーブルから、賦課資料が、給報、年金分において個人番号が不明分として残っていたデータの一覧表を出力できること。 【当初課税前処理・全般】 （218）個人番号を特定できなかったデータの一覧が出力できること。		146:登録資料全件に対し、エラーの修正または確認が必要である資料を抽出し、一覧表出力またはオンライン画面で検索することができること。 147:エラー対応の進捗管理に使用するため、エラー未処理件数を資料区分別、日付(取込日または処理日)別に集計することができること。 (注) 検出したエラーは修正入力がなされるまでエラー情報を保持している想定	【2.1.5.合算】 賦課資料不明分から、賦課資料が、給報、年金分、確定申告分において住民番号が不明分として残っていたデータの一覧表を出力できること。	個人の基本情報と紐づかなかった課税資料については、資料情報を確認し、正しい住民番号を特定した うえで個別に合算処理を実施する、他団体回送処理を実施する等の後続処理を実施するため、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①確認事項 ・「資料合算前に不明分の資料を確認することとしているため、この仕様がこの位置にあることは少し違和感があ」との二意見がありますが、資料合算前に個人特定が完了していれば、資料合算後に不明分が発生することは実務上発生しえないかを確認させていただきます。 ②オプション機能の追加 以下の機能をオプションとして追加いたします。 「住民番号が不明分として残っていたデータを、未処理分・処理したが調査に時間がかかる想定（少額の給報等）の保留、海外へ出国するなど調査の必要のない放棄に区分できること」 ※「特定する個人が不明な場合に給報を提出した事業所へ本人確認できる照会文書を作成できる機能を追加して欲しい。」とのご意見については、「16.照会」の機能で整理できればと考えており

機能名称		仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討項目（論点）
2.1.9.		データ内容チェックでアラートとなった対象者のデータ、及びアラートの内容を確認できること。	No.3_4		6.2.1.当初課税（合算含）（240、271、272） ■エラーが生じているため、自動合算されないものが生じた場合にはエラー内容が表示されること。 （エラー条件については別紙「自動合算エラー一覧.xlsx」参照） ■エラーが発生した該当者について、エラーリストが出力されること。 ■自動合算はされたが、論理エラーが生じた場合にはワーニング内容が表示されること。 （エラー条件については別紙「自動合算エラー一覧.xlsx」参照） ※ワーニングは合算はされるが注意者として扱われるもの 6.2.2.扶養否認登録（435、436、438） ■②専従者控除と専従者給与の一致/不一致のチェックができること。 ■②のチェック結果が記載された一覧が出力されること。 ■②の不一致者のいる世帯のデータと扶養OK/NG結果データが合わさった一覧が出力できること。（I）		［合算後修正・不整合確認リスト］ （136）複数資料の不整合や、情報優先順や確認を行なうリスト等を出力できる事（具体的な機能があれば提案すること）	148:オンライン入力により、課税資料の新規作成・修正・取消ができること。 149:同一個人に対し登録された課税資料について、重複検査を行うことができること。 (注) 重複検査とは、同一事業所からの給報が複数登録されており、合算時に給与を２重算入してしまう可能性があるものなどを検出できること。	【2.1.6.合算】 データ内容チェックでエラーとなった対象者のデータ、及びエラー内容を確認できること。また、一覧表を出力できること。	アラート対象者、アラート内容を確認し、登録情報の修正や特別徴収事業者への問い合わせ対応等を実施するため、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。
2.1.10.		全体合算後のデータ内容チェックを出力でき、合算時のアラートリストも確認出力できること。	No.3_4	【賦課資料決定】 227.各賦課資料の取込・合算時に必要なエラーチェックをかけ、各種エラーの対象者リスト（エラーリスト）の出力や抽出ができること。	6.2.1.当初課税（合算含）（295、296） ■課税計算前に、計算エラー及び論理エラー等の抽出ができること。 （エラー条件については別紙「課税計算前エラー一覧.xlsx」参照） ■エラーが発生した該当者についてエラーリストが出力されること		［合算後修正・合算エラー未処理リスト］ （132）合算エラーリストの処理漏れを把握するため、未処理リストが出力できること。 ※対象リストは帳票・データ出力のいずれでも可 ※現時点のエラー対象が把握できれば、未処理リストでなくても可		【2.1.11.合算】 全体合算後のデータ内容チェックを出力でき、合算時のエラーリストも確認出力できること。	合算処理後の結果を確認し、アラート対応が完了しているかを最終判断するため、合算処理時のアラートとアラート対応後の処理結果の確認機能は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①質疑回答 （Q-1）任意のタイミングで資料を登録し再合算した場合においても、アラートが出て、確認ができることは、2.1.6.の要件があれば自明であると考え、特に記載しなくてもよいとの考えでよいか。 ⇒初回、再合算の制限をしていないため、包含する記載としておりましたが、認識の齟齬を回避するため、「再合算の場合も対応できること」の文言を追加いたします。
2.1.11.	徴収区分設定	徴収区分（特別徴収（給与、年金）、普通徴収、併用徴収）について、徴収希望、前年度情報等に基づき自動的に設定できること。	No.3_6	【賦課資料決定】 232.併徴対象者のチェックリストが作成でき、併徴処理ができること。 233.併徴対象者で、併徴が不可能な対象者のみをシステム的にチェックができること。 234.特徴対象者で、課税後の税額と給与収入額の差異が少ない方（併徴、普徴扱いにしたほうがよいと思われる方）の抽出ができること。（ＥＵＣでの代替運用でも可能。） 235.異動届出書による異動日を指定し、前年度の課税台帳情報から、新年度の課税台帳の繰入（普徴→特徴）・転勤・特徴落ち（特徴→普徴）の自動切替ができること	6.2.1.当初課税（合算含）（287） ■個別での徴収区分の変更ができること。		［課税対象者管理・徴収区分入力］ （41）徴収区分（特別徴収or普通徴収or併徴）が登録・修正できること ［当初税額計算・給与特徴徴収区分］ （152）給与特別徴収対象者で、複数の事業所から給与所得がある場合は、主たる事業所は特別徴収とし、他の事業所分を普通徴収に出来ること。 ※勤務先にアルバイトを知られたくない人から希望があるため。	179:納税義務者ごとに徴収方法決定に関する情報をオンライン入力により登録することができ、かつその内容に従い徴収方法決定処理を制御する仕組みがあること。 (例)毎年、給与収入は特徴、給与収入以外は普徴とする。 (例)特徴はＡ社の給与分のみで計算し、他社給与は普徴にする。 180:各納税義務者の徴収方法を決定し、期割・月割計算できること。 徴収方法が併用徴収となる場合には、各徴収方法ごと税額を算出するための情報を登録し、税額計算、期割・月割計算できること。 181:年金特別徴収を継続中の者については、仮徴収期の年金特別徴収税額の設定及び年金特別徴収に係る期割計算が行えること。 182:4/1時点で65歳以上である市内在住者について、年金所得に対応する税額がある場合には、年金特徴による税額・期割計算を行えること。 (注) 資料合算時点ではこの計算を実施せず、年金保険者から送付される年金特徴対象者情報受領後～普徴納税通知書発送までの間に、これに類する処理を一括して行う場合であれば、対応可とご回答ください。 183:本人徴収希望が不明の場合には、前年情報を参照して徴収方法を決定できること。 また、決定結果について確認するための一覧表またはデータを出力できること。 (例) 給与・年金以外の所得について、給与特別徴収を実施する場合にこれを特徴対象とするか否かが不明の場合、前年実績が同様の所得構成で給与特徴実績があれば、これに従い徴収方法を決定する。 185:併用徴収とする者のうち、年税額が均等割のみとなるものについては、給与・年金の特別徴収において徴収できるよう徴収区分の決定、期割計算ができること。 188:徴収方法決定・徴収額計算において、目視確認が必要となる事例については、対象者とその内容を記載したリストを出力できる、またはオンライン画面で確認できること。 (例) ・特徴給報が複数存在する ・特徴給報の支払額が徴収税額と比較して少額である ・個人管理している徴収希望と申告書記載の徴収希望が異なる 189:前年または当年で併徴であった者のうち、両年度の特徴対象所得、普徴対象所得が何であったか構成が異なるもの抽出し、内容を確認するためのリストまたはデータを出力することができること。 (注) 特定の所得・収入について、年度ごとに徴収方法が異なることがないよう確認する作業を想定 190:前年特徴実績のない事業所を特徴義務者指定している対象者を抽出し、確認のためのリストまたはデータを出力することができること。 (注) 提出された特徴給報が事業所が意図したものであるかを確認するための作業を想定。(特にeLTAX給報に多くみられる) 191:給報データの乙欄にチェックがあり、かつ、当該給報を提出した事業所の特別徴収の対象者について、必要な情報を抽出し、リスト出力またはデータ出力できること。 (注) 乙欄適用給報を原則普通徴収扱いとしているシステムにあっては、前年実績で乙欄給報提出事業所で給与特 192:年金特徴実施者で仮徴収期と本徴収期の月別金額に一定以上の差があるものを抽出し、内容を確認するためのリストまたはデータを出力することができること。 （注） 金額の開きが大きい場合には、当年は年金特徴を中止し、翌年度に改めて年金特徴を開始する運用を検討	【2.1.13.徴収区分設定】 徴収区分（特徴（給与、年金）、普徴、併徴）について、徴収希望、前年度情報等に基づき自動的に設定できること。	徴収区分の自動設定機能は必須の想定です。 H市について、仕様書叩き台に記載の判定方法（徴収希望、前年度情報）以外の徴収方法の設定条件は、年金特別徴収対象者の条件など自明なものとなっています。 また、処理結果確認のリスト出力については、帳票要件での検討を予定しておりますため、本要件の詳細化は不要と判断しております。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか ※帳票一覧でも詳細を確認します。	①機能の修正 「前年度情報」を「前年度の退職・転勤・切替等の情報」に修正します。
2.1.12.	税額計算（税額決定）	税額計算（期割計算、併用徴収差額按分計算、年金特別徴収税額計算含む）ができること。計算結果を管理（参照、登録、修正）できること。	No.3_6	【課税計算（全体）】 246.課税計算処理は、テスト確認用を含め、必要に応じて何度でも実施することができること。 247.住民税住宅ローン控除について、課税資料の可能額等に基づき居住開始年月日（19年、20年）、地方税法附則第５条の４及び第５条の４の２を考慮し、控除額を自動セットすること。また、その結果等についてチェックリストを出力すること。 252.特徴給報とそれ以外の情報での課税計算において、「申告書上の医療費控除だけは特徴分で処理」というような指定ができること。 （※あらゆる所得・控除項目指定の一括設定が可能なこと） 253.制度改正対象者等、各種課税計算結果確認対象者の自動データ抽出ができること。 254.併徴者に対して、所得に応じて、均等割を課税する徴収区分をカスタマイズ設定できること。また、併徴者の徴収区分ごとの課税内容に応じ、調整控除、非課税規定、配当割額等の適用する徴収区分のオンライン入力が出来ること。（特徴分の税額を任意にオンラインで修正できること。） 255.複数の特別徴収義務者に対し、それぞれ税額計算ができること。 256.当初バッチ処理で、地方税法に準じた期割計算ができること。また、必要に応じ、期割税額の修正が出来ること。 257.ｵﾝﾗｲﾝ入力において特徴課税対象者について自動的に課税計算ができること。	6.1.3.申告受付登録（121-124） ■所得税法上/地方税法上のすべての申告項目について入力内容を踏まえた項目ごとの自動計算及び自動入力並びに所得税額及び住民税額の計算ができること。 ■減価償却費の計算ができること。 ■生命保険料及び地震保険料について、本人に有利な計算が自動で行えること（所得税及び住民税）。 ■寄附金控除について、内容を登録することで、本人に有利な計算が自動で行えること（所得控除又は税額控除）。 6.2.1.当初課税（合算含）（300、302-304、328-330、332、333） ■合算データを使用した住民税の課税計算ができること。 ■課税計算されたデータが課税登録されること。 ■課税登録されたデータが当初課税から例月課税に移行されること。 ■例月課税に移行された後は、当初課税の内容が保持されること（変更不可）。 ■仮徴収の期割り修正ができること。 ■現年度の特徴対象年金収入から前年の社会保険料及び源泉徴収データの値を差し引いて年金特徴開始の可否判定が自動でできること。（本書では本処理を自動判定という） ■年金特徴の期割が作成できること。 ■自動判定結果が結果別に表示され、出力できること。 ■手動で個別判定ができること。	［当初課税処理・全般］ （120）年金からの特別徴収処理全般に対応できること。 （121）合算済の所得情報を基に、一括処理により課税計算を行うことができること。 （128）特徴者の「月割額」の自動計算ができること。 （129）普徴者の「期割額」の自動計算ができること。 （130）併徴者については給与特徴・年金特徴・普通徴収の按分を含め、期・月割計算が自動でできること。 ［当初課税前処理・全般］ （206）年度パラメータとして、控除額等の税額計算の基礎となる金額を設定できること。 ［当初課税処理・課税計算］ （285）当初特徴時・特徴後追い時・普徴処理時に課税計算を行い、個人課税バッチ情報に更新できること。特徴後追いと普徴課税を同日に実行する場合は、課税計算の処理は１回で行われること。 ［当初課税処理・課税計算（家屋敷課税）］ （286）家屋敷課税管理情報のデータを抽出し、課税計算処理を行い個人課税情報に更新できること。	［当初税額計算・賦課処理］ （138）一括で合算後データから税額計算を行い、新年度の賦課情報が作成できること ［当初税額計算・特徴期割計算］ （139）一括で当初給与特徴税額の期割計算ができること ※給与所得以外の所得について、納税義務者が特別徴収を希望する場合には、給与所得と合わせて期割計算ができること ［当初税額計算・普徴期割計算］ （140）一括で当初普通徴収税額の期割計算ができること ［当初税額計算・年金特徴期割計算］ （141）一括で当初年金特徴税額（本徴収税額及び仮徴収税額）の期割計算ができること ［当初税額計算・年金特徴の期割計算］ （142）4月の年金受給日（15日頃）～税額計算間の死亡者について、税額計算時に年金特徴4月分を年金特徴に据え置き、残額を普通徴収で期割計算できること ［当初税額計算・年金特徴の期割計算］ （143）税額計算により年金に対する税額が、「年金特徴4月、6月の期割額合計＜年金税額＜年金特徴4月、6月、8月の期割額合計」となった場合、8月分を取りやめ、10月以降に年金特徴とできること ※対象者をリスト出力し、オンラインで修正できるでも可 ※パッケージではどのような期割となるか具体的に記述すること ［退職金分離課税・退職金分離課税］ （264）退職所得と勤続年数から、退職金に係る特別徴収税額が算出できること ※収納システム内のみでの対応でも可	175:世帯・配偶者情報を用いて、寡婦・寡夫控除に対する正当性を検査できること。また、検査結果を一覧表に出力できるまたはオンライン画面で確認することができること。 176:任意に指定した所得や控除等の項目について、その項目の記載がある対象者を抽出し、データ出力することができること。また指定項目が金額項目の場合は金額範囲を指定して抽出することができること。 177:施策として個人住民税の減税を行う場合、パッケージとして一定の用意があり、設定変更することにより、直ぐに運用開始することができること。 178:任意に指定した所得や控除等の項目について、前年適用があり、新年度に適用がない者を抽出し、データ出力することができること。 187:配当割額控除額、株式譲渡割額控除額がある者のうち併用徴収となる場合について、特別徴収・普通徴収両方での整合性がとれるよう計算できること。 (注) 年税額全体では所得割から控除額を全て使いきれるが、併徴時の税額計算で特徴で充当や還付が発生することがないようにすること。	【2.1.14.税額計算（税額決定）】 税額計算（期割計算、併徴差額按分計算、年金特徴税額計算含む）ができること。計算結果を管理（参照、登録、修正）できること。	税額計算機能は必須の想定です。 なお、税額計算は地方税法に基づく計算結果が管理できれば良いため、要件の詳細化は不要と判断しております。 選定団体の記載では徴収区分ごとに機能を要件化していること、計算結果の画面表示についての記載（原則画面表示に関しては検討対象外としております）であるため、仕様書叩き台への反映は実施しておりません。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①確認事項 ・ご意見にある「税額計算の過程でエラーが発生するあるいは自動計算ができない場合」について具体的なエラー内容、原因について確認いたします。 「課税計算でエラーが起こらないようにシステムを構築してもらえれば、機能としては必要なくなる」とのコメントもあり、システム仕様に起因するエラーを前提とした要件化は不要となる認識ですが、業務上発生し得るエラーについては要件化が必要となる認識です。

機能名称		仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討項目（論点）
				258.ｵﾝﾗｲﾝ入力時の併徴課税対象者について自動的に課税計算ができること。 【特徴課税計算】 249.当初バッチ処理において特徴課税対象者について自動的に課税計算ができること。 250.当初バッチ処理時の併徴課税対象者について自動的に課税計算ができること。 251.当初バッチ処理において特徴給報とそれ以外の情報での課税計算ができること。 259.ｵﾝﾗｲﾝ入力において特徴給報とそれ以外の情報での課税計算ができること。 260.ｵﾝﾗｲﾝ入力で、地方税法に準じた期割計算ができること。 261.併徴者の税額計算は「所得按分」と「差額計算」どちらでもできること。 【普徴課税計算】 269.当初バッチ処理時の普徴課税対象者について自動的に課税計算ができること。 270.併徴者に対して、所得に応じて、均等割を課税する徴収区分をカスタマイズ設定できること。また、併徴者の徴収区分ごとの課税内容に応じ、調整控除、非課税規定、配当割額等の適用する徴収区分のオンライン入力が出来ること。（特徴分の税額を任意にオンラインで修正できること。） 271.複数の特別徴収義務者に対し、それぞれ税額計算ができること。 272.制度改正対象者等、各種課税計算結果確認対象者の自動データ抽出ができること。 273.当初バッチ処理で、地方税法に準じた期割計算、最終納期後～３月までの随時期設定ができること。 274.ｵﾝﾗｲﾝ入力時の普徴課税対象者について自動的に課税計算ができること。 275.ｵﾝﾗｲﾝ入力で、地方税法に準じた期割計算、最終納期後～３月までの随時期設定ができること。 276.修正申告書及び更正決議書入力時に、所得税の重加算税・少加算税を考慮し、納期前延滞金の計算ができること。 【年金特徴課税計算】 283.当初バッチ処理時の年金特徴課税対象者について自動的に課税計算ができること。 284.併徴者に対して、所得に応じて、均等割を課税する徴収区分をカスタマイズ設定できること。また、併徴者の徴収区分ごとの課税内容に応じ、調整控除、非課税規定、配当割額等の適用する徴収区分のオンライン入力が出来ること。（特徴分の税額を任意にオンラインで修正できること。） 285.制度改正対象者等、各種課税計算結果確認対象者の自動データ抽出ができること。 286.仮徴収税額、本徴収税額の計算が出来ること。 287.前年仮徴収税額が本徴収税額を上回る場合は、普徴税額に充当または還付などカスタマイズ設定できること。 295.当初バッチ処理で、地方税法に準じた期割計算、最終納期後随時期設定ができること。 296.ｵﾝﾗｲﾝ入力時の年金特徴課税対象者について自動的に課税計算ができること。 297.ｵﾝﾗｲﾝ入力で、地方税法に準じた期割計算、最終納期後随時期設定ができること。また手修正で期割金額の変更が可能なこと 299.年金税額を「差額計算方式」で算出できること。 【分離退職】 360.分離退職の調定登録ができること。	6.7.3.個人／事業所課税情報参照 （975-979、987-990、993-996） ■入力のある収入/所得/控除が参照できること。 ■生命保険料控除と地震保険料控除の支払保険料の内訳が参照できること。 ■期割ごと（普徴/特徴/年金特徴/随時/過年度）の税額が参照できること。 ■期割ごと（普徴/特徴/年金特徴/随時/過年度）の異動履歴前後の税額（充当額含む）が参照できること。 ■課税標準（種類/課税標準額（千円単位）/個人住民税・都道府県民税）が参照できること。 ■所得税値（計算値/入力値）が参照できること。 ■基準所得税値が参照できること。 ■所得税上の所得控除額の計と内訳が参照できること。 ■個人住民税・都道府県民税ごとの、算出所得割計/調整控除額/配当控除額/住宅借入金控除額/寄附金税額控除額/外国税額控除額/税額調整額/配当割・株式等譲渡所得割額/所得割額/均等割額/所得割減免額/均等割減免額/税額合計/年税額/給与からの特徴税額/年金からの特徴税額/普徴税額/控除不足額/充当額/充当後納付額が表示され、異動履歴を保持し、参照できること。 ■個人収納状況（各期/月別税額/納付額/未納額/通知書番号/指定番号）が普徴/特徴/年金特徴ごとに参照できること。 ■翌年度の仮徴収税額が参照できること。 ■年金特徴税額の計算過程（所得/控除/人的控除の内訳表示を含む）が参照できること。 ■給与特徴もあれば、それも含めて全体での計算過程が参照できること。 ■公的年金種類/支払者名称が表示され、前年と現年の情報も切り替えて参照できること。 ■年金特徴の通知結果/各通知の送受信履歴が参照できること。 ■翌年度仮徴収予定額と実際の課税額が参照できること。		［年金特別徴収管理・年金特徴画面表示］ （277）年金保険者名・年金種別・年金特徴通知年月日・年金特徴中止年月日、年金特徴中止事由、年金特徴変更月・年金特徴対象外区分・年金特徴期割額・徴収結果額・年金特徴回付記録が画面表示されること ※これらの項目がシステムのどこかで確認できれば可 ［年金特徴仮賦課情報管理・年金特徴仮賦課情報表示］ （291）年金保険者・年金種別・中止年月日・中止事由・年金特徴変更月・本徴収税額・仮徴収税額が画面表示されること ［年金特徴仮賦課情報管理・新年度仮賦課情報一括作成］ （292）一括処理で年金特徴対象者の前年度の年金特徴情報から新年度年金特徴仮徴収賦課情報（4月・6月・8月）を作成できること ［年金特徴仮賦課情報管理・収納連携］ （293）年金特徴仮徴収賦課情報を収納システムに連携できること					
2.1.13.		計算のシミュレーションができること。		【データ抽出】 248.現状どおり、課税データの確認のために、特定条件に該当する対象者についてcsv又はxlsデータで抽出ができること。	6.2.1.当初課税（合算含）（301） ■課税登録前に、課税計算結果の検証をユーザーが行えるような機能があること。	［当初課税処理・全般］ （122）課税計算処理は、テスト確認用を含め、必要に応じて何度でも実施することができること。 （123）賦課テスト計算を実施する対象データを、当初マスタに登録されているデータから直接指定できること。 （124）入力は特徴賦課テスト用と普徴賦課テスト用とに分けて入力できること。 （125）当初マスタから、様々な計算パターンに該当する個人を自動抽出できること。 （126）テストパターン抽出において抽出したデータ、及びテストデータとして指定したデータの確認一覧を出力できること。 （127）原課からテスト対象者を抽出してもらい計算が適切に行われているかチェックが可能なこと。			【2.1.15.税額計算（税額決定）】 計算のシミュレーションができること。	納税義務者個別の税額計算のシミュレーション機能は必須とはならない認識です。 当初賦課処理の事前検証の機能としては必要性が高いと認識していますが、実現方法について、右記のとおり確認のうえ要件の記載を検討させていただきます。	<確認事項> 当初課税処理の事前検証として、検証環境（本番環境と同様に団体内に構築した環境を想定、本稼動後に修正プログラム等の職員検証に利用する環境）の活用を許容できるかを確認させていただきます。 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①オプション機能として定義いたします。 ※実装方法については言及せず、実際の調達で検証環境の利用を提案する事業者についても許容する方針です。 ②質疑回答 （Q-1）計算のシミュレーションの目的がわかりませんでした。税額計算処理の検証なのか課税額の把握なのでしょうか？ ⇒税額計算処理の検証を想定しております。 個人の課税額の把握のための機能が必要かについて、確認させていただきます。
2.1.14.		現年度の年税額から試算した翌年度の年金特別徴収仮徴収額を計算し、翌年度の税計算時に前述の年金徴収仮徴収額を参照できること。			6.7.3.個人／事業所課税情報参照（992、997） ■翌年度の仮徴収税額が参照できること。 ■翌年度仮徴収予定額と実際の課税額が参照できること。				【2.1.16.税額計算（税額決定）】 現年度の年税額から試算した翌年度の年金特徴仮徴収額を計算し、翌年度の税計算時に前述の年金徴収仮徴収額を参照できること。	年金特別徴収仮徴収額は前年度の年税額から当初課税での税額計算処理にて仮徴収額を決定する認識です。 前年度に試算した年特別徴収仮徴収額を当初課税時期に参照する機能の必要性について確認させていただきます。	<確認事項> 本機能は、前年度時点での年金特別徴収仮徴収額の試算結果と当初課税計算時点での計算結果を比較するための機能と読み取れます。 上記の機能について、業務上、必要性の高い機能であるかを確認させていただきます。 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①機能の修正 参照機能としては不要となる認識です。 下記の表現で機能を定義いたします。 「前年度に納税義務者に通知済みの翌年度仮徴収額を、翌年度の税額計算時に仮徴収額として設定すること」
2.1.15.		給与所得のうち一部だけを特別徴収とする併用徴収処理を設定することが可能であり、特別徴収及び普通徴収の期割計算ができること。							【2.1.18.税額計算（税額決定）】 給与所得のうち一部だけを特徴とする併徴処理を設定することが可能であり、特徴及び普徴の期割計算ができること。	2カ所以上の事業所から給与を受給している納税義務者を想定した機能と考えます。 原則は一方の事業所（前年の給与収入額が大きい方の事業所等）を特別徴収義務者として指定するため、納税義務者からの要望に対応するために必要となる認識です。 ※退職等の対応、支給期間が1か月を超える期間により定められている給与等の普通徴収とすることが明らかなケースは本機能の対象外となる認識です。	<確認事項> 給与所得から特別徴収が可能な納税義務者に対して、納税義務者の希望を踏まえて併用徴収とする機能は、実装不可とすべき機能か確認します。	①必須機能として定義いたします。
2.1.16.	控除不足額還付処理	算出所得割額がある場合はまず所得割控除額として控除し、控除不足額がある場合は均等割に充当することができること。	No.3_6		6.7.7.控除不足額抽出（1045-1048） ■最新の課税データから抽出できること。 ■異動期間を設定して抽出できること。 ■年度を指定して抽出できること。 ■控除不足額がある該当者が抽出できること。			186:配当割額・株式譲渡割額控除額について、所得割からの控除余剰額を均等割額に自動的に充当して、当該対象者にかかる賦課額・徴収額を管理することができること。 325:配当割額・株式譲渡割額控除額の控除不足額に係る充当、還付状況について異動を管理し、収納システムへ連携することができること。 326:配当割額・株式譲渡割額控除額の控除不足額の異動に伴う、源泉還付に係る変更・取消通知書や充当額の減額に関する通知書を作成することができること。（※収納システムにおける作成でも可） 327:配当割額・株式譲渡割額控除額の控除不足額に係る充当、還付状況について異動があったものについて、確認用として必要となる情報の一覧表またはデータを出力することができること。	【1.4.112.配当割額・株式譲渡所得割額】 算出所得割額がある場合はまず所得割控除額として控除し、控除不足額がある場合は均等割に充当することができること。	控除不足額が発生した場合に対応するため、必須の想定です。 控除不足額の均等割額への充当処理について右記のとおり、運用を確認させていただきます。	<確認事項> 控除不足額が発生した場合の対応として、均等割額への充当処理を自動としているか確認させていただきます。 ①控除不足額が発生した対象は、該当者を確認しながら個別に充当処理を実施している。 ②控除不足額が発生した場合は、自動で均等割額への充当処理が実施され、結果を確認している。 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①オプション機能の追加 下記要件をオプション機能として追加いたします。 「当初課税時の控除不足額は、均等割への自動充当ができること。なお、年金特別対象者は自動充当の対象外とできること。」

機能名称		仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点）	検討項目（論点）
2.1.17.		控除不足額を均等割に充当してもなお、控除すべき額が存在する場合に還付額として管理できること。		No.3_6	6.2.4. 当初通知書交付（556、558） ■非課税者かつ、控除不足還付がある対象者については、その旨が記載された通知印刷用の大量帳票印刷用ファイルが出力できること ■非課税者かつ、控除不足還付がある対象者用お知らせ文 6.3.5. 更正通知書交付（836） ■非課税者かつ、控除不足還付がある対象者用お知らせ文 6.7.7. 控除不足額抽出（1049-1052、1055、1057-1062、1065、1067、1069、1071、1073） ■控除不足額を充当しきれない（還付が発生した）該当者が抽出できること。 ■配当割/株式等譲渡所得割控除額があるが、控除不足額はない（還付がない）該当者を抽出できること。 ■控除不足額による還付/戻入額がある該当者が抽出できること。 ■控除不足額に係る該当者の抽出結果を印刷及び出力ができること。 ■収納管理システムの還付用口座情報を、対象年度及び口座基準日ごとに取り込み、還付対象者の口座情報に反映させる。 ■任意に指定した異動期間/還付決定日/発送日/振込日で還付対象者を抽出できること。 ■還付の処理済/未処理/指定無ごとに還付対象者を抽出できること。 ■口座情報の有/無/指定無ごとに還付対象者を抽出できること。 ■還付決定の更新処理ができること。 ■発送日と振込日を指定できること。 ■還付対象者の抽出結果の印刷及び出力ができること。 ■過誤納還付（充当）通知書が印刷できること。 ■還付口座依頼通知が印刷できること。 ■還付充当通知が印刷できること。 ■収納機関への振込用電送データが作成できること。 ■還付処理状況が反映されること。		【当初税額計算・検算割・配当割還付充当】 （151）還付充当の該当者に還付のお知らせを同封するため、該当一覧が出力できること。 ※外部印刷の業者に該当者を把握させられれば可		【I.4.113.配当割額・株式譲渡所得割額】 均等割に充当してもなお控除不足額が存在する場合に還付額として管理できること。	控除不足額を充当しきれない場合に対応するため、必須の想定です。 Cの要件のうち、確認用の抽出リストに関しては、EUCでの対応を想定しております。また、還付通知の作成については収納業務として整理しております。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①質疑回答 （Q-1）考え方のうち、「確認用の抽出リスト」とはどれを指しているのでしょうか。 ⇒「控除不足額を充当しきれない（還付が発生した）該当者」、「配当割/株式等譲渡所得割控除額があるが、控除不足額はない（還付がない）該当者」、「控除不足額による還付/戻入額がある該当者」、「控除不足額に係る該当者」、「還付対象者」を想定しています。 ②オプション機能の追加 オプションで、下記の通知書の作成機能を追加いたします。 「非課税者で還付額がある者、無入額が生じる者、課税者で還付額がある者について、還付通知とは別に通知文書を作成できること」
2.1.18.	租税条約にかかる免除	租税条約減免・租税条約非課税を管理（登録、参照、修正、削除）し、一部減免または税額が発生しないようにできること。		No.3_6	【給報収集】 92.非合算、訂正、徴収区分、乙欄、租税条約、専給が給報単体で管理できること（フラグ立てができる区分を設けるなど） 【公的年金収集】 114.非合算、訂正、租税条約が年報単体で管理できること（フラグ立てができる区分を設けるなど） 【外部媒体連携】 194.非合算、訂正、徴収区分、乙欄、租税条約、専給が給報単体で管理できること（フラグ立てができる区分を設けるなど） 【電子申告】 216.非合算、訂正、徴収区分、乙欄、租税条約、専給が給報単体で管理できること（フラグ立てができる区分を設けるなど）				184:租税条約該当収入がある者については、その給与を支払った事業所から特徴給報が提出されていても、当該事業所では特別徴収を実施しないよう制御することができること。	【2.1.19.租税条約の免除】 税額更正の画面で生活保護減免・租税条約減免・租税条約非課税のフラグを立てることで、一部減免または税額が発生しないようにできること。	租税条約にかかる免除の機能は必須の想定です。当初賦課処理（税額通知前）に実施する減免として、3.3とは別に定義しています。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かor なぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。
2.1.19.	事業所・家屋敷課税	住所はないが市内に事業所や家屋敷を有する者を対象に、住所地での課税とは別に均等割課税ができること。		No.2_22		【世帯調査異入力・更新】 （26）家屋敷課税・事業所課税を含む「住登外者」の課税についても柔軟に対応できること。	【家屋敷課税・対象者管理】 （260）課税対象者の区分として、家屋敷課税の該当者であることを登録・修正・削除できること		【2.1.20.調査課税】 住所はないが市内に事業所や家屋敷を有する者を対象に、住所地での課税とは別に均等割課税と行うことができること。	事業所・家屋敷課税を正確に実施するため、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かor なぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①機能の修正 「市内」を「課税団体内」に修正いたします。

機能名称		仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討項目（論点）
2.2. 扶養・控除対象配偶者否認												
2.2.1.	扶養・控除対象配偶者否認	配偶者・被扶養者の所得によって自動で扶養・控除対象配偶者・特別控除対象配偶者の否認処理ができること。 また、処理に基づき否認データが自動で作成され、再度扶養が取り直しされたら更新することができること。	No.3_3	【賦課資料決定】 240.配偶者所得を、賦課期日の配偶者情報をもとに自動的に更新する、またはチェックができること。 241.配偶者控除として申告（年末調整）した者のうち、配偶者所得が38万円超の場合は、配偶者控除を自動否認すること。また、該当者のリストが出力されること。	6.2.2.扶養否認登録（358、361-364、369、370、372、374、378、380、382、402、420-423） ■住基の戸籍情報（筆頭者/続柄）を参照し、配偶者を特定した上で、以下①～④の処理が行えること。 ■②所得により、控配/老配/配特が自動否認されること。 ■②-1　②のさらに配偶者が障害者控除の対象か自動判定し判定できた該当については、障害者控除が自動否認されること。なかった該当を出力する。 ■否認された該当者については、リストとして出力されること。 ■④課税情報により、配特重複/専従あり/が判定されること。 ■手動でもひも付けができること。 ■⑥異動日が１月１日より前後１週間に婚姻、離婚のあった該当者を出力することができる。 ■⑦控配/老配/配特と寡婦（夫）控除両方に該当するものを出力することができる。 ■④の処理の結果が出力できること（重複）。 ■②-1の処理の結果自動判定できなかった該当者が出力できること（障害者）。 ■世帯ごとの扶養OK/NGが行政区ごとに紙のリストで出力できること（I） ■扶養否認したデータが抽出できること。 ■該当者の検索、特定ができること。 ■①該当者の最新課税データを反映できること ■扶養者、被扶養者の①で反映した課税資料情報の出力ができること。 6.7.3.個人／事業所課税情報参照（965） ■課税状況と世帯の被扶養者のひも付け状況の人数が一致しているかどうか、扶養OK/NGが参照できること。	［扶養・専従者・扶養］ （334）抽出条件に、結婚できる年齢（男性満１８以上、女性満１６歳以上）を加味し、配偶者を取れる人を対象者としてデータを抽出し作成できること。 ［扶養・専従者・扶養・専従者チェックリスト出力］ （336）扶養・専従者情報と個人課税情報から指定賦課年度のデータを抽出し、両情報に不整合がある場合、扶養・専従者チェックリストに出力できること。	［扶養・専従者管理・扶養専従者否認入力］ （54）扶養者の設定情報に誤りがある場合、否認することを記録できること ※所得調査等により扶養区分に誤りがあった場合は、扶養者を否認とし、税務署に非違事項連絡せんを送付する必要有 ※否認者の入力方法・検索や連絡せんの制御など、システムでできる事を具体的に記述すること ［当初税額計算・配偶者情報一括登録］ （146）一括で世帯情報から配偶者を特定し、控除対象配偶者情報が登録できること ※配偶者控除の申告があるが、控除対象配偶者が不明な場合はどのような処理（状態）になるか記述すること ［当初税額計算・配偶者控除の一括否認］ （147）課税資料データに配偶者控除が指定されているが、控除対象配偶者の合計所得金額が380,000円を超える課税対象者の配偶者控除を、一括処理で否認し、税務署宛ての非違事項連絡せんが作成できること。 ※配偶者控除を否認した対象者リストを作成し、一覧で印刷できること	203:配偶者控除・配偶者特別控除を適用している対象者について、配偶者関係情報を用いて合算結果内容を自動的に変更できること。 変更結果について確認できる一覧表またはデータを出力できること。 (例) ・所得超過による配偶者控除否認、配偶者特別控除の適用 ・所得超過による配偶者控除否認(配偶者特別控除も不可) ・配偶者合計所得の相違による配偶者特別控除額の減額 204:配偶者特別控除を適用している対象者について、配偶者が特定できない者を抽出し、確認のためのリストまたはデータを出力できること。 (例) 子の妻が世帯主と養子縁組をして、住基続柄が「子」となった場合や配偶者が他市に居住している場合を想定。 205:配偶者控除・配偶者特別控除の内容を自動的に一括変更した者について、非違事項連絡箋に関する情報を自動設定できること。 207:合算結果の扶養控除の所得超過による扶養否認について、被扶養対象者の特定が明らかな場合に限り、当該課税事務対象者の合算結果内容を自動的に変更できること。 変更結果について確認できる一覧表またはデータを出力できること。 (注) 被扶養対象者の特定が明らかな場合とは、以下の４条件を全て満たす場合を想定。 ①扶養主の課税資料による被扶養者生年月日が被扶養対象者と一致している ②扶養主の賦課期日世帯構成が当年と前年とで一致している ③被扶養者と同じ生年月日の世帯構成員がいない ④扶養主は前年にその被扶養者を扶養している 208:扶養控除の内容を自動的に一括変更した者について、非違事項連絡箋に関する情報を自動設定できること。 209:登録されている被扶養専従関係情報と扶養主・事業主の合算結果情報を比較して、内容が一致していない可能性がある扶養主・事業主を抽出し、確認のための一覧表またはデータを出力できること。 (例) 人数不一致、扶養区分(控配・特定・老年・年少・一般)の内訳不一致などを想定。 210:扶養と被扶養者、専従主と専従者関係の情報はオンライン入力により変更できること。 211:オンライン入力により、遠隔地被扶養者を管理し、扶養関係を管理できること。	【1.1.12.世帯管理】 扶養否認情報を管理（登録、修正、削除）できること。 併せて、過去の扶養者を管理できること。 【2.2.1.扶養・控除対象配偶者否認】 配偶者・被扶養者の所得によって自動で扶養・控除対象配偶者・特別控除対象配偶者の否認処理ができること。 また、処理に基づき否認データが自動で作成され、再度扶養が取り直しされたら更新することができること。	各種課税資料の情報からの、法令の基準に照らして控除の妥当性を確認する処理は必須の想定です。 （対象者数が多くなる業務（控除にかかる申告のある課税対象者の全てが対象）であるため、個別の対応は困難と考えます。） なお、選定団体においては、判定条件が詳細化して記載されておりますが、控除対象とする条件は法令に基づく処理となるため、詳述は不要と判断しております。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①質疑回答 （Q-1）自動で作成される否認データとは、扶養者情報が自動で更新されるという認識でよろしいでしょうか。 ⇒扶養者情報の更新は、仕様書たたき台の1文目（「自動で扶養・控除対象配偶者・特別控除対象配偶者の否認処理ができ」）で定義している認識です。 否認データは、2.2.3.で送付するデータを意図しております。 ②機能の追加 以下の機能を必須機能として追加いたします。 「各資料の登録情報、税額計算処理で確定した情報に基づき、世帯情報（配偶者）を更新できること。」
2.2.2.		配偶者控除から配偶者特別控除への自動で切替ができること。	No.3_3	【賦課資料決定】 242.上記対象者において、配偶者特別控除の対象者となる場合は、配偶者所得額に応じた配偶者特別控除額を自動設定できること。また、該当者のリストが出力されること。 243.配偶者特別控除として申告（年末調整）した者のうち、配偶者所得額に対する控除額が異なる場合は、配偶者所得額から正しい配偶者特別控除額へ自動変更すること。 また、該当者のリストが出力されること。	6.2.2.扶養否認登録（360、361、366、367、370） ■①控配と配特が区別され、配偶者が自動でひも付くこと。 ■①の結果、正常に処理できた該当者について結果が出力できること（登録済）。 ■また、ひも付けの際に個人番号が利用できること。 ■③所得や年齢により、控配/老配/配特の区分が自動変更されること。 ■変更された該当者については、リストとして出力できること。		［当初税額計算・配偶者特別控除への一括変更］ （148）課税資料データに配偶者控除が指定され、控除対象配偶者の合計所得金額が380,001円～760,001円の場合は、一括で配偶者特別控除に変更できること ※配偶者特別控除に変更した対象者リストを作成し、一覧印刷できること		【2.2.2.扶養・控除対象配偶者否認】 配偶者控除から配特への自動で切替ができること。	所得金額等の条件により、課税資料の情報から、適用する控除の自動判断機能は、必須の想定です。 条件の記載については上記の機能と同様に詳述は不要と判断しております。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。
2.2.3.	扶養・控除対象配偶者否認データ連携	国税に扶養・控除対象配偶者否認データを、地方税共同機構が指定するＣＳＶに変換でき、連携できること。			6.2.2.扶養否認登録（425） ■国税連携システムからの送信が可能な通知データが作成、出力できること。		［扶養・専従者管理・国税連携扶養是正データ作成］ （58）国税連携送信用の扶養是正情報データを作成できること ※番号制度への対応もできること	31:配偶者特定作業において、続柄上配偶者が存在するが特定にできなかった者を抽出してデータ出力または一覧表出力できること。	【2.2.3.扶養・控除対象配偶者否認データ連携】 国税に扶養・控除対象配偶者否認データを、地方税電子化協議会が指定するＣＳＶに変換でき、連携できること。	国税連携用の否認データ作成は具体的な連携仕様も自明であり、全ての団体で同様機能の実装が必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。
2.2.4.	推定特定	前年度実績より扶養対象候補者を抽出しつつ、各資料の扶養人数及び扶養区分より世帯内の扶養対象者を判定し、扶養情報を一括で自動登録、入力済みの専従者情報を一括登録できること。	No.3_2	【賦課資料決定】 244.昨年実績から自動扶養特定が出来ること。また、以外にも基本台帳作成時の世帯更正から自動扶養特定ができ、特定できないものはエラー抽出を同画面または遷移して特定・修正処理が容易に出来ること。	6.2.2.扶養否認登録（385-389、391、398、400、405） ■①申告書二表/前年実績/推定（同一世帯内の年齢から推定）を参照し、被扶養者が特定できること。 ■②特定をした該当者のなかで所得、年齢要件に合致した該当者については、扶養親族が自動でひも付くこと。 ■また、ひも付けの際に、個人番号が利用できること。 ■手動でもひも付けができること。 ■扶養の紐付けをした該当者について、被扶養者ごとに記載をされかつ紐付け理由が分かるような被扶養者データ（扶養紐付け済）。 ■③扶養者の課税扶養人数と自動紐付けされた扶養区分ごとの世帯内の被扶養者の人数の一致（扶養ＯＫ）、不一致（扶養ＮＧ）がわかる扶養判定結果（更新結果）データ。 ■①処理の結果が紐づかなかった該当者を抽出しデータとして出力できること（不明）。 ■②の処理の結果、所得要件が合致しなかった該当者については、抽出、出力できること。（所得超過）。 ■②の処理の結果、年齢要件が合致しなかった該当者については、抽出、出力できること。（年齢）。 ■扶養者がもつ優先課税資料と優先課税資料がもつ扶養情報が③のデータに紐づきデータで出力されること。 優先課税資料とは…申告書＞年調済給報＞未年調給報＞その他の順番で優先される課税資料のこと。		［扶養・専従者管理・扶養専従者数チェック］ （56）扶養・専従者情報の入力数と賦課情報の扶養者等の人数が一致しない場合はエラーメッセージが表示されること ［扶養・専従者管理・新年度扶養・専従者一括登録］ （59）当初賦課情報作成に際し、賦課期日現在の住民記録・住登外情報、前年度課税対象者情報、前年度扶養・専従者情報を参考にし、一括で新年度扶養・専従者情報の作成ができること ※扶養調査の基礎データ作成であり、完全に正しい情報でなくても可 ［扶養・専従者管理・扶養専従者数一括チェック］ （60）一括処理で作成した扶養・専従者情報の入力数と賦課情報の扶養者等の人数が一致しない場合はチェックリストを出力すること ※世帯内の扶養状況が記載されること	32:前年度に配偶者関係が登録されている者について、新年度の配偶者関係が未登録となっている者についてデータ出力又は一覧表出力ができること。 ※出力項目として前年度に登録されている配偶者情報が記録されていること。	【2.2.4.推定特定】 前年度実績より扶養対象候補者を抽出しつつ、各資料の扶養人数及び扶養区分より世帯内の扶養対象者を判定し、扶養情報を一括で自動登録、入力済みの専従者情報を一括登録できること。 【2.2.5.推定特定】 扶養区分が異なる場合、前年度の被扶養者が世帯内にいない場合はエラー表示できること。	扶養調査の基礎情報として、前年度実績情報を活用することで、各種課税資料との扶養情報の差分を踏まえた調査対象の抽出が可能となるため、効率的な業務の実現には必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①機能の修正 機能名称を「被扶養者の推定特定」に修正いたします。 ②オプション機能の追加 下記の機能を追加いたします。 「被扶養者について、同一世帯内で自動設定されたもの、前年度実績で自動設定されたもの、調査結果として登録されたものの別が判別可能なよう管理できること。」
2.2.5.	特定不能扶養者抽出	世帯の内外を問わず、特定不能の扶養者等の扶養者を抽出し、確認ができること。	No.3_4	【扶養関係調査】 312.個人住民税課税台帳の扶養控除項目（人数）とは別に、誰が誰を扶養しているかといった扶養情報を管理できること。 313.扶養情報は、前年の情報をもとに毎年自動的に引き継ぎできること。 314.扶養情報引継ぎにおいては、前年賦課期日より前に死亡した被扶養者情報などを自動的に排除できること。	6.2.2.扶養否認登録（371、372） ■⑤・住基の戸籍情報（筆頭者/続柄）を参照し、配偶者を特定できなかった場合には、続柄不適合(妻以外)、不明の判定となること ■⑤の処理の結果が出力できること（不明）。	［扶養・専従者・扶養］ （335）同一世帯内で配偶者が特定不能の人を配偶者未特定一覧に出力できること。		199:納税義務者の合算結果上における扶養区分(控除対象配偶者を含む)ごとの人数、課税資料(申告系資料)に記載された被扶養者生年月日、賦課期日における世帯構成、前年の被扶養関係などから、課税事務対象者間における扶養主－被扶養者関係を特定し、登録・管理することができること。 扶養主－被扶養者関係の特定において、目視確認が必要となる事例については、対象者とその内容を記載したリストを出力できる、またはオンライン画面で確認できること。 (目視確認の例) ・所得超過、扶養重複、特定不能、扶養区分(特定・老年・年少・一般)不一致など 200:事業主－専従者関係についても、扶養関係と同様に課税事務対象者間の関係を一括して登録・管理することができること。 目視確認が必要な事例においては、対象者とその内容を記載したリストを出力できる、またはオンライン画面で確認できること。 201:住民登録の有無を問わず、被扶養者情報の登録ができること。 202:非居住者(前年死亡者を含む)が被扶養者となるような扶養特定がなされたものを抽出し、内容確認のためのリストまたはデータを出力できること。	【2.2.6.扶養者管理】 同一世帯内で配偶者が特定不能の人を配偶者未特定一覧に出力できること。	特定不能分の扶養情報を確認する機能は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	当初の仕様書たたき台の記載から、変更無しといたします。
2.3. 住登外課税処理												

機能名称			仕様書たたき台	新旧フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点）	検討項目（論点）
	2.3.1.	住登外課税管理通知作成	他自治体に送付する、住登外課税通知（紙及びeLTAXデータ）を自動（一括）または任意で作成ができること。	No.3_29	【既課税日住民確定】 23.地方税法２９４条３項（住民登録地は他市町村だが、住登外課税する人）の情報登録後に、住民基本台帳登録地への２９４条３項通知が電子公印印字もしくは公印省略(設定で選択可とする)で作成でき、該当者一覧をデータで吐き出せること。 24.地方税法２９４条３項（住民登録地は他市町村だが、住登外課税する人）の情報を追加で登録した後に、追加分の該当者のみの住民基本台帳登録地への２９４条３項通知が電子公印印字もしくは公印省略(設定で選択可とする)で作成でき、該当者一覧をデータで吐き出せること。 【扶養関係調査】 316.扶養付けする際に被扶養者が２９４条３項課税者（市外課税者）の場合、それとわかること。また所得照会書の出力ができること。また照会した者の一覧をデータで吐き出せること。 317.扶養付けする際に被扶養者が２９４条３項課税者（市外課税者）の場合、それとわかること。また追加入力した当該者についてのみ追加で所得照会書の出力ができること。また照会した者の一覧をデータで吐き出せること。	6.2.4.当初通知書交付（563） ■通知発送済/未済の条件設定ができること。 ■一括印刷（未出力の該当）に対応していること。 ■個別印刷に対応していること。 ■住登外課税の通知文に電子公印が印字される/されないが選択できること。 ■eLTAXを通じて電子送付に対応したファイルが作成できること。	［２９４条通知・全般］ （30）住登外課税者で、他市町村に２９４条通知を送付するものについて、通知書の作成と、送付結果の管理ができること。	［課税対象者管理・地方税法第294条3項］ （31）地方税法第294条3項通知発送該当者について、対象市区町村に送付する通知書を一括で作成できること ※発送年月日の指定ができること ※発送記録の照会ができること		【2.3.1.住登外課税管理通知作成】 他自治体に対し、地方税法２９４条３項に基づく住登外課税通知を自動（一括）または任意で作成できること。 【2.3.2.住登外課税管理通知作成】 住登外課税通知データを自動（一括）または任意で作成できること。	地方税法第294条第3項にある通り、住登外者に対して課税した場合に、当該課税対象者の住民基本台帳登録地となる他団体宛に通知するための処理は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①機能の追加 オプション機能として下記を追加いたします。 「住登外通知の通知結果（未通知・通知済）を管理（登録、参照、修正）できること。」 「住登外通知を作成した際に、住登外通知の通知結果を自動で更新（通知済として登録）できること」
	2.3.2.	他自治体課税対象者管理	他自治体からの住登外課税通知に基づき、他自治体課税対象者を管理できること。			6.2.5.２９４条通知情報受取（581-583、585、587、588） ■該当者の検索、特定ができること。 ■通知内容を登録できること。 ■eLTAXを通じて送付された電子的な通知の取込み、登録ができること。 ■取込んだ該当者の一覧を出力できること。 ■課税自治体の情報を登録/管理できること。 ■他市町村課税者のフラグを立てて管理ができ、他市町村課税者であることが画面上確認できること。	［２９４条通知・全般］ （28）課税対象者ＤＢ登録者で２９４条通知を受領したものについて、受領結果の管理が出来ること。	［課税対象者管理・課税市の住所登録］ （32）地方税法294条3項により他市で課税された人に、課税市システムで登録されている住所地を登録・修正・照会できること ※資料等の送付や294条3項対象であることを把握する為 ※294条3項により何市で課税されているかは把握できることが望ましい		【2.3.4.住登外課税管理】 他自治体からの住登外課税通知に基づき、他自治体課税対象者を管理できること。	他団体からの地方税法第294第3項による通知に基づき、他団体での課税対象者を管理する機能は、正確な課税業務を実施するために必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①質疑回答 （Q-1）照会画面上で他自治体課税者である旨を確認する機能は、画面の問題となるため、今回の仕様書たたき台の検討項目からははずれているという理解でよいか。 ⇒ご認識の通りです。
2.4. 転勤退職処理													
	2.4.1.	両年度異動処理	現年度の転勤退職者異動情報を把握し、両年度異動処理が必要な対象者に対し、新年度課税情報の徴収区分へ一括処理で反映できること。	No.5_3		6.2.1.当初課税（合算含）（279-281） ■任意の期間において徴収区分を変更した者についての新年度の徴収区分を一括で変更ができること。 ■期間の設定については各々設定ができること。 ■徴収区分一括変更処理結果について出力できること。	［異動処理・全般］ （55）普徴賦課前の退職の際は、特徴期割のみの算出を行えること。また、普徴賦課にて当初課税されること。	［両年度処理・両年度処理］ （137）前年度転勤・退職異動データより新年度の給与特別徴収該当者情報を作成できること	193:前年度課税に係る特別徴収の転勤、退職一括徴収、普通徴収切替、特別徴収切替の入力情報を基に、一定の条件に合致する場合に限り、当年の徴収方法を自動的に変更できること。 また、変更を更新したもの、更新を見送ったものについて、確認のためのリストまたはデータを出力できること。 312:退職所得に係る源泉分離課税額の計算と調定額設定ができること。	【2.4.1.両年度異動処理】 現年度の任意の月以後の転勤退職者異動情報を把握し、新年度へ自動反映できること。	現年度の転勤退職情報に基づき、新年度に反映（徴収方法変更等）する機能は、新年度の課税業務を正確に実施するため必須の想定です。 （未処理がない場合は、新年度に現年度の異動情報を特定して個別に対応する必要があり、対応漏れのリスクが懸念されます。）	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①オプション機能の追加 オプションとして下記の機能を追加いたします。 「両年度異動処理の結果、新年度課税情報を変更した対象の一覧を出力できること」 「前年度異動届出書が提出があったもののうち、両年度異動処理で新年度処理できなかった対象の一覧を出力できること」 「両年度異動処理の実施前に、処理の対象者を出力できること。」 「両年度異動処理の除外対象の設定ができること。」 「同一人に対して、対象期間内に複数回の異動が行われた場合、自動反映の対象から外し、確認リストの出力対象とすること。」 「対象期間を任意に設定できること。」 「現年度と新年度で取扱いが異なる異動届の場合の対処が容易にできること。」
	2.4.2.		退職者が再就職により再度特別徴収となった場合、翌年分も自動的に特別徴収とできること。	No.5_3						【2.4.2.両年度異動処理】 退職者が再就職により再度特徴となった場合、翌年分も自動的に特徴とできること。	1市のみの要件化となりますが、上記処理による判定後に登録した、課税対象者にかかる最新の異動届出等の情報に基づき、次年度の徴収区分を判定し、正確な情報に更新するため、必須の想定です （その他の団体においては、異動入力に伴い徴収方法が変更される想定です）。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かやなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	①オプション機能の追加 オプションとして下記の機能を追加いたします。 「退職者が再就職により再度特別徴収となった対象の一覧を出力できること」 「退職者が再就職により再度特別徴収となった対象で、徴収区分の変更ができなかった対象の一覧を出力できること」
3. 賦課													
3.1. 未申告・修正申告処理													
	3.1.1.	未申告者管理	一定の条件（前年度情報、年齢、被扶養者情報、国保世帯主、未申告フラグ等）により、未申告者として管理（登録、参照、修正、削除）できること。	No.4_1	【未申告調査】 309.未申告者の自動抽出にあたり対象者抽出条件をカスタマイズ設定できること。	6.3.1.未申告／修正申告受付登録（普通徴収 者）（611、612） ■ユーザー側で未申告者の条件を指定できること。（条件については別紙「未申告該当者抽出条件.xlsx」参照） ■未申告該当者に対して、指定した条件で一括して、未申告フラグを登録でき、一覧が出力されること。	［給報受付入力・照会］ （59）事業所からの「給与支払報告書」提出状況を把握できること。 ［当初異動処理・給報未提出事業所一覧出力］ （252）事業所管理情報より抽出されたデータの給報未提出事業所一覧を出力できること。	［給与支払報告者管理・受付年月日］ （238）総括表受付年月日を登録・照会できること ※この情報から給与支払報告書の提出状況を判断している。給与支払報告書を提出していない事業所一覧を印刷できるなど、未提出事業者を把握できれば他の機能でも可 ［給与支払報告者管理・給報未提出事業所の把握］ （246）給与支払報告書の未提出事業所へ提出催告を行うため、総括表を送付し訴求されていない事業所で、給与支払報告書の提出がない事業所を抽出してリスト出力できること ※催告書が出力されることが望ましい	240:課税事務対象者のうち、一定の条件に基づいて対象者を抽出し、「未申告者」として登録・管理できること。 また、確認用として未申告者の一覧表またはデータを出力できること。 (注) 一定の条件で利用する情報は賦課期日時点情報、資料登録情報、所得・課税情報、扶養・寡従情報などを想定 241:登録した未申告者情報は、オンライン入力により変更（未申告者として欠かないに変更）することができること。 242:未申告者に対して、当該年度の住民税に関する証明書の発行抑止ができること。 289:異動に伴う付帯処理(被扶養寡従関係の修正、未申告などの本人統括区分の修正など)の処理漏れがないかどうか確認するための機業またはデータを出力できる。または賦課変更入力時にオンライン画面上で注意を促すことができること。 (例) ・未申告区分の変更入力を賦課変更入力とは独立して入力する必要があるシステムの場合における、未申告区分の解除漏れの検査 ・賦課内容における控配・扶養・寡従人数と扶養関係情報の登録状況との不一致事案の検出	【3.1.1.未申告者抽出】 一定の条件（前年度情報、年齢、被扶養者情報、国保世帯主、未申告フラグ等）により未申告者を抽出できること。	公正な課税の実現のため、本来申告すべき対象で課税資料の登録がない者を未申告対象者として管理することで、申告の案内や簡易申告書（税額は発生しないが、申告が必要な対象に送付する想定）を送付するための必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かやなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
	3.1.2.	未申告案内通知（催告書）・簡易申告書等作成	*抽出した未申告者について、未申告案内通知（催告書）・住民税申告書（または、簡易申告書）の作成ができること。* *データで一括出力も可能なこと。*	No.4_2		6.3.1.未申告／修正申告受付登録（普通徴収 者）（617、621） ■「未申告フラグあり」かつ「未申告通知パスフラグなし」の該当者について、一括で抽出し、申告書印刷用の大量帳票印刷用ファイルの出力ができること。 （下） ■申告受付補助用に、あらかじめ定めた表示方法により前年度課税実績（本人障害/寡婦/寡夫/扶養人数/所得金額）を申告書余白に印刷できること。 （例　本人障害：該当なし→＊　特別障害一A　普通障害一B　寡婦→C　寡婦特→D　寡夫→E　扶養人数一数字（扶養人数分の数字）　所得金額一数字（合計所得金額の数字）））	［当初異動処理・未申告リスト＆ハガキ出力］ （277）世帯調査異情報に登録され、かつ申告調査区分が「調査要」「未申告」「その他」のデータを未申告リスト及びハガキに出力できること。 （278）一定の抽出条件に基づき、未申告調査対象者に対する照会文書、申告書を作成できること。 （279）抽出された未申告調査対象者に対し、任意に追加、削除ができること。 （280）未申告調査対象者の調査結果一覧を出力できること。 （281）発送用の封筒・タックシール等を作成できること。			【3.1.2.簡易申告書作成】 抽出した未申告者について、住民税申告書（または、簡易申告書）のデータで一括出力も可能なこと。	未申告者への申告勧奨等の出力機能の必要性は高いと考えています。ただし、未申告者の規模によりシステム化の必要性は異なる認識であるため、オプションとしての要件化が妥当と考えます。 また、データ出力については、印刷委託等の運用により必要になる認識です（自庁内で印刷する場合は必須ではない）。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
	3.1.3.	申告情報管理	未申告者等から送付されてくる簡易申告書、修正申告書等の情報を登録し、基本情報、申告情報の更新・管理（参照、登録、修正、削除）ができること。	No.4_7_9	【更正処理】 336.修正申告書及び更正決議書入力時に、所得税の重加算税・少加算税を考慮し、納期前延滞金の計算ができること。				248:催告書出力対象者のうち、住民税申告書を発送（第２次）した者は申告案内状出力を除外することができること。	【3.1.4.申告情報管理】 未申告者等から送付されてくる簡易申告書、修正申告書等の情報を登録し、基本情報、申告情報の更新・管理（参照、登録、修正、削除）ができること。	未申告・修正申告情報に基づき、各種情報を更新し、更正処理等を正確に実施するために必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かやなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	
3.2. 調査課税処理													
	3.2.1.	調査情報管理	上記未申告者調査以外の各種調査（扶養・控除対象配偶者調査、家屋敷・事業所均等割課税者調査、税務署調査等）についても結果情報を登録し、基本情報、申告情報の管理（登録、修正、削除）ができること。また、法定調査のうち、宛名とマッチングされた配当・報酬について、参照できること。 ※扶養・控除対象配偶者調査には客観調査も含む。	No.8_7_9.10	【善隣通知書差替】 305.納税義務者からの問い合わせ後、オンラインで即時で異動をかけることができること。 306.オンラインで即時異動後、該当納税義務者分の納税通知書関係が即時発行できること。 307.即時発行後、即時決裁し発送するものについては即時決裁扱いとし、次回の一括作成処理では対象外の取り扱いができること。		［当初課税前処理・世帯調査票情報作成］ （244）１月１日在住者及び前年死亡者を抽出し、指定した賦課年度の世帯調査票情報を作成できること。 （245）前年住登外課税者を、指定した賦課年度の世帯調査票情報に追加できること。 ［当初課税前処理・世帯調査票情報追加（家屋敷課税）］ （246）個人課税情報及び家屋敷課税管理情報より前年住登外課税者を抽出し、指定した賦課年度の世帯調査票情報に追加できること。 ［当初課税処理・家屋敷課税申立書・申告書出力］ （299）家屋敷課税管理情報を基に指定年度の申立書・申告書を出力できること。 ［当初課税処理・家屋敷課税所得照会文書出力］ （300）家屋敷課税管理情報を基に指定年度の所得照会文書を出力できること。			【3.2.1.調査情報管理】 上記未申告者調査以外の各種調査（扶養・控除対象配偶者調査、家屋敷・事業所均等割課税者調査、税務署調査等）についても結果情報を登録し、基本情報、申告情報の管理（登録、修正、削除）ができること。また、法定調査のうち、宛名とマッチングされた配当・報酬について、参照できること。 ※扶養・控除対象配偶者調査には客観調査も含む。	調査結果を踏まえた異動情報の登録は必須の想定です（各種基本情報、申告情報の登録、修正、削除に該当し、別途機能を要件化済みの認識です）。 異動情報とは別に調査情報のシステム管理が必要かについては、右記のとおり理解しています。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ＜確認事項＞ 調査の種類ごとに調査結果の管理が必要かを確認させていただきます。 ＜追加要件（案）＞ 以下の調査について、調査の種類ごとに調査結果情報を管理できること。 【調査の種類】 扶養・控除対象配偶者調査 客観（夫）調査 家屋敷均等割課税者調査 税務署調査 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かやなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
3.3. 減免処理													
	3.3.1.	減免情報管理	減免決定時に許可・不許可の情報を管理できること。	No.6_3		6.3.2.減免申請受付登録（629） ■申請者の名前、生年月日、住所、宛名番号により検索、特定ができること。	［更正入力・全般］ （154）減免の入力ができること。	［賦課更正管理・減免年月日更新］ （202）減免適用年月日の入力・修正ができること ※日付が示す内容が同じであれば日付名称は異なっても可		【3.3.1.減免情報管理】 減免決定時に許可・不許可の情報を管理できること。	減免決定した対象の管理は必須の想定です。 減免不許可については、賦課処理にかかる情報ではないため、オプションとしての要件化が妥当と考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かやなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	

機能名称		仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点）	検討項目（論点）
3.3.2.	減免額入力	所得割・均等割（個人住民税、都道府県民税別）の減免額を個別入力できること。	No.6_3	【減免】 309. 自治体により減免割合が異なるため、わろい入力で、所得割・均等割（個人住民税、都道府県民税別）の減免額を入力できること。	6.3.2. 減免申請受付登録（630） ■税額変更（6.3.3 参照）において、減免額の入力ができ、税額の再計算ができること。		【就課更正管理・減免更正】 （196）課税年度ごとに減免額の入力・修正・照会ができること（減免更正） ※減免：①～⑤のうち、首長が必要と認めるものの個人住民税を減免 ①生活保護法の規定による保護を受ける者 ②学生及び生徒 ③当該年の所得が皆無となり生活が著しく困難となった者又はこれ に準じると認められる者 ④公益社団法人及び公益財団法人並びにこれらに準じるもの ⑤その他特別の事由があるもの （本市税条例第51条） ※減額区分の管理は必須でない	206:均等割の課税対象者かつ被扶養配偶者に該当するもの及び均等割の課税対象者を２人以上扶養する者について市の均等割を1,000円範減できること。 また、対象者確認のための一覧表またはデータを出力できること。 （注） 減免のような軽減額の管理は必要なく、単に市均等割額が¥3,000→¥2,000に変更できればよいが、当初賦課以降もこの制御を行える仕組みを有すること。 291:生保減免、災害減免等の減免情報（減免事由、減免率、減免額等）を入力し、任意の税額に変更できること。	【3.3.3. 減免額入力】 所得割・均等割（個人住民税、都道府県民税別）の減免額を個別入力できること。	減免は団体毎の条例により規定が可能なため、減免許可した課税対象者の減免額を管理する機能は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	
3.3.3.		税額や減免割合等を入力することで自動で個人住民税・都道府県民税の減免額が計算できること。	No.6_3				【就課更正管理・減免事由更新】 （198）減免事由により減免額を算出できること		【3.3.4. 減免額入力】 税額や減免割合等を入力することで自動で個人住民税・都道府県民税の減免額が計算できること。	個人住民税額とは別に都道府県民税額を管理する必要があるため、減免額についてもそれぞれ算出する機能は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	
3.3.4.	期別減免処理	任意の期別で減免処理（減免情報、減免額に基づき更正処理の対象とすること）ができること。	No.6_4						【3.3.5. 期別減免処理】 任意の期別で減免処理ができること。	1団体のみの要件化ですが、決定した減免期間（納期未到来の期別）分の減免処理を実施するため、必須の想定です。 ただし、要件化する機能について お記を確認いたします。	<確認事項> ①減免の開始期について、減免決定後の更正処理により、自動で減免期間を判定しており任意での指定はしていない。 ②減免の開始期は、減免決定入力時に任意に指定している。 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	
3.4. 特別徴収異動処理												
3.4.1.	特別徴収異動情報管理	特徴義務者から送付されてくる各種申請情報（異動届出書、特徴切替申請、所在地変更申請等）の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。 また、個別での更新・管理（参照、登録、修正、削除）ができること。なお、履歴情報の管理もできること。	No.5_2.5	【特徴者異動届処理】 225. 異動届出書の情報をもとに、個人住民税課税台帳の異動更正処理ができること。	6.3.4. 異動情報受付登録（特別徴収者）（795、797） ■変更前後の事業所名が表示されること。 ■同事業所内の従業員について、一括で徴収方法の変更ができること。		【給与特別徴収管理・特徴異動処理】 （212）課税年度ごとに登録・修正・照会ができること 【給与特別徴収管理・特徴事業者入力】 （213）納税義務者画面から指定番号等で特徴事業者を検索・特定し、入力できること 【給与特別徴収管理・義務者情報の事業者情報への反映】 （214）納税義務者の特徴異動が特徴事業者の特徴対象者情報に反映されること 【給与特別徴収管理・異動事由の入力】 （215）異動届出書の異動の事由が入力・修正・照会できること ※様式全ての異動事由が入力できなくても可 ※入力・管理できる異動事由は具体的に明記すること ※簡単な操作で異動事由を入力できること	194:特定の事業所において、前年度に休職または長期欠勤により普通徴収への切り替えを行った者については、新年度の課税は特別徴収とする必要がある。特別徴収に係る異動届の入力において、次年度の特徴異動を回避する運用ができること。 195:特定の特徴事業所から提出される異動データ（受給者番号欄に記載した所属情報の変更）を用いて、合算結果の受給者番号の置換ができること。 突合ができなかったものを全ての置換結果について確認するためのリストまたはデータを出力できること。 196:オンライン入力により、受給者番号のみの変更ができること。 283:転勤処理時には、新たな特徴事業所において受給者番号を再設定することができること 285:事業所の閉鎖・倒産や企業規模での事業所再編等の事例に伴い、バッチ処理またはオンライン画面からの入力により指定した事業所の複数の従業員に対して同一の異動ができること。転勤・退職・一括徴収を対応すること。 （注） どの従業員に対して異動を行うかは外部データによる指示・またはオンライン画面からの選択することを想定。 大規模事業所統廃合により、100人規模で異動届が提出されることが年数回あることへの対応。 299:特別徴収異動届に係る入力は同一更正期間内に複数回入力することができること。 （例） ①A社を退職・普徴切替を入力 ②B社での特別徴収切替を入力	【3.4.1. 特徴異動情報管理】 特徴義務者から送付されてくる各種申請情報（異動届出書、特徴切替申請、所在地変更申請等）を管理（参照、登録、修正、削除）ができること。 また、個別での更新・管理（参照、登録、修正、削除）ができること。なお、履歴情報の管理もできること。	特別徴収義務者から提出される各種異動情報にかかる届出等の管理は、特別義務者及び納税義務者を正確に把握するために必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
3.4.2.	納期特例情報管理	特別徴収義務者から送付されてくる納期特例申請の情報を登録し、管理（登録、修正、削除）できること。 納期特例の対象事業所に属する個人の納期変更を一括処理できること。 納期特例の情報については、前年情報を基に引継も可能であること。		【返送分処理】 304. 納期限を法定納期外（例：１期－６月分の場合は７月へ）へ設定に変更でき、以降の納期に対して正しく期割計算ができること。		【納期特例・全般】 （33）納期の特例申請があった場合、または納期特例の適用がなくなった場合に、事業所の設定を年度途中からでも変更できること。 【更正入力・全般】 （153）納期の特例事業所に対応した異動入力ができること。 【当初課税前処理・全般】 （241）対象年度の運用が既に特徴当初賦課を終了し、特徴の収納情報も作成完了している場合に、納期特例申請の変更があれば、自動で該当事業所の収納情報を変更できること。	【当初特徴通知書等作成・特徴納期の特例】 （162）小規模事業者に係る納期の特例に対応できること。 ※対応事業所の月割の納期限を変更し、調定月も納期限にあわせること ※納税証明書に反映できること 【給与支払報告者管理・納期の特例対応】 （242）小規模事業者に係る納期の特例に対応できること ※前年度の特例適用状況（適用事業者）が翌年度に引き継がれること ※年度途中の適用に対応できること 【特徴台帳管理・納期の特例の調定】 （251）納期の特例を適用した場合は、12月から翌年5月までの期間の税収額は翌年度収入として収納システムに引継ぎ、収納システムで翌年度収入として調定処理されること		【3.4.3. 納期特例情報管理】 特徴義務者から送付されてくる納期特例申請の情報を登録し、管理（登録、修正、削除）できること。 納期特例の対象事業所に属する個人の納期変更を一括処理できること。 納期特例の情報については、前年情報を基に引継も可能であること。	納期限を正確に管理するため、納期特例の申請に基づく、特別徴収義務者の異動情報登録は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
3.5. 年金特徴異動処理												
3.5.1.	年金特別徴収処理結果情報管理（eLTAX連携）	eLTAXと連携して年金特別徴収処理結果情報を取り込み、年金特別徴収情報の更新ができること。	No.2_17.18 No.5_8	【年金特徴課税計算】 292.90、00、01、02、41、42、22通知の各判定、通知切り出し・取込みが容易に出来ること。また、国保税、後期高齢者、介護保険等の各年次、月次処理ともスムーズな対応が出来ること。 293.01通知を送信する前に開始なチェックが可能なこと 294. 年金特徴者から来る返納通知に対応し、選った特別徴収結果の変更ができ、照会画面、納税通知書、異動調定などに正しく金額が反映されること。また、年度をまたぐ返納になった場合は過年度分として各種帳票類が正しく出力されること。	6.2.1. 当初課税（合算含）（346、348、350、352） ■他システムにて受信した「02通知」を取り込めること。 ■取り込んだ02通知をもとに取り込んだ内容を画面に表示し、確認用データとして出力できること。 ■取込できなかった該当者が発生した際には、エラー該当者が表示され、出力されること。 ■年金特別徴収が開始できなかった該当者の一覧を抽出し、出力できること。 6.3.3. 更正（税額変更）（749、751、753、757-760、762、766、770、772、773） ■他システムにて受信した「22通知」を取り込めること。 ■取り込んだ22通知をもとに取り込んだ内容を画面に表示し、確認用データとして出力できること。 ■取込できなかった該当者が発生した際には、エラー該当者が表示され、出力されること。 ■取込該当者が表示され、出力できること。 ■取込処理結果が表示されること。 ■取込履歴が表示されること。 ■「22通知」の処理/結果内容が個人課税情報参照画面に反映されること。 ■「22通知」の取込みの結果、特別徴収が行われなかった該当者が表示され、出力できること。 ■「22通知」の取込み後、年金特徴義務者別に「取込日/取込件数/金額/消込件数/消込不要件数/消込エラー件数/消込金額」が表示され、収納消込用ファイル作成の有無がわかること。 ■年金特徴義務者別集計表の出力及び印刷ができること。 ■「22通知」の取込みの結果、指定した該当月で、特別徴収が行われなかった該当者の抽出及び出力ができること ■手動で個別判定ができること。 ■指定した該当月で、収納管理システム上で未納/過誤納が発生している該当者の抽出及び出力ができること。	【年金特徴・年金特徴税額通知処理結果受信処理（編集）】 （350）新年度の特別徴収依頼結果情報を受信し、受信ダンプリスト出力及びコード変換を行うこと。 【年金特別徴収・年金特徴税額通知処理結果受信処理（更新）】 （351）新年度の特別徴収依頼結果情報を基に、諸事情による特徴停止分を年金受給者管理へ更新できること。 【年金特別徴収・年金特徴結果情報受信処理（編集）】 （357）年金保険者（経由機関）より通知される「特別徴収結果情報」の受信ダンプリスト出力及びコード変換を行うこと。 【年金特別徴収・年金特徴結果情報受信処理（更新）】 （358）年金保険者（経由機関）より通知される「特別徴収結果情報」を取り込み収納済込データの編集及び年金受給者管理情報の更新を行うこと。	【年金特別徴収管理・年金特別徴収額通知処理結果通知取込】 （282）地電協から送付される年金特別徴収額通知処理結果通知（通知内容コード：02）を取り込み、年金特徴不可と通知された者に一括処理で年金特徴中止処理を行い、普通徴収へ変更できること ※回付記録を登録できること ※年次処理を想定 【年金特別徴収管理・年金特別徴収処理結果通知取込】 （283）地電協から送付される年金特別徴収処理結果通知（通知内容コード：22）を取り込み、年金特徴不能と通知された者のリストを印刷できること ※一括処理で年金特徴を中止し普通徴収へ変更できる場合はリスト印刷は無くても可 ※年金特徴対象者から落とされたことが画面上で確認できること。 ※隔月（奇数月）処理を想定	338:年金保険者から受信した年金特別徴収結果通知情報データを用いて、年金から徴収できなかったものを検知し、その対象者の一覧表またはデータを出力できること。 また、収納システムへ徴収結果を連携できること。 （注） 検知したもののうち賦課の書徴切替が必要な場合は、オンライン入力により行う想定。（バッチ一括処理での普徴切替でも可） 339:年金保険者から受信した年金特別徴収結果通知情報データを用いて、徴収金額・件数に係る年金保険者別集計表を作成すること。 342:年金保険者から受信した下記の団体回付データを用いて、それぞれ年金特徴が開始・停止できなったものを検知し、その対象者の一覧表またはデータを出力できること。 ・年金特別徴収処理結果 ・年金特別徴収停止通知の処理結果 （注） 検知したもののうち賦課の書徴切替が必要な場合は、オンライン入力により行う想定。（バッチ一括処理での普徴切替でも可）	【3.5.1. 年金特徴処理結果情報管理（eLTAX連携）】 eLTAXと連携して年金特徴処理結果情報を取り込み、年金特徴情報の更新ができること。	eLTAX経由の電子データの取込み機能がない場合は、電子データを確認（電子申告端末より印刷等）しながら個別登録する必要があり、団体規模によっては現実的な運用ではないと考えます。 また、eLTAXとの連携仕様は共通であり、全国で同様機能の実装が可能と考えられるため、年金特別徴収処理結果情報の取込み機能は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
3.5.2.	年金特別徴収中止処理結果情報管理（eLTAX連携）	eLTAXと連携して年金特別徴収中止処理結果情報を取り込み、年金特別徴収情報の更新ができること。		【年金特徴課税計算】 298. 年金特徴中止月について中止事由などに合わせて随時設定できること	6.3.3. 更正（税額変更）（736、739、741、743、745-747） ■他システムにて受信した「42通知」「64通知」を取り込めること。 ■取り込んだ42通知、64通知をもとに取り込んだ内容を画面に表示し、確認用データとして出力できること。 ■取込できなかった該当者が発生した際には、エラー該当者が表示され、出力されること。 ■取込該当者が表示され、出力できること。 ■取込処理結果が表示されること。 ■取込履歴が表示されること。 ■「42通知」「64通知」の処理/結果内容が個人課税情報参照画面に反映されること。		【年金特別徴収管理・年金特別徴収停止通知処理結果通取込】 （288）地方税電子化協議会から送付される年金特別徴収停止通知処理結果通知（通知内容コード：42）を取り込み、通知結果を一括処理で登録できること。 ※回付記録を登録できること		【3.5.2. 年金特徴中止処理結果情報管理（eLTAX連携）】 eLTAXと連携して年金特徴中止処理結果情報を取り込み、年金特徴情報の更新ができること。	eLTAX経由の電子データの取込み機能がない場合は、電子データを確認（電子申告端末より印刷等）しながら個別登録する必要があり、団体規模によっては現実的な運用ではないと考えます。 また、eLTAXとの連携仕様は共通であり、全国で同様機能の実装が可能と考えられるため、年金特別徴収中止処理結果の取込みは必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	

機能名称		仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討項目（論点）
3.5.3.	介護保険特別徴収中止処理結果情報管理	*介護保険システムと連携し、介護保険の特別徴収対象者情報を基に年金特別徴収中止対象者を管理できること。*		【他部門情報収集】 48.介護保険料の収納額は特徴分、普徴分のｼｽﾃﾑに取り込みができること。また、個別入力もできること。 49.また、誰が、該当の社会保険控除を適用しているか特定、確認が出来ること。（介護情報取り込み）	6.2.1.当初課税（合算含）（334、336、338、339） ■介護保険料データを取り込めること。 ■介護保険料データ取込結果が表示され、出力できること。 ■現年度の特徴対象年金収入から現年度の介護保険料及び前年の源泉徴収データの値を差し引いて年金特徴開始の可否判定が自動でできること。 ■自動判定結果が結果別に表示され、出力できること。 6.7.3.個人／事業所課税情報参照（999） ■介護保険の年金保険者と保険料、年金の種類が参照できること。	［年金特別徴収・制度間インタフェースコード変換］ （344）介護保険システムで作成された制度間インターフェースファイルの文字コード変換を行えること。	［年金特別徴収管理・介護保険特別徴収税額通知取込］ （281）介護保険システムから提供される介護保険特別徴収税額通知を取り込み、一括処理で年金特徴対象外判定ができること ※年金特別徴収対象外となった理由が画面上で判断できること ※年次処理を想定 ［年金特別徴収管理・介護保険特徴中止者の年金特徴中止］ （285）介護保険システム提供の介護保険特徴中止データを取り込み、一括処理で介護保険特徴中止者の年金特徴中止処理を行い、普通徴収へ変更すること ※年金特徴で納付される額を差し引いた残額を期割り計算できること ※普通徴収税額決定通知書、納付書を印刷できること ※納付書はコンビニ収納に対応すること	334:介護保険担当部署から受領した、介護保険年金特徴依頼通知データを用いて、住民税で年金特徴予定としていたが介護保険では特別徴収を実施しないものを検知し、その対象者を一覧表またはデータ出力すること。 (注) 検知したものはオンライン入力により普徴切替を行う想定。(バッチ一括処理での普徴切替でも可) 335:介護保険の担当部署から受領した、介護保険制度における年金特徴依頼通知データを用いて、年金の支払額と住民税・介護保険料の徴収額合計を比較して、住民税において当初から年金特徴が不可能と判断できるものを検知できること。また、その対象者に係る情報を一覧表またはデータ出力できること。 (注) 検知したものはオンライン入力により普徴切替を行う想定。（バッチ一括処理での普徴切替でも可） 336:年金の支払額と住民税・保険料の徴収額合計の比較において、国民健康保険、後期高齢者医療保険の年金特徴情報も加えて判定することができること。 337:納税義務者の賦課内容を基に、年金保険者に送信する年金特別徴収税額通知情報データを作成できること。	【3.5.3.年金特徴中止処理結果情報管理】 介護保険システムと連携し、年金特徴中止対象者を管理できること。 年金の額が少なく、年金特徴ができないことが見込まれる対象者をあらかじめ年金特徴非対象者とする。	連携機能の必要性は、各団体の生活保護システムの導入状況によるため、オプションとしての要件化が妥当と考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
3.6. 更正（当初・例月）処理												
3.6.1.	更正処理	未申告・修正申告処理、各種調査課税処理、減免処理、特別徴収異動処理等に基づき、課税情報の更新を行い、更新結果を管理（登録、修正、削除）できること。	No.4_11	【特徴者異動届処理】 326.特別徴収への切替依頼書に基づく、普通徴収から特別徴収への切替（繰入れ）ができ、その入力は特別徴収義務者指定番号、特別徴収開始月、普通徴収の納入済み期など必要最小限で可能なこと。また、年税額から納入済み額を引いた額のみを特別徴収に切替え、地方税法に準じた期割計算ができること。 327.特別徴収を継続する（転動）の入力は、異動の年月日、異動前事業所での徴収済み月、異動先での徴収開始月、異動先事業所の特別徴収義務者指定番号など必要最小限で可能なこと。また、年税額から納入済み額を引いた額のみを特別徴収に切替え、地方税法に準じた期割計算ができること。 328.特別徴収を継続する（転動）の場合で、事業所の全員が同一の特別徴収義務者へ異動する場合は、個別の入力によらず、まとめて転動異動させることができること。 332.同月内に異動処理と税額更正処理があった場合、あとの入力時に表示がされること。また、更正入力による変更通知書は異動内容ごとに出力がさせること。 【更正処理】 333.確定申告書等の情報をもとに、個人住民税課税台帳の異動更正処理ができること。 335.ｵﾝﾗｲﾝ入力で、地方税法に準じた期割計算、最終納期後随時期設定ができること。また最新の収納状況が確認できること。手修正で期割金額の変更が可能なこと 337.不正な年月日を入力不可とすること 347.同月内に異動処理と更正処理があった場合、あとの入力時に表示がされること。	6.3.3.更正（税額変更）（634-639、649、650、655） ■該当者の名前、生年月日、住所、宛名番号により検索、特定ができること。 ■申告情報（変更となった情報）の入力及び変更ができること。 ■申告情報の入力又は変更の際に、異動区分/徴収区分/異動事由/資料区分/済月期/開始月期等の登録ができること。 ■申告情報の入力又は変更の際に、資料区分に応じて、資料番号が自動で付番されること。 ■資料区分に応じて、資料番号が手動で追加、修正及び削除ができること ■申告情報の入力又は変更の際に、期割修正ができること。（充当含む。） ■申告情報の入力誤りがあった際に、異動取消ができ、履歴が保持されること。 ■自動計算された住宅借入金特別控除額の計算結果の適用する/しないを選択できること。 6.3.4.異動情報受付登録（特別徴収者）（799、800） ■年度の途中において、普徴から特徴への変更がいつでもできること。 ■異動取消をした際に、元に戻せること（併徴する前の画面に）。 6.7.3.個人／事業所課税情報参照（1009、1012） ■各月の税額/納付額/未納額/特徴人数/納期限/領収日が参照できること。 ■退職所得の最新の課税状況が参照できること。（月/人数/個人住民税/都道府県民税/調定額/納付額/差引額/領収日）	［異動処理・全般］ （37）処理対象者、課税対象年度、課税年度を指定して、徴収方法の変更ができること。	［賦課更正管理・賦課更正入力］ （171）課税年度ごとに収入・所得・所得控除の登録・修正・照会ができること ［賦課更正管理・同月複数回更正時の更正通知］ （200）月次で更正決定を行う運用で、同月期間内に複数回異動更正があった場合は、期間内の最新異動事由を更正通知に記載できること。 ※複数の異動のうち、通知が必要な異動事由を補筆するため、補筆対象者リストとして、徴収区分が変更となり複数回異動がある対象者を抽出できること。 ※補筆対象者リストは、保守の範囲であればEUCでの対応でも可 ※通知書に記載する事由はオンライン処理で修正できること ※システム標準の記載内容と運用方法を明示すること ［給与特別徴収管理・転動時の特徴事業者変更］ （216）異動事由が転動の場合は、領収済月、特徴事業者を変更する月（月割の開始月）を入力できること ［給与特別徴収管理・転動時の徴収先変更］ （217）異動事由が転動の場合は、入力された月割の開始月から転動先事業者に特徴事業者が変更されること ［給与特別徴収管理・退職時の普徴切替］ （218）異動事由が退職の場合は、領収済月、普通徴収に変更する月割の開始月を入力し、残りの税額を普通徴収へ変更して期割計算できること ［給与特別徴収管理・退職時の普徴一括徴収］ （219）異動事由が退職の場合は、残りの税額を一括徴収にもできること ［給与特別徴収管理・普徴から特徴への変更］ （221）普通徴収から特別徴収に切替する場合、普通徴収税額、普通徴収済額、徴収済期、特別徴収に変更する月割の開始月を入力し、残りの税額を特別徴収へ変更して月割計算ができること ［給与特別徴収管理・特徴から普徴への変更］ （222）特別徴収から普通徴収に切替する場合、特別徴収税額、特別徴収済額、徴収済月、普通徴収に変更する期割の開始期を入力し、残りの税額を普通徴収へ変更して期割計算ができること ［特徴台帳管理・更正賦課決定処理］ （254）一括処理で、所属する納税義務者に更正があった特徴事業者を抽出し賦課決定できること ※税額に変更がある場合は、変更通知書・納付書が出力できること ※基本的に月例処理を想定 ※事業者を指定し、日を任意に指定した賦課決定もできること （即時賦課決定） ※即時賦課決定した異動は一括処理から除外されること ［年金特別徴収管理・普徴変更等修正］ （278）年金特徴通知年月日・中止年月日・中止事由・年金特徴変更月を修正できること ［年金特別徴収管理・特徴対象外区分修正］ （279）年金特徴対象外区分の修正ができること	279:当初課税決定以降、毎年6月5日頃を目安に１期更正処理を行えること。 (注) １期更正処理で出力した納税通知書・納付書は、納税義務者に対して当初通知として発送する。 282:オンラインで検索した納税義務者について、１つの課税対象年度の賦課・期割月割内容に対して、特別徴収異動届に伴う変更及び特別徴収への切替を入力することができること。 また、入力にあっては以下の要件を全て満たすこと。 (要件) ・異動内容(転動・一括徴収・普徴切替・特徴切替)、を指定することにより、それに応じた徴収方法の変更ができること。 ・期割月割に関する期・月をを指定することにより、それに応じた税法に基づく期割月割額の変更が自動計算できること。 ・変更通知に記載する変更理由を設定できること。 ・入力日及び変更履歴が管理できること。 287:オンラインで検索した納税義務者について、１つの課税対象年度の賦課・期割月割内容に対して更正(課税取消を含む)を入力することができること。 また、入力にあっては以下の要件を全て満たすこと。 (要件) ・変更の要因となった課税資料種別を管理できること。 ・更正通知に記載する更正理由を設定できること。 ・変更後の所得税額・住民税額を計算することができること。 ・期割月割について期または月を指定することにより、税法に基づく期割月割額を計算することができること。 ・入力日及び変更履歴が管理できること。 292:配当割・株式譲渡割控除不足額の充当額の増減結 293:地方税法第３２１条の２第２項に規定する納期前延滞金を通知日時点で計算し、更正入力した者に対して送付する通知書・納付書に、当該延滞金に係る納付書を同封して発送する運用ができること。 294:合計税額の変更はせず、各普徴期別・特徴月別税額を任意の額に変更可能であること。 (注) ここでいう任意とは、変更期・月を指定した期割・月割額の再計算のほかに、特定の期・月に対して事由に設定金額を変更できることを想定。なお、年金特徴支払月割額に対しての変更は想定していない。 295:当初賦課分・随時処理分について地方税法第１４条の９に規定する法定納期限等が管理でき、滞納システムに連携できること。 296:異動届入力や更正入力における「理由」は、既定項目の選択による入力のほか、任意の文章を自由編集して入力することができること。 297:徴収区分により税額増減開始基準期（月）については、システム日付からデフォルト値の設定が可能であること。 301:新たな課税資料に基づく更正と異動届に基づく徴収方法の変更が同一更正期間内に入力できること。 302:複数の処理がされた場合、更正・異動入力処理の要因となった処理理由（更正理由）をオンライン画面で一覧表示できること。 303:複数回の変更入力があった場合でも、通知前（または決定前）であれば取り消しすることができること。 304:年金特別徴収を現在実施または今後実施予定になっているものについて、死亡・転出の異動を検知 288:異動に伴う付帯処理(被扶養専従関係の修正、未申告などの本人状態区分の修正など)は、更正入力に連動して変更することができること。 (注) 未申告状態であった納税義務者に対し、未申告解除のための別入力を行うことをせずに、更正入力のみによって未申告に該当しなくなるなどの連動性がある仕組みを有すること。 298:入力処理毎に対するメモ情報が登録できること。 300:更正入力は同一更正期間内に複数回入力できること。 309:年金保険者に送付する年金特別徴収停止通知データに必要となる情報は、データ作成前であれば変更・取消がオンライン画面から入力できること。 (注) オンラインで誤って停止依頼を入力した事例を想定	【1.4.114.配当割額・株式譲渡所得割額】 還付後に増更正がかかった際には債権額として管理できること。 納税通知書に正しく反映されるのであれば収納側での管理でも問題ない 【3.6.1.更正処理】 未申告・修正申告処理、各種調査課税処理、減免処理、特徴異動処理等に基づき、課税情報の更新を行い、更新結果を管理（登録、修正、削除）できること。	未申告者の申告、申告済み情報に対して修正申告、減免申請、調査結果等による各種異動情報に基づき、随時課税や課税額の増減額する等の課税情報を更新し、管理する機能は必須の想定です。 選定団体においては、各種異動情報ごとに分けて記載しているため、関連する要件が多くなっている認識です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
3.6.2.		更正処理に基づき、一括で税額計算（期割計算含む）ができること。	No.6_4	【更正処理】 340.現年度及び過年度修正は、増の異動、減の異動、変更なしいずれの異動もできること。 341.賦課期日現在台帳に登録がない場合、新規入力の際一目でわかるようになっていること	6.2.3.承継人登録（481、483） ■承継人での税額の按分ができること。 ■按分した情報について、収納システムへ連携されること。 6.3.3.更正（税額変更）（649-651、653、663、705、712、713） ■個人住民税額の減額又は免除の入力ができ、税額に反映されること。 ■申告情報の入力又は変更に基づき、個人住民税値が計算されること。 ■所得税上の控除額が計算及び画面上に表示され、かつ、所得税値が計算及び画面上に表示されること。 ■確申の修正申告/更正/決定があった場合、本来賦課されるべき税額が期割りできること（すでに到来している納期分まで）。 ■住宅借入金特別控除の個人住民税適用分について、入力項目を用いて自動計算ができること。 ■寄附特例（ワンストップ特例）対象者フラグが付与された該当について、寄附金税額特別控除額が自動計算され、住民税額に反映されること。 ■退職所得金額の計算ができること。 ■個人住民税額を入力することにより、都道府県民税額/調定額が自動計算されること。あわせて人数も入力できること。 ■更正の請求の場合等、マイナス入力ができること。 6.3.4.異動情報受付登録（特別徴収者）（801） ■併徴処理をする際に、給与額と控除額が併全画面において２倍にならないこと。	［期割強制修正・全般］ （161）「期割額」「月割額」は基本的に自動計算とし、必要に応じて強制修正が行える機能があること。 ［更正処理・全般］ （307）仮賦課マスタに登録されたデータは、決議処理により、賦課マスタに変更内容が反映されること。 （308）マスター括反映により、賦課マスタへ反映させた結果を、マスタ反映一覧表に出力できること。	［賦課更正管理・税額・期割変更］ （172）更正に準じて税額計算を行い、期割・月割の変更ができること ［賦課更正管理・期割納期限変更］ （183）納税義務者ごとに普通徴収の期割の納期限が変更でき、収納システムに連携できること ※返戻・公示送達による納期限変更を想定 ※収納など他システムでの実現でも可 ［賦課更正管理・税額計算～税額通知（01通知）送付まで］ （184）税額計算により年金特徴4月・6月・8月期割額が減額した納税義務者で、賦課更正や徴収変更により年金税額が増額した場合、仮徴収税額の依頼状況を元に還付ができるだけ発生しない期割額を自動的に算出できること。 ※自動的に算出できない場合は、該当となる対象者をリスト出力し、期割額の変更がオンラインで行えること ※8月の仮徴収を止めずに対応できることが望ましい ※パッケージではどのような期割となるか可能な限り詳細に記述すること ［賦課更正管理・更正変更決定一括処理］ （190）異動更正分を一括処理で賦課決定処理ができること ※税額が変更となる場合は、変更通知書・納付書が印刷されること ※既に納付がある場合は、納付済額を差引した額で納付書を作成すること ※給与特徴分は、事業所宛ての通知書を印刷すること ※年金特徴中止分は、変更通知書・納付書を印刷すること ※賦課決定処理は月例処理を想定		【3.6.2.更正処理】 更正処理に基づき、税額計算（期割計算含む）ができること。	更正処理として、課税情報の更新結果に基づき、税額計算機能は必須の想定です。 C市は所得や控除の種類ごとに税額の計算を要件化していますが、更正での税額計算は各種異動情報（所得や控除の情報が記載された申告書等の反映結果）を基に実施することは表現できており、自明であるため、詳細化は不要と判断しています。 E市は返戻、公示（5.1.）や収納システムとの連携（8.1.）、納付書出力仕様（4.1.、4.2.、4.3.）等、他の要件に包含される要素を補記した情報であるため、本要件への反映は不要と判断しております。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
3.6.3.		個別に即時の更正処理、税額計算ができること。	No.4_11	【特徴通知書差替】 300.事業所からの問い合わせ後、ｵﾝﾗｲﾝで即時異動をかけることができること。					【3.6.3.更正処理】 税額計算の対象期間が任意に設定可能なこと。	即時の賦課決定を実施するため(当日申告者に当日中に課税証明書の発行が必要な場合への対応等を想定)、個別に更正処理を実施する機能は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	
3.6.4.		課税権の無いことが判明した者の賦課を更新（税額確定）後であっても取り消すことができること。			6.3.3.更正（税額変更）（648） ■課税取消ができること。	［更正入力・全般］ （159）課税権の無いことが判明した者の賦課を取り消すことができること。 ［当初異動処理・給報合算］ （257）当初合算賦課取消により、取消を行ったデータの一覧、及び修正処理が行われていたデータの一覧を出力できること。	［賦課更正管理・課税台帳取消］ （188）課税台帳の取消ができること ※浜松に課税権がなかった場合や、同一人の複数課税が明らかになった場合等を想定 ［賦課更正管理・異動処理の取消］ （205）賦課更正に誤りがあった場合、異動処理の取消ができること ※賦課更正取消の履歴が保持されること ※更正変更送付済みであっても取消ができること		【3.6.4.更正処理】 課税権の無いことが判明した者の賦課を更新（税額確定）後であっても取り消すことができること。	税額決定後に申請情報や調査結果の誤りが発覚した場合への対応のため、賦課の取り消し処理は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	

機能名称		仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討項目（論点）
3.6.5.		*賦課保留の機能を有し、賦課保留としたものについては、調定に計上されないこと。（収納対象から除外する）*	No.4_10						【3.6.7.更正処理】 賦課保留の機能を有し、賦課保留としたものについては、調定に計上されないこと。（収納対象から除外する）	1団体のみの要件化のため、オプションでの要件化が妥当と考えます。 ただし、現行の運用について右記のとおり確認させていただきます。	＜確認事項＞ 相続人不明の場合等に対する処理として、必要となる想定ですが、賦課保留に該当する場合の登録について確認させていただきます。 ①賦課保留は管理していない（相続人なしで課税し、通知等は発送しない） ②賦課保留扱いとすることをメモ等の特記事項として記載している（相続人なしで課税し、通知等は発送しない） ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	
3.6.6.	更正（アラートチェック）	更新処理前に、異動内容のアラートチェックができること。		【更正処理】 334.エラー修正画面では、イメージを確認しエラー修正ができること。（原票を出さずに確認ができること。） 349.当初賦課時、配当割控除、株式譲渡所得割控除の入力漏れがないように、配当・株式の所得が生じている場合、エラーリストを出力できること 350.配当割控除、株式譲渡所得割控除の入力漏れがないように、配当・株式の所得が生じている場合等、課税ミスに繋がるような入力について、課税ミス防止となるよう確認メッセージを表示すること。	6.3.3.更正（税額変更）（652、688、768） ■住民税値の計算後、更新前に税法上のエラーが画面上に表示されること.（エラー条件については別紙「計算エラー一覧.xlsx」参照） ■住民税値の計算後、更新前に、課税情報の扶養人数とひも付いた被扶養者人数に相違がある場合、エラーが画面上に表示されること。 ■エラー該当者一覧表の出力及び印刷ができること。 　エラー条件：調定額と徴収額不一致		［合算後修正・更正チェックリスト］ （134）更正入力後、更正内容を確認する帳票を印刷できること ［賦課更正管理・減額更正時の期割額］ （199）賦課更正により年税額が減額になった場合は、期割計算の端数処理でも各納期の期割額が増額にならないこと。増額になる場合はオンライン処理で期割額の修正ができること。 ※期割額の修正を行なうシステムである場合は、修正ミスをチェックするために減額更正で期割額が増額となっている対象者を抽出したリストが出せること。 ※保守の範囲内であれば、EUC等の対応でも可		【3.6.9.更正（エラーチェック）】 更新処理前に、異動内容のエラーチェックができること。	更正処理前（税額確定前）に異動内容の整合性等のアラートの確認機能は必須の想定です。 業務上必須となるアラート条件について確認させていただきます。	＜確認事項＞ 更正処理前の異動内容チェックについて、業務上必須となるチェック観点を確認させていただきます。 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
3.6.7.		異動分のデータの整合チェックができること。							【3.6.10.更正（エラーチェック）】 異動分のデータの整合チェックができること。	1団体のみの要件化ですが、異動処理の結果、データ整合性に問題のある対象者を抽出するため、確認機能は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	
3.6.8.	更正日、更正事由	異動事由、異動日、還付加算金の起算日（確定申告日）を管理（登録、参照、修正、削除）できること。			6.3.4.異動情報受付登録（特別徴収者）（792、793） ■次の事項が入力できること。異動事由/異動日/指定番号/受給者番号/異動区分/済月期と開始月期 ■・異動区分については以下①～⑤が選べること。①特徴→特徴　②特徴→普徴　③特徴→一括　④普徴→特徴　⑤一括月変更　（特徴→一括処理をした後に一括処理月を変更できる）		［賦課更正管理・異動日の任意設定］ （176）異動日は任意の日付が設定できること ［賦課更正管理・減免事由更新］ （197）減免事由の入力・修正ができること ※簡単な操作で減免事由を設定できること		【3.6.11.更正日、更正事由】 異動事由、異動日、還付加算金の起算日（確定申告日）の設定も行えること。 【3.6.23.更正（徴収方法と期割）】 特徴分と普徴分の更正事由をそれぞれ別々に管理できること。 センシティブな更正事由を別管理して通知書出力することが目的であり、更正事由を複数設定でき、その事由を任意の文言で初期設定できれば、代替運用可能	更正日、更正事由は、通知内容（通知書への印字情報）や還付加算金の起算等に必要な情報となるため管理機能は必須の想定です。 ※還付加算金の計算に必要な情報は、「8.1.賦課情報等の授受」の機能にて収納側に引き継ぐよう整理しております。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
3.6.9.	更正（帳票印刷）	更正結果に基づき、各種通知書（税額変更通知書・納税通知書等）を作成できること。 通知書の発送者一覧が出力できること。	No.3_19	【特徴通知書差替】 301.ｵﾝﾗｲﾝ即時異動後、該当事業所分の特徴税額通知関係帳票が即時発行できること。 302.即時発行後、即時決裁し発送するものについては即時決裁扱いとし、次回の一括作成処理では帳票出力対象外の取り扱いができること。	6.2.3.承継人登録（467、479、493） ■反映された納税通知書が ■複数登録をした承継人に対する納税通知書が出力されること。発行されること。 ■反映した管理人情報をもとに納税通知書が発行できること。	［更正処理・全般］ （311）異動・更正の種類によって帳票の出力の有無が指定できること。 ［更正処理・普徴更正者通知書・納付書出力］ （323）指定した開始異動日から終了異動日までに異動があった普徴データの税額更正（決定）決議書と税額更正（決定）通知書及び、口座対象以外の現年度更正分一般納付書と送付簿を出力できること。	［賦課更正管理・オンライン賦課決定（更正の即時決定）］ （182）画面入力で更正入力後に賦課決定処理を行い、更新後に納税通知書（納付書も含む）、証明書の印刷ができること ※納税通知書の発付日を任意に指定できること ［賦課更正管理・更正後納付書発行］ （191）更正後の納付書を一括処理で印刷できること ※納期限を過ぎた期割分は印刷せず、納期未到来分の期割分のみ更正後の金額で印刷すること	224:賦課決定内容に基づき、特徴関連帳票を出力することができること。 （注）　【運用】 特徴納入書は賦課決定内容に基づく納入金額を記載するものとし、徴収額がある納入書要出力の事業所については、全件納入書を出力するものとする。 225:賦課決定内容に基づき、特徴関連帳票を出力することができること。 （注）　【運用】 特徴納入書について、徴収額がある納入書要出力の事業所の中で、納入書を先行発行していない事業所のみ納入書を出力し、納入書には金額を記載しない。 また、賦課決定内容及び事業所希望により納入書が不要となる事業所のうち、納入書を先行発行している事業所を検知できるようにすること。 （※通知書封入封緘時に先行発行した納入書を同封しないよう委託業者に指示するため）	【3.6.18.更正（帳票印刷）】 各種月次帳票（税額変更通知書・納税通知書等）は、画面上で指定された判定開始指定日、及び判定終了指定日の範囲で更正されたデータを抽出して作成できること。 通知書の発送者一覧が出力できること。 【3.6.19.更正（帳票印刷）】 特別徴収の税額通知を出力する際に、除外する人を個別に指定して通知へ出力されないように制御できること。 【3.6.20.更正（帳票印刷）】 死亡・出国・文字切れ等の通知確認が必要な一覧が出力できること。 【4.4.1.減免決定・不許可通知書発行】 減免申請者に対し、減免決定通知書を発行できること。 また、通知書の発送者一覧が出力できること。 更正決定通知の事由で減免決定情報を明示する対応でも可とする。 減免決定対象者をEUC抽出する対応でも可とする。 【4.4.2.減免決定・不許可通知書発行】	更正処理結果を反映し、通知書を作成する機能は必須の想定です。 I市は帳票の種類ごとに機能を要件化していますが、本要件の各種通知書に含めているため、詳細化は不要の認識です。 なお、帳票の出力内容等については、帳票要件で併せて確認する予定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか ※帳票一覧でも詳細を確認します。	
3.6.10.	更正（徴収方法と期割）	普通徴収を行っている者に対して特別徴収を追加し、併用徴収とする場合には、特別徴収 及び 普通徴収の期割計算ができること。	No.4_11						【3.6.22.更正（徴収方法と期割）】 普徴を行っている者に対して特徴を追加し、併徴とする場合には、特徴 及び 普徴の期割計算ができること。	1団体のみの要件化ですが、併用徴収の場合は普通徴収と特別徴収でそれぞれ、期別（月別）割額を計算する機能は、納期限の管理や通知書の出力のため必須の想定です（他団体においては、その他の更正に係る徴収方法の変更、期割額の変更に内包されており、明記されていないものと理解しています）。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	
3.6.11.		個人の所得や税額の変更を行わず、期割税額 及び 納期限を変更できること。	No.4_11		6.2.3.承継人登録（470） ■納期延長ができること。 6.3.3.更正（税額変更）（781、783） ■事業所及び課税年度を指定して納期の特例の該当として登録又は非該当に変更することにより該当期間の納期限が自動で変更されること。 ■各月の納期限を個別に変更ができること。	［徴収方法変更入力・全般］ （148）徴収方法の変更を伴う異動についても、期割額・月割額を自動計算する機能があること。			【3.6.25.更正（徴収方法と期割）】 個人の所得や税額の変更を行わず、期割税額 及び 納期限を変更できること。	税額の変更せず、徴収方法のみ変更する場合も発生するため、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
3.6.12.		徴収済月（または徴収済期）までの期割は変更せず、変更開始月（または変更開始期）から残りの税額を期割計算できること。また、変更開始期が確認できるように、画面に収納状況を表示できること。			6.3.3.更正（税額変更）（658） ■住民税値の計算後、更新前に年金特徴の済月が自動で設定され、かつ、手動でも変更できるようユーザーが気付くよう画面上に表示されること。	［異動処理・全般］ （52）徴収済月（期）、変更開始月（期）を任意に指定できること。 （56）普徴での徴収済期までの期割は変更せず、変更開始月から残りの普徴課税額を異動後の特徴義務者で期割ができること。 ［更正入力・全般］ （149）期割計算については、再計算を開始する期の設定を行うことにより、全て自動計算で対応ができること。 （150）減額更正時の期割計算については、再計算を開始する期の設定を行うことにより、全て自動計算で対応が行え、かつ、残りの期で調整ができない場合は、遡って期割額を自動減額する機能があること。 （151）期割計算の開始期を判断するため、各種更正入力画面で納付状況が確認できること。	［賦課更正管理・普通徴収期割変更］ （179）徴収区分が普通徴収の場合は、到来していない納期限で更正後の税額を期割できること ※自動的に徴収開始期が判定されることが望ましい ［賦課更正管理・特徴月割変更］ （180）徴収区分が特別徴収の場合は、変更開始月を任意設定でき、設定月以降から残りの税額を月割できること ［年金特別徴収管理・対象外者の普徴変更］ （275）当初賦課で年金特徴となっているが年金特徴対象外となる納税義務者は、一括処理で年金特徴を中止し、普通徴収へ変更できること。 　※年金特徴で納付される額を差し引いた残額を期割り計算できること 　※普通徴収税額決定通知書、納付書を印刷できること 　※納付書はコンビニ収納に対応すること ［年金特別徴収管理・オンライン年金特徴中止処理］ （284）画面操作で年金特徴変更月・普通徴収変更期を指定し、年金特徴中止処理を行なえること 　※年金特徴で納付される額を差し引いた残額を期割り計算できること 　※普通徴収税額決定通知書、納付書を印刷できること 　※納付書はコンビニ収納に対応すること	305:年金特徴支払月割額をもつ賦課に対して、この支払月割額を普通徴収に切り替えることができること。 （注） 仮徴収期の支払月割額について、年金保険者から徴収不可の連絡が届いた場合に、当該月から８月までの支払月割額を普通徴収に切り替え、本徴収期の支払月割額に対しては変更しない入力が可能であること。 306:税額変更により年金特徴を停止する場合、普通徴収切替と課税内容の変更を１回の入力によって行うことができること。 また、年金特徴者に対する税額変更を伴わない課税内容の変更は、年金特徴を停止せずに行うことができること。	【3.6.26.更正（徴収方法と期割）】 徴収済月（または徴収済期）までの期割は変更せず、変更開始月（または変更開始期）から残りの税額を期割計算できること。また、変更開始期が確認できるように、画面に収納状況を表示できること。	更正処理後から期割額への反映とするために必須の想定です。 E市では、特別徴収、普通徴収、年金特別徴収別に徴収方法が変更となった場合の対応を要件化していますが、必要な機能としては、徴収方法の変更と変更までの徴収状況を踏まえた期割（月別）の変更を実施する機能であり、本要件の記載に含まれる内容と理解しています。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
3.6.13.		退職等により徴収方法に変更があった場合には特別徴収から普通徴収へデータの変換ができること。		【特徴者異動届処理】 329.特別徴収から普通徴収への異動（退職）で、退職後の月分を退職時に一括徴収して納入するする場合は、徴収済み月と、一括徴収した額を納入する月の入力により、一括徴収した額の計算ができること。また、この入力後は普通徴収対象者に切り替わること。 330.特別徴収から普通徴収への異動（退職）で、退職後の月分を普通徴収に切り替える場合の入力は、異動の年月日、異動前事業所での徴収済み月、普通徴収開始期、異動の事由など必要最小限で可能なこと。また、年税額から納入済み額を引いた額のみを普通徴収に切替え、地方税法に準じた期割計算ができること。 331.年金特徴と給与特徴の対象者が退職する場合、給与からの特別徴収税額として決定した額の未徴収額のみを普通徴収に切替ること。年金からの特別徴収額には影響を及ぼさないこと。	6.2.3.承継人登録（477） ■相代人が見つかった場合には、普徴へ期割修正が可能なこと。	［徴収方法変更入力・全般］ （147）就職や退職に伴う事業所の変更や徴収方法の変更について、簡単な操作で異動ができること。			【3.6.27.更正（徴収方法と期割）】 退職等により徴収方法に変更があった場合には特徴から普徴へデータの変換ができること。	徴収方法を変更した場合に対応が必要なため、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
3.6.14.		普通徴収もしくは特別徴収者を、併用徴収者とすることができること。各税額を任意に設定することができること。			6.3.3.更正（税額変更）（657） ■申告書の二表で併徴希望の場合、該当者を選択した際に、ユーザーが併徴希望であることに気付くことができること。	［更正入力・全般］ （156）普徴もしくは特徴者を、併徴者とすることができること。			【3.6.28.更正（徴収方法と期割）】 普徴もしくは特徴者を、併徴者とすることができること。各税額を任意に設定することができること。	納税義務者の併用徴収希望等により、徴収方法を変更した場合に対応が必要なため、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	
3.6.15.		併用徴収者を、普通徴収もしくは特別徴収のみの課税に変更することができること。				［更正入力・全般］ （157）併徴者を、普徴もしくは特徴のみの課税に変更することができること。			【3.6.29.更正（徴収方法と期割）】 併徴者を、普徴もしくは特徴のみの課税に変更することができること。	併用徴収者の給与特徴が困難になった場合等で、徴収方法を変更した場合に対応が必要なため、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	
3.6.16.		併用徴収であれば、普通徴収期割に普通徴収の変更開始期から特別徴収課税額の残額を追加した期割税額に変更できること。							【3.6.30.更正（徴収方法と期割）】 併徴であれば、普徴期割に普徴の変更開始期から特徴課税額の残額を追加した期割税額に変更できること。	1団体のみの要件化ですが、徴収方法を変更した場合に対応が必要なため、必須の想定です（他団体においては、その他の更正に係る徴収方法の変更、期割額の変更に内包されており、明記されていないものと理解しています）。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	
3.6.17.		普通徴収での徴収済期までの期割は変更せず、変更開始月から残りの普通徴収課税額を異動後の特別徴収義務者で期割計算ができること。							【3.6.31.更正（徴収方法と期割）】 普徴での徴収済期までの期割は変更せず、変更開始月から残りの普徴課税額を異動後の特徴義務者で期割計算ができること。	1団体のみの要件化ですが、徴収方法を変更した場合に対応が必要なため、必須の想定です（他団体においては、その他の更正に係る徴収方法の変更、期割額の変更に内包されており、明記されていないものと理解しています）。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	

機能名称		仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点）	検討項目（論点）
3.6.18.	更正（異動と期割）	異動元の特別徴収義務者での徴収済月までの期割は変更せず、変更開始月から残りの特別徴収課税額を異動後の特別徴収義務者において期割計算ができること。	No.5_3.5.9			【更正入力・全般】 （152）随時期更正または法年度随時期の更正を行う場合、納期限の自動設定ができ、自動設定された納期限は必要に応じて変更できること。			【3.6.33.更正（異動と期割）】 異動元の特徴義務者での徴収済月までの期割は変更せず、変更開始月から残りの特徴課税額を異動後の特徴義務者において期割計算ができること。	退職後の再就職等に対応するために必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	
3.6.19.		異動元の特別徴収義務者（年金特別徴収含む）での徴収済月までの期割は変更せず、変更開始月から残りの特別徴収課税額を普通徴収において期割計算ができること。	No.4_11			【更正入力・全般】 （152）随時期更正または過年度随時期の更正を行う場合、納期限の自動設定ができ、自動設定された納期限は必要に応じて変更できること。 【年金特別徴収・徴収方法変更処理（編集）】 （352）年金受給者管理情報をもとに、徴収方法変更に伴う個人課税及び調定収納の更新用ファイルを作成できること。年金特徴済月は本徴収月（８月、１０月、１２月、２月）のみ設定可能とする。 【年金特別徴収・徴収方法変更処理（更新）】 （353）個人課税情報、個人課税（履歴）情報を更新し、調定収納情報更新用ファイルを作成できること。	【賦課更正管理・年金特徴中止処理】 （185）賦課更正により年金特徴額を変更する場合、自動的に中止可能月以降の年金特徴期割額が普通徴収に変更できること	305:年金特徴支払月割額をもつ賦課に対して、この支払月割額を普通徴収に切り替えることができること。 (注) 仮徴収期の支払月割額について、年金保険者から徴収不可の連絡が届いた場合に、当該月から８月までの支払月割額を普通徴収に切り替え、本徴収期の支払月割額に対しては変更しない入力が可能であること。	【3.6.34.更正（異動と期割）】 異動元の特徴義務者（年金特徴含む）での徴収済月までの期割は変更せず、変更開始月から残りの特徴課税額を普徴において期割計算ができること。	退職や年金特別徴収停止処理結果に基づき、普通徴収を開始する場合に必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
3.6.20.		一括徴収処理として任意の月を指定すると、翌月以降の徴収額を設定した月に寄せられること。	No.4_11						【3.6.35.更正（異動と期割）】 一括徴収処理として任意の月を指定すると、翌月以降の徴収額を設定した月に寄せられること。	1団体のみの要件化ですが、退職等による一括徴収に対応するために必須の想定です（他団体においては、その他の更正に係る徴収方法の変更、期割額の変更に内包されており、明記されていないものと理解しています）。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
3.6.21.		徴収済月（期）、変更開始月（期）を任意に指定できること。			6.3.4.異動情報受付登録（特別徴収者）（794） ■済月期/開始月期の修正ができること。	【更正入力・全般】 （152）随時期更正または過年度随時期の更正を行う場合、納期限の自動設定ができ、自動設定された納期限は必要に応じて変更できること。	【賦課更正管理・自動納期限設定】 （189）準創に市のスケジュールを設定し、更正時に自動で調定日・納期限が設定されること		【3.6.36.更正（異動と期割）】 徴収済月（期）、変更開始月（期）を任意に指定できること。	異動届出書の記載に基づいた賦課処理を実施するために必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認	
3.6.22.	更正（例月）	今回月次処理の対象となっている者のうち、死亡者の一覧を作成することができること。 死亡者には相続人代表者（納税承継人）の設定有無を管理できること。			6.2.3.承継人登録（455-463，465，466，474，475） ■死亡した該当者の抽出ができること。 ■抽出要件が設定できること。（対象者） ■抽出要件が設定できること。（住基異動日） ■抽出要件が設定できること。（住民税異動日） ■抽出要件が設定できること。（賦課年度） ■抽出要件が設定できること。（徴収区分） ■抽出要件が設定できること。（年税額の有無） ■抽出要件が設定できること。（年金特徴該当の有無） ■抽出要件が設定できること。（抽出期間等） ■相続人代表者の登録ができること。 ■税使の死亡に相代人情報が反映されること。 ■相代人が見つかるまで、保留中のフラグが付与できること。 ■付与したフラグ情報について、督促状等発行されないよう、収納管理システムへ連携されること。	[当初異動処理・死亡者確認リスト出力] （268）世帯調査異情報に登録され、かつ１月１日以前に死亡しているデータを、死亡者確認リストに出力できること。 【更正処理・全般】 （314）今回月次処理の対象となっている者のうち、死亡者の一覧を作成することができること。	【賦課更正管理・死亡者リスト】 （194）納税通知書発送該当者のうち、死亡者リストを出力できること。 ※当初及び月例賦課更正の両方で必要 ※死亡者宛て納税通知書を送付できないため、相続代表者に送付先を変更する作業に使用 ※EUCでの該当データ出力でも可		【3.6.37.更正（例月）】 今回月次処理の対象となっている者のうち、死亡者の一覧を作成することができること。 死亡者には相続人代表者（納税承継人）の設定有無を管理できること。	相続人代表者の指定がない納税義務者に対して、届け出の勧奨等の業務を実施するために必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
3.6.23.	更正時の参考データ照会	*前年度との比較が容易にできること。*							【3.6.39.更正時の参考データ照会】 前年度との比較が容易にできること（過去複数年度を一つの画面内で表示させる等）。	更正時の参考情報として、前年度情報の参照が可能であれば有用性は高い認識であり、オプションとしての要件化が妥当と考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	
3.6.24.		*収納情報との比較が容易にできること。*							【3.6.40.更正時の参考データ照会】 収納情報との比較が容易にできること。	収納状況を参照し、期割額等の処理結果を確認をする場合など有用な機能であるため、オプションとしての要件化が妥当と考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	
3.6.25.	生活保護	１月１日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者について、自動的に非課税とすることができること。		【他部門情報収集】 38.納税通知書発送前までの生活保護の適用者はオンラインで情報が管理でき、内容の修正、納税通知書の再発行ができること。 【賦課資料決定】 237.生活保護対象者について、自動的に非課税状態へ更新ができること。 【非課税判定】 428.生活保護法の規定により厚労大臣が定める保護の基準における地域の級地区分ごとに非課税判定できること。	6.1.1.個人／事業者基本情報作成（16） ■生活保護フラグが付与された該当者については課税計算時に非課税者に判定されること。				【3.6.41.生活保護】 １月１日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者について、自動的に非課税とすることができること。	1月1日時点の生活保護対象者を非課税とすることは必須の想定です。 自動判定することで、正確な賦課業務を実現することができるため、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
3.6.26.		上記対象者について、個別に追加・取消ができること。							【3.6.42.生活保護】 上記対象者について、任意の時期に追加・取消ができること。	1団体のみの要件化ですが、個別に生活保護情報の更新をするために必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	
3.6.27.		追加・取消を行ったものについて、非課税に変更、非課税の取消ができること。		【賦課資料決定】 238.年度途中の生扶異動（非対象→対象→非対象）の対応ができること。また、対象者である旨のフラグ及び期間が入力できること。					【3.6.43.生活保護】 追加・取消を行ったものについて、非課税に変更、非課税の取消ができること。	個別に対応した生活保護情報の更新の結果を反映するために必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	
3.7. その他更正処理												
3.7.1.	過年度更正	過去10年分の更正（現年含む）ができること。 過年度の該当賦課情報を引継いで、更正を行うことができること（課税年度と調定年度を管理すること）。		【更正処理】 338.過去７年間の課税計算がシステムでできること。	6.1.3.申告受付登(84) ■前年以前の課税状況を１０年分確認ができること。 6.3.4.異動情報受付登録（特別徴収者）（798） ■過年度の入力ができこと　。（開始期の調定年度が選択できること） 6.7.3.個人／事業所課税情報参照（964） ■賦課年度が表示され、賦課年度を変更して、過年度の課税情報も参照できること。 6.7.3.個人／事業所課税情報参照（1007） ■賦課年度が表示され、賦課年度を変更して、過年度の課税情報も参照できること。	【更正処理・全般】 （140）過去５年間の課税計算に対応できること。 【更正処理・過年度更正】 （316）過年度課税額が出た場合、納期限を任意に設定できること。	【年金特徴仮賦課情報管理・年金特徴仮賦課情報表示】 （290）課税年度ごとに修正・照会ができること	290:過年度課税の更正入力は７年前の課税年度(例：R24.6月更正で平成17年度課税分)が更正入力でき、調定年度を併せて管理できること。	【3.7.1.過年度更正】 過去10年分の更正（現年含む）ができること。 過年度の該当賦課情報を引継いで、更正を行うことができること（課税年度と調定年度を管理すること）。	過年度の更正は、通常発生する業務であるため、必須の想定です。 『社は更正の対象を詳述していますが、自明な内容であるため記載は不要と判断しています。 ※課税台帳の出力については帳票要件で検討する想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか ※帳票一覧でも詳細を確認します。	

項番	機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討項目（論点）
3.7.2.		過年度更正が、増額・減額（税額が変わらないものも含む）の別や、過去の異動・更正履歴にかかわらず、入力時期及び回数の制限無く行えること。				［更正入力・全般］ （158）更正・異動の入力回数に制限がないこと。 ［更正処理・過年度更正］ （315）過年度更正が、増額・減額（税額が変わらないものも含む）の別や、過去の異動・更正履歴にかかわらず、入力時期及び回数の制限無く行えること。また、特段の設定変更をする必要が無いこと。			【3.7.2.過年度更正】 過年度更正が、増額・減額（税額が変わらないものも含む）の別や、過去の異動・更正履歴にかかわらず、入力時期及び回数の制限無く行えること。	過年度更正について、更正可能な期間においては、回数制限なく入力できることは必須の想定です。 T社は更正の対象を詳述していますが、自明な内容であるため記載は不要と判断しています。 ※課税台帳の出力については帳票要件で検討する想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか ※帳票一覧でも詳細を確認します。	
3.7.3.		過年度更正において特別徴収の税額が増加になった場合、増額分を自動で普通徴収の随期徴収とすることができること。				［更正処理・過年度更正］ （317）過年度更正において特徴の税額が増加になった場合には増額分を普徴の随期徴収とすることができること。	［賦課更正管理・過年度更正の随時期徴収］ （187）過年度分の賦課更正により税額が増加した場合は、増額分を現年度普通徴収の随時期徴収とすること		【3.7.3.過年度更正】 過年度更正において特徴の税額が増加になった場合、増額分を自動で普徴の随期徴収とすることができること。 また、複数の随期種別について随期期割額等が管理できること。	過年度の増額更正に対応するために必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	
3.7.4.		過年度減額を行う場合、現年度調定減、過年度調定減、滞納繰越調定減のいずれ（重複する場合もあり）になるかを自動で判断し、収納の調定額や各種帳票に適切に反映できること。		【更正処理】 339.過年度の納税通知書がクライアントでも作成できること。 351.過年度の税額減の異動が行える場合は、過去の任意の基準日時点の調定表作成ができること。 352.過年度更正入力時、滞納繰越額に変更が表示される場合、金額等が表示されること。		［更正処理・過年度更正］ （318）過年度減額を行う場合、課税履歴を確認し適切に減額できること。 （319）過年度減額を行う場合、現年度調定減、過年度調定減、滞納繰越調定減のいずれ（重複する場合もあり）になるかを判断し、収納の調定額や各種帳票に適切に反映できること。			【3.7.5.過年度更正】 過年度減額を行う場合、現年度調定減、過年度調定減、滞納繰越調定減のいずれ（重複する場合もあり）になるかを自動で判断し、収納の調定額や各種帳票に適切に反映できること。	過年度分の減更正を正確に実施するために必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	
3.7.5.	職権修正	課税内容について、職権による強制修正ができること。		【更正処理】 354.市からの移行データがない年度の異動などを行うときに、強制的に課税額（元の課税済み額を差し引くことができる）の変更が行なえること。 355.強制的に賦課数字（金額）を入力できること。（減免入力に対応できること。） 【異動、その他】 361.異動をかけた履歴を残すことができること。また、間違った操作を行なった場合は元に戻すことができること。 362.異動操作中の個人番号（宛名情報）に対し、同時に別のＰＣで異動処理を試みた場合は、排他制御で現在異動操作中であることが確認できること。	6.3.3.更正（税額変更）（642-647） ■更正履歴を残さずに一部の情報を修正できること（異動事由）。 ■更正履歴を残さずに一部の情報を修正できること（異動日）。 ■更正履歴を残さずに一部の情報を修正できること（青色・白色申告）。 ■更正履歴を残さずに一部の情報を修正できること（青色・白色専従者）。 ■更正履歴を残さずに一部の情報を修正できること（所得税値）。 ■更正履歴を残さずに一部の情報を修正できること（住控の居住年月日等）。	［更正発行・全般］ （163）操作者の誤りにより作成された履歴については、履歴としての管理を行い、決議書・通知書などの変更前情報には印字されないための機能があること。また、再発行を行っても同じ結果が得られること。	［賦課更正管理・賦課強制修正］ （206）課税資料データへの関連を無視し、課税台帳の収入・所得・所得控除・税額・期割額・納税通知書番号を強制修正できる機能があること ※修正結果は納税通知書出力処理、収納システムへの連携、調定表へ反　　映できること ※全ての徴収方法（給与特別徴収・普通徴収・年金特徴）で強制修正が可能であること	284:特徴異動届による入力で徴収済月等の誤った状態で入力したものを取り消す(異動入力がなかったことにする)ことができること。	【1.1.2.基本情報管理】 操作ミス等により誤って登録した内容を、履歴を残さず削除できること（職権消除）。 SE対応を可とする 【3.7.6.職権修正】 課税内容について、職権による強制修正ができること。 SE対応可とする。	操作誤り、誤入力を想定した機能と認識しています。 職権修正については、右記の履歴管理の考え方について確認させていただきます。	<確認事項> 誤入力等に対応するための職権修正を実施した場合の履歴の考え方について確認させていただきます。 ①異動履歴（異動履歴画面でシステムユーザーが確認可能な情報を想定）は残さないが、操作履歴（操作ログとしてシステム管理者が確認可能な情報）は残す。 ②異動履歴、操作履歴共に不要（業務上利用する想定がないだけで、システム的に保持していても問題ない）。 ③異動履歴、操作履歴共に残さない（SEによるデータ修正対応に相当） ④異動履歴、操作履歴共に残す。 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
3.7.6.		個人の課税台帳ごとに課税内容の強制入力(自動計算によらない直接入力)ができ、チェックをかけてアラートを表示させることができること。			6.3.3.更正（税額変更）（640） ■均等割の強制課税ができること。				【3.7.7.職権修正】 個人の課税台帳ごとに課税内容の強制入力(自動計算によらない直接入力)ができ、エラーチェツクをかけてエラーを表示させることができること。 SE対応可とする。	税額については、課税資料、個人の基本情報等を基に算出すべき情報であるため、原則は個別修正を不可とする認識です。	<検討事項> 税額の職権修正を許容するかを確認させていただきます。 ①課税内容の職権修正は不可 ②課税内容も含め全て修正可能	
3.7.7.		すべての徴収区分における期割税額を強制入力(直接入力)することができ、チェックをかけてアラートを表示させることができること。							【3.7.8.職権修正】 すべての徴収区分における期割税額を強制入力(直接入力)することができ、エラーチェツクをかけてエラーを表示させることができること。	同上	同上	
4.　交付												
4.1.　特別徴収税額通知発行												
4.1.1.	特別徴収税額決定・変更通知書発行	当初処理、更正処理の結果に基づいた、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者・納税義務者用）（当初、例月）を発行できること。データで一括出力も可能なこと。 通知書の発送者一覧が出力できること。	No.3_10 No.4_18	【特徴通知書発送】 262.当初バッチ処理で、特徴税額通知作成ができること。 263.特徴税額通知の特徴義務者の出力順を細かくパラメータ設定できること。 264.特徴税額通知の特徴義務者の出力項目を細かくパラメータ設定できること。 268.ｵﾝﾗｲﾝ入力後に、特徴税額通知作成ができること。 異動をかけなくてもｵﾝﾗｲﾝで再発行ができること。	6.2.4.当初通知書交付（519、521、523、525、546、548、550-553） ■⑤当初用の税額通知書（特徴義務者用）印刷用の大量帳票印刷用ファイルが出力できること ■⑥当初用の税額通知書（納税義務者用）印刷用の大量帳票印刷用ファイルが出力できること ■⑤、⑥の印刷用ファイルの中に、支援措置対象者がいればその一覧データを出力できること ■⑬税額通知書（特徴義務者用）が印刷できること ■⑭税額通知書（納税義務者用）が印刷できること ■⑬、⑭については、個人、事業所ごとに印刷可能なこと。 ■特徴納入書に金額を印字する/しないを選択できること。 ■事業所ごとに特徴納入書の金額を印字する/しないを選択できること。 ■納期の特例事業所の税額通知書に「納期の特例」と印字されること。 6.3.5.更正通知書交付（813、815、817、819、820、821、823、825、826、828、834） ■⑤指定した期間内に税額変更や徴収方法変更等が発生した者を、交付対象者として抽出し、税額通知書（特徴義務者用）印刷用の大量帳票印刷用ファイルが出力できること ■⑥指定した期間内に税額変更や徴収方法変更等が発生した者を、交付対象者として抽出し、税額通知書（納税義務者用）印刷用の大量帳票印刷用ファイルが出力できること ■⑤、⑥の印刷用ファイルの中に、支援措置対象者がいればその一覧データを出力できること ■支援措置対象者については、仮の住所を入力することができる。 ■⑤、⑥のデータの住所については、入力した仮の住所が記載されること。 ■⑦指定した期間内に税額変更や徴収方法変更等が発生した者を、交付対象者として抽出し、税額変更通知書（変更前後の明細）印刷用の大量帳票印刷用ファイルが出力できること ■税額変更通知書（変更前後の明細）の印刷ができること。 ■異動事由の表示/非表示が選択できること。 ■納税通知書、税額変更通知書、納付書について収納システムと連携し、収納済の期別については、収納済みであることが分かるように記載されること。 ■異動履歴を選択し選択した履歴時点の通知書を発行できること。 ■非課税者かつ、控除不足還付がある対象者については、その旨が記載された通知印刷用の大量帳票印刷用ファイルが出力できること 6.7.3.個人／事業所課税情報参照（1020、1022） ■税額通知書が印刷できること。 ■印刷時に抽出期間が選択できること。	［納期特例・全般］ （34）個人用の税額通知書は、納期特例前の本来の月割額で作成できること。 ［当初課税処理・全般］ （133）総務省指定様式の特徴税額通知書が出力できること。 （134）特別徴収の税額通知書（納税義務者用）及び納付書が出力できること。 ［更正発行・全般］ （162）入力した異動者分については、即時で「決議書」や「通知書」の出力が行え、「納付書」や「証明書」の出力もできること。 ［当初課税処理・特徴印刷前準備処理］ （287）特別徴収印刷に必要なデータを抽出し、作業用ファイルを出力できること。 ［当初課税処理・特別徴収印刷］ （288）当初の特徴通知書類を印刷できること。 ［当初課税処理・特徴通知データ作成］ （289）特徴事業所へ渡す税額通知データを総務省指定レイアウトで出力できること。 ［当初課税処理・特徴後追準備処理］ （291）特徴後追いに必要なデータを抽出し、作業用ファイルを出力できること。 ［当初課税処理・特徴後追（税額決定通知書）］ （292）税額決定通知書を用いて特徴後追い処理を行えること。 ［更正処理・全般］ （309）各種月次帳票（税額変更通知書・納税通知書等）は、画面上で指定された判定開始指定日、及び判定終了指定日の範囲で更正されたデータを抽出して作成できること。 ［更正処理・特徴異動準備処理］ （320）特徴異動前処理を行ってから実行する。特徴異動に必要なデータを抽出し、ファイルを出力できること。 ［更正処理・特徴異動］ （321）異動分の特徴通知書類を印刷できること。 ［更正処理・特徴異動後処理］ （322）特徴異動までの処理が全て完了時に実行する。事業所調定情報に指定した通知書発行日を更新できること。	［当初特徴通知書等作成・特徴税額決定通知書作成］ （156）一括で特別徴収税額決定通知書（納税義務者用・特別徴収義務者用）、特別徴収納入書を印刷できること ※特別徴収税額決定通知書は総務省様式に対応していること ［当初特徴通知書等作成・特別徴収税額決定通知書外部印刷データ作成］ （157）特別徴収税額決定通知書を外部プリンタで印刷するために、印刷データをPDF等の汎用的な形式で出力できること ［当初特徴通知書等作成・特別徴収義務者指定通知書外部印刷データ作成］ （158）特別徴収義務者指定通知書を外部プリンタで印刷するために、印刷データをPDF等の汎用的な形式で出力できること ［特徴台帳管理・特別徴収義務者指定通知書作成（一括）］ （253）一括で特別徴収義務者指定通知書を印刷できること ［特徴個人明細・即時更正］ （256）特徴対象者を即時決定で更正した場合、特徴事業者向けの決定（変更）通知書は他の即決でない更正を含み出力できること。 ※対応できない場合は、即時決定対象者のみを反映した事業者向けの決定（変更）通知を出力するでも可	212:合算・徴収方法決定後の各納税義務者の賦課内容から給与特別徴収対象者を事業所単位で集計し、徴収予定額がある事業所について、金額を記載しない特徴納入書を出力できること。 (注) 市において、特別徴収当初通知の封入封緘作業を外部委託しており、納入書の金額を未記載とすることで納入書を先行発行し、委託期間における負荷分散を図る運用を行っている。 213:受給者番号欄記載内容確認のため、任意に指定した事業所で特別徴収実施予定となっている納税義務者の情報を抽出し、データ出力できること。 (注) 例えば、電子で給報を提出する事業所で他市から給報が紙回送されてきた場合、パンチ委託にて受給者番号欄をデータ化するが、ブランク(空白)の桁数が分からないため、受給者番号の記載仕様が電子給報のものとは異なってしまう事例があるため。 214:合算処理後の課税情報が特別徴収の者について、事業所ごとに、指定した順番で、特徴個人番号が付番できること。 215:特別徴収通知帳票における特徴個人番号の付番順や個人の並び替え順について、事業所ごとに指定した順番をオンライン入力により登録でき、当初特徴通知作成処理に活用できること。 (例) ・個人番号付番(受給者番号順、氏名五十音順、給報提出順) ・特徴義務者用通知書上の個人の並び順(個人番号順、受給者番号順) ・納税義務者用通知書の出力順(個人番号順、受給者番号順) 222:事業所ごとに納期特例情報、納入書出力可否を管理し、オンラインで入力・変更できること。 223:特別徴収通知帳票の送付先を設定できること。 また、法人事業所の名称に続けて印字する部課名等を設定できること。 (注) 送付先は総括表発送事務における送付先と同一でも可とする。 226:納税義務者用の特徴税額通知書はドライシーラー等の特殊用紙に印字できること。 (注) 法で定められた様式と印字項目と帳票に対する項目配置位置はほぼ同等であるが、帳票１枚に記載する人数は２人(法定様式では３名)となる想定 227:特定の事業所について、対象者の記載・出力順を以下の順番で出力できること。 特徴義務者用…受給者番号欄の11桁目以降の昇順 納税義務者用…受給者番号欄の1桁目の昇順 (注) 大規模事業所において、受給者番号の1～10桁目に所属情報を記載し、11桁目以降に従業員番号を記載することにより所属順、従業員順の両方の並び順を実現している。 228:特徴税額通知書、特徴納入書、税額決定通知書(納税義務者用)の３点を郵便発送の重量区分ごとにグループ化して出力できること。 また、当該グループは納入書の有無や納期特例事業所の該当等により通知書送付人数によって重量区分を決定できる仕組みとし、かつ毎年度ごとにその人数範囲は変更できること。 229:特徴関係帳票に対し、手作業による補記や目視確認が必要となる事例についての内容を記載した一覧表作成またはデータを出力できること。 (例) 宛先住所や名称が一部欠落(いわゆる尻切れ)や個人の住所・氏名がデータ不備により印字されないなどを想	【1.1.17.事業所情報管理】 特徴対象者の特徴通知の並び順について、以下選択できること ①給報の並び順 ②受給者番号順 【4.1.1.特徴税額決定・変更通知書発行】 任意で事業所または個人を指定し、特徴税額決定・変更通知書（特徴義務者・納税義務者用）（当初、例月）を発行できること。 通知書の発送者一覧が出力できること。	当初処理、更正処理の結果に基づいた各種通知書の発行は必須の想定です。 データ出力については、印刷委託等の運用により必要になる認識です（自庁内で印刷する場合は必須ではない）。 C,D,E,H市は当初課税分と更正処理分をそれぞれ要件化している、帳票の詳細仕様を要件化している、通知書作成にかかる確認用リストを要件化していることにより、関連機能が多くなっている認識です。 帳票詳細仕様の確認及び通知書作成にかかるリストについては、帳票要件で必要な帳票、印字項目等の詳細を検討する予定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか ※帳票一覧でも詳細を確認します。	

機能名称			仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点）	検討項目（論点）
	4.1.2.	特別徴収納入書発行	任意で事業所を指定し、総務省指定様式の特別徴収納入書（紙、データ）を発行できること。	No.3_10		6.2.4. 当初通知書交付（519、542、544） ■④当初用の特徴納入書印刷用の大量帳票印刷用ファイルが出力できること ■⑤特徴納入書が印刷できること ■特徴納入書については、コンビニ納付、ペイジー、電子納付に対応可能こと。 6.3.5. 更正通知書交付（811） ■④指定した期間内に税額変更や徴収方法変更等が発生した者を、交付対象者として抽出し、特徴納入書印刷用の大量帳票印刷用ファイルが出力できること 6.7.3. 個人／事業所課税情報参照（1018） ■納入書が印刷できること。		【特徴台帳管理・特徴納入書出力】 （252）特別徴収納入書の印刷ができること ※出力したい月、発付年月日を指定できること	216:各納税義務者のうち、給与特別徴収対象者を事業所単位で集計し、月別の徴収人数と徴収額を算出して結果を一括登録すること。 登録した内容はオンライン画面で確認することができること。 217:特別徴収実施事業所について、当初通知における非課税者を含めた特徴通知人数を管理できること。 また、この通知人数をオンライン画面で確認することができること。 （注） 各月の徴収人数ではなく、何人分通知したかを対象者一覧画面で見ることなく確認できること。 ※非課税者などの徴収税額０円の者についても、税額決定通知を送付している前提 218:特別徴収実施事業所に通知した全ての者についての特徴個人番号、対象者氏名、月別徴収額をオンライン画面上で一覧表示することができること。 219:オンライン画面上で表示する特徴実施事業所通知対象者一覧は、条件項（受給者番号順、カナ氏名順、特徴個人番号順）に並び変えができること。 206:任意に指定した事業所(新たに宛名番号を採番して新規作成した事業所を含む)について、任意の月・金額を記載した特徴納入書をオンラインで出力することができること。 （注） 次回の定期処理による納入書発送では納入期限を越えてしまう場合、その月だけの納入書を先行して発送する事務を想定。	【4.1.4. 特徴納入書発行】 任意で事業所を指定し、総務省指定様式の特徴納入書を発行できること。	特別徴収義務者に対して、納入書を発行する機能は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
	4.1.3.		納付書の送付を不要とする事業所については、設定により出力しないようにできること。	No.3_10			【当初課税前処理・全般】 （233）納付書の送付を不要とする事業所については、設定により出力しないようにできること。			【4.1.5. 特徴納入書発行】 納付書の送付を不要とする事業所については、設定により出力しないようにできること。	納入書を不要とする事業者に対して、発行しない機能はコストの観点から必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	
	4.1.4.		前年度の納入書不要事業所の情報を引き継ぐことができること。	No.3_10			【当初課税前処理・全般】 （234）前年度の納入書不要事業所の情報を引き継ぐことができること。			【4.1.6. 特徴納入書発行】 前年度の納入書不要事業所の情報を引き継ぐことができること。	納入書の要否は、事業所の届け出により判断となるため、事業所からの変更依頼がなければ原則は前年度のままとする認識です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	
	4.1.5.	電子データ通知作成（光ディスク等用）	磁気媒体用の特別徴収税額通知電子データが作成できること。	No.3_10	【特徴通知書発送】 265.総務省指定様式での特徴税額通知データ（FD、MO、CD）の作成ができること。	6.2.4. 当初通知書交付（527） ■⑦光ディスク書込み用の、税額通知書（特徴義務者用）データが出力できること。	【当初課税処理・全般】 （132）特徴の事業所に対しては、磁気媒体による税額の通知ができること。	【当初特徴通知書等作成・磁気媒体提出事業所用税額通知】 （160）給報情報を媒体で提出している事業所用の税額通知データの作成ができること	232:電子媒体で給与支払報告を行った事業所に対し、総務省通達の光ディスク等の媒体に対応した税額決定通知データが作成できること。 234:電子媒体用の税額決定通知データを電子媒体に格納する作業において、１回のオペレーションによって複数の税額決定通知データを異なる電子媒体に連続して格納することができること。 （例） 50を超える事業所数を管理しているため、「指定番号○○株△△会社のデータを格納します。FDを入れて下さい」などのメッセージを表示した後データを媒体に書き込み、完了後は自動的に次の事業所の作業に入るという流れを想定。	【4.1.8. 電子データ通知作成（磁気媒体用）】 磁気媒体用の特徴税額通知電子データが作成できること。	光ディスク等での給報提出、税額通知を実施している団体で、データ作成機能がない場合は、電子データを個別に作成する必要があり、団体規模によっては現実的な運用ではないと考えます。 また、光ディスク等のデータ仕様は共通であり、全国で同様機能の実装が可能と考えられるため、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
	4.1.6.	電子データ通知作成（eLTAX連携用）	eLTAX連携用の特別徴収税額通知電子データが作成できること。	No.3_10	【特徴通知書発送】 266.LGWANを利用した特徴税額通知データを作成できること。 267.LGWANを利用した特徴税額通知データのデータ連携ができること。	6.2.4. 当初通知書交付（529、533、545） ■⑤eLTAX送信用の、税額通知書（特徴義務者用）データが出力できること。 ■⑥については、電子署名あり、なしが選択できること。 ■eLTAXを利用した納付が対応可能なこと		【当初特徴通知書等作成・eLTAX給報提出業所用税額通知】 （161）eLTAX給与支払報告書提出事業所用の税額通知データが作成できること ※総務省通達形式に対応すること	231:eLTAXで給与支払報告を行った事業所に対する税額決定通知データを作成できること。また、そのファイルはeLTAXシステムにデータ格納できる形式であること。 233:電子媒体またはeLTAXで給与支払報告を行った事業所に対し、税額通知データを作成する際、住民登録上の片字について予め指定した通常字体文字（JIS第１・第２水準）に置き換えることができること。	【4.1.9. 電子データ通知作成（eLTAX連携用）】 eLTAX連携用の特徴税額通知電子データが作成できること。	eLTAX経由の電子データの作成機能がない場合は、登録情報を確認しながら個別に作成する必要があり、団体規模によっては現実的な運用ではないと考えます。 また、eLTAXとの連携仕様は共通であり、全国で同様機能の実装が可能と考えられるため、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
4.2. 普通徴収納税通知発行													

機能名称		仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討項目（論点）
4.2.1.	普通徴収納税通知書等発行	当初処理、更正処理の結果に基づいた、普通徴収納税（決定・変更）通知書（当初、例月）を発行できること（現年度分及び過年度分）。*データで一括出力も可能なこと。* 通知書の発送者一覧が出力できること。	No.3_15 No.4_18	【普徴通知書発送】 277.普徴納税通知作成ができること。 278.納付書納入の場合、一人目の納税通知書の直後に、同一の人の納付書が印字されるように変更が出来ること。また、不要な納付書は、抜取りができること。 279.出力した人の一覧がCSVで出力できること。 280.普徴納税通知作成ができること。 異動をかけなくてもｵﾝﾗｲﾝで再発行ができること。 281.給与特徴者について、課税の翌年度以降に賦課異動を行い、還付となった場合に、普徴の納税通知書を出力できること。 282.納税義務者の出力順や出力項目を細かくパラメータ設定できること。 ブッキング・不要な納付書の抜取りについて、委託先の業者が限定されないよう納税通知書の出力・印字に自由度を持たせること。	6.2.4.当初通知書交付（513、515、517、534、540） ■①当初納税通知書印刷用の大量帳票印刷用ファイルが出力できること（一般） ■②一般用の納税通知書については、納付書印刷用の大量帳票印刷用ファイルが出力できること ■③当初納税通知書印刷用の大量帳票印刷用ファイルが出力できること（口座） ■⑨一般納税通知書が印刷できること ■⑪口座納税通知書が印刷できること 6.3.5.更正通知書交付（805、809、821、823、825、826、828、834）） ■①指定した期間内に税額変更や徴収方法変更等が発生した者を、交付対象者として抽出し、納税通知書印刷用の大量帳票印刷用ファイルが出力できること（一般） ■③指定した期間内に税額変更や徴収方法変更等が発生した者を、交付対象者として抽出し、納税通知書印刷用の大量帳票印刷用ファイルが出力できること（口座） ■⑦指定した期間内に税額変更や徴収方法変更等が発生した者を、交付対象者として抽出し、税額変更通知書（変更前後の明細）印刷用の大量帳票印刷用ファイルが出力できること ■税額変更通知書（変更前後の明細）の印刷ができること。 ■異動事由の表示/非表示が選択できること。 ■納税通知書、税額変更通知書、納付書について収納システムと連携し、収納済の期別については、収納済みであることが分かるように記載されること。 ■異動履歴を選択し選択した履歴時点の通知書を発行できること。 ■非課税者かつ、控除不足還付がある対象者については、その旨が記載された通知印刷用の大量帳票印刷用	［当初課税処理・全般］ （135）普通徴収の納税通知書・納付書が自庁で出力できること。 ［当初課税処理・普通徴収印刷］ （293）当初の普徴通知書類を印刷できること。 ［当初課税処理・普通徴収印刷（家屋敷課税）］ （294）当初の普徴通知書類（家屋敷課税）を出力できること。 ［当初課税処理・コンビニ消込キー情報更新］ （295）個人住民税マスタファイルより、コンビニ消込情報を更新できること。 ［当初課税処理・普通徴収印刷後追］ （296）当初の普徴通知書類を印刷できること。 ［更正処理・全般］ （309）各種月次帳票（税額変更通知書・納税通知書等）は、画面上で指定された判定開始指定日、及び判定終了指定日の範囲で更正されたデータを抽出して作成できること。	［合算後修正・税額確定時期］ （131）合算後、税額計算処理と納税通知書データ作成（税額決定）を別の時期にできること ※合算処理後の修正作業で発生する納税通知書の差し替えを最小限とするため ［当初税額計算・株譲割・配当割還付充当］ （150）納税通知書納付書作成時に充当還付の情報を反映できること。 ［当初普徴通知書等作成・納税通知書一括作成］ （163）対象者を抽出し、一括で普通徴収税額決定通知書及び納付書（納税通知書）を印刷できること ※郵便番号順でソートして印刷できること ※同郵便番号内は、引抜・差換えがしやすいソート順で印刷されること ［当初普徴通知書等作成・年特還付対象者リスト］ （164）普徴納税通知書作成時に、年金特徴の還付対象者を、データ出力できること。 ※還付のお知らせを封入対象者を印刷業者に渡している ※普徴納税通知書データに該当フラグを持つか、対象者の宛名番号をデータ出力できること ※パッケージは還付対象者へどのように対応する想定か具体的に記述すること ［当初普徴通知書等作成・外部プリンタ対応］ （166）納税通知書を外部プリンタで印刷するために、印刷データをPDF等の汎用的な形式で出力できること ※種類別にファイル作成できること ※ファイル作成区分は市内、市外、外国人、納付書有無を想定 ［当初普徴通知書等作成・一括作成後の差替］ （167）当初納税通知書データ作成後納税通知書発送までの期間に税額を修正した場合は、差替分の当初納税通知書を印刷できること ［賦課更正管理・課税注意対象者確認リスト］ （195）過去にトラブルなどがあり、発送する納税通知書の内容を確認する必要がある対象者を課税注意対象者として登録・修正し、納税通知書を発送する際に該当をリスト出力できること。 ※当初及び月例賦課更正の両方で必要 ※EUCでの該当データ出力でも ［賦課更正管理・減額通知］ （201）賦課更正で課税から非課税に変更となった納税義務者、また既納付で今後納付する額がない納税義務者に対して、納税通知書を出力すること ※税額とその明細が通知できれば納税通知書でなくても可	249:当初普徴通知前の期間における、特徴・普徴者に係る課税内容変更(徴収区分の変更を含む)は、当初通知以後の異動入力事務と同様の入力方法によりオンラインで入力できること。 250:普通徴収・年金特別徴収のいずれかによる課税対象となっている者のうち、既に死亡している者について一覧表またはデータ出力ができること。 (注) 当該資料により、相続人調査及び送付宛名設定、並びに登録口座の廃止、年金特徴普徴切替などの入力を行う事務を想定。 251:納税通知書・納付書の出力は、出力件数と発送までの作業にかかる時間を考慮し、年金特別徴収対象者情報が届く以前から複数回に分けて出力し、発送までの間の通知書の管理ができること。 252:納税通知書・納付書の出力の最終確定は概ね５月末日を目安とし、当該期日までに以下の要件を満たすよう、全納税義務者に対する納税通知書を一括処理にて(オンラインでの個別出力を用いずに）作成できること。 ①最終確定時点における郵送先が印字できていること。 （従前に通知書を出力した以後に住所異動等あれば、新たに新住所を印字した通知書を作成できる) ②最終確定時点における課税内容及び口座振替の有無を表記できていること。 ③年金保険者から受領した年金特別徴収対象者情報に基づく年金特徴対象者が正しく決定されていること。 ④通知書を複数回出力した納税義務者、または従前に通知書を出力した者のうち最終確定時点において通知書出力不要(非課税者または給与特別徴収者)である者を検出し、従前に出力した通知書の抜取を行うのに際し、通知書の出力箇所(通知書種類、出力グループ等)が判別できる情報をデータ出力できること。 253:当初に出力する納税通知書・納付書の封入封緘作業は機械よる実施(委託)を想定しており、現在は口座振替の有無や納付書枚数の違いにより複数の様式を使用している。また、発送時には郵便バーコードの有無や郵便番号、重さなどによる仕分けが必要である。 出力時には封入封緘作業・発送作業の複雑化および郵送料の多額化を招かないように帳票種類の設計、出力のグループ分け指定ができること。 【現行例１】 ・通知書種類………４種類 ・グループ分け……死亡、国外転出、市外転出、印字不良(桁落ち)、要個別対応、郵便番号に基づく郵便局区分３種 【現行例２】 ・通知書種類………５種類 ・グループ分け……郵便番号に基づく郵便局区分３種＋外国人区分 254:当初出力する納税通知書・納付書は市の発送事務の効率性を考慮し、出力グループ内で市で異なった出力順で出力することに対応できること。 (例)郵便番号＋宛名番号順 (例)台帳番号(住基世帯番号とは異なる町別の世帯番号）順	【4.2.1.普徴納税通知書等発行】 任意で個人を指定し、普徴納税（決定・変更）通知書（当初、例月）を発行できること。（現年度分及び過年度分）　※過年度減額分のみ、可能であれば別様式（更正（決定）通知書）で出力できること 通知書の発送者一覧が出力できること。	当初処理、更正処理の結果に基づいた各種通知書の発行は必須の想定です。 データ出力については、印刷委託等の運用により必要になる認識です（自庁内で印刷する場合は必須ではない）。 C,D,E,H市は当初課税分と更正処理分をそれぞれ要件化している、帳票の詳細仕様を要件化している、通知書作成にかかる確認用リストを要件化していることにより、関連機能が多くなっている認識です。 帳票詳細仕様の確認及び通知書作成にかかるリストについては、帳票要件で必要な帳票、印字項目等の詳細を検討する予定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか ※帳票一覧でも詳細を確認します。	
4.2.2.	普通徴収納付書発行	任意で個人を指定し、普通徴収納税通知書及び納付書を発行できること。	No.7_2	【県税報告】 400.普通徴収の納付書は、金融機関・郵便局・コンビニで使用でき、クレジット納付、マルチペイメントに対応した統一様式であること。 【マルチペイメント】 425.特別徴収、普通徴収の納付書は、マルチペイメントに対応していること。	6.2.4.当初通知書交付（536、538、539） ■⑩納付書が印刷できること ■納付書の種類については、コンビニ納付、ペイジー、クレジット、ヤフー公金、モバイルレジに対応できること ■インターネット環境を利用した納付のための納税通知書、納付書が対応可能なこと 6.3.5.更正通知書交付（807） ■②指定した期間内に税額変更や徴収方法変更等が発生した者を、交付対象者として抽出し、納付書印刷用の大量帳票印刷用ファイルが出力できること	［更正発行・全般］ （162）入力した異動者分については、即時で「決議書」や「通知書」の出力が行え、「納付書」や「証明書」の出力もできること。	［当初普徴通知書等作成・コンビニ収納対応］ （169）納付書はコンビニ収納に対応できること ［当初普徴通知書等作成・クレジット収納対応］ （170）納付書はクレジット収納に対応できること ［賦課更正管理・更正後納付書発行］ （192）更正後の納付書を画面処理で対象者を指定して印刷できること		【4.2.2.普徴納付書発行】 任意で個人を指定し、普徴納税通知書及び納付書を発行できること。	通知書及び納付書の個別発行は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
4.2.3.		税額変更があった場合は、納付状況と連動し差額の納付書が発行できること。				［更正発行・全般］ （165）納付書の即時発行が行え、既納付の額がある場合については、既納付額を差し引いた金額で印刷されること。 ［更正処理・全般］ （312）普通徴収の領収書欄に、調定額、納付済額、納付すべき額（調定額－納付済額）を表示できること。			【4.2.3.普徴納付書発行】 税額変更があった場合は、納付状況と連動し差額の納付書が発行できること。	納付状況（過誤納分の納期未到来への充当等）を踏まえて、納付書を発行する必要があるため、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
4.3.　年金特徴通知発行												
4.3.1.	年金特別徴収依頼通知作成（eLTAX連携）	eLTAX連携用の年金特別徴収依頼通知情報をデータで自動作成できること。			6.2.1.当初課税（合算含）（341、343、345） ■「01通知」の作成及び出力ができること。 ■01通知の確認用データが出力できること。 ■01通知の作成処理結果が表示されること 6.7.3.個人／事業所課税情報参照（1001） ■特別徴収税額通知として「01通知」の情報（年金特徴の対象・非対象の区分/本徴収税額/翌年度仮徴収税額/対象年金額/納通発送日/処理結果）が参照できること。	［年金特別徴収・年金特徴対象者特定処理（編集）］ （345）特別徴収対象者の判定（死亡、転出、課税計算・期割計算など）を行い、年金受給者管理情報及び個人課税情報の更新用ファイルを作成し、各種リストを出力できること。 ［年金特別徴収・年金特徴対象者特定処理（更新）］ （346）個人課税情報、個人課税バッチ情報、年金受給者管理情報を更新し、調定収納情報更新用ファイルを作成できること。 ［年金特別徴収・年金特徴税額通知情報チェック処理］ （347）年金受給者管理情報を基に、個人課税・世帯調査票・行政基本存在有無のチェック及び特別徴収税額通知情報作成用ファイルを編集できること。 ［年金特別徴収・年金特徴税額通知情報作成処理（編集）］ （348）特別徴収税額通知情報作成用ファイルを基に、特別徴収税額情報通知ファイルを作成し、特別徴収依頼送信ダンプリストを出力できること。 ［年金特別徴収・年金特徴税額通知情報作成処理（更新）］ （349）特別徴収税額通知情報ファイルを年金受給者管理情報へ更新できること。	［年金特別徴収管理・年金特別徴収税額通知データ作成］ （280）地方税電子化協議会へ送付する年金特別徴収税額通知（通知内容コード：01）データを作成できること ※回付記録を登録できること ※年次処理を想定	263:年金特徴対象者情報に対する納税義務者特定の結果、１納税義務者に対し複数の対象者情報が届いている事例を検知し、その内容を一覧表またはデータに出力することができること。 (注) システム仕様上、当該事例について税法で定めれらた優先順位に従って特別徴収対象年金を決定できる仕組みを有している場合は、対応可とご回答ください。	【4.3.1.年金特徴依頼通知作成（eLTAX連携）】 eLTAX連携用の年金特徴依頼通知情報をデータで自動作成できること。	eLTAX経由の電子データの作成機能がない場合は、登録情報を確認しながら個別に作成する必要があり、団体規模によっては現実的な運用ではないと考えます。 また、eLTAXとの連携仕様は共通であり、全国で同様機能の実装が可能と考えられるため、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
4.3.2.	年金特別徴収中止通知作成（eLTAX連携）	eLTAX連携用の年金特別徴収中止通知情報（死亡者・転出者を含む）をデータで自動作成できること。			6.3.3.更正（税額変更）（728、731、733、734） ■「41通知」「63通知」が同時に別々の通知として作成及び出力できること。 ■「41通知」「63通知」作成該当者一覧データを出力できること。 ■「41通知」「63通知」の作成履歴が表示されること。 ■「41通知」「63通知」の処理/結果内容が個人課税情報参照画面に反映されること。		［当初税額計算・年金特徴中止通知書］ （145）年金特徴中止者へ送付する年金特徴中止通知書を作成できること ［当初普徴通知書等作成・年特仮徴収中止通知］ （165）年金特別徴収中止対象者に中止通知が作成できること。	307:年金保険者に送付する年金特別徴収停止通知データを作成することができること。また、その内容(データ送付日、停止理由など)をオンライン画面にて照会することができること。 308:年金保険者に対する停止通知に必要な情報は、オンラインによる個別入力のほか、賦課情報に入力された内容に基づき、自動設定できること。(賦課異動後の期割額により停止通知が必要か否かを判断できるため、賦課異動と並行して停止通知のための入力を必要としないこと) 310:年金保険者に送付する年金特別徴収停止通知データにおいて、転出または税額変更に伴う停止については、奇数月の通知では当該対象者を保留し、偶数月の通知でまとめて通知する運用ができること。 (注) 年金保険者の徴収義務の取り扱い上、このように運用している。	【4.3.2.年金特徴中止通知作成（eLTAX連携）】 eLTAX連携用の年金特徴中止通知情報（死亡者・転出者を含む）をデータで自動作成できること。	eLTAX経由の電子データの作成機能がない場合は、登録情報を確認しながら個別に作成する必要があり、団体規模によっては現実的な運用ではないと考えます。 また、eLTAXとの連携仕様は共通であり、全国で同様機能の実装が可能と考えられるため、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
4.3.3.	年金特別徴収変更通知作成（eLTAX連携）	eLTAX連携用の年金特別徴収変更通知情報をデータで作成できること。			6.3.3.更正（税額変更）（728、731、733、734） ■「41通知」「63通知」が同時に別々の通知として作成及び出力できること。 ■「41通知」「63通知」作成該当者一覧データを出力できること。 ■「41通知」「63通知」の作成履歴が表示されること。 ■「41通知」「63通知」の処理/結果内容が個人課税情報参照画面に反映されること。		［年金特別徴収管理・年金特別徴収停止通知作成］ （287）地方税電子化協議会へ送付する年金特別徴収停止通知（通知内容コード：41）データを作成できること ※回付記録を登録できること		【4.3.4.年金特徴変更通知作成（eLTAX連携）】 eLTAX連携用の年金特徴変更通知情報をデータで作成できること。	eLTAX経由の電子データの作成機能がない場合は、登録情報を確認しながら個別に作成する必要があり、団体規模によっては現実的な運用ではないと考えます。 また、eLTAXとの連携仕様は共通であり、全国で同様機能の実装が可能と考えられるため、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
4.3.4.	年金特別徴収税額決定通知書発行	年金特別徴収税額決定通知書を発行できること。 通知書の発送者一覧が出力できること。		【年金特徴課税計算】 288.クライアントで納税通知書を出力する際、アウトソーシングして発行したのと同じ出力項目で印刷できること。 290.バッチ処理で出力する納税通知書に年金徴収税額、年金仮徴収・本徴収税額（各徴収年月）、還付額（見込み）の表示を可能とする。 291.クライアントで出力する納税通知書に年金徴収税額、年金仮徴収・本徴収税額（各徴収年月）、還付額（見込み）の表示を可能とする。					【4.3.5.年金特徴税額決定通知書発行】 任意で個人を指定し、年金特徴税額決定通知書を発行できること。 通知書の発送者一覧が出力できること。 翌年度の仮徴収税額のみ停止となる場合の通知（地方税法第321条の7の9第3項）	年金特別徴収税額通知書の発行機能は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
4.4.　通知書再発行												

機能名称		仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討項目（論点）
4.4.1.	通知書再発行	各通知書（特別徴収税額決定・変更通知書、特別徴収納入書、普通徴収納税（決定・変更）通知書、普通徴収納付書、年金特別徴収税額決定通知書等）の再発行ができること。 納税通知書再発行時には、当初・更正区分や発行日の指定ができること。	No.3_15 No.7_2		6.4.2.再交付（859、860、862、864-866、868、870-872、874、876、878-889、897-899） ■該当者/該当事業所の検索、特定ができること。 ■①一般納税通知書が印刷できること ■②納付書が印刷できること ■納付書の種類については、コンビニ納付、ペイジー、クレジット、ヤフー公金、モバイルレジに対応できること ■インターネット環境を利用した納付のための納税通知書、納付書が対応可能なこと ■③口座納税通知書が印刷できること ■④特徴納入書が印刷できること ■特徴納入書については、コンビニ納付、ペイジー、電子納付に対応可能こと。 ■eLTAXを利用した納付が対応可能なこと ■⑤税額通知書（特徴義務者用）が印刷できること ■⑥税額通知書（納税義務者用）が印刷できること ■⑦税額変更通知書（変更前後の明細）の印刷ができること。 ■支援措置対象者については、仮の住所を入力することができる。 ■⑤、⑥のデータの住所については、入力した仮の住所が記載されること。 ■⑤、⑥については、個人、事業所ごとに印刷可能なこと。 ■特徴納入書に金額を印字する/しないを選択できること。 ■事業所ごとに特徴納入書の金額を印字する/しないを選択できること。 ■納期の特例事業所の税額通知書に「納期の特例」と印字されること。 ■送付先設定がある場合、郵便の宛先に反映されること。 ■住民税事業所の設定がある場合、郵便の宛先に反映されること。 ■当初通知分は異動事由を非表示で出力、変更通知分は異動事由は表示で出力とし、出力時に当初分と変更分の選択ができること。 ■納税通知書、税額変更通知書、納付書について収納システムと連携し、収納済の期別については、収納済みであることが分かるように記載されること。 ■異動履歴時点データで納税通知書（特徴も含む）を発行できること ■①～③、⑤～⑦の帳票について発送日の指定ができること。 ■発行履歴保持し、照会ができること。 ■非課税者かつ、控除不足還付がある対象者用のお知らせ文が出力できること。	［当初課税処理・全般］ （131）当初特徴課税の通知後、当初普徴課税まで約１ヶ月の間に発生した特徴者の異動についても、意識することなく異動入力が行え、特徴者に対する再通知が行えること。			【4.5.1.通知書再発行】 各通知書（特徴税額決定・変更通知書、特徴納入書、普徴納税（決定・変更）通知書、普徴納付書、年金特別徴収税額決定通知書等）の再発行ができること。 納税通知書再発行時には、当初・更正区分や発行日の指定ができること。	再発行の対象に通知書を含めるかを確認させていただきます。 通知済み（通知書送付前の汚損、宛先過り等による再発行以外）の場合は、原則として再発行の対応はしない認識です。	＜確認事項＞ 通知書の再発行を実施しているかを確認させていただきます。 ①通知書の再発行を対応している ②再発行の対応はしていない ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
4.4.2.	特別徴収税額通知書の任意再発行	特別徴収について、納税義務者を任意で抽出し、抽出した対象者に対して特別徴収税額通知書の再発行ができること。				［更正発行・全般］ （164）必要に応じて、決議書や通知書の再発行が即時にできること。			【4.5.2.特徴税額通知書の任意再発行】 特徴について、納税義務者を任意で抽出し、抽出した対象者に対して特徴税額通知書の再発行ができること。	同上	同上	
4.4.3.	特別徴収税額通知書の電子化	再発行分の特別徴収税額通知（特別徴収義務者）についても電子化に対応できること。	No.3_11,23						【4.5.3.特徴税額通知書の電子化】 特別徴収税額通知（特別徴収義務者）の電子化に対応できること。	同上	同上	
4.4.4.	任意修正	各種通知書に対し、通知書へのシステム出力値を通知書発行時に任意に変更できること。							【4.5.4.任意修正】 各種通知書に対し、通知書へのシステム出力値（※※※）を通知書発行時に任意に変更できること。 例として、更正処理を誤って行い、再更正した際に、システム上は再更正としてデータを保持するが、市民向け通知は更正として項目出力を行うケースを想定。	システム処理のタイミングにより、納税義務者への通知内容が不適切になる場合を想定した機能と見受けられますが、原則として個別修正は不可とすべきと考えます。 ※通知書に印字した内容が異動情報と差異が発生する状況となることが懸念されます。 実装する場合は、任意修正可能な項目を限定する等の対応が必要と考えます。	＜確認事項＞ 通知書内容の個別修正が必要かを確認させていただきます。 また、通知書の印字内容を任意に変更可能な機能とした場合に変更不可とすべき項目があるかを確認させていただきます。 ①通知書の印字項目を任意に修正可能 ②通知書の印字項目の修正は不可能 ③通知書の印字項目を限定的に修正可能 ［変更不可項目（想定）］ ・税額 ・通知日 ・所得、控除、扶養情報等の課税根拠	
4.5. 証明書発行												
4.5.1.	課税証明書、非課税証明書発行	課税証明書、非課税証明書の発行ができること（過年度分も含む）。	No.7_5	【税務証明】 420.課税証明書の発行ができること。 422.扶養証明書の発行ができること。		［証明・全般］ （177）システム上、所得証明、所得課税証明、非課税証明など証明類は過年度分（現年度分もあわせて５年間程度）に対応できること （184）扶養証明書 もしくは 被扶養証明書を出力では、証明する個人，課税対象年度 及び 証明する個人に扶養される、もしくは扶養している個人を指定して出力ができること。	［証明・証明発行］ （294）対象者を検索し、正しい情報で証明発行できること ［証明・被扶養者の証明発行］ （295）被扶養者の場合、賦課情報がなくても証明発行できること		【4.1.3.特徴税額決定・変更通知書発行】 課税通知後にしか証明書発行はできない制御が行えること。 特別徴収対象者と普通徴収対象者で通知発行日が異なるため、発行制御の期間も異なる（当初賦課のみ） 【4.6.1.課税証明書、非課税証明書発行】 即時に課税証明書、非課税証明書の発行ができること（過年度分も含む）。 【4.6.2.課税証明書、非課税証明書発行】 課税証明書、非課税証明書に「児童手当用」「被扶養者用」「特徴のみ用」「減免額」の表示を出せること。表示設定にした場合は「上記の目的以外には使用できません」等の文言も表示可能なこと。 減免額については、年度毎に証明発行の抑止ができること。 【4.6.3.課税証明書、非課税証明書発行】 課税額証明書は、個人住民税と都道府県民税の内訳を表示できること。税額控除の内訳の表示ができること。 課税通知発付日前に発行不可の制御ができること。 特別徴収対象者と普通徴収対象者で通知発行日が異なるため、発行制御の期間も異なる（当初賦課のみ） 【4.6.4.課税証明書、非課税証明書発行】 控除欄を非表示（記号で一律塗りつぶす等）にする設定もできること。 【4.6.5.課税証明書、非課税証明書発行】 一度賦課決定（課税・非課税決定）された内容と、入力中で決定前の内容のいずれかを発行するか選択できること。 ・例えば当初賦課時は課税になっていて、現在申告により非課税になる予定（入力はしたが賦課決定していない）という場合、決定時の内容で課税証明書を出すか、強制的に予定の内容で非課税証明を出すか選択できるということ。 なお、更正課税について、即時反映を行う場合は発布前に確認ができれば可とする。また、決議処理後の出力でも可とする	課税証明書の発行は業務上、必須の想定です。 詳細は帳票要件でも確認させていただきます。 I市は出力内容が詳述されております が、印字内容については、帳票要件での検討を予定しております。	＜確認事項＞ 証明発行について下記システムとの連携状況について確認させていただきます。 ［対象と想定するシステム］ ・コンビニ交付システム ・証明書自動交付機 ・総合証明システム ［上記システムと連携がある場合の対象帳票］ ・課税証明書 ・非課税証明書 ・所得証明書 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか ※帳票一覧でも詳細を確認します。	
4.5.2.	所得証明書発行	所得証明書の発行ができること（過年度分も含む）。 所得のみの出力など、必要事項を選択できること。		【税務証明】 419.所得証明書の発行ができること。 421.所得･課税証明書（世帯証明書）の発行ができること。		［更正発行・全般］ （162）入力した異動者分については、即時で「決議書」や「通知書」の出力が行え、「納付書」や「証明書」の出力もできること。 ［証明・全般］ （176）照会用に国保証明書や、児童手当用証明書（国指定様式）を出力できること。 （177）システム上、所得証明、所得課税証明、非課税証明など証明類は過年度分（現年度分もあわせて５年間程度）に対応できること （178）所得証明の発行について所得０の出力が可能となること。 （179）所得証明の全世帯員、世帯の一部についても発行できること。			【4.6.6.所得証明書発行】 即時に所得証明書の発行ができること（過年度分も含む）。 所得のみの出力など、必要事項を選択できること。	所得証明書の発行は業務上、必須の想定です。 詳細は帳票要件でも確認させていただきます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか ※帳票一覧でも詳細を確認します。	
4.5.3.	当日発行	当日申告、賦課決定等の場合でも、即時に証明書の発行ができること。				［更正発行・全般］ （162）入力した異動者分については、即時で「決議書」や「通知書」の出力が行え、「納付書」や「証明書」の出力もできること。	［証明・未申告者の証明発行］ （296）未申告者の場合、申告後、賦課決定して証明発行できること ※収納システムへの即時連携ができること ※申告受付後即時発行できることがのぞましい ［証明・窓口非課税申告者の即時聡明発行］ （297）窓口で申告を受け付け非課税の場合は、その場で証明発行ができること		【4.6.7.当日発行】 当日申告、賦課決定等の場合でも、即時に証明書の発行ができること。	当日申告分の課税証明書発行は、住民から要望されるケースが多く、業務上、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	

機能名称		仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討項目（論点）
4.5.4.	証明書再発行	*証明書の再発行ができること。*							【4.6.8.証明書再発行】 証明書の再発行ができること。	証明書の再発行については、記載内容の誤り等により、通常発生し得る業務の認識ですが、証明書の再出力による対応が可能と考えられるため、オプションとしての要件化が妥当と考えます。 なお、「再発行」の証明書の必要性について、右記のとおり確認させていただきます。	<確認事項> 証明書印刷後に誤りが発覚した場合の修正対応等による証明書の再出力とは別に、再発行の業務を実施しているかを確認させていただきます。 ①再印刷はしているが再発行はしていない ②再発行をしている ※証明書交付当日に限り、再発行対応（証明書に再発行の文言を印字する等の初回出力時とは異なる証明書を作成）している ③システムの制限により、再発行、再印刷ができず、手書き対応している。 ※上記について、以下の使い分けで整理しております。下記の整理で違和感があればご意見をいただければと思います（再発行については別の定義をしており、それに応じた機能が必要等） ・「再出力」「再印刷」は同じものを無償で提供（初回が間違いで交換する場合等） ・「再発行」は有償で提供（余分に証明書がほしい場合等）という認識	
4.5.5.	発行禁止・警告	年度ごとに証明発行禁止・禁止解除の設定ができること。また、その事由（未申告者、返戻者、支援措置対象者等）を登録できること。 証明発行時に一定の条件により、警告メッセージを表示できること。		【税務証明】 423.税務証明は、課税者個人ごとに「発行停止機能（フラグ）」を有すること。	6.2.4.当初通知書交付（531、532） ■支援措置対象者については、仮の住所を入力することができる。 ■⑤～⑧のデータの住所については、入力した仮の住所が記載されること。	［共通・ＤＶ対応］ （14）ＤＶ・ストーカー支援者等の設定ができ、照会画面にて交付制限の設定があるメッセージを表示できること。また、現住所について公開／非公開の設定ができること。 （15）ＤＶ・ストーカー支援者等の処理に対し、注意を喚起するメッセージを出すことができ、証明発行については発行禁止／警告のレベルで抑止を設定できること。	［証明・ＤＶ等の対応］ （299）ＤＶ等証明発行注意者を登録する機能があり、該当者の証明発行に対し画面上の注意喚起や発行禁止処理ができること ※注意喚起・発行禁止処理の適用を任意に選択できること （299）ＤＶ等証明発行注意者を登録する機能があり、該当者の証明発行に対し画面上の注意喚起や発行禁止処理ができること ※注意喚起・発行禁止処理の適用を任意に選択できること ［証明・ＤＶ等の住記連携］ （300）住記システムで入力されたＤＶ等証明発行注意者情報が反映されること ［証明・ＤＶ等の登録］ （301）ＤＶ等証明発行注意者情報の登録・修正ができること		【4.6.9.発行禁止・警告】 年度ごとに証明発行禁止・禁止解除の設定ができること。また、その事由（未申告者、返戻者、DV等）を登録できること。 証明発行時に一定の条件により、警告メッセージを表示できること。	発行すべきではない対象者に誤って発行することを防ぐため、発行禁止・警告の設定は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
4.5.6.	発行	課税証明書、非課税証明書の出力は、課税情報に基づき制御できることができること。				［証明・全般］ （181）課税証明書を出力するか、非課税証明書を出力するかを、課税があるか否かにより自動で切り替えることができること。			【4.6.10.発行】 課税証明書を出力するか、非課税証明書を出力するかを、課税があるか否かにより自動で切り替えることができること。 減免適用者の場合は、減免適用前の課税有無で判別ができること。	発行すべきではない証明を出力しないよう制御する機能として、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認	
4.5.7.		賦課決定（通知書発布）がまだされておらず、決定後に年税額が変わる場合、アラート表示（変更前の内容で発行して良いか）することができること。				［当初課税処理・確定前情報作成］ （290）バッチ情報より確定前情報を作成できること。特別徴収印刷処理後から普通徴収印刷処理までの間に、特徴課税者の証明書を発行する際に実行できること。			【4.6.12.発行】 賦課決定（通知書発布）がまだされておらず、決定後に年税額が変わる場合、エラー表示（変更前の内容で発行して良いか）することができること。	通知前の証明発行制御は、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
4.5.8.		*証明書の項目について、発行前にデータベースを更新することなく書き換えて発行することができること。*		【各種帳票】 424.各種帳票について、ユーザの要望に応じ、文章やレイアウトを容易に変更・調整できるようにすること。		［証明・全般］ （187）証明書発行時に金額の訂正ができること。			【4.6.13.発行】 証明書の項目について、発行前にプレビュー画面でデータベースを更新することなく書き換えて発行することができること。	選定団体にて要件化されていることから、一定程度の必要性が認められため、オプションとしての要件化が妥当と考えます。	<確認事項１> 証明書の発行時に記載内容を修正しているか、修正可能としている場合は、発行時の証明内容と課税台帳情報との差異をどの様に把握するの確認させていただきます。 ①証明発行後に課税台帳情報を修正 ②発行した証明書の控えを保管し、台帳にはメモ情報等で修正した旨を残す。 ③差異を把握する運用、発行した証明書の保管等は実施していない ④証明書の記載項目の修正は許容していない <確認事項２> 証明書発行時に修正を可能としている場合、修正可能な項目が限定されているか、制限なく印字項目の全てを修正可能か確認させていただきます。 ①修正可能な項目は限定されている ②修正可能な項目は限定されていない	
4.5.9.		未申告の場合は発行できない制御ができること。				［各照会画面・全般］ （174）課税資料がある者について、所得・課税証明書（非課税証明書を含む）の発行をしない設定ができること。 ［証明・全般］ （183）未申告者に対しては、所得・課税証明書（非課税証明書を含む）の発行をしない設定ができること。			【4.6.15.発行】 未申告の場合は発行できない制御ができること。	未申告者に対する発行抑止機能は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
4.5.10.		*氏名については外国人の通称名・氏名・併記名の選択ができること。*						33:課税資料入力の際に、外国人に対する個人特定作業用の資料として、課税事務対象者のうち外国人に係る情報をデータ出力できること。 (注)外国人課税資料に対する個人特定作業は、臨時職員がシステムを利用せずに行う作業を想定している。	【4.6.16.発行】 氏名については外国人の通称名・氏名・併記名の選択ができること。	住民要望に応じるためには必要性の高い機能と考えますが、税証明としてはオプションとしての要件化が妥当と考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	
4.6. 発行情報管理												
4.6.1.	発行情報管理	各種通知等の発行情報（発行履歴、発行有無、発行日）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。			6.2.1.当初課税（合算含）（354） ■年金特徴の通知履歴がすべて表示されること。		［給与支払報告者管理・］ （234）給与支払報告書総括表の通知状況（発送）確認できること ※システム画面のどこかで確認できれば可		【4.7.1.発行情報管理】 各種通知等の発行情報（発行履歴、発行有無、発行日）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 バッチ処理履歴から即時に確認できれば代替運用として認める。	各種通知書の発行状況の確認や問い合わせ対応等のため、発行情報管理は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
4.6.2.		証明書発行においても発行履歴（発行者・発行時刻含む）などの発行情報管理ができること。 （当該年月日に当該証明書の発行の有無を確認する場合に必要。発行する証明書自体にも発行管理番号の出力が必要。）					［証明・証明発行記録］ （298）証明発行の履歴を保持し、発行記録を調査できること		【4.7.2.発行情報管理】 4.6証明書発行においても発行履歴（発行者・発行時刻含む）などの発行情報管理ができること。当該年月日に当該証明書の発行の有無を確認する場合に必要。発行する証明書自体にも発行管理番号を出力	住民が保持する証明書が団体が発行した証明書であることを確認するため（問合せ対応等）、証明書の発行履歴管理は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
4.6.3.	発行	各種通知の一括発行前に、オンライン上で個別出力した帳票や任意に一定の出力条件により指定した帳票については一括発行対象から除外できること。					［賦課更正管理・即時決定分除外］ （193）画面入力により賦課決定が終了している更正は、賦課決定一括処理から除外し、変更通知書・納付書を印刷しないこと		【4.7.3.発行】 各種通知の一括発行前に、オンライン上で個別出力した帳票や任意に一定の出力条件により指定した帳票については一括発行対象から除外できること。	個人に重複した通知を送付する等の事態を避けるために必須の想定です。 ※引き抜きによる運用も考えられるが、人件費、帳票のコストが無駄になるため現実的ではないと考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
5. 返戻・公示												
5.1. 返戻・公示処理												
5.1.1.	返戻者情報管理	通知書等の返戻者情報（通知書発送日、返戻日、調査状況・結果、決裁日）の管理（登録、修正、削除）ができること。 返戻者情報の一括登録もできること。	No.2_5,10 No.3_14,18,22 No.4_5,21 No.12_1		6.2.4.当初通知書交付（499） ■調査内容の入力ができること。				【5.1.1.返戻者情報管理】 通知書等の返戻者情報（調査状況・結果、決裁日等）の管理（登録、修正、削除）ができること。 返戻者情報の一括登録もできること。 公示送達前の返戻管理状態では、督促状発送、口座振替の対象者抽出から除くこと。	通知業務を確実に実施するため、通知書の返戻情報の管理は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
5.1.2.	公示送達対象者抽出	*公示送達対象者の一覧をリスト等で抽出できること。*	No.12_6		6.2.4.当初通知書交付（506） ■公示対象者一覧データが出力できること。				【5.1.3.公示送達対象者抽出】 公示送達対象者の一覧をリスト等で抽出できること。	公示送達業務は必要ですが、返戻情報が管理できていればEUC等での対象者抽出も可能な認識です。本件は、オプションとしての要件化が妥当と考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	
5.1.3.	公示送達処理	*調査の結果、宛先不明のものについて公示送達の処理ができること。* *公示送達の調査経過を管理（登録、修正、削除）できること。*	No.12_6		6.2.4.当初通知書交付（508、510） ■公示文書が出力できること。 ■個人照会画面において公示対象者であることが画面上確認できること。				【5.1.4.公示送達処理】 調査の結果、宛先不明のものについて公示送達の処理ができること。 公示送達の調査経過を管理（登録、修正、削除）できること。 【5.1.5.公示送達文書作成】 公示送達文書を作成できること。	公示送達処理として、公示送達対象者の抽出（EUC対応も想定）ができればよく、公示送達の調査経過の管理は必須ではない認識です。本件は、オプションとしての要件化が妥当と考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	
6. 照会												
6.1. 他自治体等への照会												

機能名称		仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討項目（論点）
6.1.1.	扶養情報照会	扶養情報等（戸籍照会等含む）に係る照会対象者を任意の条件（区外の被扶養者、寡婦（夫）等）により抽出できること。	No.9_2	【扶養関係調査】 319.賦課期日現在、市外の被扶養者分について、他市区町村（賦課期日所在地）に所得状況等の照会文書が電子公印印字もしくは公印省略(設定で選択可とする)で作成でき、該当者一覧をデータで吐き出せること。 320.賦課期日現在、追加で入力した市外の被扶養者分について、他市区町村（賦課期日所在地）に所得状況等の照会文書が電子公印印字もしくは公印省略(設定で選択可とする)で作成でき、該当者一覧をデータで吐き出せること。	6.2.2.扶養否認登録（407、408、410、412、414、416） ■調査が必要な照会文書ごとに、調査中フラグを付与をすることができる。 ■被扶養者を照会するための事業所宛の照会文書が出力できること。（事業所照会） ■調査中フラグが付与されている扶養者については、一括で事業所の照会文書が出力されること。 ■該当者を特定したうえで被扶養者を照会するための個人照会用の照会文書が出力できること。（個人照会） ■該当者を特定した上で、扶養を重複をしている該当用に、照会文書が出力されること。 ■宛名ごとの扶養OK/NGが画面で確認でき、その状況を抽出、出力できること。	［随時・申告調査区分更新］ （330）個人課税情報及び扶養・専従者情報を基に、世帯調査票情報の申告調査区分を更新する。 ［扶養・専従者・被扶養者所得確認通知］ （338）扶養・専従者情報に存在し、世帯調査票情報に存在しないデータを抽出し、被扶養者所得確認通知を出力できること。	［課税対象者管理・扶養者照会管理］ （34）事業者に送付する扶養者照会について、納税義務者ごとに発送区分（発送するor発送しない）及び送付の有無を区分し、登録修正できること。発送年月日が登録・修正できること ※送付したことを他の画面でも管理できれば可 ※送付一覧を印刷できること ※送付一覧は事業所順で印刷されることが望ましい ［課税対象者管理・遠隔地扶養調査管理］ （35）他市町村に送付する遠隔地扶養調査について、納税義務者ごとに発送区分（発送するor発送しない）及び送付の有無をコード等で区分し、登録修正できること。発送年月日が登録・修正できること ※送付したことを他の画面でも管理できれば可 ※送付一覧を印刷できること ※送付一覧は市町村順で印刷できること ［扶養・専従者管理・扶養照会出力］ （57）賦課情報に扶養者数があり具体的な被扶養者が不明な場合に、扶養者へ送付する扶養照会文書を出力できること ［扶養・専従者管理・扶養照会一括作成］ （61）給与特徴者の扶養照会文書は事業者宛てに、出力できること ※事業者単位で該当扶養者をまとめた帳票が望ましい ※一括処理で印刷できることが望ましい ［扶養・専従者管理・遠隔地扶養照会票］ （68）他市町村宛の遠隔地扶養照会文書を一括印刷できること。 （69）遠隔地扶養照会文書送付対象者をデータで出力できること。 ［特徴個人明細・扶養調査票作成］ （257）特徴事業所宛ての扶養調査票を印刷できること ［特徴個人明細・扶養調査票作成］ （258）照会対象を指定し、印刷できること（オンライン処理） ［特徴個人明細・扶養調査票作成］ （259）照会対象となる事業所分全てを一括処理で印刷できること		【6.1.1.扶養情報照会】 扶養情報等（戸籍照会等含む）に係る照会対象者を任意の条件（区外の被扶養者、寡婦（夫）等）により抽出できること。 EUCによる代替運用も可とする	扶養情報の照会対象の抽出は必須の想定です。 E市については、照会書の作成単位（事業所・納税義務者）や照会書の作成仕様について詳細を記載しています。 照会書の作成については、帳票要件での検討を実施する予定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか ※帳票一覧でも詳細を確認します。	
6.1.2.	所得情報照会	所得情報等に係る照会対象者を任意の条件（区外の被扶養者等）により抽出し、*他自治体等への照会通知等が作成できること。*	No.8_2 No.9_2	【税務署へ情報提供】 321.個人住民税課税台帳上で、所得税の実額と市県民税で計算した所得税額が異なる人を抽出し税務署への連絡用の資料箋が作成できること。 322.個人住民税課税台帳で計算した所得税額が、実額より任意の金額以上多い人を抽出し税務署への連絡用の資料箋が作成できること。 323.所得税差異抽出対象者分の税務署への連絡用の資料箋が作成できること。 324.個人画面からも税務署への連絡用の資料箋が出力できること。	6.3.3.更正（税額変更）（669、671、673） ■①住登外（市外）被扶養者として紐付けされ該当者について未出力の該当について一括で所得照会文書を印刷できること。 ■①で印刷した該当者一覧データが出力できること。 ■個別で所得照会文書を印刷できること。		［家屋敷課税・所得照会書］ （262）他市町村宛の所得照会書（所得金額だけでなく、課税状況の照会が必要）を作成できること ※一括処理で作成できることが望ましい	243:未申告者のうち、一定の条件に基づいて対象者を抽出し、一括して所得調査票を出力できること。 また、所得調査票を出力した旨を登録・管理することができること。 （注） 一定の条件で利用する情報は当年の資料情報、前年の所得・課税情報、前年の所得調査情報、最新宛名情報(転出・死亡、外国人など)を想定。 ※「所得調査票」は事務整理のための内部文書を想定 244:未申告者所得調査の調査結果情報をオンライン入力により登録・管理できること。	【6.1.2.所得情報照会】 所得情報等に係る照会対象者を任意の条件（区外の被扶養者等）により抽出し、他自治体等への照会通知等が作成できること。	所得等の照会が必要な対象者の抽出機能は必須の想定です。 照会通知等については、定型文による運用も可能と考えられる（抽出した対象者情報を差し込み印刷する運用）ためオプションとしての要件化が妥当と考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
6.1.3.	照会対象者抽出	*前年課税実績をもとに企業等への照会対象者を任意の条件（前年度課税実績がある者で、当年度未申告者等）により抽出できること。*							【6.1.3.照会対象者抽出】 前年課税実績をもとに企業等への照会対象者を任意の条件（前年度課税実績がある者で、当年度未申告者等）により抽出できること。EUCによる代替運用も可とする。 【6.1.4.照会通知書作成】 特徴義務者・納税義務者・他自治体への照会通知書を出力できること。 【6.1.5.住登外課税者住所照会文書 作成】 住登外者の住所地を把握するため、特徴義務者・納税義務者・他自治体に対する住所照会文書を作成できること。	未申告者の調査のために必要な機能の想定ですが、1団体のみが要件化している機能であるため、オプションでの要件化が妥当と考えます。 照会内容が定型文で対応可能な場合は、EUC（汎用抽出機能）により照会対象者、照会先を抽出して、差し込み印刷による対応も可能と考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
6.1.4.	送付先自治体登録	照会に伴う送付先自治体情報（郵便番号、自治体所在地、自治体宛名または市税事務所名）が登録されていること。登録した被扶養者の住所より送付宛名が自動で出力されること							【6.1.6.送付先自治体登録】 6.1.1.～6.1.3.の照会に伴う送付先自治体情報（郵便番号、自治体所在地、自治体宛名または市税事務所名）が登録されていること。登録した被扶養者の住所より送付宛名が自動で出力されること	1団体のみの要件化ですが、回送や照会が必要な資料の宛名を印字するため、送付先団体の管理機能は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
6.2. 他自治体等からの照会												
6.2.1.	各種照会への回答	*他自治体等からの扶養情報照会、所得情報照会等に対して、必要な情報を出力した回答書等が作成できること。*	No.9_2	【他市区町村への情報提供】 364.他市区町村からの所得照会についての回答書をシステムで作成できること。回答パターンを数種類用意し選択ができること（国保、年金、介護、老保、滞納等）。また、電子公印印字で発行できること。また、出力項目を細かく指定できるようカスタマイズ設定が容易に出来ること。 365.他市区町村からの扶養照会についての回答書をシステムで電子公印印字で作成できること。 366.出力項目を細かく指定できるようカスタマイズ設定が容易に出来ること。	6.5.1.所得照会（903、904、906-910） ■該当者の検索、特定ができること。 ■課税データの中から任意に設定した項目を、印刷できること。 ■更正があった賦課決定前の該当者について、印刷時にユーザーが賦課決定前であることがわかるようにできていること。 ■支援措置該当者について、印刷時にユーザーが支援措置該当者であることがわかるようにできていること。 ■支援措置対象者の所得照会回答文書に支援措置対象者であることがわかるようなことが記載されること。 ■発行履歴を保持し、照会できること。 ■所得照会文書について、個別に該当を選択し発行制限がかけられること。			131:不明資料毎に照会の要否を管理することができること。 132:照会の有無等の状況を資料毎かつ年度単位で管理すること。 133:住登地の照会が必要な課税資料について、納税義務者本人宛の住登地照会文書が一括して作成できること。 134:住登地の照会が必要な課税資料について、納税義務者本人宛の住登地照会文書が一件ずつまたは一括でオンラインから出力できること。 135:住登地照会が必要な課税資料のうち、給与支払報告書について、事業所単位に対象資料を抽出し、事業所宛の住登地照会文書を作成できること。 136:住登地照会が必要な課税資料のうち、オンラインで特定の給与支払報告書を指定して、事業所宛の住登地照会文書を作成できること。	【7.2.他市区町村への情報提供 7.2.1.所得照会回答】 他市区町村からの所得照会についての回答書をシステムで作成できます。また、電子公印印字で発行できます。 【7.2.他市区町村への情報提供 7.2.2.扶養照会】 他市区町村からの扶養照会についての回答書をシステムで電子公印印字で作成できます。	必要性は高い機能と考えます。 ただし、定型文による回答が可能な照会であれば、EUC機能と組み合わせた運用（抽出した対象者情報を差し込み印刷する運用等）も可能と考えられるため、オプションとしての要件化が妥当と考えます。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
6.2.2.	税務署への情報提供	国税連携等の所得税額と個人住民税の所得税額が異なる対象等の条件を指定し、税務署への情報提供が必要な対象者を抽出できること。		【税務署へ情報提供】 321.個人住民税課税台帳上で、所得税の実額と個人住民税で計算した所得税額が異なる人を抽出し税務署への連絡用の資料箋が作成できること。 322.個人住民税課税台帳で計算した所得税額が、実額より任意の金額以上多い人を抽出し税務署への連絡用の資料箋が作成できること。 323.所得税差異抽出対象者分の税務署への連絡用の資料箋が作成できること。 324.個人画面からも税務署への連絡用の資料箋が出力できること。			［扶養・専従者管理・非違事項連絡せん出力］ （55）税務署宛の非違事項連絡せんが作成できること ［相続税法用通知書・相続税法用通知書］ （313）相続税法第58条に準じて、税務署に死亡者の課税状況を報告するため、死亡者の所得情報を宛名番号別に作成し印刷できること ※法定義務は無いが、慣習的に多くの市で行なっている			非違連絡箋の作成等、税務署への情報提供が必要な対象者の抽出は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
7. 調定・統計												
7.1. 調定処理												
7.1.1.	調定処理	当初賦課処理及び更正処理に係る調定処理を一括で行うことができること。	No.3_8 No.4_12	【調定】 393.任意の基準日時点の調定表を各年度、徴収区分ごと（給与特徴、普通徴収、年金特徴毎）にシステムで自動作成できること。 394.過年度においては収納領収日を判断し、滞納繰越減になるものについてその金額がわかること。	6.2.6.調定表出力（当初）（591-593、598） ■調定の集計ができること。 ■調定の集計処理中に更正処理ができないように制御がかけられること。 ■納期の特例の事業所について、前期（6月～11月分）は当該年度、後期（12月～5月分）は次年度調定となること。 ■調定の集計をするごとに履歴を保持できること。 6.3.6.調定表出力（更正）（840、841、846） ■調定の集計処理中に更正処理ができないように制御がかけられること。 ■納期の特例の事業所について、前期（6月～11月分）は当該年度、後期（12月～5月分）は次年度調定となること。 ■調定の集計をするごとに履歴を保持できること。	［当初課税処理・収納情報作成］ （297）調定収納情報の作成を行えること。		328:調定期間内に変更が行われた賦課を抽出し、給与特別徴収、普通徴収、年金特別徴収に係る異動調定表一式を作成できること。 329:調定期間内における、減免入力対象者情報を抽出し、データ出力することができること。 （注） 調定事務において、減免前金額・減免後金額を算出するために使用することを想定。 330:調定期間内における変更について、異動事由別件数表の作成ができること。 331:調定期間内における異動・更正決定の内容について、収納システムへ調定データを連携できること。 （注） 連携時期については、即時連携でも一括連携でも可。	【7.1.1.調定処理】 当初賦課処理及び更正処理に係る調定処理を一括で行うことができること。	当初賦課や更正処理で確定した税額情報を基に調定情報を確定する処理は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	

機能名称		仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討項目（論点）
7.1.2.	調定表作成	徴収区分ごと及び全徴収区分の調定表（現年度分及び過年度分）を作成できること。	No.3_8 No.4_12	【調定】 395.納期特例に対応した調定表であること。	6.2.6.調定表出力（当初）（594、599） ■徴収区分ごとに帳票が出力できること。 ■保持した履歴ごとに帳票が出力できること。 6.3.6.調定表出力（更正）（842、847） ■徴収区分ごとに帳票が出力できること。 ■保持した履歴ごとに帳票が出力できること。	［当初課税処理・全般］ （136）都道府県民税と市町村民税のシステム上のあん分が可能なこと （137）都道府県民税と市町村民税のシステム上の過年度と現年度分の管理が可能となること （138）特徴課税時・普徴課税時に調定表が出力できること。 ［当初課税処理・調定表の出力（帳票）］ （301）調定表の出力を行えること。 ［当初課税処理］ （302）調定表 及び 調定内訳には、納税義務者数、都道府県民税・市町村民税、均等割・所得割等の区分があること。 ［当初課税処理・調定表の出力（更新）］ （303）調定表の出力（帳票）で作成された個人調定及び調定集計ファイルを更新できること。次回処理時の前回比較用とする。 ［当初統計処理・分離譲渡所得当初調定実績リスト出力］ （305）個人課税情報より指定賦課年度のデータを抽出し、分離譲渡所得当初調定実績リストを出力できること。 （306）個人課税情報より分離譲渡所得、上場株式等配当所得及び先物取引に係る雑所得等の４月末現在のデータを抽出し、当初調定実績リストを出力できること。 ［更正処理・全般］ （313）調定表 及び 異動者ごとの調定内訳には、納税義務者数、都道府県民税、市町村民税、普徴・特徴（現年度分および翌年度分）・過年度及び、均等割・所得割等の区分があること。			【7.1.3.調定表作成】 徴収区分ごと及び全徴収区分の調定表（現年度分及び過年度分）を作成できること。	調定表の出力機能であり、月次での集計は必須の想定です。 D市は調定表の集計単位、表示仕様について詳細が記載されておりますが、出力項目等の詳細については、帳票要件で検討する予定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか ※帳票一覧でも詳細を確認します。	
7.1.3.		例月処理分については、各項目ごとに前回からの増減も表示できること		【異動調定】 396.任意の基準日時点の調定表で、前回調定額との差額が確認できる集計表が各徴収区分ごと、各年度ごとにシステムで自動作成できること。 397.任意の基準日時点の県税報告資料で、前回集計額との差額が確認できる集計表がシステムで自動作成できること。	6.2.6.調定表出力（当初）（603） ■選択した任意の履歴間の差分を表示でき、帳票が出力できること。 6.3.6.調定表出力（更正）（851） ■選択した任意の履歴間の差分を表示でき、帳票が出力できること。				【7.1.4.調定表作成】 例月処理分については、各項目ごとに前回からの増減も表示できること	詳細な出力項目については、帳票要件で検討する予定です。	※帳票一覧でも詳細を確認します。	
7.1.4.	調定額報告書	都道府県が指定する様式で調定額報告書、調定額変更報告書等の作成に必要な情報を一括で出力できること。	No.10_6			［証明・全般］ （185）月次の調査資料等、県報告用資料をサポートしていること。			【7.1.5.調定額報告書】 東京都指定様式の調定額報告書、調定額変更報告書を一括で出力できること。 東京都調定情報報告作成（東京都ツール）に必要な情報を全て住民税システムから電子データ（CSV等）で出力できれば可とする。	都道府県民税額の報告等、都道府県への報告は必須の想定です。 ただし、機能を要求している団体が2団体のみであるため、右記について確認させていただきます。 ※別途実施している「【調査票】都道府県別統計資料の標準化検討」の調査結果も踏まえ、要件を検討します。	<確認事項> 都道府県への報告資料の作成について、現行運用について確認の上、機能の必要性を検討いたします。 [想定する運用状況] ①システムから報告資料の作成に必要な情報が報告様式で出力される。 ②報告資料の作成に必要な情報が出力され、結果を参照しながら報告資料を作成する。 ③報告資料の作成に必要な情報を複数のデータ、帳票を組み合わせて確認し、報告資料を作成する。 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）	
7.2. 各種統計資料作成												
7.2.1.	各種統計資料作成	各種統計資料（課税状況調、住宅借入金等特別税額控除集計表、住宅借入金等特別税額控除異動者一覧(特別徴収・普通徴収)、徴収取扱費交付金算定資料）の作成(データ、紙)ができること。	No.10_1,11	【交付税資料】 407.交付税基礎資料となる分離譲渡所得の調定一覧が作成できること。 短期、短期軽減、長期一般、長期優良、長期居住、株式譲渡、未公開株式譲渡の分類で作成ができ、総合計も出力できること。また、当初一括課税計算前でも集計ができること。 【課税状況調】 408.課税状況調の自動集計ができること。 409.表内、表間突合のエラーがでないように端数調整が自動でできること。 410.端数調整後、１２表の所得割額合計が、実調定額と同額のレベルで調整できること。 411.最終的に残るＯＫエラーの原因究明ができること。 （例　５表の税額調整措置部でエラーとなるようなとき、そのエラーデータの該当者を抽出できる） 412.国様式のエクセルファイルに自動的にデータ転送ができること。 413.付属調査表県様式のエクセルファイルの計算ができること 414.集計された値の根拠（明細）を検索することができること。		［課税状況調・全般］ （195）課税情報を基に、各種集計・端数処理ができること。 （196）課税状況調は、県書式の課税状況表に整数値の出力が可能なこと （197）課税状況調の端数処理は、各種突合チェックを満たす調整が行えること。 （198）総務省から提示される電子調書に連携できる機能があること。 ［課税状況調・課税状況調強制修正］ （199）端数調整前の一円単位表示と端数調整後の千円単位表示ともに内容確認ができること。 （200）課税状況調の集計結果は、表番号を指定することにより、画面上で照会できること。 （201）課税状況調の各表・行・列に集計されている個人を特定する機能があること。 ［課税状況調・課税状況調マスタ作成］ （326）個人課税情報を抽出しレイアウト変換した後、課税状況調マスタ情報を作成できること。 ［課税状況調・課税状況調マスタチェック］ （327）課税状況調マスタ情報のデータに対し、論理チェックを行い、エラーリストを出力できること。 ［課税状況調・集計処理］ （328）課税状況調マスタ情報より指定賦課年度のデータを抽出し、所得階層ごとに振分けを行い、階層振分け情報及び課税状況調（集計）情報を更新できること。 ［課税状況調・電子調査表連携ファイル作成］ （329）電子調査表（総務省提供）への連携ファイルを作成できること。	［統計関係・調定集計表］ （308）調定集計表の作成ができること ※当初課税時・月ごとで集計表を作成できること ［統計関係・課税状況調べ対応］ （309）総務省が毎年行なう、課税状況調べの作成ができること ［統計関係・賦課額報告書（その１・その２・その３）］ （310）６月末、３月末に都道府県へ提出する賦課額報告書を作成するための統計資料が作成できること。 ※別紙参照 ［統計関係・収入見込］ （311）年３回作成し、財政課へ報告。収入見込を作成するため以下の集計値が参照できること。 ①課税状況調べ第14表と同等の数値（この数字は年1回、5月末までに集計できること） ②各調定期において、均等割・所得割及び市税・県税に区分し次の数値が集計できること ・徴収区分（給与特徴(退職金を含む)・普徴・年金特徴・過年度分(人数は不要)）ごとの合計調定額・人数（累計が参照できることが望ましい） ・徴収区分の合計変更額(例：普徴→給特　変更額のみ参照できれば良く、人数や区分間の詳細は不要。累計が参照できること) ・徴収区分の重複の無い合計納税義務者数（均等割・所得割の区分は不要で、市税のみの集計で可） ③税法改正に伴う影響金額を推計するため、該当となる人数や金額などが抽出できること（改正内容は多岐に亘るため、具体的な記載はできない） ※ユーザー側でデータを加工するものであっても可 ※収入見込算出でシステムでできることを具体的に明記すること ［統計関係・交付税に関する調査］ （312）毎年５月上旬までに作成。調査時期における分離課税所得の種類（確定申告書第三表の所得金額分離課税の分類：分離短期一般、短期軽減、長期一般、長期特定、長期軽課、未公開株式譲渡、上場株式譲渡、上場株式配当、先物取引）ごとの件数及び市税・県税に区分した所得割額の合計を集計できること。		【7.2.1.各種統計資料作成】 各種統計資料（課税状況調、住宅借入金等特別税額控除集計表、住宅借入金等特別税額控除異動者一覧(特徴・普徴)、徴収取扱費交付金算定資料）の作成(データ、紙)ができること。	課税状況調、交付金算定資料の作成は必須の想定です。帳票一覧でも確認します。 次年度予算編成用の統計資料作成については、必要性を確認のうえ、機能の記載を検討いたします。	<確認事項> 次年度予算編成用の資料作成について現行の運用を確認いたします。 税業務での作業範囲を踏まえ、要件化方針を検討します。 【運用状況】 ①税業務として、次年度予算編成にかかる統計作業を実施している。 ②他部門の依頼に応じて、次年度予算編成にかかる統計作業を実施している。 ③他部門の依頼に応じて、各種集計表（予算編成以外の目的で税業務で利用するための集計）を提供している ④次年度予算編成にかかる作業は他部門を中心実施しており、税業務として統計作業等は実施していない ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
7.2.2.	EUC	EUC機能（汎用のデータ抽出機能）を有していること。 ・任意の抽出条件を指定し、条件に該当するデータを抽出できること。 ・テーブル結合によるデータ抽出もできること。 ・抽出結果は、CSVなど加工可能なデータ形式で出力できること。 ・任意の抽出条件を保存することができ、保存した条件でデータ抽出ができること。		【議会報告資料】 415. 年間調定額の推移や、事業所得の推移など、議会への説明等に必要なデータ集計ができること。 416.個人住民税課（税務課）職員で、権限の設定次第では容易にテキスト形式（ＣＳＶ，ＴＸＴ等）でデータの抽出を行うことができること。	6.7.2.EUC（956） ■システムの保持しているデータをエンドユーザーの指定した任意の条件で抽出したＣＳＶ、ＥＸＣＥＬデータで出力できること。 6.7.9.異動者データ出力	［データ抽出・抽出条件設定］ （202）任意の抽出条件を指定し、条件に該当するデータを抽出し、画面表示できること。 （203）上記で抽出された結果を．ＸＬＳ／．ＣＳＶ／．ＸＭＬ形式でファイル出力できること。 （204）ＥＵＣ機能では、一覧表や宛名シールの帳票選択ができ、抽出条件、出力順序、出力条件を組み合わせて必要に応じた出力機能を有すること。 （205）ファイル変換した場合は変換を行った「職員名」「端末ＩＤ」「出力形式」「出力先」をログとして保存できること。			【7.2.3.EUC】 EUC機能（汎用のデータ抽出機能）を有していること。 （原則としてすべての項目が抽出できること）	特に統計や内部帳票などで対応しきれない情報を扱うことなどから、EUCにより任意にデータを抽出できる機能は必須の想定です。 また、各システムのテーブル構造に関わらず柔軟にデータ抽出できること、内部帳票の代替として使用するために使用頻度が高いものを登録する必要があることから、「テーブル結合」「条件保存」も必須要件としています。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
8. 賦課情報等受渡												
8.1. 賦課情報等受渡												
8.1.1.	賦課（調定）情報受渡	収滞納業務と連携し、賦課（調定）情報（更正処理時の異動情報を含む）を受け渡すことができること。 受渡情報には年金特別徴収の翌年度仮徴収額、並びに配当割・株式譲渡所得割の控除額、控除不足額及び充当額も含むこと。	No.3_8 No.4_12		6.2.1.当初課税（合算含）（305、307、308、309、310） ■手動で収納情報を連携できること。 ■手動で収納情報を連携される際には、収納情報を未更新の該当者が連携されること ■手動で収納情報を連携される際には、個別に該当者を選択して選択した該当者のみ収納情報の連携ができること。 ■収納情報が更新されるまでの間は、未更新であることが課税情報参照画面に表示されること。 ■収納部門への情報連携は即時/手動が選択できること。 ■翌年の仮徴収金額が税額更正にともない変更されること。 6.3.3.更正（税額変更）(691、693、694、695、696、708、710、763、764) ■手動で収納情報を連携できること。 ■手動で収納情報を連携される際には、収納情報を未更新の該当者が連携されること ■手動で収納情報を連携される際には、個別に該当者を選択して選択した該当者のみ収納情報の連携ができること。 ■収納情報が更新されるまでの間は、未更新であることが課税情報参照画面に表示されること。 ■収納部門への情報連携は即時/手動が選択できること。 ■収納データと連携し納付額が反映されていること。 ■収納データと連携し領収日が反映されていること。 ■取り込んだ該当月の収納消込用ファイル未作成データのみ表示されること。（未作成データのみ表示/全データ表示を選択できること。） ■収納消込用ファイルの会計日を任意で指定したうえで、収納消込用ファイルを作成し出力ができること。	［更正入力・全般］ （160）異動入力を行った場合は、課税情報を更新するとともに、「収納システム」へ即時に連携ができること。（過年度異動で減額の場合も含む） ［当初課税処理・還付・充当整理票出力］ （298）還付・充当整理票及び収納消込ファイルを出力できること。収納消込ファイルは収納の一括処理で使用する。 ［更正処理・還付・充当一覧出力］ （325）還付・充当整理票及び収納消込ファイルを出力できること。収納消込ファイルは収納の一括処理で使用する。 ［年金特別徴収・収納調定更正処理（更新）］ （359）調定収納情報更新用ファイルより調定収納情報を更新できること。	［当初税額計算・株譲割・配当割還付充当］ （149）株譲割・配当割の充当還付を収納連携できること。 ［当初税額計算・収納連携］ （154）収納システムに連携できること ［賦課更正管理・更正結果収納連携］ （210）異動入力の結果が収納システムに連携されること ［特徴台帳管理・収納連携］ （255）異動更正の結果が収納システムに反映されること		【8.1.1.賦課（調定）情報受渡】 収滞納業務と連携し、賦課（調定）情報（更正処理時の異動情報を含む）を受け渡すことができること。 受渡情報には年金特徴の翌年度仮徴収額、並びに配当割・株式譲渡所得割の控除額、控除不足額及び充当額も含むこと。	収納システムへの連携機能であり、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
9. 検索												
9.1. 検索												

No.	機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討項目（論点）
9.1.1.	検索対象	個人住民税に係る諸情報（個人、世帯、事業所の基本情報、課税情報等）及び異動履歴（帳票発行履歴、特記事項（メモ）等を含む）を照会できること。				［共通・該当者検索］ （1）検索条件として、「生年月日」「性別」「カナ氏名」「漢字氏名」「住民コード」「世帯コード」「住所」「方書」「住所コード」「電話番号」からの検索ができること。	［共通・検索範囲選定］ （17）検索対象に、履歴情報を含む場合と含まない場合を選択できること （18）過去に行なった検索結果を履歴として保持し、参照・再検索できること ※前処理者など複数件保持されることが望ましい （19）検索結果は一度に20件以上表示できること ※業務上複数件表示が必要 ただし、20件にはこだわらない （20）大量な検索結果がある場合はシステムに負荷がかからない程度の件数で検索を中断して結果を表示し、必要な場合は継続して検索できること ※検索を中止し絞込み条件の要求を行なう等でも可 （21）検索該当者が複数ある場合は検索結果一覧に宛名番号・氏名（通称名、併記名）・住所・生年月日・性別が表示されること		【9.1.1.検索対象】 個人住民税に係る諸情報（個人、世帯、事業所の基本情報、課税情報等）及び異動履歴（帳票発行履歴、特記事項（メモ）等を含む）を照会できること。	基本情報、課税情報の検索照会機能は必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
9.1.2.	検索条件	氏名・事業所名（カナ・漢字・アルファベット、外国人通称名）、年度、生年月日、性別、住所（現住所、賦課期日住所）、事業所番号、住民番号（８桁以上）、通知書番号、個人番号・法人番号等での検索ができること。		【問い合わせ】 367.氏名かな、氏名漢字、生年月日、現存喪失、個人番号、世帯番号、年度・通知書番号を指定しての検索ができること。 368.住所、事業所番号での検索ができること。 369.個人番号、氏名、住所、郵便番号、行政区、送付先設定、口座振替情報、納税管理人情報、生年月日が表示できること。 371.事業所名かな、事業所名漢字、指定番号を指定しての検索ができること。 372.事業所名、住所、指定番号が表示できること。 373.課税台帳等データを管理している画面全てをｵﾝﾗｲﾝで照会できること。	6.7.5.表示履歴（1037、1038） ■参照（検索後に表示）した該当者（事業所含む）の表示履歴が保持されること。 ■表示履歴を選択すると、該当者（事業所含む）の画面へ遷移できること。 6.7.8.検索（1080-1141） ■次の条件で課税資料の検索、特定ができること。 削除された課税資料 課税客体のアンマッチ別（個人、事業所） 二表情報のアンマッチ別（内訳、扶養、専従、専従資料、二表登録の無い該当、個人番号） 収入のアンマッチ別（給報、専給、年金） ■次の条件で国税資料の検索、特定ができること。 国税連携データの各種保有情報 指定したファイルの取込日 処理状態（処理済/未処理） 課税資料の種類 課税資料のコード番号 課税資料のコード内連番 宛名番号 個人番号 削除された国税連携データ 宛名アンマッチ カナ氏名 漢字氏名 生年月日 ■カナ氏名検索は旧姓検索も選択できること。	［共通・該当者検索］ （5）カナ氏名検索では「ズ」と「ヅ」、「ジ」と「ヂ」、「ワ」と「ハ」、「ャ」と「ヤ」、「ュ」と「ユ」、「ョ」と「ヨ」、「ヲ」と「オ」、「ヴァ」と「バ」、「ヴィ」と「ビ」、「ヴ」と「ブ」など、区別せず両方抽出できること。 （6）カナ氏名、漢字氏名については部分検索（前方一致・部分一致）ができること。	［共通・検索キー］ （1）個人氏名・法人名称で検索できること （2）氏名カナ・外国人通称名カナ・法人名称カナで検索できること （4）氏名や氏名カナの検索では、旧姓による検索ができること （5）個人住所、法人所在地で検索できること ※方書でも検索できることが望ましい ※住所履歴を検索対象に含む場合と含まない場合を選択できること （6）生年月日・性別で絞り込み検索ができること （7）システムで個人を特定する番号で検索できること （8）法人番号で検索できること （9）世帯番号で検索できること （10）指定番号で検索できること （11）事業所の指定番号と、事業所の給与受給者個人を特定する番号で検索できること （12）課税資料に付した資料番号で検索できること （13）納税通知書番号で検索できること （14）課税年度を指定して検索できること （15）番号制度（マイナンバー）の個人番号・法人番号で検索できること		【9.1.2.検索条件】 氏名・事業所名（カナ・漢字・アルファベット、外国人通称名）、年度、生年月日、性別、住所（現住所、賦課期日住所）、事業所番号、住民番号（８桁以上）、通知書番号、個人番号・法人番号等での検索ができること。	検索機能であり、使用頻度も高く必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
9.1.3.		検索画面では氏名・フリガナのあいまい検索、前方・後方一致検索、複合検索ができること。			6.7.8.検索（1142、1143） ■カナ氏名/漢字氏名/住所検索については、あいまい検索ができること。 ■条件を組み合わせて検索ができること。		［共通・検索キー］ （3）氏名や氏名カナの検索では、前方一致など曖昧氏名検索、清音処理検索ができること （16）検索項目は単独または複数を組み合わせて検索ができること		【9.1.3.検索条件】 検索画面では氏名・フリガナのあいまい検索、前方・後方一致検索、複合検索ができること。	同上	同上	
10. 他システム連携												
10.1. 他システム連携												
10.1.1.	外部機関システム連携（入出力）	国税連携による２９４－３通知・ワンストップ特例・扶養是正連絡・他団体回送のデーター括送受信にも対応できること。 ※以下の受信データを取り込めること 294-3通知、ワンストップ特例、他団体回送 ※以下の送信データを作成できること 294-3通知、扶養是正連絡、他団体回送	No.3_28	【賦課期日住民確定】 19.地方税法２９４条３項（住民票はあるが、他市区町村で課税される人）の情報登録ができること。また前年度の居住地を引き継いで管理できること。 20.地方税法２９４条３項（住民票はあるが、他市区町村で課税される人）の該当者情報をデータで抜き出し可能とすること。 21.地方税法２９４条３項（住民登録地は他市町村だが、住登外課税する人）の情報登録ができ、入力される給報等のチェックができること。 22.ｵﾝﾗｲﾝで地方税法２９４条３項（住民登録地は他市町村だが、住登外課税する人）の情報登録ができ、入力される給報等のチェックができること。					【10.1.3.外部システム連携（入出力）】 国税連携による２９４－３通知・ワンストップ特例・扶養是正連絡・他市回送のデーター括送受信にも対応できること。 ※以下の受信データを取り込めること 294-3通知、ワンストップ特例、他市回送 ※以下の送信データを作成できること 294-3通知、扶養是正連絡、他市回送	外部機関との連携については、連携仕様が共通であり、全国で同様機能の実装が可能と考えられるため、必須の想定です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
11. その他												
11.1. その他												
11.1.1.	異動履歴管理	各種基本情報、課税情報等の異動履歴（オンライン画面での入力、データ取込による一括更新を含む）情報を管理（データ更新時自動登録、システム画面上での参照）ができること。 また、最新の異動履歴を削除することで誤操作等により更新された情報を更新前に戻すことができること。		【賦課期日住民確定】 16.賦課期日以前にさかのぼる住民基本台帳の異動対象者の情報を自動的に反映できること。 【給報収集】 89.課税入力画面で履歴を有し、同画面で変更前の全履歴内容・変更後を確認でき、更新入力者が確認できること。 【公的年金収集】 112.課税入力画面で履歴を有し、同画面で変更前の全履歴内容・変更後を確認でき、更新入力者が確認できること。 【住民税申告書収集】 129.課税入力画面で履歴を有し、同画面で変更前の全履歴内容・変更後を確認でき、更新入力者が確認できること。 【確定申告書収集】 154.課税入力画面で履歴を有し、同画面で新旧を確認できできること。 166.課税入力画面で履歴を有し、同画面で変更前の全履歴内容・変更後を確認でき、更新入力者が確認でき 【外部媒体連携】 188.課税入力画面で履歴を有し、同画面で新旧を確認できできること。 【電子申告】 206.課税入力画面で履歴を有し、同画面で変更前の全履歴内容・変更後を確認でき、更新入力者が確認できること。 213.課税入力画面で履歴を有し、同画面で新旧を確認できできること。 【異動、その他】 363.データの更新を行なった職員を通常の照会画面で特定できること。 【問い合わせ】 383.課税台帳の過去の課税情報（主な項目 資料区分（確申等）、異動日、異動事由、所得・控除・本人扶養サイン、所得割・均等割額等）を５年分以上一つの画面で経年比較ができること。 384.世帯の課税状況を一覧形式で確認ができること。また、世帯員の徴収区分、課税資料、特徴事業所（指定番号）、合計所得、専従区分、給報枚数、294条状況、障害者・寡婦・未成年状況、扶養状況、メモ状況などが確認できること。	6.1.3.申告受付登録（225） ■データ更新履歴を保持すること。 6.2.1.当初課税（合算含）（275） ■合算の変更履歴が残り、確認できること。 6.3.3.更正（税額変更）（707） ■履歴ごとにメモを入力できること。（事業所メモとは別に） 6.7.3.個人／事業所課税情報参照（1010、1011、1013、1014、1015） ■異動履歴が参照できること。（氏名/宛名番号/年税額/異動事由/異動日/処理日等） ■異動履歴ごとにその時点での課税状況が参照できること。 ■退職所得の異動の履歴が参照できること。 ■履歴ごとにその時点での課税状況が参照できること。 ■退職所得の納付履歴情報が参照できること。（通知書番号/期別/領収日/会計日/分冊/納付額/還付額/充当額）	［異動処理・全般］ （51）特徴及び普徴の決定処理後は自動的に履歴作成され随時、照会できること。 ［各照会画面・全般］ （166）個人課税内容を、履歴を含め照会でき、各年度毎に１画面で表示できること。	［賦課更正管理・異動処理の取消］ （205）賦課更正に誤りがあった場合、異動処理の取消ができること ※賦課更正取消の履歴が保持されること ※更正変更送付済みであっても取消ができること ［特徴台帳管理・更正履歴保持］ （250）課税年度ごとに更正履歴が保持され、参照できること	49:資料内容の変更履歴(入力日時及び入力者を含む)がオンライン画面で確認できること。 282:オンラインで検索した納税義務者について、１つの課税対象年度の賦課・期割月割内容に対して、特別徴収異動届に伴う変更及び特別徴収への切替を入力することができること。 また、入力にあっては以下の要件を全て満たすこと。 (要件) ・入力日及び変更履歴が管理できること。		台帳の異動履歴の管理は事務の正確性を保つうえで必要な基本的機能として必須の想定です。 B市については、画面表示の詳細が要件化されている認識です。原則画面表示は検討対象外としているため、本要件の記載粒度で問題ないと判断しております。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
							［申告受付・申告受付機能］ （302）申告受付支援機能があること ［申告受付・申告者情報表示］ （304）申告者を検索し、前年度の課税情報、新年度の課税資料（給報、年報等）等を参照しながら、申告受付ができること ［申告受付・社会保険料納付額参照］ （307）前年中に納付した社会保険料（国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料）を参照しながら、申告受付ができること		【11.1.1.申告支援機能】 個人住民税及び確定申告受付会場で使用できる申告受付に必要な機能を備えていること。	申告書支援システムにかかる要件のため、本検討においては対象外としております。	※本件等の対象外です	
							［申告受付・ローカルNW利用］ （303）税基幹システムが稼動するネットワークから切り離し、ローカル環境で利用できること ［申告受付・課税資料データ利用］ （306）申告受付支援機能で入力したデータを新年度の課税資料データとして登録できること		【11.1.2.申告支援機能】 オフライン環境でも利用可能であり、ネットワーク接続後、入力データがシステムに取り込めること。	申告書支援システムにかかる要件のため、本検討においては対象外としております。	※本件等の対象外です	
							［申告受付・申告情報入力］ （305）申告者の収入・所得・所得控除を入力することで申告書の作成・印刷ができること		【11.1.3.申告支援機能】 出力する帳票を指定し、入力した金額を基に確定申告書・住民税申告書を出力できること。	申告書支援システムにかかる要件のため、本検討においては対象外としております。	※本件等の対象外です	

機能名称			仕様要たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点等）	検討項目（論点）
						6.1.3. 申告受付登録（120, 135, 183, 199） ■（申告支援システム内だけの宛名および申告支援システム外の他システムとも共通利用できる宛名が作成できること）。 ■申告支援システムで受けた所得税の確定申告について、申告内容をデータで国税庁に送信できること。 ■申告支援システムで入力をした確定申告書データを当初課税資料として反映できること。 ■申告支援システムと連携する国税連携データを取り込んだ際には、国税連携データは自動で削除され、削除された旨が表示されること。	［確定申告書入力・全般］ （83）当初データ課税入力において、申告書受付システムからのデータ取り込み方式が可能であること ［住民税申告書入力・全般］ （91）当初データ課税入力において、申告書受付システムからのデータ取り込み方式が可能であること				申告書支援システムにかかる要件のため、本検討においては対象外としております。	※本件等の対象外です	